

40 第十項、第二十一項から第二十三項まで又は第二十六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における投資法人の最低純資産額の減少、合併又は清算に関する登記その他の登記の申請その他の登記に関する手続については、なお従前の例による。

41 第三十四項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

42 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、内閣府令で定める。

(信用金庫法の一部改正)

第百九十三条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

「第四章 管

第一節

第二節

第三節

目次中「第九条」を「第九条の二」に、「第四章 管理（第三十一条―第五十二条）」を

第四節

第五節

第六節

第七節

第八節

第九節

理

通則（第三十一条）

役員（第三十二条―第三十五条の九）

理事会（第三十六条―第三十七条の二）

計算書類等の監査等（第三十八条―第三十八条の四）

に、「全国連合会の債券」を「全国連合会債」

役員等の責任（第三十九条―第三十九条の四）

支配人（第四十条・第四十一条）

総会等（第四十二条―第四十八条の八）

総代会（第四十九条・第五十条）

出資一口の金額の減少（第五十一条―第五十二条の二）

に、「第五十四条の十四」を「第五十四条の二十」に、「第五十四条の十五―第五十四条の十八」を「第五十四条の二十一―第五十四条の二十四」に、「合併及び事業等の譲渡又は譲受け」を「事業の譲渡又は譲受け及び合併」に、「第六十一条」を「第六十一条の七」に改め、「整理」を削り、「第九十二条」を「第九十三条」に改める。

第六条第二項中「名称」の下に「又は商号」を加え、同条第三項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）」を「会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条第一項第一号口中「資本」を「資本金」に改める。

第八条中「登記を必要とする」を「登記すべき」に改める。

第一章中第九条の次に次の一条を加える。

(会社法の規定を準用する場合の読替え)

第九条の二 この法律の規定(第八十七条の四第四項を除く。)において会社法の規定を準用する場合に
は、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「取締役」とあるのは「理事」と、「監査役」とある
のは「監事」と、「会社」とあり、「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。)」と、「会計監査人設置会社」とあるのは「特定金庫(信用金庫法第三十八条の二第三項に規定する特定金庫をいう。)」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社その他金庫がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。)」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「株主」とあるのは「会員」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「定時株主総会」とあるのは「通常総会」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と読み替えるものとする。

第十条第一項ただし書中「資本」を「資本金」に改める。

第十二条第一項中「会員は、各々一箇」を「会員は、各一個」に改め、同条第二項中「につき、」の下に「書面又は」を加え、「行う」を「行使する」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「証する」を「証明する」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「行う」を「行使する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第六十五条第二項第九号を除き、以下同じ。）により行使することができる。

第十二条に次の二項を加える。

6 代理人は、前項の代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

7 代理人による代理権の行使については会社法第三百十條第四項から第七項まで（議決権の代理行使）

の規定を、書面による議決権の行使については同法第三百十一條（第二項を除く。）（書面による議決

権の行使）の規定を、電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二條（電磁的方法による

議決権の行使）の規定を準用する。この場合において、同法第三百十條第四項及び第三百十二條第二項

中「第二百九十九條第三項」とあるのは「信用金庫法第四十五條第四項」と、同法第三百十條第四項中

「前項」とあるのは「同法第十二條第六項」と、同條第六項中「第三項」とあるのは「信用金庫法第十

二條第六項」と、同條第七項中「株主（前項の株主總會において決議をした事項の全部につき議決権を

行使することができない株主を除く。次條第四項及び第三百十二條第五項において同じ。）」とあるの

は「會員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十七條第三項中「議決」を「決議」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十一條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同條第二項中「前項但書」を「前項ただし

書」に改める。

第二十三條第一項を次のように改める。

金庫を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

第二十三条第三項中「商法第六十七条」を「会社法第三十条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「第二十三条第七項若しくは第九項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定による場合を除き、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「金庫」に、「左の」を「次に掲げる」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 公告方法（金庫が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

第二十三条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項各号に掲げる事項のほか、金庫の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効

力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

第二十三条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（定款の備置き及び閲覧等）

第二十三条の二 金庫は、定款を各事務所に備え置かなければならない。

- 2 会員及び金庫の債権者は、業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつている金庫についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第二十四条第三項中「議決」を「決議」に改め、同条第四項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「もの」の下に「（以下この章において「設立時会員」という。）」を加え、同条第六項を次のように改める。

6 発起人は、創立総会において、設立時会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が創立総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより設立時会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第二十四条に次の四項を加える。

7 創立総会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8 発起人（金庫の成立後にあつては、当該金庫）は、創立総会の日から十年間、前項の議事録を発起人が定めた場所（金庫の成立後にあつては、その主たる事務所）に備え置かなければならない。

9 設立時会員（金庫の成立後にあつては、その会員及び債権者）は、発起人が定めた時間（金庫の成立後にあつては、その業務取扱時間）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第七項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 第七項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を

内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

10 創立総会における設立時会員については第十二条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第二百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定

める。

第二十八条を次のように改める。

（金庫の設立についての会社法の準用）

第二十八条 金庫の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条から第八百三十九条まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章中第三十一条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第三十一条の次に次の節名を付する。

第二節 役員

第三十二条第一項中「金庫に」を「金庫は」に、「置く」を「置かなければならない」に改め、同条第三項中「議決」を「決議」に改め、同条第五項中「取締役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加え、同条第六項中「（総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る）」を「（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての）」に改める。

第三十四条及び第三十五条を削り、第三十三条第一項中「理事」の下に「（以下「代表理事」という。

」を、「役員」の下に「(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者)」を加え、同条を第三十五条とする。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(金庫と役員との関係)

第三十三条 金庫と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の資格等)

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 この法律、会社法若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は証券取

引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項(有価証券届出書虚偽記載等の罪)、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若し

くは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び

国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

第三十五条の次に次の八条及び節名を加える。

（役員の任期）

第三十五条の二 役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第三十五条の三 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（忠実義務）

第三十五条の四 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、金庫のため忠実にその職務を行わなければならない。

（金庫との取引等の制限）

第三十五条の五 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために金庫と取引をしようとするとき。

二 金庫が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において金庫と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約及び双方代理）の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（理事についての会社法の準用）

第三十五条の六 理事については、会社法第三百五十七条第二項（取締役の報告義務）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）及び第三百六十一条（取締役の報酬等）の規定を準用する。

この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「会員」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、

「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事についての会社法の準用)

第三十五条の七 監事については、会社法第三百四十五条第一項から第三項まで（会計参与等の選任等についての意見の陳述）、第三百八十一条（監査役の権限）、第三百八十二条（取締役への報告義務）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、監査役の報酬等、費用等の請求）の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「監事の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「監事を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「信用金庫法第四十五条第一項第一号」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項の規定にかかわらず、金庫」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項

」とあるのは「信用金庫法第三十九条の四において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第三項」とあるのは「信用金庫法第三十九条の四において準用する第八百四十九条第三項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第三十九条の四において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の解任）

第三十五条の八 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の

会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第四十三条第二項及び第四十四条の規定は、前項の場合について準用する。

(代表理事)

第三十五条の九 代表理事は、金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 代表理事については、第三十五条の三、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 理事会

第三十六条から第三十七条の二までを次のように改める。

(理事会の権限等)

第三十六条 金庫は、理事会を置かなければならない。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 金庫の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

4 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

5 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他金庫の業務の適正を

確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

(理事会の決議)

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 理事会の招集については、会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（招集手続）の規

- 836 -

は、取締役及び監査役」とあるのは「理事及び監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（理事会の議事録の作成、備置き及び閲覧等）

第三十七条の二 理事会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 金庫は、理事会の日（前条第三項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第一項の議事録又は前条第三項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 会員は、その権利を行使するため必要があるときは、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げ

る請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

5 金庫の債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該金庫の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

6 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該金庫又はその子会社（第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。

第三十七条の二の次に次の節名を付する。

第四節 計算書類等の監査等

第三十八条を次のように改める。

（計算書類等の作成、備置き及び閲覧等）

第三十八条 金庫は、内閣府令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）及び業務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならぬ。

2 前項の計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 第一項の計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

4 前項の規定により監事の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。

5 金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、前項の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

6 理事は、第四項の規定により理事会において承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し

、又は提供しなければならない。

7 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

8 理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

9 金庫は、各事業年度に係る計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査の報告を含む。以下この条において「計算書類等」という。）を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

10 金庫は、計算書類等の写しを通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

11 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならない。

い。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第三十八条の次に次の三条及び節名を加える。

(特定金庫の監査)

第三十八条の二 信用金庫（政令で定める規模に達しない信用金庫を除く。）及び信用金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。

2 前項に規定する信用金庫以外の信用金庫は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

3 特定金庫（第一項に規定する信用金庫及び信用金庫連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く

信用金庫をいう。以下この条及び第六十一条第三号において同じ。）は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

4 特定金庫においては、前条第三項の監事の監査及び前項の会計監査人の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。

5 特定金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、前項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事及び会計監査人の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

6 特定金庫の理事は、第四項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に出し、又は提供しなければならない。

7 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

8 特定金庫の理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

9 特定金庫については、第四項の承認を受けた計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下こ

の項において同じ。）が法令及び定款に従い特定金庫の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして内閣府令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、第七項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を通常総会に報告しなければならない。

10 第三項の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）は、通常総会に出席して意見を述べることができる。

11 特定金庫については、前条第四項から第八項までの規定は、適用しない。

12 特定金庫に対する前条第九項の規定の適用については、同項中「監事の監査」とあるのは、「監事及び会計監査人の監査」とする。

13 特定金庫については、会社法第三百四十三條第一項及び第二項（監査役の選任に関する監査役の同意等）並びに第三百九十條第三項（監査役会の権限等）の規定を準用する。この場合において、同項中「監査役会」とあるのは「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計監査人についての会社法の準用）

第三十八条の三 会計監査人については、会社法第三百二十九条第一項（選任）、第三百三十七条（会計監査人の資格等）、第三百三十八条第一項及び第二項（会計監査人の任期）、第三百三十九条（解任）、第三百四十条第一項から第三項まで（監査役等による会計監査人の解任）、第三百四十四条第一項及び第二項（会計監査人の選任に関する監査役の同意等）、第三百四十五条第一項から第三項まで（会計参与等の選任等についての意見の陳述）、第三百九十六条第一項から第五項まで（会計監査人の権限等）、第三百九十七条第一項及び第二項（監査役に対する報告）並びに第三百九十八条第二項（定時株主総会における会計監査人の意見の陳述）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十八条第一項」と、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「会計監査人の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「信用金庫法第四十五条第一項第一号」と、同法第三百九十六条第一項中「次章」とあるのは「信用金庫法第三十八条の二第三項」と、「計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類」とあるのは「同項に規定する書類」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定

める。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第三十八条の四 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七条（会計監査人の資格等）及び第三百四十条第一項から第三項まで（監査役等による会計監査人の解任）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十八条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 役員等の責任

第三十九条を次のように改める。

（役員等の責任）

第三十九条 理事、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、金庫

に對し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 第三十五条の五第一項各号の取引によつて金庫に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第三十五条の五第一項の理事

二 金庫が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

3 第一項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員等がその在職中に金庫から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として内閣府令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事 六

二 代表理事以外の理事（会員外理事（金庫の理事であつて、当該金庫の会員、内閣府令で定める業務を執行する理事又は支配人その他の使用人（以下この号において「会員等」という。）でなく、かつ過去に当該金庫の会員等又は当該金庫の子会社の内閣府令で定める業務を執行する取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。次号において同じ。）を除く

。）四

三 会員外理事、監事又は会計監査人 二

5 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

6 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7 第四項の決議があつた場合において、金庫が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の内

閣府令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

8 第三十五条の五第一項第一号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

9 第四項の規定は、前項の責任については、適用しない。

第三十九条の次に次の三条及び節名を加える。

（役員等の第三者に対する責任）

第三十九条の二 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項について

の虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告（第八十九条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による金庫の事務所の店頭に掲示する措置及び第八十九条において準用する同法第三十八条の規定による金庫のすべての事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示する措置を含む。）

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員等の連帯責任）

第三十九条の三 役員等が金庫又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（役員等の責任を追及する訴え）

第三十九条の四 役員等の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における

責任追及等の訴え」の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「会員である者」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」と、同法第八百五十条第四項中「第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「信用金庫法第三十九条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 支配人

第四十条第二項を次のように改める。

- 2 支配人については、会社法第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十一条の次に次の節名を付する。

第七節 総会等

第四十五条を次のように改める。

(総会招集の手続)

第四十五条 理事（前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条において同じ。）は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の七日前までに書面をもつて会員に対しその通知を発しなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項

三 総会に出席しない会員が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 総会に出席しない会員が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 理事は、会員の数千人以上である場合には、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。

3 前条の規定により会員が総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項は、理事会の決議によ

つて定めなければならない。

4 理事は、第一項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

5 前項の電磁的方法による通知には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。

6 第一項及び第四項の規定にかかわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

第四十七条及び第四十八条を削る。

第四十六条第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「を金庫に通知したときは、その場所）にあてれば」を「又は連絡先を金庫に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、第四十五条第一項の通知に際して会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき

事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第四十六条を第四十八条とし、第四十五条の次に次の見出し及び二条を加える。

（総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第四十六条 理事は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この条及び次条において「総会参考書類」という。）及び議決権行使書面を交付しなければならない。

2 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。

第四十七条 理事は、第四十五条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内

閣府令で定めるところにより、会員に対し、総会参考書類を交付しなければならない。

2 理事は、第四十五条第四項の承諾をした会員に対し、同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、総会参考書類を当該会員に交付しなければならない。

3 理事は、第一項に規定する場合には、第四十五条第四項の承諾をした会員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 理事は、第一項に規定する場合において、第四十五条第四項の承諾をしていない会員から総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該会員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

第四十八条の次に次の七条及び節名を加える。

(総会の議事)

第四十八条の二 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議をすることができ。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の決議)

第四十八条の三 次に掲げる事項については、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 会員の除名

四 事業の全部の譲渡

五 第三十九条第四項に規定する責任の免除

(役員の説明義務)

第四十八条の四 役員は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第四十八条の五 総会においてその延期又は続行について決議があつたときは、第四十五条の規定は、適用しない。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第四十八条の六 金庫は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名、名称又は商号及び住所又は居所

二 加入の年月日

三 出資の口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 金庫は、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

3 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会員名簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 理事は、前項の請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う会員又は金庫の債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 請求者が当該金庫の業務の遂行を妨げ、又は会員の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

三 請求者が当該金庫の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであると

き。

四 請求者が会員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益をもつて第三者に通報するため請求を行つたとき。

五 請求者が、過去二年以内において、会員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益をもつて第三者に通報したことがあるものであるとき。

(総会の議事録の作成、備置き及び閲覧等)

第四十八条の七 総会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 金庫は、総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 金庫は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをつつているときは、この限りでない。

4 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（総会の決議についての会社法の準用）

第四十八条の八 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一

項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事、監事又は清算人（信用金庫法第三十五條の三（同法第六十四條において準用する場合を含む。）の規定により理事、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八節 総代会

第四十九條を削る。

第五十條第六項中「議決」を「決議」に改め、同條を第四十九條とする。

第五十條の二中「議決」を「決議」に改め、同條を第五十條とする。

第五十一条の前に次の節名を付する。

第九節 出資一口の金額の減少

第五十一条の前の見出しを「（債権者の異議）」に改め、同条第一項中「理事」を「金庫」に、「議決」を「決議」に、「金庫の債権者の閲覧に供するため」を「次条第二項第二号の期間の最終日から六月を経過する日までの間」に、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的記録により作成することができる。

3 金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 第二項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に

記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 金庫が出資一口の金額の減少をする場合には、金庫の債権者は、当該金庫に対し、出資一口

の金額の減少について異議を述べることができる。

- 2 前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

- 3 前項の規定にかかわらず、第一項の金庫が前項の規定による公告を、官報のほか、第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い、同項各号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

- 4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

- 5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、第一項の金庫は、当該債権者に対し、弁済し

、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第四章中第五十二条の次に次の一条を加える。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十二条の二 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十九條まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第五号中「株主

等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十三條第四項中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同条第五項第一号口中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同号ハ中「第五十四條の三の二第二項」を「第五十四條の四第一項」に、「短期債券」を「短期債」に改め、同号ニ中「第六十一條の二第二項」を「第六十一條の十第一項」に改め、同号ホ中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第二号の二において「旧特定短期社債」という。）を含む。）」を削り、同号ヘ中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同号ト中「を」とし、を」とし、を」とし、同号ト中「を」の「を」を「を」に改め、同号ト中「を」とし、同項第二号の二中「（旧特定短期社債を含む。）」を削り、同条第七項中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削り、同条第八項第二号中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条

第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「商法、担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五十四条第七項第二号中「担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同条第八項中「第十二項まで」を「第十一項まで」に、「同条第九項中「第三項第八号」とあるのは「次条第四項第八号」と同条第十一項中」を「同条第十項中」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第五章の二の章名を次のように改める。

第五章の二 全国連合会債の発行

第五十四条の二の見出し中「全国連合会の債券」を「全国連合会債」に改め、同条第一項中「債券（第五十四条の三の二）」を「全国連合会債（第五十四条の四）」に、「短期債券」を「短期債」に改め、同条第二項中「債券を」を「全国連合会債を」に、「債券の発行」を「その発行」に改め、同条第三項中「債券を」を「全国連合会債」に改める。

第五十四条の三の見出し及び同条第一項中「債券」を「全国連合会債」に改め、同条第二項中「債券を

発行した」を「全国連合会債を発行した」に、「発行券面額」を「全国連合会債の金額」に、「旧債券」を「発行済みの全国連合会債」に改める。

第五十四条の七を削る。

第五十四条の六（見出しを含む。）中「債券」を「全国連合会債」に改め、同条を第五十四条の七とする。

第五十四条の五の見出しを「（全国連合会債の種別等）」に改め、同条第一項中「全国連合会の発行する債券」を「全国連合会債の債券を発行する場合において、当該債券」に改め、同条第二項中「債券」を「全国連合会債」に改め、同条を第五十四条の六とする。

第五十四条の四の見出し中「債券」を削り、同条中「債券」を「全国連合会債」に改め、同条を第五十四条の五とする。

第五十四条の三の二の見出しを「（短期債の発行）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「債券（」を「全国連合会債（」に、「短期債券」を「短期債」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「債券の券面金額」を「全国連合会債の金額」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「債券」を「全

国連合会債」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「短期債券」を「短期債」に、「全国連合会の発行する債券の原簿」を「全国連合会債原簿」に改め、同条第三項中「短期債券」を「短期債」に改め、同条を第五十四条の四とする。

第五十四条の十八第二項中「第五十四条の十六第二項」を「第五十四条の二十二第二項」に改め、同条第三項中「第五十四条の十六第二項」を「第五十四条の二十二第二項」に、「第五十四条の十八第一項」を「第五十四条の二十四第一項」に、「第五十八条第三項又は」を「第六十一条の六第四項又は」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第五十八条第三項」を「第六十一条の六第四項」に、「第五十八条第三項の認可を受けて事業又は」を「第五十八条第六項の認可を受けて事業」に、「又は第五十八条第三項」を「又は第五十八条第六項」に、「事業若しくは」を「事業」に、「事業又は」を「事業」に改め、第五章の三中同条を第五十四条の二十四とする。

第五十四条の十七第一項第一号中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削り、同条第三項中「第五十八条第三項」を「第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項」に、「事業若しくは営業」を「事業」に改め、同条第五項中「第五十四条の十五第二項」を「第五十四条の二十一第二項」に、「第五十四条の十

七第一項」を「第五十四条の二十三第一項」に、「第五十四条の十七第三項」を「第五十四条の二十三第三項」に改め、同条を第五十四条の二十三とする。

第五十四条の十六第四項第一号及び第二号中「第五十八条第三項」を「第六十一条の六第四項」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第三号中「第五十八条第三項」を「第五十八条第六項」に、「事業又は営業」を「事業」に改め、同条を第五十四条の二十二とする。

第五十四条の十五第三項中「第五十八条第三項」を「第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「事業若しくは営業」を「事業」に改め、同条を第五十四条の二十一とする。

第五十四条の十四中「債券」を「全国連合会債」に改め、第五章の二中同条を第五十四条の二十とする。

第五十四条の十三を第五十四条の十九とする。

第五十四条の十二中「全国連合会の発行する」を「全国連合会債の」に改め、同条を第五十四条の十八とする。

第五十四条の十一（見出しを含む。）中「債券」を「全国連合会債」に改め、同条を第五十四条の十七とする。

第五十四条の十を削る。

第五十四条の九中「全国連合会の発行する」を「全国連合会債の」に改め、同条を第五十四条の十四とし、同条の次に次の二条を加える。

（全国連合会債原簿）

第五十四条の十五 全国連合会は、全国連合会債を発行した日以後遅滞なく、全国連合会債原簿を作成し、これに政令で定める事項（次項において「全国連合会債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

2 全国連合会債の債権者（無記名全国連合会債（無記名式の全国連合会債券が発行されている全国連合会債をいう。）の債権者を除く。）は、全国連合会債を発行した全国連合会に対し、当該全国連合会債の債権者についての全国連合会債原簿に記載され、若しくは記録された全国連合会債原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該全国連合会債原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することがで

きる。

3 前項の書面には、全国連合会の代表理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

4 第二項の電磁的記録には、全国連合会の代表理事が内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 前三項の規定は、当該全国連合会債について債券を発行する旨の定めがある場合には、適用しない。
(全国連合会債原簿の備置き及び閲覧等)

第五十四条の十六 全国連合会は、全国連合会債原簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 全国連合会債の債権者その他の内閣府令で定める者は、全国連合会の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 全国連合会債原簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 全国連合会債原簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 全国連合会は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 当該請求を行う者が全国連合会債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。

三 当該請求を行う者が、過去二年以内において、全国連合会債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十四条の八中「債券」を「全国連合会債」に改め、同条を第五十四条の十三とし、第五十四条の七の次に次の五条を加える。

（全国連合会債を引き受ける者の募集に関する事項の決定）

第五十四条の八 全国連合会は、全国連合会債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集全国連合会債（当該募集に応じて当該全国連合会債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる全国連合会債をいう。以下同じ。）についてその総額、利率その他の政令で定める事項を定めなければ

ならない。

(募集全国連合会債の申込み)

第五十四条の九 全国連合会は、前条の募集に応じて募集全国連合会債の引受けの申込みをしようとする者に対し、同条に規定する事項その他内閣府令で定める事項（第四項及び第五項において「通知事項」という。）を通知しなければならない。

2 前条の募集に応じて募集全国連合会債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を全国連合会に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集全国連合会債の金額及びその金額ごとの数

三 前二号に掲げるもののほか内閣府令で定める事項

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、全国連合会の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

号の数よりも減少し、又はしないものとすることができる。

2 全国連合会は、政令で定める期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集全国連合会債の金額及びその金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集全国連合会債の申込み及び割当てに関する特則）

第五十四条の十一 前二条の規定は、募集全国連合会債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（募集全国連合会債の債権者）

第五十四条の十二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集全国連合会債の債権者となる。

一 申込者 全国連合会の割り当てた全国連合会債

二 前条の契約により全国連合会債の総額を引き受けた者 その者が引き受けた全国連合会債

第五十五条の二を次のように改める。

（会計帳簿等）

第五十五条の二 金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 金庫は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

3 金庫は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
い。

4 金庫は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

5 金庫は、第三項の貸借対照表及び第三十八条第一項の書類を作成した日から十年間、これらの書類を保存しなければならない。

6 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿及び前項の書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 事業の譲渡又は譲受け及び合併

第五十八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（事業の譲渡又は譲受け）」を付し、同条第二項中「議決」を「決議」に改め、「他の金庫と合併し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、

同条第二項中「議決」を「決議」に改め、「営業又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その対価が最終の貸借対照表により当該金庫に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、総会の決議を経ることを要しない。

第五十八条第七項中「営業」を「事業」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「営業又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「前二項の合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の」を「第一項又は第二項の事業の譲渡又は」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十二条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条第二項の次に次の三項を加える。

3 金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合には、金庫は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約の相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

4 前項に規定する場合において、金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を金庫に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

5 金庫が事業の全部の譲受けを行う場合における事業の全部の譲受けに反対する会員からの持分の譲受けの請求については、第十六条第二項の規定は、適用しない。

第五十九条から第六十一条までを次のように改める。

(合併契約)

第五十九条 金庫は、他の金庫と合併をすることができる。この場合においては、合併をする金庫は、合併契約を締結しなければならない。

(吸収合併)

第六十条 金庫が吸収合併（金庫が他の金庫とする合併であつて、合併により消滅する金庫（以下「吸収合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金庫（以下「吸収合併存続金庫」という

。に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併存続金庫及び吸収合併消滅金庫の名称及び住所
- 二 吸収合併存続金庫の地区及び出資一口の金額
- 三 吸収合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 吸収合併消滅金庫の会員に対して交付する金銭の額を定めたときは、その定め
- 五 吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）
- 六 その他内閣府令で定める事項

（新設合併）

第六十一条 二以上の金庫が新設合併（二以上の金庫がする合併であつて、合併により消滅する金庫（以下「新設合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併により設立する金庫（以下「新設合併設立金庫」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅金庫の名称及び住所

二 新設合併設立金庫の地区及び出資一口の金額

三 新設合併設立金庫が特定金庫である場合の会計監査人の氏名又は名称

四 新設合併設立金庫の準備金の額に関する事項

五 新設合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項

六 新設合併設立金庫の定款で定める事項

七 その他内閣府令で定める事項

第七章中第六十一条の次に次の六条を加える。

（吸収合併消滅金庫の手続）

第六十一条の二 吸収合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の日の二週間前の日

二 第四項において準用する第五十二条第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併消滅金庫の会員及び債権者は、吸収合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併消滅金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

4 吸収合併消滅金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替

えは、政令で定める。

5 吸収合併消滅金庫は、吸収合併存続金庫との合意により、効力発生日を変更することができる。

6 前項の場合には、吸収合併消滅金庫は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

7 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条及び第六十一条の六の規定を適用する。

（吸収合併存続金庫の手続）

第六十一条の三 吸収合併存続金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の日
の二週間前の日

二 第四項の規定による公告の日又は同項の規定による通知の日のいずれか早い日

三 第六項において準用する第五十二条第二項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併存続金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅金庫の総会員の数が吸収合併存続金庫の総会員の数の五分の一を超

えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合は、この限りでない。

4 吸収合併存続金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続金庫は、効力発生日の二十日前までに、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅金庫の名称及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

5 前項に規定する場合において、吸収合併存続金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

6 吸収合併存続金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 吸収合併存続金庫は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続金庫が承継した吸収合併消滅金庫の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

8 吸収合併存続金庫は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

9 吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（新設合併消滅金庫の手続）

第六十一条の四 新設合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立金庫の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記

録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の日の二週間前の日

二 第四項において準用する第五十二条第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 新設合併消滅金庫の会員及び債権者は、新設合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅金庫は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

- 4 新設合併消滅金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設合併設立金庫の手続等)

- 第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立については、適用しない。

- 2 合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

- 3 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

- 4 第二項の規定による設立委員の選任については、第四十八条の三の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 5 第二項の規定による役員の選任については、第三十二条第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 6 新設合併設立金庫は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立金庫が承継した新設合

併消滅金庫の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

7 新設合併設立金庫は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

8 新設合併設立金庫の会員及び債権者は、新設合併設立金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併の効果)

第六十一条の六 吸収合併存続金庫は、効力発生日に、吸収合併消滅金庫の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅金庫の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

3 新設合併設立金庫は、その成立の日に、新設合併消滅金庫の権利義務を承継する。

4 金庫の合併については、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第四条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

(合併の無効の訴え)

第六十一条の七 金庫の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第

一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要
的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第
三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに第八百
四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十
三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号
に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号
に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非
訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合
において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員
、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読
み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八章を次のように改める。

第八章 解散及び清算

(解散の事由)

第六十二条 金庫は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 合併（合併により当該金庫が消滅する場合に限る。）

三 破産手続開始の決定

四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

五 事業の全部の譲渡

六 事業免許の取消し

(会社法等の準用)

第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社能力）、第四百七十八条（第二項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。））（清

算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百三条まで（貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除斥）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査をすべき者の選任の裁判）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の

定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「信用金庫法第六十二条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十四条 金庫の清算人については第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十五条の三から第三十五条の五まで、第三十五条の九、第三十九条及び第三十九条の二の規定並びに会社法第三百五十七條第一項（取締役の報告義務）、第三百六十條第一項（株主による取締役の行為の差止め）、第三百六十一条（取締役の報酬等）、第三百八十一条第一項前段及び第二項（監査役の権限）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条から第三百八十六条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）並びに第四百三十條（役員等の連帯責任）の規定を、金庫の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用

する。この場合において、同法第三百八十一条第一項中「取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」と、同法第四百四十七条第一項中「株式を有する株主（第四百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「会員である者」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」と、同法第四百五十条第四項中「第四百二十四条（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「信用金庫法第三十九条第三項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十五条から第八十五条までを次のように改める。

（設立の登記）

第六十五条 金庫の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第二十六条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在場所
- 五 出資の一口の金額、総口数及び総額
- 六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 八 公告方法
- 九 第八十七条の四第一項の定款の定めが電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
- イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必

要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設立の登記）に規定するものの

ロ 第八十七条の四第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

（変更の登記）

第六十六条 金庫において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第六十七条 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第六十八条 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（支配人の登記）

第六十九条 金庫が支配人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、支配人の氏名及び住所並びに支配人を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

（吸収合併の登記）

第七十条 金庫が吸収合併をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅金庫については解散の登記をし、吸収合併存続金庫については変更の登記をしなければならない。

（新設合併の登記）

第七十一条 二以上の金庫が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に

、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅金庫については解散の登記をし、新設合併設立金庫については設立の登記をしなければならない。

一 新設合併消滅金庫が合意により定めた日

二 第六十一条の六第四項の認可を受けた日

(解散の登記)

第七十二条 第六十二条(第二号及び第三号を除く。)の規定により金庫が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第七十三条 清算が結了したときは、第六十三条において準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第七十四条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄す

る登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 金庫の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する金庫が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十一条に規定する日から三週間以内

三 金庫の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第七十五条 金庫がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第七十六条 第七十条、第七十一条及び第七十三条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第七十条に規定する変更の登記は、第七十四条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合

に限り、するものとする。

（登記の嘱託）

第七十七条 金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項（裁判による登記の嘱託）の規定を準用

する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（管轄登記所及び登記簿）

第七十八条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくは

これらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、信用金庫登記簿及び信用金庫連合会登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第七十九条 金庫の設立の登記は、金庫を代表すべき者の申請によつてする。

2 金庫の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十六条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第八十条 第六十五条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十二条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記の申請）

第八十一条 第七十二条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第八十二条 第七十三条の規定による清算終了の登記の申請書には、第六十三条において準用する会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付

しなければならない。

(合併の登記)

第八十三条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 総会の議事録(第六十一条の三第三項ただし書に規定する場合にあつては、理事会の議事録及び当該場合に該当することを証する書面(同条第五項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した会員がある場合にあつては、その会員の数が総会員数の六分の一未満であることを証する書面を含む。)

)

三 第六十一条の三第六項において準用する第五十二条第二項の規定による公告及び催告(第六十一条の三第六項において準用する第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信

託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 吸収合併消滅金庫の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅金庫の主たる事務所がある場合を除く。

五 吸収合併消滅金庫の総会の議事録

六 吸収合併消滅金庫において第六十一条の二第四項において準用する第五十二条第二項の規定による公告及び催告（第六十一条の二第四項において準用する第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第八十四条 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 定款

三 代表権を有する者の資格を証する書面

四 新設合併消滅金庫の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅金庫の主たる事務所がある場合を除く。

五 新設合併消滅金庫の総会の議事録

六 新設合併消滅金庫において第六十一条の四第四項において準用する第五十二条第二項の規定による公告及び催告（第六十一条の四第四項において準用する第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（商業登記法の準用）

第八十五条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書等の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第四百零八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。この場合において、同

法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「信用金庫法第七十四条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条中「第八十七条の三」を「第八十七条の四」に改める。

第八十七条第一項第二号中「第五十四条の十五第一項第一号」を「第五十四条の二十一第一項第一号」に、「第五十八条第三項又は」を「第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項又は」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、「若しくは営業」を削り、「第五十四条の十七第一項第十号」を「第五十四条の二十三第一項第十号」に、「第五十八条第三項の」を「第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の」に改め、同項第三号中「第五十八条第三項」を「第五十八条第六項」に改め、同項第四号中「第五十四条の十五第三項」を「第五十四条の二十一第三項」に、「第五十四条の十七第三項」を「第五十四条の二十三第三項」に改める。

第八十七条の四第二号中「第五十八条第三項」を「第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項」

に改め、同条を第八十七条の五とし、第八十七条の三の次に次の一条を加える。

(公告)

第八十七条の四 金庫は、公告方法として、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

2 金庫が前項第二号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号に掲げる方法を定款で定めることができる。

3 金庫が当該金庫の事務所の店頭に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続してそれぞれの公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 第八十九条において準用する銀行法第十六条第一項前段の規定による公告 金庫がその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日

三 前二号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

4 金庫が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「電子公告」とあるのは「電子公告（信用金庫法第六十五条第二項第九号に規定する電子公告をいう。）」と、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「信用金庫法第八十七条の四第三項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「信用金庫法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条第一項中「情報の提供等」の下に「、無限責任社員等となることの禁止」を加え、「営業年

度」を「事業年度」に、「第三項まで」を「第六項まで」に、「営業の譲渡等」を「事業の譲渡等」に、「催告」を「催告等」に、「清算人の任免」を「清算人の任免等」に、「第五十七条の二」を「第五十七条の五」に、「第五十七条の四」を「第五十七条の七」に改め、同条第四項中「第五十七条の四第二項」を「第五十七条の七第二項」に改める。

第九十条の三第一号の二を次のように改める。

一の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特

定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

第九十条の六第一項第三号を次のように改める。

三 第九十条、第九十条の三第四号、第五号若しくは第七号、第九十条の五又は前条 各本条の罰金刑
第九十条の六を第九十条の七とし、第九十条の五の次に次の一条を加える。

第九十条の六 第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、
調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電
子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは
記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処す
る。

第九十一条第一項中「第三十七条の二第一項」を「第三十八条の二第三項」に改め、「執行役」の下に
「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同項第二号中「に定める登記」を「の規定によ
る登記をすること」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項又は第三百十

二条第四項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

第九十一条第一項第三号中「第三十八条第四項」を「第三十五条の八第四項」に改め、同項第四号の二中「第四十九条又は第六十四条において準用する商法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」を「第四十条の四（第六十三条において準用する場合を含む。）」に改め、同号を第四号の三とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第二十三条の二（第六十三条において準用する場合を含む。）第三十七条の二（第六十三条において準用する場合を含む。）第三十八条（第三十八条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第四十八条の六（第六十三条において準用する場合を含む。）第四十八条の七（第六十三条において準用する場合を含む。）若しくは第五十四条の十六の規定又は第六十三条において準用する会社法第四百九十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記録し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは

書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

第九十一条第一項第五号を次のように改める。

五 第二十四条第七項、第三十七条の二第二項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十条の七第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）若しくは第五十五条の二第二項若しくは第三項の規定又は第六十三条において準用する場合を含む。会社法第四百九十二条第一項若しくは第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第九十一条第一項第八号中「第三十三条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同項第八号の二を削り、同項第九号から第十一号までを次のように改める。

九 第三十五条の五第三項（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第三十八条の二第十項の規定又は第三十八条の三において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十の二 第三十八条の二第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。

十の二の二 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠つたとき。

十の二の三 第三十八条の三において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十の三 第三十八条の三において準用する会社法第三百四十四条第二項第一号の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

十の四 第三十八条の三において準用する会社法第三百四十四条第二項第二号の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

十の五 第三十八条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十の六 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

十一 第三十九条第五項（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

第九十一条第一項第十二号中「第六十四条」を「第六十三条」に改め、同項第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三 第五十一条第一項若しくは第五十二条第二項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十八条第三項、第六十条、第六十一条、第六十一条の二第一項、第三項若しくは第六項、第六十一条の三第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十一条の四第一項若しくは第三項若しくは第六十一条の五第七項の規定、第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項若しくは第六十一条の四第四項において準用する第五十二条第二項若しくは第五項の規定若しくは銀行法第三十四

条第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。

十四 第五十二条第二項（第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）、第五十四条の五、第五十四条の十三、第五十八条第三項若しくは第八十七条の規定、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは掲示をしたとき。

第九十一条第一項第十六号中「債券」を「全国連合会債」に改め、同項第十八号中「第五十四条の九」を「第五十四条の十四」に改め、同項第十九号中「第五十四条の十五第一項」を「第五十四条の二十一第一項」に、「第五十四条の十六第一項」を「第五十四条の二十二第一項」に、「第五十四条の十七第一項」を「第五十四条の二十三第一項」に、「第五十四条の十八第一項」を「第五十四条の二十四第一項」に

改め、同項第十九号の二中「第五十四条の十五第三項」を「第五十四条の二十一第三項」に改め、同項第十九号の三中「第五十四条の十六第一項」を「第五十四条の二十二第二項」に、「第五十四条の十八第三項」を「第五十四条の二十四第三項」に、「第五十四条の十八第一項」を「第五十四条の二十四第一項」に改め、同項第十九号の四中「第五十四条の十六第三項」を「第五十四条の二十二第三項」に、「第五十四条の十八第三項」を「第五十四条の二十四第三項」に改め、同項第十九号の五中「第五十四条の十七第三項」を「第五十四条の二十三第三項」に改め、同項第二十号の二及び第二十号の三を削り、同項第二十一号から第二十三号までを次のように改める。

二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第六十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十三 第六十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

第九十一条第一項第二十四号中「第五十四条の十五第三項」を「第五十四条の二十一第三項」に、「第五十四条の十七第三項」を「第五十四条の二十三第三項」に、「第五十八条第三項」を「第五十八条第六

項若しくは第六十一条の六第四項」に改め、同項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第九十一条第二項を次のように改める。

2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の七において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十八条の三において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第九十一条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号

又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

本則に次の一条を加える。

第九十三条 第六条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十四条 施行日前に前条の規定による改正前の信用金庫法（以下「旧信用金庫法」という。）第二十条第三項において準用する旧商法第六十七条の認証を受けた定款に係る金庫（信用金庫及び信用金庫連合会をいう。以下この条において同じ。）の設立については、なお従前の例による。ただし、設立の登記の登記事項については、前条の規定による改正後の信用金庫法（以下「新信用金庫法」という。）の定めるところによる。

2 施行日前に到来した最終の決算期に係る旧信用金庫法第三十七条第一項の書類の作成、監査及び承認については、なお従前の例による。

3 新信用金庫法第三十四条の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第

二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

4 新信用金庫法第三十四条第四号（新信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行の際現に金庫の理事、監事又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の金庫の理事、監事又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

5 金庫の理事、監事又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

6 施行日前に総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この項において同じ。）の招集の手続が開始された場合におけるその総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

7 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、新信用金庫法の定めるところによる。

8 施行日前に募集の決議のあった全国連合会の発行する債券の発行の手続については、なお従前の例による。

9 施行日前に合併の決議があった場合におけるその合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、新信用金庫法の定めるところによる。

10 施行日前に旧信用金庫法第五十八条第一項又は第二項の決議をするための総会（総代会を設けているときは、総代会）の招集の手続が開始された場合における同条第一項又は第二項に規定する事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

11 この法律の施行の際現に係属している金庫の整理に関する事件に係る整理手続については、新信用金庫法第八十九条において準用する第二百四条の規定による改正後の銀行法第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に係属している金庫の整理に関する事件については、なお従前の例による。

13 施行日前に生じた旧信用金庫法第六十三条各号に掲げる事由により金庫が解散した場合における金庫の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新信用金庫法の定めるところによる。

14 施行日前に提起された、金庫の創立総会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、総会若しくは総代会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、出資一口の金額の減少の無効の訴え、解散の訴え、合併の無効の訴え、事業の全部の譲渡若しくは譲受け若しくは営業の全部の譲受けの無効の訴え又は設立の無効の訴えについては、なお従前の例による。

15 施行日前に会員が旧信用金庫法第三十九条（旧信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。）において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における同項の訴えについては、なお従前の例による。

16 施行日前に提起された金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における金庫

の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新信用金庫法の定めるところによる。

17 施行日前に申立て又は裁判があった旧信用金庫法の規定による非訟事件（金庫の整理に関する事件及び清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。

18 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。

19 施行日前に金庫がその従たる事務所の所在地でした支配人の選任の登記は、その登記をした日に、金庫がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

20 新信用金庫法第八十五条において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧信用金庫法第八十五条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

21 施行日前にした旧信用金庫法第八十五条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手續その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新信用金庫法第八十五条において準用する新商業登記

法のこれらの規定に相当する規定によってしたものとみなす。

22 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

23 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

24 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における支配人の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

25 この法律の施行の際現に存する旧信用金庫法第八十五条において準用する旧商業登記法第五十六条の第二項の規定による指定は、新信用金庫法第八十五条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

26 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる金庫の設立の登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。

27 第六項、第七項、第九項、第十三項又は第十六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における金庫の出資一口の金額の減少、合併又は清算に関する登記その他の登記の申請その他の登記に関する

る手続については、なお従前の例による。

28 第二十項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による信用金庫法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

29 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、内閣府令で定める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第百九十五条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(資本金の額)」に改め、同条第一項を次のように改める。

長期信用銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

第四条第一項中「債券」を「第八条に規定する長期信用銀行債」に改める。

第六条第四項第二号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項」を「第五十四条の四第一項」に、「全国連合会の短期債券」を「短期債」に、「規定する短期債券」を「規定する短期債」に改め、同項第四号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」

に改め、同項第五号中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債を含む。）」を削り、同項第六号中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同項第七号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号二中「ハの」を「ロの」に改め、同号二を同号ハとする。

第六条の二中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改める。

第八条の見出しを「（長期信用銀行債の発行）」に改め、同条中「資本」を「資本金」に、「債券」を「長期信用銀行債」に改める。

第九条の見出し中「債券」を「長期信用銀行債」に改め、同条第一項中「債券の」を「長期信用銀行債の」に、「こえて債券」を「超えて長期信用銀行債」に改め、同条第二項中「により債券」を「により長期信用銀行債」に、「発行券面額」を「長期信用銀行債の金額」に、「旧債券」を「発行済みの長期信用銀行債」に改める。

第十条の見出しを「（長期信用銀行債発行の届出）」に改め、同条第一項中「債券」を「長期信用銀行債」に、「届け出でなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 会社法（平成十七年法律第 号）第七百二条（社債管理者の設置）の規定は、長期信用銀行が長期信用銀行債を発行する場合には、適用しない。

第十一条の見出しを「（長期信用銀行債の発行方法）」に改め、同条第一項中「長期信用銀行の発行する債券は、無記名」を「長期信用銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「債券」を「長期信用銀行債」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 長期信用銀行は、長期信用銀行債の社債券を発行する場合には、その券面に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 長期信用銀行の商号

二 当該社債券に係る社債の金額

三 当該社債券に係る長期信用銀行債の利率

四 当該社債券に係る長期信用銀行債の償還の方法及び期限

五 当該社債券の番号

第十一条第四項を削り、同条第五項中「により債券」を「により長期信用銀行債」に改め、同項第二号及び第三号中「債券」を「長期信用銀行債」に改め、同項第四号中「債券発行」を「長期信用銀行債発行」に改め、同項第五号中「債券」を「長期信用銀行債」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「債券」を「長期信用銀行債」に改め、同項を同条第五項とする。

第十二条（見出しを含む。）中「債券」を「長期信用銀行債」に改める。

第十三条中「債券」を「長期信用銀行債の社債券」に改める。

第十三条の二第一項第十一号イ中「商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改め、同条第二項中「総社員」を「総出資者」に改め、同条第六項中「第

四項まで」を「第三項まで」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「分割」を「会社分割」に改め、「営業若しくは」を削る。

第十四条中「分割又は営業等」を「会社分割又は事業」に、「商法第四百十二条第一項（合併異議の公告及び催告）」を「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項（債権者の異議）」に、「債券」を「長期信用銀行債」に改める。

第十四条の二第二項中「会社の分割」を「会社分割」に、「商法第三百七十四条ノ四第一項又は第三百七十四条ノ二十第一項（会社分割異議の公告及び催告）」を「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項（債権者の異議）」に、「債券」を「長期信用銀行債」に改め、同条第二項中「商法第三百七十四条ノ十第二項又は第三百七十四条ノ二十六第二項（分割の効力）」を「会社法第七百五十九条第二項及び第三項（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）」、第七百六十一条第二項及び第三項（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十四条第二項及び第三項（株式会社を設立する新設分割の効力の発生等）並びに第七百六十六条第二項及び第三項（持分会社を設立する新設分割の効力の発生等）」に、「債券」を「長期信用銀行債」に、「債権者

には」を「債権者には、」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「営業」を「事業」に改める。

第十六条第一項中「債券」を「長期信用銀行債」に改め、同条第二項中「分割」を「会社分割」に、「債券」を「長期信用銀行債」に改める。

第十六条の二の二第二項並びに第十六条の二の四第二項及び第三項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十六条の四第三項中「分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改める。

第十七条中「資本」を「資本金」に、「分割又は営業等」を「会社分割又は事業」に、「会社の分割」を「会社分割」に改める。

第二十五条第三号の二及び第三号の三を次のように改める。

三の二 銀行法第二十条第四項若しくは第五十二条の二十八第三項の規定に違反して、これらの規定による公告をせず、若しくは銀行法第二十条第六項若しくは第五十二条の二十八第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報を電磁的方法（銀行法第二十条第六項に規定する電磁的方法をいう

。次号において同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録（銀行法第二十条第三項に規定する電磁的記録をいう。同号において同じ。）に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三の三 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二十九第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、

若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

第二十五条第六号中「第四十五条」を「第四十五条第三項」に改め、同条第八号中「執行役」の下に「会計参与」を加える。

第二十七条中「執行役、監査役」を「執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十条第一項若しくは第十一条第四項の規定又は銀行法第八条第一項、第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

第二十七条第七号中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条第十二号中「利益準備金を積み立てず、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「使用した」を「計上しなかった」に改め、同条第十

四号中「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に改め、「営業又は」を削り、同条に次の一号を加える。

十七 銀行法第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十六条 施行日前に発行の届出があつた債券の発行の手続については、なお従前の例による。

2 第百条の規定によりなお従前の例によることとされる剰余金の配当又は第百一条の規定によりなお従前の例によることとされる旧商法第二百九十三条ノ五第一項の決議による金銭の分配における利益準備金の積立てについては、なお従前の例による。

3 施行日前に株主総会の招集の手続が開始された場合におけるその株主総会の決議を要する資本準備金又は利益準備金の減少については、なお従前の例による。

4 施行日前に到来した最終の決算期(次項において「直前決算期」という。)に係る前条の規定による改正前の長期信用銀行法(以下この条において「旧長期信用銀行法」という。)第十七条において準用する第二百四条の規定による改正前の銀行法(以下この条において「旧銀行法」という。)第二十條第一項に

規定する長期信用銀行の貸借対照表及び損益計算書、旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第二十二條に規定する長期信用銀行の營業報告書及び附属明細書並びに旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第五十二條の三十に規定する長期信用銀行持株会社の營業報告書及び附属明細書の作成については、なお従前の例による。

5 直前決算期に係る旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第二十条第二項に規定する連結して記載した長期信用銀行の貸借対照表及び損益計算書並びに旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第五十二條の二十八に規定する連結して記載した長期信用銀行持株会社の貸借対照表及び損益計算書の作成については、なお従前の例による。

6 施行日前に株主總會の招集の手續が開始された場合又は取締役會の決議若しくは執行役による決定が行われた場合における旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第三十四條第一項の規定による公告については、なお従前の例による。

7 施行日前に旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第四十条の規定により長期信用銀行が解散した場合における長期信用銀行の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記

の登記事項については、会社法の定めるところによる。

8 この法律の施行の際現に係属している長期信用銀行の整理に関する事件に係る整理手続については、前条の規定による改正後の長期信用銀行法第十七条において準用する第二百四条の規定による改正後の銀行法第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（労働金庫法の一部改正）

【三月八日対応版】

第百九十七条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

「第四章 管

第一節

第二節

第三節

第四節

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第四章 管理（第三十一条―第五十七条）」を

第五節

第六節

第七節

第八節

第九節

理

通則（第三十一条）

役員（第三十二条―第三十七条の七）

理事会（第三十八条―第四十条）

計算書類等の監査等（第四十一条―第四十一条の四）

役員等の責任（第四十二条―第四十二条の四）

顧問及び参事（第四十三条―第四十五条）

総会等（第四十六条―第五十四条）

総代会（第五十五条・第五十五条の二）

出資一口の金額の減少（第五十六条―第五十七条の二）」

に、 「合併及び事業等の譲渡又は譲受け」を

「事業の譲渡又は譲受け及び合併」に、「整理、解散」を「解散」に改める。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「名称」の下に「又は商号」を加え、同条第三項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号の保護）」を「会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十条中「登記を必要とする」を「登記すべき」に改める。

第一章中第十条の次に次の一条を加える。

（会社法の規定を準用する場合の読替え）

第十条の二 この法律の規定（第九十一条の四第四項を除く。）において会社法の規定を準用する場合に
は、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「取締役」とあるのは「理事」と、「監査役」とある
のは「監事」と、「会社」とあり、「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「金庫（
労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」と、「会計監査人設置会社」とあるのは「特定金庫（労

働金庫法第四十一条の二第三項に規定する特定金庫をいう。）」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「子会社」とあるのは「子会社（労働金庫法第三十条第五項に規定する子会社その他金庫がその経営を支配している法人として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「株主」とあるのは「会員」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「定時株主総会」とあるのは「通常総会」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、「支配人」とあるのは「参事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と読み替えるものとする。

第十二条第三項中「議決」を「決議」に改める。

第十三条第一項中「会員は、各々一箇」を「会員は、各一個」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「除く。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「証する」を「証明する」に、「差し出すものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第三項中「（個人会員を除く。）」を削り、「行う。」を「行使する。」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「行う」を「行使する」に改め、同条第四項中「証する」を「証明する」に、「差し出さなければ」を「提

出しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 代議員又は臨時代議員は、第二項又は前項の代表権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。第六十九条第二項第九号を除き、以下同じ。）により提供することができる。この場合において、代議員又は臨時代議員は、当該書面を提出したものとみなす。

第十七条第二項中「議決」を「決議」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十三条中「発起人は」を「金庫を設立するには、発起人が」に改め、「作成し、」の下に「その全員が」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令・厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わ

る措置をとらなければならない。

第二十三条の次に次の三条を加える。

(定款の記載事項)

第二十三条の二 金庫の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の名称及び所在地

五 会員たる資格に関する規定

六 会員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の積立ての方法

十 役員の数及びその選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告方法（金庫が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

十三 金庫の負担に帰すべき設立費用

十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

2 前項各号に掲げる事項のほか、金庫の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（規約）

第二十三条の三 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除き、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要事項

2 前項の規約は、電磁的記録をもつて作成することができる。

(定款及び規約の備置き及び閲覧等)

第二十三条の四 金庫は、定款及び規約を各事務所に備え置かなければならない。

2 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる

。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならない。
い。

一 定款及び規約が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款及び規約が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内

閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 定款及び規約が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとつている金庫についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第二十四条第三項中「議決」を「決議」に改め、同条第五項中「証する」を「証明する」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 発起人は、創立総会において、予定会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が創立総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより予定会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第二十四条に次の四項を加える。

8 創立総会の議事については、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

9 発起人（金庫の成立後にあつては、当該金庫）は、創立総会の日から十年間、前項の議事録を発起人が定めた場所（金庫の成立後にあつては、その主たる事務所）に備え置かなければならない。

10 予定会員（金庫の成立後にあつては、その会員及び債権者）は、発起人が定めた時間（金庫の成立後にあつては、その業務取扱時間）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第八項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 第八項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

11 創立総会における予定会員については第十三条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に

係る部分に限る。）」（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条を次のように改める。

（金庫の設立についての会社法の準用）

第二十八条 金庫の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条から第八百三十九条まで（弁論等の必
要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章中第三十一条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第三十一条を次のように改める。

(内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可)

第三十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 定款を変更しようとするとき。

二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。

第三十一条の次に次の節名を付する。

第二節 役員

第三十二条から第三十七条までを次のように改める。

(役員)

第三十二条 金庫は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、総会の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立総会の決議によつて、創立総会代議員のうちから選任する。

4 次の各号に掲げる金庫にあつては、前項の規定にかかわらず、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

一 労働金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又はその預金及び定期積金の総額に占める第五十八条第二項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額の割合（第四十一条の二第一項において「員外預金比率」という。）が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。） 当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）を構成する者（代議員を含む。）又は個人会員

二 労働金庫連合会 当該労働金庫連合会の会員である労働金庫の役員又は職員

5 前項に規定する「子会社」とは、金庫がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第五章の二におい

て同じ。)をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は当該金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

6 前項の場合において、金庫又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

7 第三項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、理事にあつては定数の三分の一（労働金庫連合会の理事にあつては、定数の二分の一）を超えてはならない。

8 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければ

ならない。

（金庫と役員との関係）

第三十三条 金庫と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員の資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取

引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若し

くは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若し

くは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号か

ら第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項

（証券会社等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十

二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（兼職又は兼業の制限）

第三十五条 金庫を代表する理事（以下「代表理事」という。）並びに金庫の常務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）及び参事は、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。）である者であつてはならない。ただし、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項

が当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 監事は、当該金庫の理事又は参事その他の職員と兼ねてはならない。

(役員の任期)

第三十六条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十七条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第三十七条の次に次の六条及び節名を加える。

(忠実義務)

第三十七条の二 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、金庫のため忠実にその職務を行わなければならない。

(金庫との取引等の制限)

第三十七条の三 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために金庫と取引をしようとするとき。

二 金庫が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において金庫と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約及び双方代理）の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事についての会社法の準用)

第三十七条の四 理事については、会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）及び第三百六十一条（取締役の報酬等）の規定を準用する。
。この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「会員」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事についての会社法の準用)

第三十七条の五 監事については、会社法第三百四十五条第一項から第三項まで（会計参与等の選任等についての意見の陳述）、第三百八十一条（監査役の権限）、第三百八十二条（取締役への報告義務）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、監査役の報酬等、費用等の請求）の規定を準用する。こ

の場合において、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「監事の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「監事を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「労働金庫法第四十九条第一項第一号」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項の規定にかかわらず、金庫」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二条の四において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第三項」とあるのは「労働金庫法第四十二条の四において準用する第八百四十九条第三項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第四十二条の四において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の解任）

第三十七条の六 会員（個人会員を除く。）は、総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の連署をも

つて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において承認の決議があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。
。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第四十七条第二項及び第四十八条の規定は、前項の場合について準用する。

(代表理事)

第三十七条の七 代表理事は、金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 代表理事については、第三十七条、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四条（

理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 理事会

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

（理事会の権限等）

第三十八条 金庫は、理事会を置かなければならない。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 金庫の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

4 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

5 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 参事その他の重要な使用人の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制の整備

6 理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の決議)

第三十九条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 金庫は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

4 理事会の招集については、会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（招集手続）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役）」とあるのは「各理事及び各監事」と、同条第二項中「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）」とあるのは「理事及び監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十九条の二を削る。

第四十条を次のように改める。

（理事会の議事録の作成、備置き及び閲覧等）

第四十条 理事会の議事については、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、

議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令・厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 金庫は、理事会の日（前条第三項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）

から十年間、第一項の議事録又は前条第三項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 会員は、その権利を行使する必要があるときは、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府

令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

5 金庫の債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該金庫の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

6 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該金庫又はその子会社（第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、前項の許可をすることができない。

第四十条の次に次の節名を付する。

第四節 計算書類等の監査等

第四十一条を次のように改める。

（計算書類等の作成、備置き及び閲覧等）

第四十一条 金庫は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び業務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 第一項の計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

4 前項の規定により監事の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。

5 金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、前項の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

6 理事は、第四項の規定により理事会において承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

7 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

8 理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

ならない。

9 金庫は、各事業年度に係る計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査の報告を含む。以下この条において「計算書類等」という。）を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

10 金庫は、計算書類等の写しを通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

11 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第四十一条の次に次の三条及び節名を加える。

(特定金庫の監査)

第四十一条の二 労働金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又は員外預金比率が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。）及び労働金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。

2 前項に規定する労働金庫以外の労働金庫は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

3 特定金庫（第一項に規定する労働金庫及び労働金庫連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く労働金庫をいう。以下この条及び第六十二条の四第三号において同じ。）は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

4 特定金庫においては、前条第三項の監事の監査及び前項の会計監査人の監査を受けた計算書類及び業

務報告並びにこれらの附属明細書について、理事会の承認を受けなければならない。

5 特定金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、前項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事及び会計監査人の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

6 特定金庫の理事は、第四項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

7 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

8 特定金庫の理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

9 特定金庫については、第四項の承認を受けた計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この項において同じ。）が法令及び定款に従い特定金庫の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、第七項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を通常総会に報告しなければならない。

ならない。

10 第三項の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員）は、通常総会に出席して意見を述べることができる。

11 特定金庫については、前条第四項から第八項までの規定は、適用しない。

12 特定金庫に対する前条第九項の規定の適用については、同項中「監事の監査」とあるのは、「監事及び会計監査人の監査」とする。

13 特定金庫については、会社法第三百四十三條第一項及び第二項（監査役の選任に関する監査役の同意等）並びに第三百九十條第三項（監査役会の権限等）の規定を準用する。この場合において、同項中「監査役会」とあるのは「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計監査人についての会社法の準用）

第四十一條の三 会計監査人については、会社法第三百二十九條第一項（選任）、第三百三十七條（会計監査人の資格等）、第三百三十八條第一項及び第二項（会計監査人の任期）、第三百三十九條（解任）

、第三百四十条第一項から第三項まで（監査役等による会計監査人の解任）、第三百四十四条第一項及び第二項（会計監査人の選任に関する監査役の同意等）、第三百四十五条第一項から第三項まで（会計参与等の選任等についての意見の陳述）、第三百九十六条第一項から第五項まで（会計監査人の権限等）、第三百九十七条第一項及び第二項（監査役に対する報告）並びに第三百九十八条第二項（定時株主総会における会計監査人の意見の陳述）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは「労働金庫法第四十一条第一項」と、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「会計監査人の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「労働金庫法第四十九条第一項第一号」と、同法第三百九十六条第一項中「次章」とあるのは「労働金庫法第四十一条の二第三項」と、「計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類」とあるのは「同項に規定する書類」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第四十一条の四 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七条（会計監査人の資格等）及び第三百四十条第一項から第三項まで（監査役等による会計監査人の解任）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは「労働金庫法第四十一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 役員等の責任

第四十二条を次のように改める。

（役員等の責任）

第四十二条 理事、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、金庫に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 第三十七条の三第一項各号の取引によつて金庫に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務

を怠つたものと推定する。

一 第三十七条の三第一項の理事

二 金庫が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

3 第一項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員等がその在職中に金庫から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として内閣府令・厚生労働省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事 六

二 代表理事以外の理事（会員外理事（金庫の理事であつて、当該金庫の会員、内閣府令・厚生労働省令で定める業務を執行する理事又は参事その他の使用人（以下この号において「会員等」という。）

でなく、かつ、過去に当該金庫の会員等又は当該金庫の子会社の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を執行する取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。

次号において同じ。）を除く。） 四

三 会員外理事、監事又は会計監査人 二

5 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

6 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7 第四項の決議があつた場合において、金庫が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の内閣府令・厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

8 第三十七条の三第一項第一号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第一項の責任は

、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

9 第四項の規定は、前項の責任については、適用しない。

第四十二条の次に次の三条及び節名を加える。

(役員等の第三者に対する責任)

第四十二条の二 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告（第九十四条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による金庫の事務所の店頭に掲示する措置及び第九十四条において準用する同法第三十八条の規定による金庫のすべての事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示する措置を含む。）

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員等の連帯責任）

第四十二条の三 役員等が金庫又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（役員等の責任を追及する訴え）

第四十二条の四 役員等の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における

責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除

く。」とあるのは「会員である者」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」と、同法第八百五十条第四項中「第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「労働金庫法第四十二条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 顧問及び参事

第四十四条第二項を次のように改める。

2 参事については、会社法第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十五条第四項中「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第七節 総会等

第四十九条を次のように改める。

（総会招集の手続）

第四十九条 理事（前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条において同じ。）は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の十日前までに書面をもつて会員（個人会員を除く。以下この条において同じ。）に対しその通知を発しなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項

三 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・厚生労働省令で定める事項

2 前条の規定により会員が総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項は、理事会の決議によつて定めなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第五十条第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「を金庫に通知したときは、その場所（にあてれば）」を「又は連絡先を金庫に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先（にあてて発すれば）」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、第四十九条第一項の通知に際して会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第五十一条を次のように改める。

(総会の決議事項)

第五十一条 第十二条第三項ただし書、第十七条第二項、第三十二条第三項、第三十七条の六第一項、第四十一条第七項、第四十二条第四項、第六十二条第一項及び第二項、第六十二条の五第三項、第六十二条の六第三項及び第五項、第六十二条の七第三項、第六十三条第二項並びに第六十六条に規定する事項のほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四 その他定款で定める事項

第五十二条第二項中「議決」を「決議」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の定」を「の定め」に改める。

第五十三条中「左の」を「次の」に、「議決」を「決議」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第四十二条第四項に規定する責任の免除

第五十三条の次に次の四条を加える。

（役員の説明義務）

第五十三条の二 役員は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（延期又は続行の決議）

第五十三条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつたときは、第四十九条の規定は、適

用しない。

（会員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第五十三条の四 金庫は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 名称又は氏名

二 主たる事務所及び金庫の地区内における事務所又は住所

三 加入の年月日

四 出資の口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 金庫は、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならぬ。

3 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会員名簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府

令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 理事は、前項の請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う会員又は金庫の債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 請求者が当該金庫の業務の遂行を妨げ、又は会員の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

三 請求者が当該金庫の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が会員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益をもつて第三者に通報するため請求を行つたとき。

五 請求者が、過去二年以内において、会員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益をもつて第三者に通報したことがあるものであるとき。

（総会の議事録の作成、備置き及び閲覧等）

第五十三条の五 総会の議事については、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 金庫は、総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 金庫は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第五十四条を次のように改める。

（総会の決議についての会社法の準用）

第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつ

ては設立時取締役又は設立時監査役を含む。」とあるのは「理事、監事又は清算人（労働金庫法第三十七条（同法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定により理事、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条の次に次の節名を付する。

第八節 総代会

第五十五条第五項中「議決する」を「決議をする」に改め、同条第六項中「議決」を「決議」に改める。

第五十五条の二中「議決」を「決議」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第九節 出資一口の金額の減少

第五十六条の前の見出しを「（債権者の異議）」に改め、同条第一項中「議決」を「決議」に、「金庫の債権者の閲覧に供するため」を、「次条第二項第二号の期間の最終日から六月を経過する日までの間に」、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改め

る。

2 前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的記録により作成することができる。

3 金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 第二項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に

記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 金庫が出資一口の金額の減少をする場合には、金庫の債権者は、当該金庫に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、

次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める知れている債権

者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない

。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、第一項の金庫が前項の規定による公告を、官報のほか、第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い、同項各号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、第一項の金庫は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第四章中第五十七条の次に次の一条を加える。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十七条の二 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十八条第五項中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同条第六項第一号口中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同号ハ中「第五十四条の三の二第二項（全国連合会の短期債券の発行）」に規定する短期債券」を「第五十四条の四第一項（短期債の発行）」に規定する短期債」に改め、同号二中「

第六十一条の二第二項」を「第六十一条の十第二項」に改め、同号ホ中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第二号の二において「旧特定短期社債」という。）を含む。）を削り、同号ヘ中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同号ト中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同号ト(4)中「(3)の」を「(2)の」に改め、同号ト中(4)を(3)とし、同項第二号の二中「（旧特定短期社債を含む。）」を削り、同条第八項中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削り、同条第九項を削る。

第五十八条の二第五項第二号中「担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同条第六項中「商法、担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同条第七項中「前条第五項、第六項及び第九項」を「前条第五項及び第六項」に、「同条第九項中「第二項第十四号」とあるのは「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする」を「読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第五十八條の三第三項中「第六十二條第三項」を「第六十二條第六項若しくは第六十四條第四項」に、「第六條第一項」を「第五條第一項」に改め、「若しくは營業」を削る。

第五十八條の四第四項第一号及び第二号中「第六十二條第三項」を「第六十四條第四項」に、「第六條第一項」を「第五條第一項」に改め、同項第三号中「第六十二條第三項」を「第六十二條第六項」に改め、「又は營業」を削り、同條第八項中「第三十四條第六項」を「第三十二條第六項」に改める。

第五十八條の五第一項第一号中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削り、同條第三項中「第六十二條第三項」を「第六十二條第六項又は第六十四條第四項」に改め、「若しくは營業」を削る。

第五十八條の六第三項を次のように改める。

3 第五十八條の四第二項から第六項まで及び第八項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第五十八條の六第一項」と、「国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権をその基準議決権数（同條第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」と、同條第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十八條の六第一

項の規定」と、同項第一号及び第二号中「第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律
第五条第一項(認可)」とあるのは「第六十四条第四項」と、同項第三号中「第六十二条第六項の認可を
受けて事業」とあるのは「次条第三項又は第六十二条第六項の認可を受けて、次条第三項に規定する
認可対象会社を子会社としたとき、又は事業」と、「その事業」とあるのは「その子会社とした日又は
その事業」と、同条第八項中「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第五十八条の六第一
項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第五十九条の二を次のように改める。

(会計帳簿等)

第五十九条の二 金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 金庫は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければ
ならない。

3 金庫は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成し
なければならない。

4 金庫は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

5 金庫は、第三項の貸借対照表及び第四十一条第一項の書類を作成した日から十年間、これらの書類を保存しなければならない。

6 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿及び前項の書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第五十九条の二の次に次の一条を加える。

(会計帳簿の閲覧等)

第五十九条の三 会員は、総会員(個人会員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、いつでも、理事に対し会計の帳簿及びこれに関する書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 事業の譲渡又は譲受け及び合併

第六十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「事業の譲渡又は譲受け」を付し、同条第二項中「議決」を「決議」に改め、「他の金庫と合併し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に、「銀行の営業の一部又は」を「銀行、」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、その対価が、最終の貸借対照表により当該金庫に現存する純資産額の五分の一を超えないときは、総会の決議を経ることを要しない。

第六十二条第六項中「営業の一部又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「前二項の合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の」を「第一項又は第二項の事業の譲渡又は」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条第二項の次に次の三項を加える。

3 金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合には、金庫は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

4 前項に規定する場合において、金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を金庫に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

5 金庫が事業の全部の譲受けを行う場合における事業の全部の譲受けに反対する会員からの持分の譲受けの請求については、第十六条の規定は、適用しない。

第六十二条の次に次の六条を加える。

(合併契約)

第六十二条の二 金庫は、他の金庫と合併をすることができる。この場合においては、合併をする金庫は、合併契約を締結しなければならない。

(吸収合併)

第六十二条の三 金庫が吸収合併（金庫が他の金庫とする合併であつて、合併により消滅する金庫（以下「吸収合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金庫（以下「吸収合併存続金庫」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併存続金庫及び吸収合併消滅金庫の名称及び住所
- 二 吸収合併存続金庫の地区及び出資一口の金額
- 三 吸収合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 吸収合併消滅金庫の会員に対して交付する金銭の額を定めたときは、その定め
- 五 吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）
- 六 その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項

(新設合併)

第六十二条の四 二以上の金庫が新設合併（二以上の金庫がする合併であつて、合併により消滅する金庫

（以下「新設合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併により設立する金庫（以下「新設合併設立金庫」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併消滅金庫の名称及び住所
- 二 新設合併設立金庫の地区及び出資一口の金額
- 三 新設合併設立金庫が特定金庫である場合の会計監査人の氏名又は名称
- 四 新設合併設立金庫の準備金の額に関する事項
- 五 新設合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
- 六 新設合併設立金庫の定款で定める事項
- 七 その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項

（吸収合併消滅金庫の手続）

第六十二条の五 吸収合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の日の二週間前の日

二 第四項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併消滅金庫の会員及び債権者は、吸収合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅金の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併消滅金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

4 吸収合併消滅金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 吸収合併消滅金庫は、吸収合併存続金庫との合意により、効力発生日を変更することができる。

6 前項の場合には、吸収合併消滅金庫は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

7 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条及び第六十三条の規定を適用する。

（吸収合併存続金庫の手続）

第六十二条の六 吸収合併存続金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した

書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の日
の二週間前の日

二 第四項の規定による公告の日又は同項の規定による通知の日のいずれか早い日

三 第六項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条
第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの

閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併存続金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅金庫の総会員の数が吸収合併存続金庫の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合は、この限りでない。

4 吸収合併存続金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続金庫は、効力発生日の二十日前までに、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅金庫の名称及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

5 前項に規定する場合において、吸収合併存続金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

6 吸収合併存続金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替

えは、政令で定める。

7 吸収合併存続金庫は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続金庫が承継した吸収合併消滅金庫の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

8 吸収合併存続金庫は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

9 吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの

閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併消滅金庫の手続)

第六十二条の七 新設合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立金庫の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の日の二週間前の日

二 第四項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 新設合併消滅金庫の会員及び債権者は、新設合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの
閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅金庫は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

4 新設合併消滅金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替
えは、政令で定める。

第六十三条から第六十五条までを次のように改める。

（新設合併設立金庫の手続等）

第六十三条 第三章（第二十三条の二及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立につ
いては、適用しない。

2 合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員（個人会員を除く。）の代議

員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなくてはならない。

3 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

4 第二項の規定による設立委員の選任については、第五十三条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第二項の規定による役員の選任については、第三十二条第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 新設合併設立金庫は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立金庫が承継した新設合併消滅金庫の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

7 新設合併設立金庫は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

8 新設合併設立金庫の会員及び債権者は、新設合併設立金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併の効果)

第六十四条 吸収合併存続金庫は、効力発生日に、吸収合併消滅金庫の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅金庫の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

3 新設合併設立金庫は、その成立の日に、新設合併消滅金庫の権利義務を承継する。

4 金庫の合併については、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第六条の内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を受けたものとみなす。

（合併の無効の訴え）

第六十五条 金庫の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効

の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項

（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併

合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号

及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに第八百四十

六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第

四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八章を次のように改める。

第八章 解散及び清算

（解散の事由）

第六十六条 金庫は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 合併（合併により当該金庫が消滅する場合に限る。）

三 破産手続開始の決定

四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

五 事業の全部の譲渡

六 事業免許の取消し

(会社法等の準用)

第六十七条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の四、第三十八条から第四十条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十三条の二から第五十三条の五まで及び第五十九条の三の規定、会社法第四百七十五条(第三号を除く。)(清算の開始原因)、第四百七十六条(清算株式会社能力)、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項(清算人の就任)、第四百七十九条第一項及び第二項(各号を除く。)(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十三条第四項及び第五項(清算株式会社の代表)、第四百八十四条(清算株式会社についての破産手続の開始)、第四百八十五条(裁判所の選任する清算人の報酬)、第四百九十二条から第四百九十五条まで(財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等)、第四百九十六条第一項及

び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百三条まで（貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十條（検査をすべき者の選任の裁判）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「労働金庫法第六十六条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十八条 金庫の清算人については第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十七条から第三十七条の三まで、第三十七条の七、第四十二条及び第四十二条の二の規定並びに会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）、第三百六十一条（取締役の報酬等）、第三百八十一条第一項前段及び第二項（監査役の権限）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条から第三百八十六条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）並びに第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定を、金庫の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一条第一項中「取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同法第八百四十七條第一項中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することが

できない单元未満株主を除く。）」とあるのは「会員である者」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」と、同法第八百五十条第四項中「第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「労働金庫法第四十二条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十九条から第七十二条までを次のように改める。

（設立の登記）

第六十九条 金庫の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第二十六条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在場所

五 出資の一口の金額、総口数及び総額

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八 公告方法

九 第九十一条の四第一項の定款の定めが電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設立の登記）に規定するものの

ロ 第九十一条の四第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

（変更の登記）

第七十条 金庫において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第七十一条 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十九条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十二条 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第七十二条の二を削り、第七十三条から第八十九条までを次のように改める。

(参事の登記)

第七十三条 金庫が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(吸収合併の登記)

第七十四条 金庫が吸収合併をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅金庫については解散の登記をし、吸収合併存続金庫については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第七十五条 二以上の金庫が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅金庫については解散の登記をし、新設合併設立金庫については設立の登記をしなければならない。

一 新設合併消滅金庫が合意により定めた日

二 第六十四条第四項の認可を受けた日

（解散の登記）

第七十六条 第六十六条（第二号及び第三号を除く。）の規定により金庫が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（清算結了の登記）

第七十七条 清算が結了したときは、第六十七条において準用する会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第七十八条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 金庫の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。） 主たる事務所の

所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する金庫が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十五条に規定する日から三週間以内

三 金庫の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第七十九条 金庫がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記）

第八十条 第七十四条、第七十五条及び第七十七条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第七十四条に規定する変更の登記は、第七十八条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限る、するものとする。

（登記の嘱託）

第八十一条 金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九

百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（管轄登記所及び登記簿）

第八十二条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくは

これらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

- 2 各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

- 第八十三条 金庫の設立の登記は、金庫を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 金庫の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十六条の規定による出資の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

- 第八十四条 第六十九条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

- 2 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十七条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）を

したことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第八十五条 第七十六条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第八十六条 第七十七条の規定による清算結了の登記の申請書には、第六十七条において準用する会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併の登記)

第八十七条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 総会の議事録（第六十二条の六第三項ただし書に規定する場合にあつては、理事会の議事録及び当該場合に該当することを証する書面（同条第五項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した会員がある場合にあつては、その会員の数が総会員数の六分の一未満であることを証する書面を含む。）

三 第六十二条の六第六項において準用する第五十七条第二項の規定による公告及び催告（第六十二条の六第六項において準用する第五十七条第三項の規定により公告を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 吸収合併消滅金庫の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅金庫の主たる事務所がある場合を除く。

五 吸収合併消滅金庫の総会の議事録

六 吸収合併消滅金庫において第六十二条の五第四項において準用する第五十七条第二項の規定による公告及び催告（第六十二条の五第四項において準用する第五十七条第三項の規定により公告を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第八十八条 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 定款

三 代表権を有する者の資格を証する書面

四 新設合併消滅金庫の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅金庫の主た

る事務所がある場合を除く。

五 新設合併消滅金庫の総会の議事録

六 新設合併消滅金庫において第六十二条の七第四項において準用する第五十七条第二項の規定による公告及び催告（第六十二条の七第四項において準用する第五十七条第三項の規定により公告を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（商業登記法の準用）

第八十九条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書等の交付等、登記事項の概要を記載した

書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第四百零八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要

な技術的読替えは、政令で定める。

第九十一条第一項第二号中「第六十二条第三項又は」を「第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項又は」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、「若しくは営業」を削り、「第六十二条第三項の」を「第六十二条第六項又は第六十四条第四項の」に改め、同項第三号中「第六十二条第三項」を「第六十二条第六項」に改める。

第九十一条の三の次に次の一条を加える。

（公告）

第九十一条の四 金庫は、公告方法として、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

2 金庫が前項第二号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて

電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号に掲げる方法を定款で定めることができる。

3 金庫が当該金庫の事務所の店頭に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続してそれぞれの公告をしなければなら
ない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 第九十四条において準用する銀行法第十六条第一項前段の規定による公告 金庫がその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日

三 前二号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

4 金庫が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査をすることができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載

等）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「電子公告」とあるのは「電子公告（労働金庫法第六十九条第二項第九号に規定する電子公告をいう。）」と、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「労働金庫法第九十一条の四第三項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、「第四百四十条第一項」とあるのは「同法第九十四条において準用する銀行法第十六条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十四条第一項中「情報の提供等」の下に「、無限責任社員等となることの禁止」を加え、「営業年度」を「事業年度」に、「第三項まで」を「第六項まで」に、「営業の譲渡等」を「事業の譲渡等」に、「催告」を「催告等」に、「清算人の任免」を「清算人の任免等」に、「第五十七条の二」を「第五十七条の五」に、「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の七第一項」に改め、同条第二項中「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の七第一項」に改め、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」との下に「、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」とを加え、同条第四項中「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」との下に「、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」とを加え、「第五十七条の四第二項」を「第五十七条の七第二項」に改める。

第九十六条の三第二号中「第六十二条第三項（合併及び事業等の譲渡又は譲受け）」を「第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項」に改める。

第百条の三第二号の二を次のように改める。

二の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

第百条の六第一項第三号中「第百条、第百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条」を「第百条

、第百条の三第四号、第五号若しくは第七号若しくは第百条の五又は前条」に改め、同条を第百条の七とし、第百条の五の次に次の一条を加える。

第百条の六 第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百一条第一項中「第三十九条の二第一項」を「第四十一条の二第三項」に改め、「執行役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同項第二号中「に定める登記」を「の規定による登記をすること」に改め、同項第三号中「第四十一条第四項」を「第三十七条の六第四項」に改め、同項第四号の二から同項第十一号までを次のように改める。

四の二 第二十三条の四（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十条（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条（第四十一条の二第十二項の規定により読み替えて適用する

場合を含む。）、第五十三條の四（第六十七條において準用する場合を含む。）若しくは第五十三條の五（第六十七條において準用する場合を含む。）の規定又は第六十七條において準用する会社法第四百九十六條第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第二十四條第七項、第五十三條の二（第六十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

六 第二十四條第八項、第四十條（第六十七條において準用する場合を含む。）、第五十三條の五（第六十七條において準用する場合を含む。）若しくは第五十九條の二第二項若しくは第三項の規定又は第六十七條において準用する会社法第四百九十二條第一項若しくは第三項の規定に違反して、議事録

、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六の二 第三十一条の規定に違反したとき。

七 第三十二条第四項の規定に違反して同項に規定する者を監事に選任しなかつたとき。

八 第三十二条第八項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

八の二 第三十五条第一項又は第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第三十七条の三第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

九の二 第四十一条の二第十項の規定又は第四十一条の三において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

九の二の二 第四十一条の二第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。

九の二の三 第四十一条の三において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

九の三 第四十一条の三において準用する会社法第三百四十四条第二項第一号の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

十 第四十一条の三において準用する会社法第三百四十四条第二項第二号の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

十の二 第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定又は第五十九条の三（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに帳簿又は書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十の三 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

十の四 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠つたとき。

十一 第四十二条第五項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

第一百一条第一項第十二号中「第六十八条」を「第六十七条」に改め、同項第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三 第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二条第三項、第六十二条の三、第六十二条の四、第六十二条の五第一項、第三項若しくは第六項、第六十二条の六第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十二条の七第一項若しくは第三項若しくは第六十三条第七項の規定、第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項若しくは第六十二条の七第四項において準用する第五十七条第二項若しくは第五項の規定若しくは銀行法第三十四条第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。

十四 第五十七条第二項（第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。）、第六十二条第三項若しくは第九十一条の規定、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは揭示をしたとき。

第一百条第一項第十九号の二及び第十九号の三を削り、同項第二十号から第二十二号までを次のように改める。

二十 清算の結了を遅延させる目的で、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第六十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十二 第六十七条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

第一百条第一項第二十三号中「第三十三条」を「第三十一条」に、「第六十二条第三項」を「第六十二

条第六項若しくは第六十四条第四項」に改め、同項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第一百一条第二項を次のように改める。

2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十七条の五において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第一百一条の次に次の一条を加える。

第一百一条の二 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号

又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二百二条の次に次の一条を加える。

第二百二条の二 第八条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれがある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第九十八条 施行日前に到来した最終の決算期に係る前条の規定による改正前の労働金庫法（以下「旧労働金庫法」という。）第三十九条第一項の書類の作成、監査及び承認については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の労働金庫法（以下「新労働金庫法」という。）第三十四条の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

3 新労働金庫法第三十四条第四号（新労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行の際現に金庫（労働金庫及び労働金庫連合会をいう。以下この条において同じ。）の理事、監事又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の金庫の理事、監事又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

4 金庫の理事、監事又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

5 施行日前に総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この項において同じ。）の招集の手続が開始された場合におけるその総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

6 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、新労働金庫法の定めるところによる。

7 施行日前に合併の決議があった場合におけるその合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、新労働金庫法の定めるところによる。

8 施行日前に旧労働金庫法第六十二条第一項又は第二項の決議をするための総会（総代会を設けているときは、総代会）の招集の手続が開始された場合における同条第一項又は第二項に規定する事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

9 この法律の施行の際現に係属している金庫の整理に関する事件に係る整理手続については、新労働金庫法第九十四条において準用する第二百四条の規定による改正後の銀行法第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に係属している金庫の整理に関する事件については、なお従前の例による。

11 施行日前に生じた旧労働金庫法第六十七条各号に掲げる事由により金庫が解散した場合における金庫の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新労働金庫法の定めるところによる。

12 施行日前に提起された、金庫の創立総会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、総会若しくは総代会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、出資一口の金額の減少の無効の訴え、解散の訴え、合併の無効の訴え、事業の全部の譲渡若しくは譲受け若しくは営業の全部の譲受けの無効の訴え又は設立の無効の訴えについては、なお従前の例による。

13 施行日前に会員が旧労働金庫法第四十二条（旧労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。）において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における同項の訴えについては、なお従前の例による。

14 施行日前に提起された金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における金庫の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新労働金庫法の定めるところによる。

15 施行日前に申立て又は裁判があった旧労働金庫法の規定による非訟事件（金庫の整理に関する事件及び清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。

16 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と

同様とする。

17 施行日前に金庫がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、金庫がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

18 新労働金庫法第八十九条において準用する新商業登記法の規定は、この条に特段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧労働金庫法第八十九条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

19 施行日前にした旧労働金庫法第八十九条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新労働金庫法第八十九条において準用する新商業登記法のこれらの規定に相当する規定によってしたものとみなす。

20 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

21 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

22 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で

、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

23 この法律の施行の際現に存する旧労働金庫法第八十九条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新労働金庫法第八十九条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

24 第五項から第七項まで、第十一項又は第十四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における金庫の出資一口の金額の減少、合併又は清算に関する登記その他の登記の申請その他の登記に関する手続については、なお従前の例による。

25 第十八項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による労働金庫法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

26 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、内閣府令・厚生労働省令で定める。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第百九十九条 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように

改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 合併

第一節 普通銀行と長期信用銀行との合併（第七条・第八条）

第二節 銀行と協同組織金融機関との合併

第一款 銀行と協同組織金融機関との吸収合併（第九条―第十二条）

第二款 銀行と協同組織金融機関との新設合併（第十三条―第十六条）

第三節 協同組織金融機関と協同組織金融機関との合併

第一款 協同組織金融機関と協同組織金融機関との吸収合併（第十七条・第十八条）

第二款 協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併（第十九条・第二十条）

第四節 合併における銀行の手続

第一款 消滅銀行の手続（第二十一条―第二十七条）

第二款 吸収合併存続銀行の手続（第二十八条―第三十二条）

第三款 新設合併設立銀行の手続（第三十三条）

第五節 合併における協同組織金融機関の手続

第一款 消滅協同組織金融機関の手続（第三十四条―第三十九条）

第二款 吸収合併存続協同組織金融機関の手続（第四十条―第四十四条）

第三款 新設合併設立協同組織金融機関の手続（第四十五条―第四十七条）

第六節 雑則（第四十八条―第五十四条）

第三章 転換

第一節 長期信用銀行が普通銀行となる転換（第五十五条）

第二節 普通銀行が信用金庫となる転換（第五十六条―第五十八条）

第三節 協同組織金融機関がする転換

第一款 協同組織金融機関が普通銀行となる転換（第五十九条・第六十条）

第二款 協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となる転換（第六十一条・第六十二条）

第三款 転換をする協同組織金融機関の手続（第六十三条）

第四節 雑則（第六十四条―第六十七条）

第四章 雑則（第六十八条―第七十条）

第五章 罰則（第七十一条―第七十六条）

附則

第二条第六項中「銀行の株主総会又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第九項とする。

第二条第五項を削り、同条第四項中「金融機関に」を「金融機関と」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「転換後金融機関」とは、第四条の規定により異種の金融機関となつた金融機関をいう。

第二条第三項の次に次の三項を加える。

4 この法律において「吸収合併」とは、次条第一項各号に掲げる金融機関の合併であつて、合併により消滅する金融機関（以下「吸収合併消滅金融機関」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金融機関（以下「吸収合併存続金融機関」という。）に承継させるものをいう。

5 この法律において「新設合併」とは、次条第一項各号に掲げる金融機関の合併であつて、合併により消滅する金融機関（以下「新設合併消滅金融機関」という。）の権利義務の全部を合併により設立する金融機関（以下「新設合併設立金融機関」という。）に承継させるものをいう。

6 この法律において「消滅金融機関」とは、吸収合併消滅金融機関及び新設合併消滅金融機関をいう。
第二条に次の二項を加える。

10 この法律において「会員等」とは、信用金庫若しくは労働金庫の会員又は信用協同組合の組合員をいう。

11 この法律において「理事」又は「監事」とは、それぞれ協同組織金融機関の理事又は監事をいう。
第三条第一項中「行う」を「する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、合併をする金融機関は、合併契約を締結しなければならない。

第三条第二項中「存続金融機関」を「吸収合併存続金融機関」に、「新設金融機関」を「新設合併設立金融機関」に改める。

第四条中「金融機関に」を「金融機関と」に改め、同条第一号中「普通銀行に」を「普通銀行と」に改め、同条第二号中「信用金庫に」を「信用金庫と」に改め、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三 協同組織金融機関がその組織を変更して普通銀行となること。

四 信用金庫がその組織を変更して労働金庫又は信用協同組合となること。

五 労働金庫がその組織を変更して信用金庫又は信用協同組合となること。

第四条に次の一号を加える。

六 信用協同組合がその組織を変更して信用金庫又は労働金庫となること。

第五条を削る。

第六条第五項中「新設金融機関」を「新設合併設立金融機関」に、「転換後の金融機関」を「転換後金融機関」に改め、同条第七項中「存続金融機関」を「吸収合併存続金融機関」に、「新設金融機関」を「

新設合併設立金融機関」に、「転換後の金融機関」を「転換後金融機関」に改め、同条を第五条とし、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(業務の継続の特例)

第六条 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、その事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を合併により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む同項の認可を受けた金融機関（以下「信託業務を営む金融機関」という。）が合併により消滅する場合には、前項の規定は、当該信託業務については、適用しない。

3 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、第一項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内に

において、かつ、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

4 前三項の規定は、転換後金融機関が、その事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を転換により有することとなつた場合について準用する。

この場合において、第二項中「合併により消滅する」とあるのは「転換をする」と、前項中「合併の日」とあるのは「転換の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章中第七条の前に次の節名を付する。

第一節 普通銀行と長期信用銀行との合併

第七条及び第八条を次のように改める。

(債権者の異議)

第七条 普通銀行及び長期信用銀行が合併の決議をした場合には、預金者、定期積金の積金者、掛金者、

金銭信託の受益者、長期信用銀行債（長期信用銀行法第八条（長期信用銀行債の発行）に規定する長期

信用銀行債をいう。以下同じ。）の権利者その他政令で定める債権者に対する会社法（平成十七年法律第 号）第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

（特定社債の発行）

第八条 前条の合併における吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が普通銀行であるときは、当該普通銀行は、内閣総理大臣の認可を受けて、当分の間、吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立金融機関の成立の日における長期信用銀行の資本金及び準備金（長期信用銀行法第八条（長期信用銀行債の発行）に規定する準備金をいう。）の合計金額に三十倍を超えない範囲内において内閣府令で定める倍数を乗じて得た金額を限度として、特定社債を発行することができる。

2 長期信用銀行法第九条から第十三条まで（長期信用銀行債の借換発行の場合の特例等）の規定は、前項の規定により普通銀行が発行する特定社債について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 銀行と協同組織金融機関との合併

第一款 銀行と協同組織金融機関との吸収合併

第八条の二を削る。

第九条及び第十条を次のように改める。

（銀行が存続する吸収合併契約）

第九条 銀行と協同組織金融機関とが吸収合併をする場合において、吸収合併存続金融機関が銀行であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併存続金融機関が銀行である旨並びに吸収合併後存続する銀行（銀行と協同組織金融機関との吸収合併後存続するものに限る。以下「吸収合併存続銀行」という。）の商号及び住所並びに吸収合併により消滅する協同組織金融機関（以下「吸収合併消滅協同組織金融機関」という。銀行と協同組織金融機関との吸収合併により消滅するものに限る。以下この款及び第四節第二款において同じ。

）の名称及び住所

二 吸収合併存続銀行が吸収合併に際して吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対してその出資に

代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が吸収合併存続銀行の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続銀行の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 合併がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）

2 前項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて株式等を交付することを内容とするものでなければならない。

（銀行が存続する吸収合併の効力の発生等）

第十条 吸収合併存続銀行は、効力発生日に、吸収合併消滅協同組織金融機関の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅協同組織金融機関の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 前条第一項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合には、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等（第三十七条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。）は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号イの株式の株主となる。

4 前三項の規定は、第三十一条において準用する第二十六条の規定若しくは第三十八条の規定による手続が終了していない場合又は前条第一項に規定する吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第十条の二を削る。

第十一条を次のように改める。

（信用金庫が存続する吸収合併契約）

第十一条 普通銀行と信用金庫とが吸収合併をする場合において、吸収合併存続金融機関が信用金庫であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併存続金融機関が信用金庫である旨並びに吸収合併後存続する信用金庫（普通銀行と信用金

庫との吸収合併後存続するものに限る。以下「吸収合併存続信用金庫」という。）の名称及び住所並びに吸収合併により消滅する銀行（普通銀行と信用金庫との吸収合併により消滅するものに限る。以下「吸収合併消滅銀行」という。）の商号及び住所

二 吸収合併存続信用金庫が吸収合併に際して吸収合併消滅銀行の株主に対してその株式に代わる出資等（協同組織金融機関の出資又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる事項

イ 当該出資等が吸収合併存続信用金庫の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法（吸収合併存続信用金庫の会員となることができない吸収合併消滅銀行の株主がある場合にあつては、当該株主に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該吸収合併存続信用金庫の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅銀行の株主（吸収合併存続信用金庫を除く。）に対する同号の出資等の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続信用金庫が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、吸収合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

六 効力発生日

2 前項に規定する場合において、吸収合併消滅銀行が種類株式発行会社であるときは、吸収合併存続信用金庫及び吸収合併消滅銀行は、吸収合併消滅銀行の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第三号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して出資等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、出資等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅銀行の株主（

吸収合併存続信用金庫及び吸収合併消滅銀行並びに前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて出資等を交付することを内容とするものでなければならない。

第十一条の二を削る。

第十二条を次のように改める。

（信用金庫が存続する吸収合併の効力の発生等）

第十二条 吸収合併存続信用金庫は、効力発生日に、吸収合併消滅銀行の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅銀行の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

3 前条第一項第二号イに規定する場合には、吸収合併消滅銀行の株主（吸収合併存続信用金庫の会員となることができないものを除く。）は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号イの出資を有する吸収合併存続信用金庫の会員となる。

4 吸収合併消滅銀行の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

5 前各項の規定は、第二十六条の規定若しくは第四十三条において準用する第三十八条の規定による手続が終了していない場合又は前条第一項に規定する吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第十二条の次に次の款名を付する。

第二款 銀行と協同組織金融機関との新設合併

第十二条の二を削る。

第十三条から第十六条までを次のように改める。

(銀行を設立する新設合併契約)

第十三条 銀行と協同組織金融機関とが新設合併をする場合において、新設合併設立金融機関が銀行であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併設立金融機関が銀行である旨並びに新設合併により消滅する銀行（銀行と協同組織金融機関との新設合併により消滅するものに限る。以下「新設合併消滅銀行」という。）又は新設合併により消滅する協同組織金融機関（以下「新設合併消滅協同組織金融機関」という。銀行と協同組織金融機関との新設合併により消滅するものに限る。以下この款において同じ。）の商号又は名称及び住所

二 新設合併により設立する銀行（銀行と協同組織金融機関との新設合併により設立するものに限る。

以下「新設合併設立銀行」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立銀行の定款で定める事項

四 新設合併設立銀行の設立に際して取締役となる者の氏名及び会計監査人となる者の氏名又は名称

五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設合併設立銀行が会計参与設置会社である場合 新設合併設立銀行の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 新設合併設立銀行が監査役設置会社である場合 新設合併設立銀行の設立に際して監査役となる者の氏名

六 新設合併設立銀行が新設合併に際して新設合併消滅銀行の株主又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付するその株式又は出資に代わる当該新設合併設立銀行の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立銀行の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅銀行の株主（新設合併消滅金融機関を除く。）又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立銀行が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立銀行の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立銀行の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅銀行の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立銀行が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立銀行の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

2 前項に規定する場合において、新設合併消滅銀行の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅金融機関は、新設合併消滅銀行の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅銀行の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立銀行の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立銀行の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅銀行の株主（新設合併消滅金融機関及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）及び新設合併消滅協同組織金融

機関の会員等の出資の口数に応じて新設合併設立銀行の株式を交付することを内容とするものでなければならぬ。

(銀行を設立する新設合併の効力の発生等)

第十四条 新設合併設立銀行は、その成立の日に、新設合併消滅金融機関の権利義務を承継する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅銀行の株主又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等は、新設合併設立銀行の成立の日に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

3 新設合併消滅銀行の新株予約権は、新設合併設立銀行の成立の日に、消滅する。

4 前条第一項第八号イに規定する場合には、新設合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者は、新設合併設立銀行の成立の日に、同項第九号に掲げる事項についての定めに従い、同項第八号イの新設合併設立銀行の新株予約権の新株予約権者となる。

(信用金庫を設立する新設合併契約)

第十五条 普通銀行と信用金庫とが新設合併をする場合において、新設合併設立金融機関が信用金庫であ

るときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併設立金融機関が信用金庫である旨並びに新設合併消滅金融機関の商号又は名称及び住所

二 新設合併により設立する信用金庫（普通銀行と信用金庫との新設合併により設立するものに限る。

以下「新設合併設立信用金庫」という。）の事業、名称及び地区並びに事務所の名称及び所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立信用金庫の定款で定める事項

四 新設合併消滅金融機関において選任した設立委員の氏名

五 新設合併設立信用金庫が新設合併に際して新設合併消滅銀行の株主又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対してその株式又は出資に代わる当該新設合併設立信用金庫の出資を交付するときは、当該出資の口数又はその算定方法（新設合併設立信用金庫の会員となることのできない新設合併消滅銀行の株主又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等がある場合にあっては、当該株主又は会員等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該新設合併設立信用金庫の資本金及び準備金の額に関する事項

六 前号に規定する場合には、新設合併消滅銀行の株主（新設合併消滅金融機関を除く。）又は新設合

併消滅協同組織金融機関の会員等に対する同号の出資の割当てに関する事項

七 新設合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立信用金庫が新設合併に際して

当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、新設合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割

当てに関する事項

2 前項に規定する場合において、新設合併消滅銀行の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、

新設合併消滅金融機関は、当該新設合併消滅銀行の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第六号に掲げる事項（新設合併消滅銀行の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を

定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立信用金庫の出資の割当てをしないこととするときは、

その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立信用金庫の出資の割当てについて株式の種類ごとに異なる

取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第六号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅銀行の株主（新設合併消滅金融機関及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）及び新設合併消滅協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて第一項第六号の出資を交付することを内容とするものでなければならぬ。

（信用金庫を設立する新設合併の効力の発生等）

第十六条 新設合併設立信用金庫は、その成立の日に、新設合併消滅金融機関の権利義務を承継する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅銀行の株主又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等（新設合併設立信用金庫の会員となることのできない新設合併消滅銀行の株主及び新設合併消滅協同組織金融機関の会員等を除く。）は、新設合併設立信用金庫の成立の日に、同項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の出資を有する新設合併設立信用金庫の会員となる。

3 新設合併消滅銀行の新株予約権は、新設合併設立信用金庫の成立の日に、消滅する。
第十六条の次に次の節名及び款名を付する。

第三節 協同組織金融機関と協同組織金融機関との合併

第一款 協同組織金融機関と協同組織金融機関との吸収合併

第十七条を次のように改める。

(協同組織金融機関と協同組織金融機関との吸収合併契約)

第十七条 協同組織金融機関が第三条第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）の合併をする場合において、その合併が吸収合併であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する協同組織金融機関（以下「吸収合併存続協同組織金融機関」という。協同組織金融機関と協同組織金融機関との吸収合併後存続するものに限る。以下この款において同じ。）の種類並びに名称及び住所並びに吸収合併消滅協同組織金融機関（協同組織金融機関と協同組織金融機関との吸収合併により消滅するものに限る。以下この款において同じ。）の名称及び住所

二 吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対してその出資に代わる出資等を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる事項

イ 当該出資等が吸収合併存続協同組織金融機関の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法（吸収合併存続協同組織金融機関の会員等となることができない吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等がある場合にあつては、当該会員等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該吸収合併存続協同組織金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対する同号の出資等の割当てに関する事項

四 効力発生日

2 前項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて同号の出資等を交付することを内容とするものでなければならぬ。

第十七条の二を削る。

第十八条を次のように改める。

(協同組織金融機関と協同組織金融機関との吸収合併の効力の発生等)

第十八条 吸収合併存続協同組織金融機関は、効力発生日に、吸収合併消滅協同組織金融機関の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅協同組織金融機関の吸収合併による解散は、合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 前条第一項第二号イに規定する場合には、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等(吸収合併存続協同組織金融機関の会員等となることができないものを除く。)は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号イの出資を有する吸収合併存続協同組織金融機関の会員等となる。

4 前三項の規定は、第三十八条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による手続が終了していない場合又は前条第一項に規定する吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第三十七条及び第三十八条を削る。

第三十六条に見出しとして「(自首減免)」を付し、同条中「第三十三条第二項又は第三十四条第二項

」を「第七十二条第二項又は第七十三条第二項」に改め、同条を第七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(過料)

第七十六条 金融機関の役員（銀行にあつては、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役若しくは執行役の職務を代行する者又は会社法第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（同法第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者を含む。）若しくは清算人（銀行にあつては、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算株式会社の清算人の職務を代行する者又は会社法第四百七十九条第四項において準用する同法第三百四十六条第二項の規定若しくは同法第四百八十三条第六項において準用する同法第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者を含む。）又は第四十六条第一項の設立委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を

料すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による合併又は転換に関する登記を怠つたとき。

二 この法律の規定による合併若しくは転換に関する公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 第二十六条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）若しくは第五項（第三十八条第四項（第六十三条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）又は第三十八条第二項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併又は転換を行つたとき。

四 第二十一条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

五 第二十一条第二項（第二十八条第二項、第三十二条第三項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第五項及び第五十八条において準用する場合を含む。）、又は第三十四条第二項（第四十条第二項、第四十四条第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十七条第三

項及び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

六 第二十二條第七項（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百二十五條において準用する同法第三百七條第一項第一号の規定による裁判所の命令に違反して、特定株主総会を招集しなかつたとき。

七 第二十二條第七項（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百二十五條において準用する同法第三百三條第一項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を特定株主総会の目的としなかつたとき。

八 第四十六條第一項の規定により作成すべき定款又は特定株主総会の議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

九 官庁又は特定株主総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十 正当な理由がないのに、特定株主総会において、株主の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十一 第八条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）において準用する長期信用銀行法第十条第一項若しくは第十一条第四項の規定による届出若しくは公告をせず、又は虚偽の届出若しくは公告をしたとき。

第三十五条に見出しとして「（没収及び追徴）」を付し、同条中「第三十三条第一項又は前条第一項」を「第七十二条第一項又は前条第一項」に改め、「において、」の下に「犯人の」を加え、「財産上の」を削り、同条を第七十四条とする。

第三十四条に見出しとして「（株主等の権利の行使に関する贈収賄罪）」を付し、同条第一項中「不正」を「不正」に、「財産」を「財産」に改め、同項第一号中「第七条第四項（第二十三条第一項後段）」を「第二十二条第六項（第五十八条）」に、「に規定する特定株主総会」を「の特定株主を構成員とする株主総会」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 特定株主総会の決議についての第二十二条第七項（第五十八条において準用する場合を含む。）に

において準用する会社法第八百三十条又は第八百三十一条の規定による決議の不存在若しくは無効の確
認又は取消しの訴えの提起

三 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が銀行である合併についての第五十三条第一項に
おいて準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（
第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定による合併の無効の訴えの提起

四 長期信用銀行又は協同組織金融機関が普通銀行となる転換についての第六十五条第一項において準
用する会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に
限る。）の規定による転換の無効の訴えの提起

第三十四条を第七十三条とする。

第三十三条に見出しとして「（設立委員の贈収賄罪）」を付し、同条第一項中「第十条第一項の設立委
員は、合併」を「第四十六条第一項の設立委員は、新設合併」に、「不正」を「不正」に、「財産」を
「財産」に改め、同条を第七十二条とする。

第三十二条に見出しとして「（設立委員の特別背任罪）」を付し、同条第一項中「第十条第一項の設立

委員は、合併」を「第四十六条第一項の設立委員は、新設合併」に、「新設金融機関たる銀行」を「新設合併設立銀行」に、「背き当該銀行」を「背く行為をし、当該新設合併設立銀行」に、「又は千万円以下の罰金に処する」を「若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二項中「未遂罪」を「罪の未遂」に改め、同条第三項を削り、同条を第七十一条とする。

第三十一条中「第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項」を「第五条第一項の合併又は転換の認可の申請の方法」に、「執行」を「施行」に改め、第四章中同条を第七十条とする。

第三十条を第六十九条とする。

第二十九条第一項及び第二項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第四項中「存続金融機関」を「吸収合併存続金融機関」に、「新設金融機関」を「新設合併設立金融機関」に、「転換後の金融機関」を「転換後金融機関」に改め、同条を第六十八条とする。

第二十八条中「行なう」を「する」に改め、第三章中同条を第六十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（合併に関する規定の準用）

第六十七条 第四十八条から第五十一条までの規定は、転換について準用する。

第二十七条を削る。

第二十六条第一項中「行なつた」を「した」に改め、同条第二項中「第七十一条及び第七十三条」を「第七十六条及び第七十八条」に改め、同条第三項中「添附すべき」を「添付すべき」に、「別段の定めをすることができる」を「定める」に改め、同条を第六十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会社法の準用）

第六十五条 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）

（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力の及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は、金融機関の転換の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第六号中「組織変更をする会社の株主等若し

くは社員等」とあるのは「転換をする金融機関の株主等（協同組織金融機関がする転換にあつては、金融機関の合併及び転換に関する法律第二条第十項に規定する会員等（以下単に「会員等」という。）、理事、監事又は清算人）」と、「組織変更後の会社の株主等、社員等」とあるのは「転換後金融機関の株主等（協同組織金融機関がする転換にあつては、会員等、理事、監事又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第二百十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百二十条並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項までの規定は、転換をする普通銀行について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は転換をする普通銀行が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は転換をする普通銀行が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百二十条第一項（同法第二百九十三条第四項において準用す

る場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三章の章名及び第二十三条から第二十五条までを削る。

第二章中第二十二条を第五十四条とし、同条の次に次の章名、三節及び節名を加える。

第三章 転換

第一節 長期信用銀行が普通銀行となる転換

第五十五条 長期信用銀行は、普通銀行となる転換をする場合には、転換計画において、転換後の普通銀行の商号及び業務を定めなければならない。

2 長期信用銀行は、株主総会の決議によつて、前項の転換計画の承認を受けなければならない。

3 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

4 第八条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。

第二節 普通銀行が信用金庫となる転換

(普通銀行が信用金庫となる転換計画)

第五十六条 普通銀行は、信用金庫となる転換をする場合には、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 普通銀行がその組織を変更した後の信用金庫（以下「転換後信用金庫」という。）の名称、業務及び地区

二 前号に掲げるもののほか、転換後信用金庫の定款で定める事項

三 転換後信用金庫の理事及び監事の氏名

四 転換後信用金庫が特定金庫（信用金庫法第三十八条の二第三項（特定金庫の監査）に規定する特定金庫をいう。）である場合には、会計監査人の氏名又は名称

五 転換をする普通銀行の株主についての次に掲げる事項

イ 転換に際して取得する転換後信用金庫の出資の口数又はその算定方法（転換後信用金庫の会員と

なることができない転換をする普通銀行の株主がある場合にあっては、当該株主に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに転換後信用金庫の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株主に対するイの出資の割当てに関する事項

ハ 当該株主に金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

六 転換をする普通銀行の株主に対する前号ハの金銭の割当てに関する事項

七 転換をする普通銀行が新株予約権を発行しているときは、転換後信用金庫が転換に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、転換をする普通銀行の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の

割当てに関する事項

九 転換がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）

2 前項に規定する場合において、転換をする普通銀行が種類株式発行会社であるときは、当該普通銀行は、当該普通銀行の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第五号ロに掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して転換後信用金庫の出資の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、転換後信用金庫の出資の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第五号ロに掲げる事項についての定めは、転換をする普通銀行の株主（当該普通銀行及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて転換後信用金庫の出資を交付することを内容とするものでなければならない。

4 前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。

5 第一項第三号の理事の選任については、理事の定数の少なくとも三分の二は、転換後信用金庫の会員になろうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。

6 第一項第三号の理事及び監事の任期は、転換後最初の通常総会の日までとする。

（普通銀行が信用金庫となる転換の効力の発生等）

第五十七条 前条第一項の転換をする普通銀行は、効力発生日に、転換後信用金庫となる。

2 前条第一項の転換をする普通銀行の株主（転換後信用金庫の会員となることができないものを除く。

）は、効力発生日に、同項第五号ロに掲げる事項についての定めに従い、同号イの出資を有する転換後信用金庫の会員となる。

3 転換をする普通銀行の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

4 前三項の規定は、次条において準用する第二十六条の規定による手続が終了していない場合又は転換を中止した場合には、適用しない。

（普通銀行が信用金庫となる転換の手続）

第五十八条 前章第四節第一款（第二十二條第二項、第三項各号、第四項及び第五項、第二十三條第一項各号並びに第二十六條第二項第二号イ及びロを除く。）及び第三十二條の規定は、転換をする普通銀行について準用する。この場合において、これらの規定中「合併契約」とあるのは「転換計画」と、「当該合併」とあるのは「当該転換」と、第二十一條第一項中「効力発生日又は新設合併設立金融機関の成立の日（以下この款において「効力発生日等」という。）」とあり、並びに第二十二條第一項及び第二

十三条第一項中「効力発生日等」とあるのは「効力発生日」と、第二十二條第一項中「前条第一項の合併」とあり、並びに第二十三條第一項、第二十四條第一項第一号及び第二十六條中「第二十一條第一項の合併」とあるのは「転換」と、第二十二條第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、第一項の」とあるのは「第一項の」と、第二十二條第六項中「普通銀行と信用金庫との合併により信用金庫が存続する場合又は信用金庫を設立する場合」とあるのは「普通銀行が信用金庫となる転換」と、第二十三條第一項中「次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関」とあり、第二十六條第二項第二号中「次のイ又はロに掲げる合併の区分に応じ、当該イ又はロに定める金融機関」とあり、及び第三十二條中「吸収合併存続銀行」とあるのは「転換後信用金庫」と、第二十七條第一項中「消滅銀行は、吸収合併存続信用金庫との合意により」とあるのは「転換をする普通銀行は」と、第三十二條第一項中「吸収合併により」とあるのは「転換により」と、「吸収合併消滅協同組織金融機関」とあるのは「転換前の普通銀行」と、「吸収合併に関する」とあるのは「転換に関する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 協同組織金融機関がする転換

第一款 協同組織金融機関が普通銀行となる転換

(協同組織金融機関が普通銀行となる転換の転換計画)

第五十九条 協同組織金融機関は、普通銀行となる転換をする場合には、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 協同組織金融機関がその組織を変更した後の銀行（以下「転換後銀行」という。）の業務
- 二 転換後銀行の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 三 前号に掲げるもののほか、転換後銀行の定款で定める事項
- 四 転換後銀行の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称
- 五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ又はロに定める事項
 - イ 転換後銀行が会計参与設置会社である場合 転換後銀行の会計参与の氏名又は名称
 - ロ 転換後銀行が監査役設置会社である場合 転換後銀行の監査役の氏名
- 六 転換をする協同組織金融機関の会員等が転換に際して取得する転換後銀行の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに転換後銀行の資本金

及び準備金の額に関する事項

七 転換をする協同組織金融機関の会員等に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 転換をする協同組織金融機関の会員等に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

九 転換をする協同組織金融機関の会員等に対する前号の金銭の割当てに関する事項

十 効力発生日

2 前項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、転換をする協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて転換後銀行の株式を交付することを内容とするものでなければならぬ。

3 前項の規定は、第一項第九号に掲げる事項について準用する。

(協同組織金融機関が普通銀行となる転換の効力の発生等)

第六十条 前条第一項の転換をする協同組織金融機関は、効力発生日に、普通銀行となる。

2 前条第一項の転換をする協同組織金融機関の会員等は、効力発生日に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

3 前二項の規定は、第六十三条において準用する第三十八条の規定による手続が終了していない場合又は転換を中止した場合には、適用しない。

第二款 協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となる転換

(協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となる転換の転換計画)

第六十一条 協同組織金融機関は、他の種類の協同組織金融機関となる転換をする場合には、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 協同組織金融機関が転換をした後の他の種類の協同組織金融機関（以下「転換後協同組織金融機関」という。）の種類、名称、業務及び地区

二 前号に掲げるもののほか、転換後協同組織金融機関の定款で定める事項

三 転換後協同組織金融機関の理事及び監事の氏名

四 転換後協同組織金融機関が特定金庫（信用金庫法第三十八条の二第三項又は労働金庫法第四十一条の二第三項に規定する特定金庫をいう。）又は特定信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。）

）である場合には、会計監査人の氏名又は名称

五 転換をする協同組織金融機関の会員等が転換に際して取得する転換後協同組織金融機関の出資の口数又はその算定方法（転換後協同組織金融機関の会員等となることができない転換をする協同組織金融機関の会員等がある場合にあっては、当該会員等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに転換後協同組織金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

六 転換をする協同組織金融機関の会員等に対する前号の出資の割当てに関する事項

七 転換をする協同組織金融機関の会員等に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 転換をする協同組織金融機関の会員等に対する前号の金銭の割当てに関する事項

九 効力発生日

2 前項に規定する場合には、同項第六号に掲げる事項についての定めは、転換をする協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて転換後協同組織金融機関の出資を交付することを内容とするものでなければならない。

3 前項の規定は、第一項第八号に掲げる事項について準用する。

4 第一項第三号に規定する理事の選任については、次に定めるところによるものとし、同号に規定する理事及び監事の任期は、転換後最初の通常総会の日までとする。

一 転換後協同組織金融機関が信用金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用金庫の会員になろうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。

二 転換後協同組織金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）になろうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。

三 転換後協同組織金融機関が信用協同組合である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用協同組合の組合員になろうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。

（協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となる転換の効力の発生等）

第六十二条 前条第一項の転換をする協同組織金融機関は、効力発生日に、転換後協同組織金融機関となる。

2 前条第一項の転換をする協同組織金融機関の会員等（転換後協同組織金融機関の会員等となることのできないものを除く。）は、効力発生日に、同項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の出資を有する転換後協同組織金融機関の会員等となる。

3 前二項の規定は、次条において準用する第三十八条の規定による手続が終了していない場合又は転換を中止した場合には、適用しない。

第三款 転換をする協同組織金融機関の手続

第六十三条 前章第五節第一款（第三十六条第一項各号並びに第三十八条第二項第二号イ及びロを除く。

）及び第四十四条の規定は、転換をする協同組織金融機関について準用する。この場合において、これらの規定中「合併契約」とあるのは「転換計画」と、第三十四条第一項中「効力発生日又は新設合併設立金融機関の成立の日（以下「効力発生日等」という。）」とあり、並びに第三十五条第一項、第三十六条第一項及び第三十七条中「効力発生日等」とあるのは「効力発生日」と、第三十四条第三項中「銀行と協同組織金融機関とが合併」とあり、第三十五条第一項中「前条第一項の合併」とあり、並びに第三十六条第一項、第三十七条第一項第一号及び第三十八条第一項中「第三十四条第一項の合併」とある

のは「転換」と、第三十四条第三項中「吸収合併存続銀行又は新設合併設立銀行」とあり、第三十六条第一項中「次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関」とあり、第三十八条第二項第二号中「次のイ又はロに掲げる合併の区分に応じ、当該イ又はロに定める金融機関」とあり、及び第四十四条中「吸収合併存続協同組織金融機関」とあるのは「転換後金融機関」と、第三十七条第一項第一号中「当該合併」とあるのは「当該転換」と、第三十七条第三項中「第三条第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）の合併における消滅協同組織金融機関」とあるのは「第四条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）の規定により転換をする協同組織金融機関」と、「吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関」とあるのは「転換後協同組織金融機関」と、第三十九条第一項中「消滅協同組織金融機関は、吸収合併存続金融機関との合意により」とあるのは「転換をする協同組織金融機関は」と、第四十四条第一項中「吸収合併により」とあるのは「転換により」と、「消滅金融機関」とあるのは「転換前の協同組織金融機関」と、「吸収合併に関する」とあるのは「転換に関する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 雑則

第二十一条を削る。

第二十条第一項中「持分の」を「出資の」に、「会員又は組合員」を「又は会員等」に、「金銭、株式又は持分」を「金銭等」に改め、同条第二項中「消滅金融機関たる銀行」を「消滅銀行」に、「当該銀行」を「当該消滅銀行」に改め、同条を第四十九条とし、同条の次に次の四条を加える。

（資本金及び準備金として計上すべき額等）

第五十条 第三条第一項第二号から第六号までに掲げる金融機関の合併に際して当該金融機関の資本金又は準備金として計上すべき額その他計算に関し必要な事項については、内閣府令で定める。

（一口に満たない端数）

第五十一条 会社法第二百三十四条第一項（各号を除く。）から第五項まで（一に満たない端数の処理）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、協同組織金融機関がする合併により出資の口数に一口に満たない端数を生ずる場合について準用する。この場合において、同法

第二百三十四条第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「取締役」とあるのは「理事」と、同条第五項中「取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議」とあるのは「理事会を設置する協同組織金融機関においては、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の登記）

第五十二条 金融機関が合併をしたときは、消滅金融機関については解散の登記を、吸収合併存続金融機関については変更の登記を、新設合併設立金融機関については設立の登記をしなければならない。

2 前項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

（会社法の準用）

第五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六号から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力の及ぶ者の範囲、無効又

は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)(合併又は会社分割の無効判決の効力)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定は第三条第一項(第二号から第六号までに係る部分に限る。)(の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの項において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあり、及び「株主等、社員等」とあるのは「株主等、会員等、理事、監事若しくは清算人(協同組織金融機関と協同組織金融機関との合併にあっては、会員等、理事、監事又は清算人)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第二百十九条第一項(第六号に係る部分に限る。)(第二項及び第三項、第二百二十条並びに第二百九十三条第一項(第三号に係る部分に限る。))及び第二項から第四項までの規定は、消滅銀行に

ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は消滅銀行が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は消滅銀行が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百二十条第一項（同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条第一項中「持分を」を「出資を」に、「会員又は組合員」を「又は会員等」に、「金銭、株式又は持分の上に」を「金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）について」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十八条とする。

第十八条の次に次の一款、二節及び節名を加える。

第二款 協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併

(協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併契約)

第十九条 協同組織金融機関が第三条第一項(第四号から第六号までに係る部分に限る。)の合併をする場合において、その合併が新設合併であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅協同組織金融機関(協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併により消滅するものに限る。以下この款において同じ。)の名称及び住所

二 新設合併により設立する協同組織金融機関(以下「新設合併設立協同組織金融機関」という。協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併により設立するものに限る。以下この款において同じ。)の種類並びに新設合併設立協同組織金融機関の事業、名称及び地区並びに事務所の名称及び所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立協同組織金融機関の定款で定める事項

四 新設合併消滅金融機関において選任した設立委員の氏名

五 新設合併設立協同組織金融機関が新設合併に際して新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対し

てその出資に代わる当該新設合併設立協同組織金融機関の出資を交付するときは、当該出資の口数又はその算定方法（新設合併設立協同組織金融機関の会員等となることができない新設合併消滅協同組織金融機関の会員等がある場合にあつては、当該会員等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該新設合併設立協同組織金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

六 前号に規定する場合には、新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対する同号の出資の割当てに関する事項

2 前項に規定する場合には、同項第六号に掲げる事項についての定めは、新設合併により消滅する協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて新設合併設立協同組織金融機関の出資を交付することを内容とするものでなければならない。

（協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併の効力の発生等）

第二十条 新設合併設立協同組織金融機関は、その成立の日に、新設合併消滅協同組織金融機関の権利義務を承継する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅協同組織金融機関の会員等（新設合併設立協同組織金

融機関の会員等となることができないものを除く。）は、新設合併設立協同組織金融機関の成立の日、同項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の出資を有する新設合併設立協同組織金融機関の会員等となる。

第四節 合併における銀行の手続

第一款 消滅銀行の手続

（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二十一条 協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により消滅する普通銀行（以下「消滅銀行」という。）は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日又は新設合併設立金融機関の成立の日（以下この款において「効力発生日等」という。）までの間、合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をその本店に備え置かなければならない。

一 次条第一項の株主総会の日から二週間前の日

二 第二十三条第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第二十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 消滅銀行の株主及び債権者は、消滅銀行に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該消滅銀行の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて消滅銀行の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併契約の承認)

第二十二条 消滅銀行は、効力発生日等の前日までに、株主総会の決議によつて、前条第一項の合併の合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

一 吸収合併後信用金庫が存続する場合

二 新設合併により信用金庫を設立する場合

三 新設合併により銀行を設立する場合において、次のイ及びロのいずれにも該当するとき。

イ 消滅銀行の株主に対して交付する株式の全部又は一部が譲渡制限株式であること。

ロ 消滅銀行が公開会社（会社法第二条第五号（定義）に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、種類株式発行会社でないこと。

4 消滅銀行（種類株式発行会社に限る。）の株主に対して交付する株式等の全部又は一部が譲渡制限株式等（会社法第七百八十三条第三項（吸収合併契約等の承認等）に規定する譲渡制限株式等をいう。以下同じ。）であるときは、当該合併は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5 第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定は、前項の種類株主総会について準用する。

6 普通銀行と信用金庫との合併により信用金庫が存続する場合又は信用金庫を設立する場合において、消滅銀行の株主のうち、当該信用金庫の会員となる資格を有しないもの（以下「特定株主」という。）があるときは、当該特定株主を構成員とする株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。

7 会社法第三百二十四条第三項（各号を除く。）（種類株主総会の決議）及び第三百二十五条（株主総会に関する規定の準用）の規定は前項の特定株主を構成員とする株主総会の決議について、同法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は前項の特定株主を構成員とする株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百二十五条中「ある種類の株式の株主」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第六項の特定株主」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第六項に規定する特定株主、取締役、監査役、理事、監事又は清算人（消滅銀行が委員会設置会社である場合にあっては、同項に規定する特定株主、取締役、執

行役、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役、理事、監事又は清算人（会社法第三百四十六条第一項（同法第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役若しくは清算人としての権利義務を有する者又は信用金庫法第三十五条の三（同法第六十四条において準用する場合を含む。））、労働金庫法第三十七条（同法第六十八条において準用する場合を含む。）若しくは中小企業等協同組合法第三十六条の二（同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事、監事若しくは清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株主等に対する通知等）

第二十三条 消滅銀行は、効力発生日等の二十日前までに、その株主及び登録株式質権者並びにその新株

予約権者及び登録新株予約権質権者に対し、第二十一条第一項の合併をする旨並びに次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関の商号又は名称及び住所を通知しなければならない。

一 吸収合併 吸収合併存続信用金庫

二 新設合併 他の消滅金融機関及び新設合併設立金融機関

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(株式買取請求)

第二十四条 次に掲げる株主は、消滅銀行に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

一 第二十一条第一項の合併の合併契約の承認をするための株主総会（種類株主総会及び第二十二条第六項の特定株主を構成員とする株主総会を含む。以下この項において同じ。）に先立つて当該合併に反対する旨を当該銀行に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）、第七百八十六条（株式の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）

第二十五条 消滅銀行の新株予約権の新株予約権者は、消滅銀行に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取れることを請求することができる。

2 会社法第七百八十七条第五項から第七項まで（新株予約権買取請求）、第七百八十八条（第五項各号を除く。）（新株予約権の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十

五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第七百八十八条第五項（各号を除く。）中「次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

第二十六条 消滅銀行の債権者は、消滅銀行に対し、第二十一条第一項の合併について異議を述べることができる。

2 消滅銀行は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、社債権者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者（社債管理者がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 第二十一条第一項の合併をする旨

二 次のイ又はロに掲げる合併の区分に応じ、当該イ又はロに定める金融機関の商号又は名称及び住所

イ 吸収合併 吸収合併存続信用金庫

ロ 新設合併 他の消滅金融機関及び新設合併設立金融機関

三 前号の金融機関（銀行に限る。）の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、消滅銀行が同項の規定による公告を、官報のほか、銀行法第五十七条各号（銀行等の公告方法）に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、第二十一条第一項の合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、消滅銀行は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条第二項（異議のある受益者）の規定は、信託業務を営む消滅銀行がする第二十一条第一項の合併について異議を述べた受益者がある場合について準用する。
。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。

8 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条（社債管理者の設置）の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

9 会社法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。この場合において、必要な技術的読替え

は、政令で定める。

（吸収合併の効力発生日の変更）

第二十七条 消滅銀行は、吸収合併存続信用金庫との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、消滅銀行は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならぬ。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を変更前の効力発生日とみなして、この節及び第十二条の規定を適用する。

第二款 吸収合併存続銀行の手続

（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二十八条 銀行と協同組織金融機関とが吸収合併をする場合には、吸収合併存続銀行は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について株主総会（種類株主総会を含む。以下この号において同じ。）の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日

二 第三十一条において準用する第二十三条第一項の規定による通知の日又は第三十一条において準用する第二十三条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第三十一条において準用する第二十六条第二項の規定による公告の日又は第三十一条において準用する同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 第二十一条第二項の規定は、吸収合併存続銀行が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併契約の承認等）

第二十九条 吸収合併存続銀行（前条第一項の吸収合併に係るものに限る。以下この款において同じ。）

は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 承継する吸収合併消滅協同組織金融機関の資産に吸収合併存続銀行の株式が含まれる場合には、当該

吸収合併存続銀行の取締役は、前項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。
い。

3 吸収合併存続銀行が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する株式等が吸収合併存続銀行の株式である場合には、前条第一項の吸収合併は、第九条第一項第二号イの種類の株式（譲渡制限株式であつて、会社法第百九十九条第四項（募集事項の決定）の定款の定めがないものに限る。）の株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

4 第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上にあたる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定

の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

5 前項の規定は、第三項の種類株主総会について準用する。

(吸収合併契約の承認を要しない場合等)

第三十条 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を吸収合併存続銀行の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続銀行の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続銀行が公開会社でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する吸収合併存続銀行の株式の数に一株当たり純資産額（一株当たりの純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額をいう。）を乗じて得た額

ロ 吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する金銭の額の合計額

二 吸収合併存続銀行の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

2 前項本文に規定する場合において、内閣府令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるとするものに限る。）を有する株主が次条において準用する第二十三条第一項の規定による通知又は次条において準用する第二十三条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続銀行に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

（準用規定）

第三十一条 第二十三条（第一項第二号を除く。）、第二十四条及び第二十六条（第二項第二号口を除く。）、の規定は、吸収合併存続銀行について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「住所」とあるのは「住所（第二十九条第二項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第三十二条 吸収合併存続銀行は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続銀行が承継した

吸収合併消滅協同組織金融機関の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続銀行は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 第二十一条第二項の規定は、吸収合併存続銀行が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 新設合併設立銀行の手続

第三十三条 会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。）（設立）の規定は、新設合併設立銀行の設立については、適用しない。

2 新設合併設立銀行の定款は、当該新設合併における消滅金融機関が作成する。

3 新設合併設立銀行は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立銀行が承継した新設合併消滅金融機関の権利義務その他の当該新設合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、

又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

4 新設合併設立銀行は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

5 第二十一条第二項の規定は、新設合併設立銀行が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 合併における協同組織金融機関の手続

第一款 消滅協同組織金融機関の手続

（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第三十四条 吸収合併又は新設合併により消滅する協同組織金融機関（以下「消滅協同組織金融機関」という。）は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日又は新設合併設立金融機関の成立の日（以下「効力発生日等」という。）までの間、合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 次条第一項の総会の日の二週間前の日

二 第三十六条第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第三十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 消滅協同組織金融機関の会員等及び債権者は、消滅協同組織金融機関に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該消滅協同組織金融機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて消滅協同組織金融機関の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 銀行と協同組織金融機関とが合併をする場合には、消滅協同組織金融機関は、吸収合併存続銀行又は新設合併設立銀行の交付する株式等を受ける会員等の権利の保全等に資するため、一定の日を定めてその日以後当該消滅協同組織金融機関への新たな出資又は出資の譲渡を承諾しないことができる。

4 消滅協同組織金融機関は、前項の日を定めたときは、その日を公告しなければならない。

（合併契約の承認）

第三十五条 消滅協同組織金融機関は、効力発生日等の前日までに、総会の決議によつて、前条第一項の合併の合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項の総会の決議は、総会員等の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

3 信用金庫法第四十九条第六項（総代会）及び第五十条（総会と総代会の関係）の規定は、信用金庫が消滅協同組織金融機関である場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 労働金庫法第五十五条第六項（合併等の決議に係る通知）及び第五十五条の二（総会と総代会の関係）の規定は、労働金庫が消滅協同組織金融機関である場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 中小企業等協同組合法第五十五条の二（信用協同組合等の総代会の特例）の規定は、信用協同組合が

消滅協同組織金融機関である場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会員等に対する通知等）

第三十六条 消滅協同組織金融機関は、効力発生日等（前条第一項の決議を総代会において行う場合にあっては、その会日と効力発生日等のいずれか早い日）の二十日前までに、その会員等及び知れている出資を目的とする質権者に対し、第三十四条第一項の合併をする旨並びに次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関の商号又は名称及び住所を通知しなければならない。

一 吸収合併 吸収合併存続金融機関

二 新設合併 他の消滅金融機関及び新設合併設立金融機関

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（合併に反対する会員等の出資払戻請求権）

第三十七条 次に掲げる会員等は、消滅協同組織金融機関に対し、自己の有する出資の払戻しを請求することにより、効力発生日等に当該消滅協同組織金融機関を脱退することができる。

一 第三十四条第一項の合併の合併契約の承認を目的とする総会に先立つて当該合併に反対する旨を当該消滅協同組織金融機関に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員等（当該総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該総会において議決権を行使することができない会員等

2 前項の払戻しに係る出資は、効力発生日等における消滅協同組織金融機関の財産によつて定める。

3 第三条第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）の合併における消滅協同組織金融機関の会員等であつて、吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関の会員等となる資格を有しないものは、効力発生日等に当該消滅協同組織金融機関を脱退したものとみなして、前項の規定を適用する。

（債権者の異議）

第三十八条 消滅協同組織金融機関の債権者は、消滅協同組織金融機関に対し、第三十四条第一項の合併について異議を述べることができる。

2 消滅協同組織金融機関は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者、掛金

者、金銭信託の受益者、全国連合会債（信用金庫法第五十四条の二に規定する全国連合会債をいう。）の権利者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 第三十四条第一項の合併をする旨

二次のイ又はロに掲げる合併の区分に応じ、当該イ又はロに定める金融機関の商号又は名称及び住所

イ 吸収合併 吸収合併存続金融機関

ロ 新設合併 他の消滅金融機関及び新設合併設立金融機関

三 前号の金融機関（銀行に限る。）の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、消滅協同組織金融機関が同項の規定による公告を、官報のほか、信用金庫法第八十七条の四第一項各号（公告）、労働金庫法第九十一条の四第一項各号（公告）又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号（定款）に掲げる公告方法によりするとき、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 第二十六条第四項から第六項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併の効力発生日の変更）

第三十九条 消滅協同組織金融機関は、吸収合併存続金融機関との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、消滅協同組織金融機関は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を変更前の効力発生日とみなして、この節並びに第十条及び第十八条の規定を適用する。

第二款 吸収合併存続協同組織金融機関の手続

（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第四十条 吸収合併存続協同組織金融機関は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経

過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の日
の二週間前の日

二 第四十三条において準用する第三十六条第一項の規定による通知の日又は第四十三条において準用
する第三十六条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第四十三条において準用する第三十八条第二項の規定による公告の日又は第四十三条において準用
する同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 第三十四条第二項の規定は、吸収合併存続協同組織金融機関が備え置く前項の書面又は電磁的記録に
ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併契約の承認等）

第四十一条 吸収合併存続協同組織金融機関は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合
併契約の承認を受けなければならない。

2 第三十五条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併契約の承認を要しない場合等）

第四十二条 前条の規定は、消滅金融機関の総株主又は総会員等（労働金庫にあつては、個人会員（労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）

の数が吸収合併存続協同組織金融機関の総会員等の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、消滅金融機関の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続協同組織金融機関の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合には、適用しない。

2 吸収合併存続協同組織金融機関の総会員等の六分の一以上の会員等（労働金庫にあつては、個人会員を除く。）が次条において準用する第三十六条第一項の規定による通知又は次条において準用する第三十六条第二項の公告の日から二週間以内に当該吸収合併に反対する旨を吸収合併存続協同組織金融機関に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

(会員等に対する通知等)

第四十三条 第三十六条(第一項第二号を除く。)、第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条(第二項第二号口を除く。)の規定は、吸収合併存続協同組織金融機関について準用する。この場合において、第三十七条第一項中「次に掲げる会員等」とあるのは「次に掲げる会員等(第四十二条第一項に規定する場合にあつては、すべての会員等)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四十四条 吸収合併存続協同組織金融機関は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続協同組織金融機関が承継した消滅金融機関の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続協同組織金融機関は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 第三十四条第二項の規定は、吸収合併存続協同組織金融機関が備え置く前項の書面又は電磁的記録に

ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 新設合併設立協同組織金融機関の手續

（新設合併設立協同組織金融機関の設立の特則）

第四十五条 信用金庫法第三章（第二十三条第三項及び第二十七条を除く。）（設立及び事業免許の申請

）の規定は、新設合併により設立する信用金庫の設立については、適用しない。

2 労働金庫法第三章（第二十七条を除く。）（設立及び事業免許の申請）の規定は、新設合併により設立する労働金庫の設立については、適用しない。

3 中小企業等協同組合法第二章第四節（第三十条を除く。）（設立）の規定は、新設合併により設立する信用協同組合の設立については、適用しない。

（新設合併設立協同組織金融機関の設立委員等）

第四十六条 新設合併設立協同組織金融機関の定款の作成その他設立に関する行為並びに理事及び監事の選任は、新設合併消滅金融機関において選任した設立委員が共同して行わなければならない。

2 前項に規定する理事の選任については、次の各号に定めるところによるものとし、同項に規定する理

事及び監事の任期は、合併後最初の通常総会の日までとする。

一 新設合併設立協同組織金融機関が信用金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用金庫の会員になろうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。

二 新設合併設立協同組織金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）になろうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。

三 新設合併設立協同組織金融機関が信用協同組合である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用協同組合の組合員になろうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。

（新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第四十七条 新設合併設立協同組織金融機関は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立協同組織金融機関が承継した消滅金融機関の権利義務その他の当該合併に関する事項として内閣府令で定め

る事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立協同組織金融機関は、成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 第三十四条第二項の規定は、新設合併設立協同組織金融機関が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 雑則

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百条 施行日前に前条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（第三項において「旧合併転換法」という。）の規定により合併契約書又は転換計画書が作成された合併又は転換については、なお従前の例による。ただし、合併及び転換の登記の登記事項については、前条の規定による改正後の金融機関の合併及び転換に関する法律の定めるところによる。

2 施行日前に提起された、合併の無効の訴え又は転換の無効の訴えについては、なお従前の例による。

3 施行日前に申立て又は裁判があった旧合併転換法の規定による非訟事件の手続については、なお従前の

例による。

4 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。

5 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる合併又は転換に関する登記を申請する場合における登記に関する手續については、なお従前の例による。

6 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、内閣府令で定める。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第二百一条 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「国内における商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条第一項（外国会社の代表者）に規定する」を「会社法（平成十七年法律第 号）第八百十七条第一項（外国会社の日本における代表者）に規定する日本における」に改める。

第四条第一項第二号中「資本の」を「資本金の」に、「資本に」を「資本金に」に改め、同項第三号中

「執行役及び監査役」を「会計参与、監査役及び執行役」に改め、「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第三項中「資本の」を「資本金の」に改める。

第六条第一項第一号中「株式会社」を「取締役会設置会社」に改め、同項第四号中「資本」を「資本金」に改める。

第九条第三号中「資本」を「資本金」に改める。

第十三条の三第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第三項中「資本」を「資本金」に改める。

第十三条の四第一号イ中「株式会社」を「取締役会設置会社」に改め、同号ホ中「資本」を「資本金」に改める。

第十四条第一項中「監査役及びこれ」を「会計参与及び監査役並びにこれら」に、「社債管理会社等」を「社債管理者等」に、「若しくは執行役若しくは監査役」を「会計参与、監査役若しくは執行役」に、「若しくは執行役又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に改め、同条第二項中「社債管理会社等」を「社債管理者等」に改める。

第二十条中「資本」を「資本金」に改める。

第二十二條第一項第三号中「營業」を「事業」に改め、同項第四号中「株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一條ノ二第四項（子会社による親会社株式の取得の制限等）に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同條第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株式会社にあつては、株主總會において決議をすることが出来る事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改める。

第二十三條第一項第五号及び第六号、第二項、第三項並びに第五項中「營業」を「事業」に改め、同條に次の一項を加える。

6 会社法第九百四十條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一條（電子公告調査）、第九百四十六條（調査の義務等）、第九百四十七條（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一條第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三條（改善命令）並びに第九百五十五條（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国証券会社が電子公告（

同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十三条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十三条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二十三条第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第五十四条第一項中「次の場合においては」を「次に掲げる場合には」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十三条第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

(預金保険法の一部改正)

第二百二条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十二条」を「第百五十三条」に改める。

第二条第二項第五号を次のように改める。

五 長期信用銀行法第八条及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）

第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による長期信用銀行債

、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）附則第百六十

九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第百六十八条の規定による改正前の金

融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項の規定による債券並びに信用金庫法（昭和二

十六年法律第二百三十八号)第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債(その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。第五十八条の二第一項及び第七十三条第一項において「長期信用銀行債等」という。)の発行により払込みを受けた金銭

第二条第五項第五号中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改め、「数の」を削り、同条第六項中「利益」を「剰余金」に改め、同条第十一項中「営業(第一項第三号から第八号までに掲げる金融機関にあつては、事業。以下同じ。)」を「事業」に、「営業譲渡等」を「事業譲渡等」に改め、同条第十三項中「営業」を「事業」に改め、「数の」を削る。

第三十七条第三項中「及び監査役(破綻^{たん}金融機関が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。))第一条の二第三項に規定する委員会等設

置会社（以下「委員会等設置会社」という。）である場合にあつては取締役及び執行役、破綻金融機関が信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）である場合にあつては理事及び監事」を、「会計参与、監査役及び会計監査人（破綻金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与及び会計監査人、破綻金融機関が信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）である場合にあつては理事、監事及び会計監査人」に改める。

第四十二条の見出し中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に改め、同条第一項中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に、「債券」を「機構債」に、「（債券）」を「（機構債）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

第四十二条第三項、第五項及び第七項中「債券」を「機構債」に改め、同条第八項中「商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法第七百五条及び第七百九条」に改め、同条第九項中「債券」

を「機構債」に改める。

第四十二条の二中「債券」を「機構債」に改める。

第五十条第一項中「営業年度（信用金庫等にあつては、事業年度。以下同じ。）」を「事業年度」に、「当該営業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十一条第一項中「営業年度」を「事業年度」に改め、同条第三項中「債券」を「機構債」に改める。

第五十一条の二第一項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第五十六条第一項第三号及び第四号並びに第三項第三号及び第四号中「営業譲渡等」を「事業譲渡等」に、「又は議決」を「若しくは議決又は同意」に改める。

第五十八条の二第一項中「債券に」を「長期信用銀行債等に」に改め、同項第五号中「同号に規定する債券」を「長期信用銀行債等」に改める。

第五十九条第二項第三号中「営業譲渡等」を「事業譲渡等」に、「営業を」を「事業を」に、「営業の」を「事業の」に改め、同条第四項第三号中「営業譲渡等」を「事業譲渡等」に改める。

第五十九条の二第二項中「営業譲渡等」を「事業譲渡等」に、「営業の」を「事業の」に改める。

第六十四条の二第五項を次のように改める。

- 5 機構は、取得優先株式等又は取得貸付債権（機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した貸付債権をいう。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるものに対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

第六十四条の二に次の一項を加える。

- 6 前項の「取得優先株式等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

～ 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この項において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

～ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

～ 当該優先株式又は～若しくは～に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資
二 機構が前条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。）又は株式移転設

立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

第六十六条第一項及び第二項を次のように改める。

適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは会社法その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転について株主総会等の決議若しくは議決又は総株主若しくはすべての種類株主の同意（会社法第七百八十三条第二項又は第四項に規定する同意をいう。以下同じ。）を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併、事業譲渡等、付

保預金移転、株式交換又は株式移転についての決議若しくは議決又は総株主若しくはすべての種類株主の同意を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録その他政令で定める書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。）で作成されているものを含む。第百六条第三項において同じ。）を提出し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくはすべての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする。

2 前項の「株主総会等」とは、銀行等又は銀行持株会社等にあつては株主総会又は種類株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第六項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の株主総会）を、信用金庫等にあつては総会又は総代会をいう。

第六十六条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八条第二項若しくは第七百九十六条第三項、信用金庫法第五十八条第二項ただし書若しくは第六十一条の三第三項ただし書、中小企業等協同組合法第五十七条の三第二項ただし書若しくは第六十三条の五第三項ただし書、労働金庫法第六十二条第二項ただし書若しくは第六十二条の六第三項ただし書又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第一項若しくは第四十二条第一項の規定により、株主総会等（前項に規定する株主総会等をいう。次号において同じ。）の決議又は議決による承認を受けることなく事業の全部若しくは一部の譲受け、合併又は株式交換を行おうとしたものである場合において、当該銀行等又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八条第三項若しくは第七百九十六条第四項、信用金庫法第五十八条第四項若しくは第六十一条の三第五項、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条の五第四項、労働金庫法第六十二条第四項若しくは第六十二条の六第五項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第二項若しくは第四十二条第二項に規定する場合に該当することとなったとき。

二 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第四十三条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百五十四条において準用する場合を含む。）の規定により株主総会等の決議若しくは議決又は総株主若しくはすべての種類株主の同意に代わる裁判所の許可を得て事業譲渡等を行おうとしたものである場合において、当該金融機関が当該許可を得られなかったとき。

第六十七条第一項中「その営業」を「その営業若しくは事業」に、「営業の譲受け」を「事業の譲受け」に改め、同条第二項中「営業の譲受け」を「事業の譲受け」に改める。

第六十八条の二第二項中「完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう）」を「株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう）」に改め、同条第二項及び第四項中「完全親会社」を「株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社」に改め、同条第五項中「以下」の下に「この条から」を加える。

第六十八条の三第一項中「保有する取得優先株式等」の下に「（第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）」を加え、「会社の分割」を「会社分割

」に、「営業」を「事業」に改め、同条第五項中「以下」の下に「この条から」を加える。

第六十九条第二項中「営業譲渡等」を「事業譲渡等」に、「営業の」を「事業の」に改める。

第六十九条の三第一項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同条第三項中「、整理手続」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「第一項第九号」を「第一項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第五項中「第九号」を「第八号」に改める。

第六十九条の四第一項中「、整理開始若しくは」を「若しくは」に改め、「決済債権者は」の下に「、会社法第五百十七条及び第五百十八条」を加え、「（これらの規定を商法第四百三条第一項及び第四百五十六条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「、整理開始の命令」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「商法第四百二十三条第一項及び第四百三十八条第一項」を「会社法第五百条第一項及び第五百三十七条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前二項」を「前項」に、「商法第四百四十二条第一項において準用する同法第二百三十二条第一項本文」を「会社法第五百四十九条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七十三条第一項中「債券に」を「長期信用銀行債等に」に改め、同項第五号中「同号に規定する債券

」を「長期信用銀行債等」に改める。

第七十七条第一項を次のように改める。

管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条並びに労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条において準用する場合を含む。）並びに会社法第八百三十一条（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項並びに労働金庫法第二十四条第十項及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による取締役及び執行役（被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては、理事）の権利についても、同様とする。

第七十七条第五項中「場合にあつては」を「場合にあつては」に改める。

第七十九条第一項中「及び支店又は従たる事務所」を削る。

第八十一条第一項中「取締役及び監査役（被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあつては取締役及び執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事及び監事）」を「取締役、会計参与、監査役及び会計監査人（被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与及び会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事及び会計監査人）」に改める。

第八十三条の見出し中「経営者」を「経営者等」に改め、同条第一項中「取締役若しくは監査役（被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあつては取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事又は監事）」を「取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人（被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人）」に改める。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条 削除

第八十六条第一項及び第二項を次のように改める。

被管理金融機関における会社法第三百九条第二項第四号、第五号、第九号、第十一号若しくは第十二号若しくは第三百二十四条第二項第一号若しくは第四号に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三条若しくは労働金庫法第五十三条の規定による決議若しくは議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第二項、第二十九条第四項若しくは第三十五条第二項の規定による決議若しくは議決は、これらの規定にかかわらず、出席した株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代（第四項において「株主等」という。）の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 被管理金融機関における会社法第三百九条第三項各号若しくは第三百二十四条第三項各号に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第三項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の半数以上であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

第八十六条第五項中「又は合併決議」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「議決又は合併

決議」を「又は議決」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「議決又は合併決議」を「又は議決」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 被管理金融機関における会社法第三百九条第四項の規定による株主総会の決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の半数以上であつて出席した株主の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

第八十六条に次の一項を加える。

7 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、第五項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第三項に規定する多数」と読み替えるものとする。

第八十七条第一項を次のように改める。

銀行等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、会社法第四百四十七条第一項、第四百六十七条第一項第一号及び第二号並びに第四百七十一条第三号の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 資本金の額の減少

二 事業の全部又は重要な一部の譲渡

三 解散

第八十七条第二項中「第四十八条」を「第四十八条の三」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 金融整理管財人は、会社法第三百三十九条第一項（同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百三条第一項、信用金庫法第三十五条の八第一項、中小企業等協同組合法第四十二条第一項並びに労働金庫法第三十七条の六第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人。次項において同じ。）を解任することができる。

4 前項の規定により被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の員数を欠く

こととなるときは、金融整理管財人は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項並びに労働金庫法第三十二条第三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を選任することができる。

第八十七条第五項中「取締役及び監査役」を「取締役、会計参与、監査役及び会計監査人」に、「営業年度」を「事業年度」に改め、同条第六項中「株主総会等」の下に「又は取締役会」を加える。

第八十八条中「前条第一項第二号」を「前条第一項第一号」に改める。

第八十九条中「資本減少」を「資本金の額の減少」に、「商法第三百七十六条第一項」を「会社法第四百四十九条第二項」に改める。

第九十条、第九十一条第一項及び第九十四条第一項第一号中「営業」を「事業」に改める。

第九十五条の見出しを「（事業譲渡等の承認を要しない場合）」に改め、同条中「商法第二百四十六条」を「会社法第四百六十七条第一項（第五号に係る部分に限る。）」に改める。

第九十六条第一項第二号並びに第一百一条第二項第三号及び第三項第三号中「営業」を「事業」に改める

。 第百五条第四項第一号を次のように改める。

一 機構が第一号措置により取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

～ 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社を取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この章において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

～ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

～ 当該株式又は～若しくは～に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

第百六条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「資本」を「資本金の額」に改め、同条第三項中「資本」を「資本金の額」に改め、「についての株主総会」の下に「又は種類株主総会」を、「議事録」の下に「その他政令で定める書面」を加え、同条第四項中「資本」を「資本金の額」に改め、「株主総会」の下に「又は種類株主総会」を加える。

第百七条の二第一項中「の転換の請求による発行によつて増加すべき株式の数及び既に発行された新株予約権の行使による発行」を「に係る転換の請求による転換又は一定の事由が生じたことを原因とする転換によつて増加すべき株式の数及び既に発行された新株予約権の行使による交付」に、「商法第三百四十七条」を「会社法第百十三条第三項」に改め、同条第二項中「第七十九条第一項」を「第四十六条第二項」に改める。

第百七条の三第一項中「商法第二百二十二条第五項及び第六項」を「会社法第百十五条」に、「第二百二十二条第四項」を「第百十五条」に改め、同条第三項中「第八十二条」を「第五十六条」に、「書類」を「書面」に改める。

第一百七条の四第一項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第一百八条第二項を次のように改める。

2 内閣総理大臣は、機構が取得株式等又は取得貸付債権（機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該第一号措置の認定に係る金融機関（第一百五条第三項の規定により経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

第一百八条に次の一項を加える。

3 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 機構が第一号措置により取得した株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

ロ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ゝ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ゝ 当該株式又はゝ若しくはゝに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事

由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

第百八条の二第一項中「取得株式等」の下に「（前条第三項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「完全子会社となるものに限る」を「株式交換完全子会社となるものに限る」に改め、同条第二項第一号及び第三項中「完全親会社」を「株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社」に改める。

第百八条の三第一項中「会社の分割」を「会社分割」に、「営業の承継」を「事業の承継」に、「譲渡等」を「事業譲渡等」に、「第百五十条第一項」を「第百五十一条第一項」に改め、同条第二項第一号中「営業」を「事業」に改め、同項第四号中「利益をもつてする消却、」を削り、同条第四項中「会社の分割」を「会社分割」に改め、「利益をもつてする消却、」を削り、「営業」を「事業」に改める。

第百十条第一項中「第百五条第九項」を「第百五条第八項」に改める。

第百十二条第三項中「商法第二百五条第一項及び第二百六条第一項」を「会社法第二百二十八条第一項本文及び第百三十条第一項」に改め、同条第五項中「商法第二百二十二条第七項」を「会社法第百八条第二

項（第九号に係る部分に限る。）」に改める。

第百十四条を次のように改める。

（特別危機管理銀行の役員等の選任及び解任の特例）

第百十四条 機構は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指名に基づき、特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役及び会計監査人を選任することができる。この場合において、特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の変更の登記の申請書には、指名及び選任を証する書面を添付しなければならない。

2 機構は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任することができる。

3 第一項の規定による選任又は前項の規定による解任があつたときは、会社法第三百二十九条第一項若しくは第三百三十九条第一項に規定する株主総会の決議又は同法第四百二条第二項若しくは第四百二条第一項に規定する取締役会の決議があつたものとみなす。

第百十六条の見出し中「経営者」を「経営者等」に改め、同条第一項中「若しくは監査役」を「会計参与、監査役若しくは会計監査人」に改め、同条第二項中「及び監査役」を「会計参与、監査役及び会計監査人」に改める。

第百十七条中「資本減少」を「資本金の額の減少」に改める。

第百二十条第一項第三号中「営業」を「事業」に改める。

第百二十二条第二項及び第三項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第百二十六条の見出し中「債券等」を「機構債等」に改め、同条中「債券」を「機構債」に改める。

第百二十七条の二中「第六項まで」を「第五項まで」に改め、「同項に規定する決済債務の弁済」と

あるのは「第百二十七条において準用する同項に規定する預金等の払戻し」と、同条第四項中「を削り、

「同条第五項及び第六項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

第百二十八条中「整理開始若しくは」を削る。

第百三十条第一項中「営業譲渡等」を「事業譲渡等」に改め、同条第二項中「第五十条第五項」を「第四十九条第五項」に改める。

第三百三十一条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「営業譲渡等」を「事業譲渡等」に改め、同条第七項中「営業譲渡等」を「事業譲渡等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「営業譲渡等」を「事業譲渡等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項の規定にかかわらず、破綻^{たん}金融機関及び救済金融機関が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該破綻^{たん}金融機関及び救済金融機関による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第三百三十二条第一項中「営業」を「事業」に改め、同条第九項を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、新受託者が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該新受託者による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第百三十二条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 会社法第四百六十九条第五項から第七項まで、第四百七十条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第八項の規定による自己の受益権の買取請求について準用する。この場合において、同法第四百六十九条第五項中「この章に」とあるのは「この条及び次条に」と、「効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間」とあるのは「預金保険法第百三十二条第五項に規定する異議を述べた日から起算して二十日以内」と、「係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「係る受益権の種類及び種類ごとの数」と、同項から同条第七項まで並びに同法第四百七十条第一項、第三項、第五項及び第六項中「株式買取請求」とあるのは「受益権買取請求」と、同法第四百六十九条第六項及び第四百七十条第一項から第三項までの規定中「株主」とあるのは「受益者」と、同法第四百六十九条第六項及び第四百七十条第一項中「事業譲渡等をする株式会社」とあるのは「預金保険法第百三十二条第一項に

規定する新受託者」と、同法第四百六十九条第七項中「事業譲渡等を中止したとき」とあるのは「預金保険法第三百三十二条第一項に規定する受託者更迭を中止したとき」と、同法第四百七十条第一項及び第二項中「株式の価格」とあるのは「受益権の価格」と、同条第一項、第二項及び第四項中「株式会社は、」とあるのは「新受託者は、」と、同条第一項中「効力発生日」とあるのは「同条第二項の規定による異議を述べた日から起算して二十日を経過した日（以下この条において「経過日」という。）」と、同条第二項及び第三項中「効力発生日」とあるのは「経過日」と、同条第五項中「株式の買取り」とあるのは「受益権の買取り」と、「株式の代金」とあるのは「受益権の代金」と、同条第六項中「株券」とあるのは「受益証券」と、「株式について」とあるのは「受益権について」と、「株式の代金」とあるのは「受益権の代金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百三十二条の二第一項中「第百八十三条第三項」を「第二百四十四条第三項」に改め、同条第四項中「前条第十項及び第十一項」を「前条第十一項及び第十二項」に改める。

第三百三十三条第一項中「営業」を「事業」に改め、同条第五項中「営業」を「事業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項

を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、被管理金融機関及び承継金融機関が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた方法によりするときは、当該被管理金融機関及び承継金融機関による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第三百三十四条中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三百三十五条第二項中「営業」を「事業」に改める。

第三百三十六条第二項中「第三十四条第五項」を「第三十二条第五項」に改める。

第三百四十五条中「監査役」を「会計参与（会計参与が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員）、監査役、会計監査人（会計監査人が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員）」に改める。

第四百四十九条第一項第二号を次のように改める。

二 第四百四十五条（次に掲げる者に係る部分に限る。）、第四百四十六条又は第四百四十八条 各本条の罰

金刑

イ 金融機関代理業者（法人に限る。）

ロ 会計参与（法人に限る。）

ハ 会計監査人（法人に限る。）

第百五十二条を第百五十三条とし、第百五十一条を第百五十二条とし、第百五十条第一項第八号中「第百三十一条第七項」を「第百三十一条第八項」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「商法第四百九十八条第一項各号」を「会社法第九百七十六条各号」に改め、同条を第百五十一条とする。

第百四十九条の次に次の一条を加える。

第百五十条 第百四十一条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第百四十二条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附則第七条第一項、第八条第一項第一号及び第四号、第十一条第一項並びに第二十二条第一項中「営業」を「事業」に改める。

附則第二十三条第四項第七号及び第五項中「第百五十一条」を「第百五十二条」に改める。

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二百三条 施行日前に前条の規定による改正前の預金保険法（以下この条において「旧預金保険法」という。）第四十二条第一項の規定により発行された預金保険機構債券は、施行日以後は、前条の規定による改正後の預金保険法（以下この条において「新預金保険法」という。）第四十二条第一項の規定により発行された預金保険機構債とみなす。

2 施行日前に破綻^{たん}金融機関となった金融機関が旧商法第三百八十六条第一項第十一号（旧信用金庫法第六十二条、旧協同組合金融事業法第六条の二第四項及び旧労働金庫法第六十六条において準用する場合を含む。）の管理の命令（第七十七条、第八十七条第六項及び第七項、第九十四条第十一項及び第十二項又は第九十八条第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされる整理に関する事件について施行日以後にされるものを含む。）を受けた場合における当該破綻^{たん}金融機関に対する決済債務の弁済のために必要とする資金の貸付けについては、新預金保険法第六十九条の三（新預金保険法第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があった場合における決済債務に係る相殺の特例については、新預金保険法第六十九条の四（新預金保険法第二百二十七条の二において準用する場合を含む。）の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 施行日前に旧預金保険法第七十四条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により旧預金保険法第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けた破綻^{たん}金融機関の会計監査人については、新預金保険法第八十一条第一項及び第八十三条第一項の規定は適用せず、施行日前に旧預金保険法第二百二条第一項第三号に規定する措置を受けた銀行又は長期信用銀行の会計監査人については、新預金保険法第百十四条及び第百十六条の規定は適用しない。

- 5 施行日前に金融整理管財人が提起した、被管理金融機関の自己株式の処分の無効の訴え、株主総会の決議の取消しの訴え、新株発行の無効の訴え、資本準備金若しくは利益準備金の減少の無効の訴え、株式交換若しくは株式移転の無効の訴え、新設分割若しくは吸収分割の無効の訴え、資本減少の無効の訴え、合併の無効の訴え又は設立の無効の訴えについては、なお従前の例による。

- 6 施行日前に提起された被管理金融機関の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における被管理金融機関の清算については、なお従前の例による。

- 7 施行日前に申立て又は裁判があった旧預金保険法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次

項において同じ。)の手続については、なお従前の例による。

8 この条の規定によりなお従前の例によるとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。

(銀行法の一部改正)

第二百四条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「分割又は営業等」を「会社分割又は事業」に改める。

第二条第六項を次のように改める。

6 この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）をいう。

第四条の次に次の一条を加える。

(銀行の機関)

第四条の二 銀行は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二 監査役会又は委員会(会社法第二条第十二号(定義)に規定する委員会をいう。第五十二条の十八

第二項第二号において同じ。)

三 会計監査人

第五条の見出しを「(資本金の額)」に改め、同条第一項を次のように改める。

銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

第五条第三項中「資本」を「資本金」に改める。

第六条第二項中「その」の下に「名称又は」を加える。

第七条第一項中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)。

以下「商法特例法」という。)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社

」という。)を「委員会設置会社」に改める。

第七条の二の見出しを「（取締役等の適格性等）」に改め、同条中「委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改め、同条に次の三項を加える。

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、銀行の取締役、執行役又は監査役となることができない。

3 銀行の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十一条第三号（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「銀行法、この法律」とする。

4 会社法第三百三十一条第二項ただし書（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（取締役の任期）（同法第三百三十四条第二項（会計参与の任期）において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項（監査役の任期）及び第四百二条第五項ただし書（執行役の選任等）の規定は、銀行については、適用しない。

第十条第三項第二号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第三号中「第五十四条の三の二

第一項」を「第五十四条の四第一項」に、「全国連合会の短期債券」を「短期債」に、「規定する短期債券」を「規定する短期債」に改め、同項第四号中「第六十一条の二第二項」を「第六十一条の十第二項」に改め、同項第五号中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第七項において「旧特定短期社債」という。）を含む。）を削り、同項第六号中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同項第七号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号二中「ハの」を「ロの」に改め、同号二を同号ハとし、同条第七項中「（旧特定短期社債を含む。）」を削る。

第十二条中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改める。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（無限責任社員等となることの禁止）

第十二条の三 銀行は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

第十三条第一項ただし書中「法人が他の法人と」を「二以上の株式会社又は合同会社が」に、「営業」を「事業」に改める。

第十四条第二項を次のように改める。

2 銀行の取締役又は執行役が当該銀行から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条第一項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項（競業及び利益相反取引の制限）の規定及び同法第四百十九条第二項（執行役の監査委員に対する報告義務等）において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項（取締役会の決議）の規定の適用については、同項中「その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）」とあるのは、「その三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数」とする。

第十六条第一項中「かつ」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加える。

第十六条の二第四項中「第四項まで」を「第三項まで」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「分割」を「会社分割」に改め、「営業若しくは」を削る。

第十六条の三第四項第二号及び第三号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第五号中「営業」を「事業」に、「その分割」を「その吸収分割」に改め、同項第六号中「又は第四項」及び「営業又は」を削る。

第十七条（見出しを含む。）中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十八条を次のように改める。

（資本準備金及び利益準備金の額）

第十八条 銀行は、剰余金の配当をする場合には、会社法第四百四十五条第四項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

第十九条第一項及び第二項中「営業年度ごと」を「事業年度ごと」に、「当該営業年度」を「当該事業年度」に、「中間営業年度」を「中間事業年度」に改める。

第二十条を次のように改める。

（貸借対照表等の公告等）

第二十条 銀行は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「連結貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

3 中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

4 銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

5 前項の規定にかかわらず、その公告方法（会社法第二条第三十三号（定義）に規定する公告方法をいう。以下同じ。）が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行は、内閣府令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することにより、この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

6 前項に規定する銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合におい

ては、第四項の規定による公告をしたものとみなす。

第二十一条第一項中「営業年度ごと」を「事業年度ごと」に、「当該営業年度」を「当該事業年度」に、「中間営業年度」を「中間事業年度」に改め、「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「営業年度ごと」を「事業年度ごと」に、「当該営業年度」を「当該事業年度」に、「中間営業年度」を「中間事業年度」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項前段又は前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行の営業所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る

説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前項の規定は、第二項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類について準用する。

第二十二条の見出しを「(事業報告等の記載事項等)」に改め、同条中「商法第二百八十一条第一項(計算書類の作成)又は商法特例法第二十一条の二十六第一項(計算書類の作成等)」を「会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)」に、「営業報告書」を「事業報告」に改め、「記載事項」の下に「又は記録事項」を加える。

第二十三条を次のように改める。

(株主等の帳簿閲覧権の否認)

第二十三条 会社法第四百三十三条(会計帳簿の閲覧等の請求)の規定は、銀行の会計帳簿及びこれに関する資料については、適用しない。

第二十七条中「執行役」の下に「、会計参与」を加える。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け

第三十条の見出し中「分割又は営業等」を「会社分割又は事業」に改め、同条第二項中「分割」を「会社分割」に改め、同条第三項中「営業」を「事業」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前項の規定により」を削り、「信用金庫等から」を「信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。以下この章において「信用金庫等」という。）から」に改め、「商法第二百四十五条及び同条に係る同法の規定並びに」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十一条第一号中「分割、営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部若しくは一部の」を「会社分割、事業の全部又は一部の譲渡又は」に、「分割により営業の一部を」を「会社分割により事業の一部を」に、「又は営業」を「又は事業」に、「若しくは事業の一部の譲受けに係る」を「に係る」に改め、「営業又は」を削る。

第三十三条中「商法第四百十二条第一項」を「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項」に改める。

第三十三條の二の見出し中「会社の分割」を「会社分割」に改め、同条第一項中「会社の分割」を「会社分割」に、「商法第三百七十四条ノ四第一項又は第三百七十四条ノ二十第一項」を「会社法第七百八十九條第二項、第七百九十九條第二項又は第八百十條第二項」に改め、同条第二項中「商法第三百七十四条ノ十第二項又は第三百七十四条ノ二十六第二項（分割の効力）」を「会社法第七百五十九條第二項及び第三項（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十一條第二項及び第三項（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十四條第二項及び第三項（株式会社を設立する新設分割の効力の発生等）」並びに第七百六十六條第二項及び第三項（持分会社を設立する新設分割の効力の発生等）」に、「債権者には」を「債権者には、」に改める。

第三十四條の見出し中「営業等」を「事業」に改め、同条第一項中「営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の全部の」を「事業の全部の譲渡又は」に、「商法第二百四十五條ノ五（簡易な営業の譲受けの手續）（第三十條第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。）」を「会社法第四百六十八條（事業譲渡等の承認を要しない場合）」に、「商法第二百四十五條第一項（営業の譲渡又は譲受け等）」を「同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）」に改め

、「営業又は」を削り、「営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の」を「事業の全部の譲渡又は」に改め、「旨を」の下に「官報に」を加え、同条第四項ただし書中「営業」を「事業」に改め、「若しくは譲受け」及び「事業の全部の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「営業」を「事業」に改め、「若しくは譲受け」を削り、「事業の全部の譲受けを」を「譲受けについて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、銀行が、同項の規定による公告を、官報のほか、第五十七条の規定による定款の定めに従い、同条各号に掲げる公告方法によりするとき、同項の各別の催告は、することを要しない。

第三十五条第一項中「営業の一部の譲渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の一部の」を「事業の一部の譲渡又は」に、「営業の一部の譲渡若しくは譲受け又は事業の一部の」を「事業の一部の譲渡又は」に改め、「旨を」の下に「官報に」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第三十六条の見出し中「分割又は営業」を「会社分割又は事業」に改め、同条第一項中「分割」を「会

社分割」に、「営業」を「事業」に改め、同条第二項中「前項の規定による公告がされた」を「その公告方法が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行が前項の規定による公告をした」に改める。

第三十九条を次のように改める。

（定款の解散事由の規定の効力）

第三十九条 銀行は、会社法第四百七十一条第一号及び第二号（解散の事由）の規定にかかわらず、同条第一号又は第二号に掲げる事由によつては、解散しない。

第四十一条第二号中「分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改める。

第四十三条第二項中「分割」を「会社分割」に改める。

第四十四条の見出しを「（清算人の任免等）」に改め、同条に次の二項を加える。

3 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、清算をする銀行（次項並びに次条第三項、第五項、第七項及び第八項において「清算銀行」という。）の清算人となることができない。

4 清算銀行の清算人に対する会社法第四百七十八条第六項（清算人の就任）において準用する同法第三

百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「銀行法、この法律」とする。

第四十五条を次のように改める。

（清算の監督）

第四十五条 銀行の清算は、裁判所の監督に属する。

2 銀行の清算の監督は、銀行の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 裁判所は、清算銀行の清算事務及び財産の状況を検査するとともに、当該清算銀行に対し、財産の供託を命じ、その他清算の監督に必要な命令をすることができる。この場合においては、当該検査をさせるため、特別検査人を選任することができる。

4 会社法第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第一号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項前段の規定による命令について、同法第八百七十四条（第二号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は同項後段の規定による特別検査人の選任

について、それぞれ準用する。

5 裁判所は、第三項後段の規定により特別検査人を選任した場合には、清算銀行が当該特別検査人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

6 会社法第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の報酬の額の決定について準用する。

7 清算銀行の清算人は、その就任の日から二週間以内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 解散の事由（会社法第四百七十五条第二号又は第三号（清算の開始原因）に掲げる場合に該当することとなった清算銀行にあつては、その旨）及びその年月日

二 清算人の氏名及び住所

8 清算銀行の清算人は、会社法第四百九十二条第三項（財産目録等の作成等）の規定により同項に規定する財産目録等について株主総会の承認を受けた場合には、遅滞なく、当該財産目録等（当該財産目録

等が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を裁判所に提出しなければならない。

第四十六条第一項中「、整理手続」を削る。

第四十七条第二項ただし書中「ただし」の下に「、第四条の二」を、「第六条」の下に「、第七条の二第四項」を加え、「第十八条第二項」を削り、「分割」を「会社分割」に、「第三項並びに」を「第三項、」に改め、「第九号まで」の下に「、第五十七条並びに第五十七条の二第二項」を加える。

第四十九条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改める。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（外国銀行支店の公告方法）

第四十九条の二 外国銀行支店は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国銀行支店が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「銀行法第四十七条第二項の規定により外国銀行支店を一の銀行とみなして適用する同法第五十七条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条中「前条第一項第三号」を「第四十九条第一項第三号」に、「営業」を「事業」に、「分割」を「会社分割」に改める。

第五十一条第三項を次のように改める。

3 会社法第四百七十六条（清算株式会社能力）、第二編第九章第一節第二款（清算株式会社の機関）

、第四百九十二条（財産目録等の作成等）、同節第四款（債務の弁済等）及び第五百八条（帳簿資料の保存）の規定並びに同章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く。）（特別清算）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国銀行支店の財産についての清算について準用する。

第五十一条第四項中「商法第四百八十三条ノ三（外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議）」を「会社法第八百二十条（日本に住所を有する日本における代表者の退任）」に改める。

第五十二条の二第二項第三号中「資本金額」を「資本金の額」に改める。

第五十二条の九第二項並びに第五十二条の十七第二項及び第三項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第五十二条の十八第二項を次のように改める。

2 銀行持株会社（外国の法令に準拠して設立されたものを除く。）は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二 監査役会又は委員会

三 会計監査人

第五十二条の十九の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条第一項中「委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改め、同条に次の三項を加える。

3 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

4 会社法第三百三十一条第二項ただし書（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（取締役の任期）（同法第三百三十四条第一項（会計参与の任期）において準用する場合を含む。）、第三百三十六條第二項（監査役の任期）及び第四百二条第五項ただし書（執行役の選任等）の規定は、銀行持株会社については、適用しない。

5 銀行持株会社は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

第五十二条の二十三第三項中「分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改める。

第五十二条の二十四第四項第六号中「営業」を「事業」に、「分割を」を「吸収分割を」に改め、同項第七号中「営業」を「事業」に改める。

第五十二条の二十六（見出しを含む。）中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第五十二条の二十七第一項中「営業年度ごと」を「事業年度ごと」に、「当該営業年度」を「当該事業年度」に、「中間営業年度」を「中間事業年度」に改める。

第五十二条の二十八を次のように改める。

（銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等）

第五十二条の二十八 銀行持株会社は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「連結貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

2 中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照

表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

4 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することで足りる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

5 前項に規定する銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第三項の規定による公告をしたものとみなす。

第五十二条の二十九第一項中「営業年度ごと」を「事業年度ごと」に、「当該営業年度」を「当該事業年度」に、「中間営業年度」を「中間事業年度」に改め、「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「第一項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項

とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「同項の書類」を「第一項前段の当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類又は同項後段の書類」に、「その他同項の」を「その他これらの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行持株会社の子会社である銀行の営業所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

第五十二条の三十の見出しを「（銀行持株会社の事業報告等の記載事項等）」に改め、同条中「商法第二百八十一条第一項（計算書類の作成）又は商法特例法第二十一条の二十六第一項（計算書類の作成等）」

」を「会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）」に、「営業報告書」を「事業報告」に改め、「記載事項」の下に「又は記録事項」を加える。

第五十二条の三十四第一項中「執行役」の下に「、会計参与」を加える。

第五十二条の三十五の見出し及び同条第二項中「分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改め、同条第三項中「営業」を「事業」に改める。

第五十二条の五十第一項中「営業年度又は事業年度」を「事業年度」に改める。

第五十二条の五十一第一項中「営業年度」を「事業年度」に、「第五十二条の二十八」を「第五十二条の二十八第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

第五十二条の五十二第二号中「分割」を「会社分割」に改める。

第五十二条の六十一第二項中「第五十七条の四第二項」を「第五十七条の七第二項」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四項まで」を「第三項まで」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「分割」を「会社分割」に改め、「営業若しくは」を削り、同項第三号中「分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改め、同項第四号中「資本」を「資本金」に改め、同条第三項第三号及び第四号中「分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改め、同項第六号中「資本」を「資本金」に改める。

第五十七条を次のように改める。

（銀行等の公告方法）

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

第五十七条の四を第五十七条の七とし、第五十七条の三第三号中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条を第五十七条の六とし、第五十七条の二を第五十七条の五とし、第五十七条の次に次の三条を加える。

（電子公告による公告をする期間等）

第五十七条の二 銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 第十六条第一項前段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

三 第十六条第一項後段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

四 第二十条第四項又は第五十二条の二十八第三項の規定による公告 電子公告による公告を開始した

日後五年を経過する日

五 前各号に掲げる公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

2 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電子公告調査の規定の適用）

第五十七条の三 銀行又は銀行持株会社に対する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項の規定並びに銀行法第十六条第一項、第二十条第四項及び第五十二条の二十八第三項の規定」とする。

（登記）

第五十七条の四 銀行又は銀行持株会社は、次に掲げる事項の登記をしなければならない。

一 第二十条第六項の規定による措置をとるときは、中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報についてその提供を受けるために必要な事項であつて内

閣府令で定めるもの

二 第五十二条の二十八第五項の規定による措置をとるときは、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

第六十三条第一号の二及び第一号の三を次のように改める。

一の二 第二十条第四項若しくは第五十二条の二十八第三項の規定に違反して、これらの規定による公告をせず、若しくは第二十条第六項若しくは第五十二条の二十八第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

一の三 第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二十九第一項若しくは第五十二条の五十一第

一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、第二十一条第四項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

第六十三条第五号中「第四十五条」を「第四十五条第三項」に改め、同条第七号中「執行役」の下に「会計参与」を加える。

第六十三条の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十五条第一項（調査記録簿の記載等）の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

第六十五条中「執行役、監査役」を「執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第八条第一項、第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第六十五条第九号中「、利益準備金を積み立てず、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「使用した」を「計上しなかつた」に改め、同条第十一号中「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に改

め、「営業又は」を削り、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第六十五条第二十号中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

二十一 第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用した者

二 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二百五条 第百条の規定によりなお従前の例によることとされる剰余金の配当又は第百一条の規定によりなお従前の例によることとされる旧商法第二百九十三条ノ五第一項の決議による金銭の分配における利益準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 施行日前に株主総会の招集の手續が開始された場合におけるその株主総会の決議を要する資本準備金又は利益準備金の減少については、なお従前の例による。

3 施行日前に到来した最終の決算期（次項において「直前決算期」という。）に係る前条の規定による改正前の銀行法（以下この条において「旧銀行法」という。）第二十条第一項に規定する銀行の貸借対照表及び損益計算書、旧銀行法第二十二条に規定する銀行の営業報告書及び附属明細書並びに旧銀行法第五十二条の三十に規定する銀行持株会社の営業報告書及び附属明細書の作成については、なお従前の例による。

4 直前決算期に係る旧銀行法第二十条第二項に規定する連結して記載した銀行の貸借対照表及び損益計算書並びに旧銀行法第五十二条の二十八に規定する連結して記載した銀行持株会社の貸借対照表及び損益計

算書の作成については、なお従前の例による。

5 施行日前に株主総会の招集の手続が開始された場合又は取締役会の決議若しくは執行役による決定が行われた場合における旧銀行法第三十四条第一項の規定による公告については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧銀行法第四十条の規定により銀行が解散した場合における銀行の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、会社法の定めるところによる。

7 この法律の施行の際現に係属している銀行の整理に関する事件に係る整理手続については、前条の規定による改正後の銀行法第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前に開始した旧銀行法第五十一条第一項の規定による日本にある外国銀行支店の清算については、なお従前の例による。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第二百六条 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の五」を「第三条の六」に、「営業」を「事業」に、「商法」を「会社法」に改める。

第一条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）」を「会社法（平成十七年法律第 号）」に改める。

第二条第一項第一号中「、新株引受権証書」を削り、同項第三号中「及び優先出資引受権証書」を削り、同項第四号中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「旧資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券を含む。以下同じ。）」を削り、同項第五号二中「（旧資産流動化法に規定する特定社債券を含む。）」を削る。

第三条第一項中「株式会社を」を「者を」に改め、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「執行役又は監査役の」を「会計参与、監査役又は執行役の」に改め、同号ニ及びホ中「執行役又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に改め、同号へ中「商法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）」を「会社法」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号を第

二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 次のイ又はロに掲げる機関のいずれかを置く株式会社であること。

イ 取締役会、監査役会及び会計監査人

ロ 取締役会、委員会（会社法第二条第十二号に規定する委員会をいう。）及び会計監査人

第三条の二第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

第三条の二第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

第三条の三の見出し及び同条第一項中「資本」を「資本金」に改める。

第三条の四の見出し並びに同条第一項及び第二項中「資本」を「資本金」に改め、同条第三項を次のよ

うに改める。

3 保管振替機関が第九条の規定による主務大臣の命令を実施するために資本金の額を減少するときは、

会社法第四百四十九条第五項の規定は、適用しない。

第三条の四第四項中「及び第二十一条第四項（第二十二条において準用する場合を含む。）」を「、第二十一条第四項及び第二十二條第二項」に、「商法第三百七十六條第一項」を「会社法第四百四十九條第二項」に改め、同條第五項中「資本」を「資本金の額」に改める。

第三条の五中「執行役、監査役」を「會計参与、監査役、執行役」に改め、第二章第一節中同條を第三条の六とする。

第三条の四の次に次の一條を加える。

（適用除外）

第三条の五 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六條第二項及び第四百二條第五項ただし書の規定は、保管振替機関については、適用しない。

第七条の二第二項中「決算期」を「事業年度」に改める。

第七条の四第一項中「、第三号又は第四号」を「又は第三号から第五号まで」に改める。

第九条の二第二項中「執行役若しくは監査役」を「會計参与、監査役若しくは執行役」に改め、同項第

一号中「第三条第一項第二号又は第三号」を「第三条第一項第三号又は第四号」に改める。

第九条の四第一項を次のように改める。

前条の規定による命令を受けた保管振替機関（次項及び次条第一項において「特定保管振替機関」という。）における会社法第三百二十二条第一項、第四百六十六条、第四百六十七条第一項、第七百八十条第一項又は第七百九十五条第一項の規定による決議（同法第七百八十三条第一項の規定による決議にあつては、同法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議を除く。）は、同法第三百九条第二項及び第三百二十四条第二項の規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

第九条の四第二項中「商法第四百八条第五項の規定による」を「会社法第三百九条第三項第二号の株主総会の」に改める。

第九条の五の見出し及び同条第一項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改める。

第二章第四節の節名中「営業」を「事業」に改める。

第十条第三項を次のように改める。

3 合併認可申請書には、合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

第十条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十条の二第一項中「商法第四百十二条第一項」を「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項」に改め、同条第二項中「商法第四百十二条第一項」を「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項」に改め、同条第三項中「商法第四百十二条第一項」を「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項」に、「同法第二百一十一条第六項において準用する同法第二百二十条ノ六第一項」を「同法第百九十二条第一項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の場合には、会社法第七百八十九条第五項、第七百九十九条第五項及び第八百十条第五項の規定は、適用しない。

第十条の三第一項中「商法第四百十二条第二項において準用する同法第百条第二項」を「会社法第七百

八十九条第四項、第七百九十九条第四項又は第八百十条第四項」に改める。

第十一条第三項を次のように改める。

3 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

第十一条第四項を削り、同条第五項第一号中「第三条第一項第三号から第六号」を「第三条第一項第四号から第七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十一条の二第一項中「商法第三百七十四条ノ四第一項」を「会社法第八百十条第二項」に、「第三百七十四条ノ十第二項」を「第七百六十四条第二項及び第三項並びに第八百十条第五項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十一条の三第一項中「商法第四百十二条第二項」を「会社法第七百八十九条第四項、第七百九十九条第四項又は第八百十条第四項」に、「商法第三百七十四条ノ四第二項」を「会社法第八百十条第四項」に改める。

第十一条の四第三項を次のように改める。

3 吸収分割認可申請書には、吸収分割契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

第十一条の四中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十一条の五第一項中「商法第三百七十四条ノ二十第一項」を「会社法第七百八十九条第二項及び第七百九十九条第二項」に、「第三百七十四条ノ二十六第二項」を「第七百五十九条第二項及び第三項、第七百八十九条第五項並びに第七百九十九条第五項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十一条の六第一項中「商法第四百十二条第二項」を「会社法第七百八十九条第四項、第七百九十九条第四項又は第八百十条第四項」に、「商法第三百七十四条ノ二十第二項」を「会社法第七百八十九条第四項又は第七百九十九条第四項」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同条第二項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に、「事業譲渡認可申請書」を「事業譲渡認可申請書」に改め、同条第三項を次のよう

に改める。

3 事業譲渡認可申請書には、譲渡契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

第十二条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同項を同条第六項とする。

第十二条の二の見出し及び同条第一項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改める。

第十二条の三の見出し中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同条第一項中「営業譲渡」を「事業譲渡

」に、「商法第四百十二条第二項において準用する同法第百条第二項」を「会社法第七百八十九条第四項、第七百九十九条第四項又は第八百十条第四項」に改め、同条第三項中「商法第二百二十六条ノ二第四項」を「会社法第二百十七条第六項」に、「第八十三条第五項」を「第八十五条第三項」に、「第三十条」を「第三十一条第一項」に、「第四十九条第一項」を「第四十九条第二項」に改め、「又は返還」を削る。

第十三条の四第一項中「整理手続」を削る。

第三章の章名中「商法」を「会社法」に改める。

第十九条を次のように改める。

（新たに交付された株式に係る株券の預託）

第十九条 預託株券の株式につき、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式（会社法第一百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。）、会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付があつた場合には、その新たに交付された株式につき、当該株式が交付された時に、第十四条第一項の規定により保管振替機関に株券の預託がされたものとみなす。

第十九条の二を削る。

第二十条の見出し中「転換請求」を「取得請求」に改め、同条第一項中「転換予約権付株式」を「取得請求権付株式」に、「その株式の転換の」を「会社法第六十六条第一項の規定による」に改め、同条第

三項中「第十九条」を「前条」に、「転換の請求により発行された」を「請求により交付された」に改める。

第二十一条第一項中「転換予約権付株式」を「取得請求権付株式」に、「転換の請求により発行される」を「会社法第百六十六条第一項の規定による請求により当該取得請求権付株式と引換えに交付される」に、「その転換の」を「その」に改め、同条第二項中「転換予約権付株式」を「取得請求権付株式」に改め、同条第四項中「転換の請求により発行された」を「請求により交付された」に改める。

第二十二条を次のように改める。

（保管振替機関による新株予約権の行使）

第二十二条 前条第一項から第三項までの規定は、参加者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券及び新株予約権の行使に際して払い込むべき額の全額を保管振替機関に提出して株券の預託の申出をし、保管振替機関がその申出によつて新株予約権の行使をする場合について準用する。

2 第十九条の規定は、前項の新株予約権の行使により交付された株式について準用する。

第二十八条第二項中「商法第二百二十一条第五項本文」を「会社法第百八十九条第三項」に、「同項」

を「同条第一項」に改める。

第三章第三節の節名中「商法」を「会社法」に改める。

第二十九条第二項中「商法第二百二十六条ノ二第一項」を「会社法第二百十七条第一項」に改める。

第三十条第二項中「商法第二百六十三条第三項」を「会社法第二百二十五条第二項」に改め、「株主名簿に係る」を削る。

第三十一条第一項各号を次のように改める。

一 会社が基準日（会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。第三号において同じ。）を定めたとき。 その日の実質株主

二 会社法第七百四十九条第一項第六号、第七百五十八条第七号若しくは第七百六十八条第一項第六号に規定する効力発生日又は同法第八十条第二項第二号、第七百五十四条第一項、第七百六十四条第一項若しくは第七百七十四条第一項に規定する日が到来したとき。 その日の実質株主

三 事業年度を一年とする会社について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき（会社が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたとき

を除く。）。当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の実質株主

第三十一条第二項中「転換の」及び「新株の引受権若しくは」を削り、「発行され、又は会社から移転される」を「交付される」に改める。

第三十二条第四項中「第十九条の二」を削り、「発行され、又は会社から移転された」を「交付された」に改め、同条第六項及び第七項第二号中「名義書換代理人」を「株主名簿管理人」に改め、同条第八項中「親会社（商法第二百十一条ノ二第二項（有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」を「親会社社員（会社法第三十一条第三項に規定する親会社社員をいう。）」に改め、同項第二号中「名義書換代理人」を「株主名簿管理人」に改め、同条に次の一項を加える。

9 会社法第八百六十八条第二項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の許可の申立てに係る事件について準用する。

第三十四条第一項中「商法第二百二十一条第七項及び第二百二十一条ノ二第二項」を「会社法第百九十

三条第七項」に改め、同項第一号中「商法第二百二十一条第六項において準用する同法第二百二十条ノ六第一項」を「会社法第百九十二条第一項」に改め、同項第二号中「商法第二百二十一条ノ二第一項」を「会社法第百九十四条第一項」に改める。

第三十五条中「商法第二百二十四条ノ四及び第二百二十四条ノ五」を「会社法第百九十七条」に改める。

第三十九条の見出し中「新株引受権証書等」を「新株予約権証券等」に改め、同条中「第四項を除く。

」の下に「第十五条」を加え、「新株引受権証書、」を削り、「又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき」を「の行使により交付される株式に係る」に、「転換予約権付株式」を「取得請求権付株式」に改め、「新株の発行価額又は」を削り、「払込むべき」を「払い込むべき」に、「転換の」を「会社法第百六十六条第一項の規定による」に、「又は新株の引受権の行使」を「の行使」に、「転換の請求により発行された株式」を「請求」に、「新株予約権又は新株の引受権の行使により発行された株式」を「新株予約権の行使」に、「による転換の」を「による」に改め、「同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と」を削る。

第三十九条の二を次のように改める。

（投資証券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の二 第十四条（第四項を除く。）、第十五条から第十九条まで、第二十二條から第二十七條まで、第二十八條第一項及び第三項、第二十九條、第三十條、第三十一條（第一項第三号及び第二項を除く。）、第三十二條（第六項及び第九項を除く。）、第三十三條並びに第三十六條から第三十八條までの規定は、投資信託法に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「預託株券」とあるのは「預託投資証券」と、「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第十九條中「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式（会社法第百七十一條第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第百八十五條に規定する株式無償割当てをいう。）、会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付」とあるのは「投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行」と、「交付された」とあるのは「発行された」と、第二十九條第二項中「会社法第二百十七條第一項」とあるのは「投資信託法第八十五條

第三項において準用する会社法第二百十七条第一項又は投資信託法第八十六条第二項」と、第三十一条第一項第一号中「会社法第二百二十四条第一項」とあるのは「投資信託法第七十七条の三第二項」と、同項第二号中「会社法第七百四十九条第一項第六号、第七百五十八条第七号若しくは第七百六十八条第一項第六号に規定する効力発生日又は同法第八十条第二項第二号、第七百五十四条第一項、第七百六十四条第一項若しくは第七百七十四条第一項に規定する日が到来したとき。」とあるのは「投資法人の合併がその効力を生ずる日若しくは合併により設立した投資法人の成立の日又は投資口の併合がその効力を生ずる日が到来したとき。」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託することとなるべき」とあるのは「預託する」と、第三十二条第四項中「交付された」とあるのは「発行された」と、同条第七項第二号中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人」と、同条第八項中「親会社社員（会社法第三十一条第三項に規定する親会社社員をいう。）」とあるのは「親法人（投資信託法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主」と、「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十九条の三の見出し中「名義書換事務受託者等」を「投資主名簿等管理人等」に改め、同条第一項

中「第七十九条第二項」を「第六百六十六条第二項第八号」に、「名義書換事務受託者」を「投資主名簿等管理人」に改め、同条第二項中「名義書換事務受託者」を「投資主名簿等管理人」に改める。

第三十九条の五を次のように改める。

（協同組織金融機関が発行する優先出資証券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の五 第十四条から第十九条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条（第二項を除く。）、第三十二条（第八項及び第九項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、優先出資法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「預託株券」とあるのは「預託優先出資証券」と、「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第十九条中「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式（会社法第一百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。）、会社の合併、株式交換若しくは株式移転」とあるのは「優先出資の分割若しくは協同組織金融機関（商工組合中央金庫を除く。）の合併」と、「の交

付」とあるのは「の発行」と、「募集株式」とあるのは「募集優先出資」と、「交付された」とあるのは「発行された」と、第三十一条第一項第二号中「会社法第七百四十九条第一項第六号、第七百五十八条第七号若しくは第七百六十八条第一項第六号に規定する効力発生日又は同法第百八十条第二項第二号、第七百五十四条第一項、第七百六十四条第一項若しくは第七百七十四条第一項に規定する日が到来したとき。」とあるのは「合併がその効力を生ずる日又は合併により設立した協同組織金融機関の成立の日が到来したとき。」と、同項第三号中「とき（会社が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）」とあるのは「とき」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託することとなるべき」とあるのは「預託する」と、第三十二条第四項中「交付された」とあるのは「発行された」と、同条第六項中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人」と、同条第七項中「株主」とあるのは「普通出資者、優先出資者」と、「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十九条の七第一項を次のように改める。

第十四条（第四項を除く。）、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条

まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条から第三十一条まで、第三十二条（第八項及び第九項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「預託株券」とあるのは「預託優先出資証券」と、「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第十九条中「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式（会社法第一百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。）、会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする」とあるのは「優先出資の併合による」と、「の交付」とあるのは「の発行」と、「交付された」とあるのは「発行された」と、第二十一条第一項中「取得請求権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券若しくは新優先出資引受権付特定社債券及び新優先出資の払込金額の全額を提出し、又は転換特定社債券」と、「会社法第六十六条第一項の規定による請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、「当該取得請求権付株式と引換えに交付される」とあるのは「発行される」と、「その請求」

とあるのは「その新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、同条第二項中「取得請求権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第三項中「株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第四項中「請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、「交付された」とあるのは「発行された」と、第三十一条第一項第二号中「会社法第七百四十九条第一項第六号、第七百五十八条第七号若しくは第七百六十八条第一項第六号に規定する効力発生日又は同法第八十条第二項第二号、第七百五十四条第一項、第七百六十四条第一項若しくは第七百七十四条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十条第一項において準用する会社法第八十条第二項第二号」と、同項第三号中「会社法第四百五十四条第五項」とあるのは「資産流動化法第一百五十五条第一項」と、同条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による請求、第二十二条の規定による新株予約権の行使又は第三十四条第一項第二号の請求」とあるのは「第二十一条の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、「交付される」とあるのは「発行される」と、第三十二条第四項中「交付された」とあるのは「発行された」と、同条第六項中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資社員名簿管

理人」と、同条第七項中「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と、「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資社員名簿管理人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十九条の七第二項中「第四項を除く。」の下に、「第十五条」を、「これらの規定」の下に「（第三十一条第二項を除く。）」を加え、「転換予約権付株式」を「取得請求権付株式」に、「発行価額」を「払込金額」に、「株式の転換の」を「会社法第百六十六条第一項の規定による」に、「転換の請求」を「請求」に、「株式」とあるのは「優先出資」を「交付された株式」とあるのは「発行された優先出資」に、「転換の請求、」を「請求、」に改め、「新株の引受権若しくは」を削り、「同条第三項及び」を「交付される」とあるのは「発行される」と、「実質株主」とあるのは「実質優先出資社員（第三十九条の七第一項において読み替えて準用する前条第一項に規定する実質優先出資社員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項及び」に、「発行され、又は会社から移転された」を「交付された」に改める。

第三十九条の八後段を次のように改める。

この場合において、同条中「百分の一、百分の三又は十分の一」とあるのは「百分の三又は十分の一

「と、「投資主総会の決議」とあるのは「優先出資社員を構成員とする総会の決議」と読み替えるものとする。

第三十九条の九及び第三十九条の十中「除く。」の下に「、第十五条」を加える。

第三十九条の十二第一項第一号中「第十条第六項、第十一条第六項、第十一条の四第六項又は第十二条第六項」を「第十条第五項、第十一条第五項、第十一条の四第五項又は第十二条第五項」に改める。

第四十三条第二号中「第三十九条の五第一項」を「第三十九条の五」に、「第三十九条、第三十九条の五」を「第三十九条」に改める。

第四十四条第一号を次のように改める。

一 第三条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項、第十一条の四第二項若しくは第十二条第二項の申請書若しくは第三条の二第二項の書類に虚偽の記載をし、若しくは当該書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をし、又は第十条第三項、第十一条第三項、第十一条の四第三項若しくは第十二条第三項の書面若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

第四十五条中「第三条の五」を「第三条の六」に改める。

第四十六条第一号中「資本」を「資本金」に改める。

第四十八条中「執行役、監査役」を「会計参与、監査役、執行役」に改め、同条第四号中「第十一条の二第三項、第十一条の五第三項」を「第十一条の二第二項、第十一条の五第二項」に改め、同条第八号中「第三十九条の五第一項」を「第三十九条の五」に改める。

第四十九条中「商法第四百九十八条第一項、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十条の二第一項」を「会社法第九百七十六条第一項」に、「第二百五十二条第一項」を「第三百十二条第一項」に、「第五十四条第一項に掲げる」を「第六十一条第一項に規定する」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「第三十九条の五第一項」を「第三十九条の五」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百七条 施行日前に前条の規定による改正前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「旧保振法」という。）第三条第一項の申請がされた場合における当該申請に係る指定については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「新保振法」という。）第三条第一項第四号へ及び第九条の二第二項第二号の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

3 施行日前に旧保振法第九条の四第一項若しくは第二項に規定する決議をするための株主総会の招集の手続が開始された場合におけるその株主総会又は同条第三項の株主総会（同条第五項において準用する場合を含む。）の権限及び手続については、なお従前の例による。

4 施行日前に合併契約書が作成された特定合併（旧保振法第十条第一項に規定する特定合併をいう。以下この項において同じ。）又は分割計画書が作成された新設分割（旧保振法第十一条第一項に規定する新設分割をいう。以下この項において同じ。）若しくは吸収分割（旧保振法第十一条の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、特定合併又は新

設分割若しくは吸収分割に関する登記の登記事項については、新保振法又は会社法の定めるところによる。

5 施行日前に旧商法第二百四十五条第一項の決議をするための株主総会の招集の手続が開始された場合における営業譲渡（旧保振法第三十一条第一項に規定する営業譲渡をいう。）については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に預託されている新株引受権証書、優先出資引受権証書（旧保振法第二条第一項第三号に規定する優先出資引受権証書をいう。）又は新優先出資引受権証書（旧保振法第二条第一項第四号に規定する新優先出資引受権証書をいう。）に関する保管及び振替については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に係属している保管振替機関（旧保振法第二条第二項に規定する保管振替機関をいう。）の整理に関する事件に係る整理手続については、新保振法第十三条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前に申立てがあった旧保振法の規定による非訟事件の手続については、なお従前の例による。

9 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、主務省令で

定める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第二百八条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「役員の氏名」の下に「又は名称」を加える。

第七条第一項第三号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第二十二條第二項第一号中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三十条の三第二項」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第三十条の四第二項第一号」に改め、同項第二号中「第

三十条の三第二項第二号」を「三十条の四第二項第二号」に改める。

第二十四条第二項を次のように改める。

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くもの（外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。第二十七条第二項において「株式会社等」という。）でなければならない。

一 取締役会

二 監査役又は委員会（会社法第二条第十二号に規定する委員会をいう。）

第二十六条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（第三十条において「委員会等設置会社」という。）」を「委員会設置会社」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

第二十七条第三項中「株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類

の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改め、同条第四項中「商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改める。

第三十条中「委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に、「商法第四百七十九条第一項に規定する」を「会社法第八百十七条第一項に規定する日本における」に改める。

第三十条の四を第三十条の五とし、第三十条の三を第三十条の四とし、第三十条の二を第三十条の三とし、第三十条の次に次の一条を加える。

（会社法の適用除外）

第三十条の二 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、認可投資顧問業者については、適用しない。

第三十五条第一項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第五十四条第五号中「第三十条の三第一項第一号」を「第三十条の四第一項第一号」に改める。

（抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正）

第二百九条 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「資本」を「資本金」に改め、「役員の氏名」の下に「又は名称」を加える。

第六条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第二百十条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一項第二号口中「資本」を「資本金」に改める。

第四条第一項第三号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第六条中「資本」を「資本金」に改め、「株式会社」の下に「であつて次に掲げる機関を置くもの」を加え、同条に次の各号を加える。

一 取締役会

二 監査役会又は委員会（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第十二号に規定する委員会をいう。第三十四条の三十六第二項第一号ロ、第五十六条第一号ロ及び第一百七条第二項第一号ロにおいて同じ。）

三 会計監査人

第九条の二第二項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる」とし、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみな

される株式についての」に改め、「この項」の下に「及び第三十四条の二十第一項」を加える。

第九条の三第二項中「の取締役」の下に「、会計参与、監査役」を加え、「代表執行役又は監査役」を「又は代表執行役」に改め、「仮取締役」の下に「、仮会計参与、仮監査役」を加え、「仮代表執行役又は仮監査役」を「又は仮代表執行役」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 会社法第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項及び第四百一条第三項（同法第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社金融先物取引所には、適用しない。

第九条の四第一項中「仮取締役」の下に「、仮会計参与、仮監査役」を加え、「仮代表執行役又は仮監査役」を「又は仮代表執行役」に改め、「及び支店」を削る。

第九条の五中「役員」の下に「（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）」を加える。

第十一条を次のように改める。

（定款）

第十一条 金融先物会員制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は

記名押印しなければならない。

2 金融先物会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 基本金及び出資に関する事項

五 会員等の資格、加入及び脱退に関する事項

六 会員等のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

七 信認金に関する事項

八 経費及び損失の負担に関する事項

九 役員に関する事項

十 会議に関する事項

十一 規則の作成に関する事項

十二 業務の執行に関する事項

十三 取引所金融先物取引の種類に関する事項

十四 取引所金融先物取引の清算に関する事項

十五 会計に関する事項

十六 公告方法（金融先物会員制法人が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならぬものとされているものを除く。）をする方法をいう。）

3 会社法第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。

第十二条第七項を次のように改める。

7 創立総会においてその延期又は続行について決議があつたときは、第一項の規定による公告をする必要を要しない。

第十二条に次の五項を加える。

8 創立総会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

9 発起人は、創立總會の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

10 発起人は、創立總會の日から五年間、第八項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

11 金融先物会員制法人の会員及び債権者は、金融先物会員制法人の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第八項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第八項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

12 第二十一条の規定は創立總會の決議について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は創立總會の決議の不存在若し

くは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「会員、会員になろうとする者、理事長、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事長、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条を次のように改める。

（民法等の準用）

第十六条 第十二条第七項から第十一項まで、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十八条第一項、第四十四条、第五十条、第五十一条、第五十四条、第五十五条、第五十七条、第六十条から第六十四条

まで並びに第六十五条第二項及び第三項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第一項の規定は金融先物会員制法人の総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は金融先物会員制法人の総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、民法第四十四条、第五十四条、第五十五条、第五十七条、第六十条、第六十一条及び第六十二条中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、非訟事件手続法第三十五条第一項中「仮理事又ハ特別代理人」とあるのは「特別代理人」と、会社法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「会員、理事長及び理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設

立時監査役を含む。」とあるのは「理事長及び理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）

）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、金融先物会員制法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「会員、理事長及び理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条第五号口中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十条第三項中「商法第二百五十四条ノ二第三号」を「会社法第三百三十一条第一項第三号」に改める。

第三十四条中「により」を「によつて」に改め、同条第一号中「に定める」を「で定めた解散の」に改める。

第三十四条の三第一項を次のように改める。

民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに会社法第四百九十二条第一項及び第三項、第五百七条（第二項を除く。）、第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十七条第一項及び第四項、第六百五十条第二項、第六百五十五条第一項から第五項まで並びに第六百六十二条から第六百六十四条までの規定は、金融先物会員制法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「会社法第六百四十七条第一項」と、会社法第四百九十二条第一項中「清算人（清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）」とあるのは「清算人」と、同項及び同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第

四百九十二条第三項及び第五百七条第三項中「株主総会」とあるのは「総会」と、同法第六百四十七条第一項第一号中「業務を執行する社員」とあるのは「理事長及び理事」と、同項第三号中「社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあっては、その社員）の過半数の同意によって定める」とあるのは「総会の決議によって選任された」と、同法第六百五十五条第三項中「互選」とあるのは「互選又は総会の決議」と、同条第四項中「業務を執行する社員」とあるのは「理事長又は理事」と、「社員を」とあるのは「理事長又は理事を定款において」と、「代表する社員が」とあるのは「代表する理事長及び理事（定款でその代表権を制限されている者を除く。）が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条の三第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

- 2 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに非訟事件手続法第三十六条から第四十条までの規定は、金融先物会員制法人の清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 金融先物会員制法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調

査を囑託することができる。

4 内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三十四条の五の見出しを「（組織変更計画）」に改め、同条第一項中「組織変更計画書」を「組織変更計画」に、「により」を「によつて」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「組織変更計画書の要領、」を「組織変更計画の要領及び」に改め、「株式会社」の下に「（以下この目において「組織変更後株式会社金融先物取引所」という。）」を加え、「及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 会員金融先物取引所が組織変更をする場合には、当該会員金融先物取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後株式会社金融先物取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社金融先物取引所の定款で定める事項
- 三 組織変更後株式会社金融先物取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ 組織変更後株式会社金融先物取引所が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社金融先物取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社金融先物取引所が監査役設置会社である場合 組織変更後株式会社金融先物取引所の監査役の氏名

五 組織変更をする会員金融先物取引所の会員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社金融先物取引所の株式の数（組織変更後株式会社金融先物取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする会員金融先物取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社金融先物取引所が組織変更に際して組織変更をする会員金融先物取引所の会員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員金融先物取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社金融先物取引所の資本金及び準備金（資本準備金及び利益準備金をいう。第八

十二条第一項において同じ。）の額に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずる日（以下この目において「効力発生日」という。）その他内閣府令で定める事項

第三十四条の五第五項を削る。

第三十四条の六から第三十四条の十三の二までを次のように改める。

（組織変更に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第三十四条の六 組織変更をする会員金融先物取引所は、前条第一項の総会の会議開催日の五日前から効力発生日の前日までの間、組織変更計画の内容その他の内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組織変更をする会員金融先物取引所の会員及び債権者は、当該会員金融先物取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員金融先物取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供すること

との請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(債権者の異議)

第三十四条の七 組織変更をする会員金融先物取引所の債権者は、当該会員金融先物取引所に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする会員金融先物取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 債権者が前項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承

認をしたものとみなす。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員金融先物取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等）

第三十四条の八 組織変更後株式会社金融先物取引所は、効力発生日から六月間、第三十四条の六第一項の書面又は電磁的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社金融先物取引所の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社金融先物取引所に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四

号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社金融先物取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(会員への株式の割当て)

第三十四条の九 会員金融先物取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社金融先物取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 会社法第二百三十四条第一項（各号を除く。）及び第二項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する

。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資本金として計上すべき額）

第三十四条の十 組織変更後株式会社金融先物取引所の資本金として計上すべき額については、内閣府令で定める。

（資本準備金として計上すべき額等）

第三十四条の十一 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に必要な事項は、内閣府令で定める。

（組織変更における株式の発行）

第三十四条の十二 会員金融先物取引所は、第三十四条の九第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社金融先物取引所の株式を発行することができる。この場合において、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する株式（以下この目において「組織変更時発行株式」という。）の数（組織変更後株式会社金融先物取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、組織変更時発行株式

の種類及び数)

二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産をいう。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（組織変更時発行株式の申込み等）

第三十四条の十三 会員金融先物取引所は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社金融先物取引所の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員金融先物取引所に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会員金融先物取引所の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 会員金融先物取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この目において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5 会員金融先物取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会員金融先物取引所に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(組織変更時発行株式の割当て)

第三十四条の十三の二 会員金融先物取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、会員金融先物取引所は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 会員金融先物取引所は、第三十四条の十二第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

第三十四条の十三の二の次に次の五条を加える。

(組織変更時発行株式の引受け)

第三十四条の十三の三 申込者は、会員金融先物取引所の割り当てた組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

(出資の履行)

第三十四条の十三の四 組織変更時発行株式の引受人（第三十四条の十二第三号の財産（以下この目において「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、会員金融先物取引所が定めた銀行等（会社法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 組織変更時発行株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第三十四条の十二第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この目において「出資の履行」という。）をする債務と会員金融先物取引所に対する債権とを相殺することができない。

4 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社金融先物取引所に対抗することができない。

5 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織

変更時発行株式の株主となる権利を失う。

（株主となる時期）

第百三十四条の十三の五 組織変更時発行株式の引受人は、効力発生日に、出資の履行を行つた組織変更時発行株式の株主となる。

（引受けの無効又は取消しの制限）

第三十四条の十三の六 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

2 組織変更時発行株式の引受人は、効力発生日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（金銭以外の財産の出資等）

第三十四条の十三の七 第三十四条の十七第一項の設立の登記後に引受けのない株式があるときは、第三十四条の五第一項の総会の決議の当時の会員金融先物取引所の理事長及び理事並びに効力発生日の当時

の株式会社金融先物取引所の取締役は、共同してこれを引き受けたものとみなす。株式の引受けの申込みが取り消されたときも、同様とする。

2 第三十四条の十七第一項の設立の登記後に払込みのない株式があるときは、第三十四条の五第一項の総会の決議の当時の会員金融先物取引所の理事長及び理事並びに効力発生日の当時の株式会社金融先物取引所の取締役は、連帯して払込みを行う義務を負う。

3 会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号及び第七号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三十四条の十二第三号に規定する金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第百九十九条第一項第三号」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百

七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員金融先物取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十三の五」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条の十四第二項中「組織変更後の株式会社金融先物取引所」を「組織変更後株式会社金融先物取引所」に改め、同項第三号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第三項中「組織変更計画書、組織変更後の株式会社金融先物取引所」を「組織変更計画の内容を記載した書面、組織変更後株式会社金融先物取引所」に改める。

第三十四条の十五第一項各号中「組織変更後の株式会社金融先物取引所」を「組織変更後株式会社金融先物取引所」に改め、同条第二項第一号中「組織変更後の株式会社金融先物取引所」を「組織変更後株式会社金融先物取引所」に、同条第二百五十四条ノ二第三号を「会社法第三百三十一条第一項第三号」に改める。

第三十四条の十六を次のように改める。

(組織変更の効力の発生)

第三十四条の十六 組織変更をする会員金融先物取引所は、効力発生日に、株式会社金融先物取引所となる。

2 組織変更をする会員金融先物取引所の会員は、効力発生日に、第三十四条の五第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 前二項の規定は、第三十四条の七の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第三十四条の十七第一項中「組織変更の日」を「効力発生日」に、「組織変更前の」を「組織変更をする」に、「組織変更後の株式会社金融先物取引所」を「組織変更後株式会社金融先物取引所の本店」に改め、「設立の登記」の下に、「組織変更後株式会社金融先物取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十八条、第十九条

及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更をする会員金融先物取引所の組織変更総会の議事録

四 第三十四条の七第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 効力発生日における組織変更をする会員金融先物取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後株式会社金融先物取引所の取締役（組織変更後株式会社金融先物取引所が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

七 組織変更後株式会社金融先物取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十

四条第二項各号に掲げる書面

八 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

九 第三十四条の十二の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、第三十四条の十三の四第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2) 第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合に

は、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合に

は、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合に

は、同号に規定する金銭債権について記載された会計帳簿

二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

第三十四条の十七第三項中「第七十一条及び第七十三条」を「第七十六条及び第七十八条」に改める。

第三十四条の十八を次のように改める。

(組織変更の無効の訴え)

第三十四条の十八 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、会員金融先物取引所の組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第六号中「組織変更をする会社の株主等若しくは社員等」とあるのは「組織変更をする会員金融先物取引所の会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。）」と、「組織変更後の会社の株主等、社員等」とあるのは「組織変更後株式会社金融先物取引所の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）」と、同法第九百三十七条第三項中「本店」と

あるのは「本店及び支店並びに主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百四十条の規定は第三十四条の十二の規定により組織変更時発行株式を発行した場合における前項において準用する同法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）に規定する組織変更の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条から第八百七十七条まで及び第八百七十八条第一項の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条の十九中「商法第百六十六条第一項各号」を「会社法第二十七条各号」に改める。

第三十四条の二十第一項中「商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改め、同条第四項

中「（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第三十四条の二十一の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第三十四条の二十一の二 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六條第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、株式会社金融先物取引所については、適用しない。

第三十四条の二十二（見出しを含む。）中「資本」を「資本金」に改める。

第三十四条の二十三第二項中「合併後存続する」を「吸収合併後存続する」に、「合併により」を「新設合併により」に、「又は合併による新たな」を「（以下「吸収合併存続株式会社金融先物取引所」という。）又は新設合併により設立する」に、「合併後の株式会社金融先物取引所」と総称する」を「新設合

併設立株式会社金融先物取引所」という」に改め、同項第三号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第三項中「合併契約書、合併後の株式会社金融先物取引所」を「合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）、吸収合併存続株式会社金融先物取引所又は新設合併設立株式会社金融先物取引所（以下「合併後株式会社金融先物取引所」と総称する。）」に、「書類」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第四項を削る。

第三十四条の二十四第一項第一号から第三号まで及び第五号中「合併後の株式会社金融先物取引所」を「合併後株式会社金融先物取引所」に改め、同条第二項第一号中「商法第二百五十四条ノ二第三号」を「会社法第三百三十一条第一項第三号」に改める。

第三十四条の二十五第二項を次のように改める。

2 新設合併設立株式会社金融先物取引所は、その成立の日に、新設合併により消滅する株式会社金融先物取引所（以下この条において「新設合併消滅株式会社金融先物取引所」という。）の権利義務（当該新設合併消滅株式会社金融先物取引所が行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

第三十四条の二十五第三項中「合併により消滅した株式会社金融先物取引所」を「新設合併消滅株式会社金融先物取引所」に、「合併後の株式会社金融先物取引所」を「新設合併設立株式会社金融先物取引所」に改める。

第三十四条の二十七第一項中「整理手続」を削る。

第三十四条の三十四第二項中「議決権」を「対象議決権」に改める。

第三十四条の三十五第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

第三十四条の三十六第二項第一号中「株式会社」の下に「（次に掲げる機関を置くものに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 取締役会

ロ 監査役又は委員会

第三十四条の四十九第二項中「執行役又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に改める。

第五十六条第一号を次のように改める。

一 株式会社であつて次に掲げる機関を置くもの

イ 取締役会

ロ 監査役又は委員会

第五十六条第四号中「第一号」を「第二号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人

第五十七条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「執行役」を「会計参与」に改め、「監査役」の下に「執行役」を、「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第五十九条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第九号中「取締役」の下に「会計参与」を加え、同条第二項中「又は有限会社」を削り、「商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない

株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改める。

第八十二条第一項中「、資本」を「、資本金」に改める。

第八十三条第四号中「、更生手続開始又は整理開始」を「又は更生手続開始」に改める。

第八十四条に次の二項を加える。

6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、金融先物取引業者（株式会社に限る。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、金融先物取引業者（外国会社に限る。）が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十七条第四項中「取締役」の下に「、会計参与」を加える。

第百十五条中「株式会社」を「者」に改める。

第百十六条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第四号中「委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

第百十七条第二項第一号中「株式会社」の下に「（次に掲げる機関を置くものに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 取締役会

ロ 監査役又は委員会

第百十七条第二項第三号中「執行役又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に改める。

第百二十一条中「役員」の下に「（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）」を加える。

第百二十五条第一項中「、整理手続」を削る。

第百二十七条の見出し中「資本」を「資本金」に改め、同条中「第四号」を「第五号」に改める。

第二百二十八条第一項及び第二項中「執行役又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に改め、同条第三項中「執行役若しくは監査役」を「会計参与、監査役若しくは執行役」に、「執行役又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）
、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）
、第三百三十六
条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、金融先物清算機関については、適用しない。

第四百四十八条第一号中「第三十四条の十二第一項」を「第三十四条の十二」に、「発行する株式」を「発行する株式を引き受ける者」に、「に当たり」を「をするに当たり」に、「不実」を「虚偽」に改め、「株式申込証」を削り、「株式の募集の広告その他株式の」を「当該募集の広告その他の当該」に改め、同条第二号中「第三十四条の十二第一項」を「第三十四条の十二」に改める。

第四百四十九条第二号を削り、同条第三号中「第三十四条の十二第一項」を「第三十四条の十二」に、「現物出資」を「金銭以外の財産」に、「同条第一項第四号」を「同条第三号」に、「不実の申立て」を「虚偽の申述」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号から第七号まで

を一号ずつ繰り上げる。

第百五十七条の次に次の一条を加える。

第百五十七条の二 第百五十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第百五十九条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第八十四条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

第百六十一条第一項第五号中「及び第三号」を削る。

第百六十二条中「又は第百四十九条第三号」を「、第百四十九条第二号又第百五十六条第一項」に改める。

第百六十三条中「仮取締役」の下に「、仮会計参与」を加え、「次の場合においては」を「次に掲げる場合には」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第三十四条の十一に規定する資本準備金の額を計上しなかつたとき。

二 第三十四条の十三第一項又は第四項の規定による通知を怠つたとき、又は不正の通知をしたとき。

第百六十三条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十四条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第八十四条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百六十四条に次の一項を加える。

2 金融先物取引業者（外国会社に限る。）の日本における代表者は、第八十四条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたときは、五十万円以下の過料に

処する。

第百六十六条第二号中「怠り、又は虚偽の登記をした」を「怠つた」に改め、同条第三号中「不実の申立て」を「虚偽の申述」に改め、同条第六号中「商法第百三十一条」を「会社法第百六十四条」に改め、同条第八号中「書類」を「書面若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、同条第九号中「（第三十四条の八第二項において準用する場合を含む。）」を「又は第三十四条の八第二項」に改め、「書類」を「書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの」に改め、「交付」の下に「、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第十号中「において準用する商法第百条第一項から第三項まで」を削る。

（金融先物取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二百十一条 施行日前に前条の規定による改正前の金融先物取引法（以下この条において「旧金融先物取引法」という。）第十一条第二項において準用する旧商法第百六十七条の認証を受けた定款に係る金融先物会員制法人の設立については、なお従前の例による。ただし、設立に関する登記の登記事項については

、前条の規定による改正後の金融先物取引法（以下この条において「新金融先物取引法」という。）の定めるところによる。

2 新金融先物取引法第三十条第三項（新金融先物取引法第三十四条の二十六において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

3 新金融先物取引法第三十条第三項（新金融先物取引法第三十四条の二十六において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に金融先物会員制法人の理事長、理事若しくは監事又は株式会社金融先物取引所の取締役、監査役若しくは執行役である者が施行日前に犯した会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の金融先物会員制法人の理事長、理事

若しくは監事又は株式会社金融先物取引所の取締役、監査役若しくは執行役としての継続する在任については、適用しない。

4 施行日前に生じた旧金融先物取引法第三十四条各号に掲げる事由により金融先物会員制法人が解散した場合における金融先物会員制法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新金融先物取引法の定めるところによる。

5 施行日前に合併契約書又は組織変更計画書が作成された合併又は組織変更については、なお従前の例による。ただし、組織変更に関する登記の登記事項については、新金融先物取引法又は会社法の定めるところによる。

6 新金融先物取引法第三十四条の十五第二項第一号（会社法第三百三十一条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三十四条の二十四第二項第一号（会社法第三百三十一条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に会員金融先物取引所の理事長、理事若しくは監事又は株式会社金融先物取引所の取締役、監査役若しくは執行役である者が施行日前に犯した会社法第三百三十一条第一項第三号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法又は破産

法の罪により刑に処せられた場合における新金融先物取引法第三十四条の十四及び第三十四条の二十三の認可については、適用しない。

7 この法律の施行の際現に係属している株式会社金融先物取引所又は清算参加者（旧金融先物取引法第二百二十条第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）の整理に関する事件に係る整理手続については、新金融先物取引法第三十四条の二十七及び第二百二十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前に整理開始の申立てがあつた場合における金融先物取引業者の内閣総理大臣への届出については、新金融先物取引法第八十三条第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 施行日前に提起された、金融先物会員制法人の創立総会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、総会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え若しくは設立の無効の訴え又は会員金融先物取引所の組織変更の無効の訴えについては、なお従前の例による。

10 施行日前に提起された金融先物会員制法人の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における金融先物会員制法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新金融先物取引法の定めるところによる。

11 施行日前に申立て又は裁判があった旧金融先物取引法の規定による非訟事件（金融先物会員制法人の清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。

12 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。

13 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる金融先物会員制法人の設立の登記を申請する場合における登記に関する手續については、なお従前の例による。

14 第四項、第五項又は第十項の規定によりなお従前の例によることとされる金融先物会員制法人の清算又は会員金融先物取引所の組織変更に関する登記を申請する場合における登記に関する手續については、なお従前の例による。

15 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、内閣府令で定める。

（前払式証票の規制等に関する法律の一部改正）

第二百十二条 前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する

。

第二条第六項中「営業」を「事業」に改める。

第三条第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第五条第一項中「営業」を「事業」に、「分割」を「会社分割」に改める。

第七条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十条第一項中「営業」を「事業」に、「分割」を「会社分割」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第二百十三条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「第三条」に、「第三条」を「第四条」に、「第二十一条」を「第二十二条」に、「第二十二條―第二十七條」を「第二十三條―第二十八條」に、「第二十八條―第三十條」を「第二十九條―第三十一條」に、「第三十一條―第三十五條」を「第三十二條―第四十條」に、「第三十六條―

第四十七条」を「第四十一条―第五十五条」に、「第四十八条―第五十四条」を「第五十六条―第六十一条」に改める。

第二条第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六 農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条

第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）

七 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）

第五条を削る。

第四条第二項中「数種」を「二以上の種類」に改め、同条を第五条とする。

第三条第二項を次のように改める。

2 優先出資の総口数が、普通出資の総口数の二分の一を超えるに至ったときは、協同組織金融機関は、直ちに、優先出資の総口数を普通出資の総口数の二分の一以下にするために必要な措置をとらなければならない。

第三条を第四条とする。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

(会社法の規定を準用する場合の読替え)

第三条 この法律において会社法（平成十七年法律第 号）の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「会社」とあり、及び「株式会社」とあるのは「協同組織金融機関」と、「募集株式」とあるのは「募集優先出資」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。）」と、「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（優先出資法第二十二条第一項第三号に規定する電磁的記録をいう。）」と、「法務省令」とあるのは「優先出資法第五十条第三項に規定する主務省令」と、「登録株式質権者」とあるのは「登録優先出資質権者」と、「株券発行会社」とある

のは「優先出資証券発行協同組織金融機関（優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関をいう。）」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「株主名簿記載事項」とあるのは「優先出資者名簿記載事項」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「種類株式発行会社」とあるのは「種類優先出資発行協同組織金融機関（内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する協同組織金融機関をいう。）」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と読み替えるものとする。

第六条から第十四条までを次のように改める。

（募集事項の決定）

第六条 協同組織金融機関は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資（当該募集に応じてこれらの優先出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる優先出資をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項（以下「募集事項」という。）を定めて、行政府の認可を受けなければならない。

一 募集優先出資の内容及び口数

二 募集優先出資の払込金額（募集優先出資一口と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下同じ。）

三 募集優先出資と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

四 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

五 募集優先出資の募集の方法

2 優先出資の払込金額は、額面金額を下回ってはならない。

3 第一項第二号の払込金額が優先出資者以外の者に対して特に有利な金額である場合には、第六章の定めるところにより、優先出資者総会を招集し、募集優先出資の内容、口数及び最低払込金額について、その承認を受けなければならない。この場合においては、理事は、優先出資者総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

4 前項の場合における議案の要領は、優先出資者総会の招集通知に記載しなければならない。

5 第三項の承認の決議は、第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の末日）が当該決議の日から六月以内の日である同項の募集についてのみその効力を有する。

6 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

(募集事項の通知等)

第七条 協同組織金融機関は、前条第一項の募集事項を定めたときは、同項第三号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の二週間前までに、普通出資者及び優先出資者に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

3 第一項の規定は、協同組織金融機関が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四条第一項又は第二項の届出をしている場合その他の普通出資者及び優先出資者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

(優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与える場合)

第八条 協同組織金融機関は、優先出資の募集において、優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与えることができる。この場合においては、募集事項のほか、次に掲げる事項を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

一 優先出資者に対し、次条第二項の申込みをすることにより当該協同組織金融機関の募集優先出資(

内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する協同組織金融機関（以下「種類優先出資発行協同組織金融機関」という。）にあっては、当該優先出資者の有する種類の優先出資と同一の種類のものの割当てを受ける権利を与える旨

二 前号の募集優先出資の引受けの申込みの期日

2 前項の場合には、同項第一号の優先出資者は、その有する優先出資の口数に応じて募集優先出資の割当てを受ける権利を有する。ただし、当該優先出資者が割当てを受ける募集優先出資の口数に一口に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 協同組織金融機関は、第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、同項第二号の期日の二週間前までに、同項第一号の優先出資者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 募集事項

二 当該優先出資者が割当てを受ける募集優先出資の口数

三 第一項第二号の期日

4 第六条第三項から第五項まで及び前条の規定は、前三項の規定により優先出資者に優先出資の割当て

を受ける権利を与える場合には、適用しない。

(募集優先出資の申込み)

第九条 協同組織金融機関は、第六条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 普通出資一口の金額及び総口数

三 第五条第一項第一号に規定する優先出資の総口数の最高限度

四 発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数

五 募集事項

六 第十五条の規定により、協同組織金融機関が消却のために自己の優先出資を取得することがある旨

七 銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、信託業法（平成十

六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社その他これに準ずるものとして主務省令で

定めるものをいう。）の払込みの取扱いの場所

八 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 第六条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を協同組織金融機関に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集優先出資の口数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、協同組織金融機関の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、協同組織金融機関が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

5 協同組織金融機関は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 協同組織金融機関が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該協同組織金融機関に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
（募集優先出資の割当て等）

第十条 協同組織金融機関は、申込者の中から募集優先出資の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集優先出資の口数を定めなければならない。この場合において、協同組織金融機関は、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を、前条第二項第二号の口数よりも減少することができる。

2 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

らない。

3 第八条の規定により優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与えた場合において、優先出資者が同条第一項第二号の期日までに前条第二項の申込みをしないときは、当該優先出資者は、募集優先出資の割当てを受ける権利を失う。

4 前条及び前三項の規定は、募集優先出資を引き受けようとする者がその総口数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(募集優先出資の引受け)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集優先出資の口数について募集優先出資の引受人となる。

- 一 申込者 協同組織金融機関の割り当てた募集優先出資の口数
- 二 前条第四項の契約により募集優先出資の総口数を引き受けた者 その者が引き受けた募集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

第十二条 募集優先出資の引受人は、第六条第一項第三号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集優先出資の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 募集優先出資の引受人は、前項の規定による払込みをする債務と協同組織金融機関に対する債権とを相殺することができない。

3 第一項の規定による払込みをすることにより募集優先出資の優先出資者となる権利の譲渡は、協同組織金融機関に対抗することができない。

4 募集優先出資の引受人は、第一項の規定による払込みをしないときは、当該払込みをすることにより募集優先出資の優先出資者となる権利を失う。

（優先出資者となる時期）

第十三条 募集優先出資の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、前条第一項の規定による払込みを行った募集優先出資の優先出資者となる。

一 第六条第一項第三号の期日を定めた場合 当該期日

二 第六条第一項第三号の期間を定めた場合 前条第一項の払込みを行った日

（優先出資の発行等についての会社法の準用）

第十四条 会社法第二百十条（募集株式の発行等をやめることの請求）及び第二百十一条（引受けの無効又は取消しの制限）の規定は、協同組織金融機関の優先出資の募集及び発行について準用する。この場合において、同法第二百十条中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、「第百九十九条第一項」とあるのは「優先出資法第六条第一項」と、「株式の発行又は自己株式の処分」とあるのは「優先出資の発行」と、同法第二百十一条第一項中「第二百五条」とあるのは「優先出資法第十条第四項」と、同条第二項中「第二百九条」とあるのは「優先出資法第十三条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。以下この項において同じ。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が理事又は経営管理委員と通じて著しく不正な払込金額で募集優先出資を引き受けた場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責

任追及等の訴え）の規定はこの項において準用する同法第二百二十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項（責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者である者」と、同項第一号及び同条第四項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第二号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第二号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条から第八百四十条まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力、新株発行の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）

、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条から第八百七十七条まで（非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合）及び第八百七十八条第一項（裁判の効力）の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第一項第二号中「六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内）」とあるのは「六箇月以内」と、同条第二項第二号中「株主等」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、同法第八百四十条第一項中「払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額」とあるのは「払込みを受けた金額」と、「旧株券（前条の規定により効力を失った株式に係る株券をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「旧優先出資証券（前条の規定により効力を失った優先出資に係る優先出資証券をいう。）」と、同条第二項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第八百二十九条（第一号に係る部分に限る。）（新株発行等の不存在の確認の訴え）、第八百

三十四条（第十三号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七條（弁論等の必要的併合）、第八百三十八條（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は、優先出資の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五條の見出しを「（自己優先出資の消却）」に改め、同條第一項中「議決を経て、資本」を「議決によって、資本金」に改め、同項第一号及び第二号中「をもって」の下に「自己の優先出資を取得して」を加え、同條第三項中「払戻し」を「取得」に、「資本」を「資本金」に改め、同條第四項中「議決」を「決議」に改め、同條第五項を次のように改める。

5 会社法第二百十九條（第一項各号を除く。）（株券の提出に関する公告等）及び第二百二十條（株券の提出をすることができない場合）の規定は、優先出資を発行している協同組織金融機関が消却のために自己の優先出資を取得する場合について準用する。この場合において、同法第二百十九條第一項中「当該各号に定める」とあるのは「消却のために取得する」と、同條第二項中「前項各号に掲げる行為」

とあるのは「消却のための自己の優先出資の取得」と、「金銭等」とあるのは「金銭」と、同条第三項中「第一項各号に定める」とあるのは「消却のために取得する」と、「当該各号に掲げる行為」とあるのは「消却のための取得」と、同法第二百二十条第二項中「金銭等」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条を次のように改める。

(優先出資の分割)

第十六条 協同組織金融機関は、優先出資の分割をすることができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の分割をしようとするときは、その都度、普通出資者総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 優先出資の分割により増加する優先出資の総口数の優先出資の分割前の発行済優先出資（種類優先出資発行協同組織金融機関にあっては、第三号の種類の発行済優先出資）の総口数に対する割合及び当該優先出資の分割に係る一定の日

二 優先出資の分割がその効力を生ずる日

- 三 協同組織金融機関が種類優先出資発行協同組織金融機関である場合には、分割する優先出資の種類
- 3 協同組織金融機関は、優先出資の分割を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。
。
- 4 普通出資の総額と優先出資の額面金額に分割後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、
、資本金の額を超えてはならない。
- 5 第二項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。
- 6 会社法第百八十四条第一項（効力の発生等）及び第二百十五条第三項（株券の発行）の規定は、協同組織金融機関の優先出資の分割について準用する。この場合において、同法第百八十四条第一項中「基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主」とあるのは「優先出資法第十六条第二項第一号の一定の日において優先出資者名簿に記載され、又は記録されている優先出資者」と、「あつては、基準日」とあるのは「あつては、同号の一定の日」と、「前条第二項第三号の種類の種類株主」とあるのは「同項第三号の種類の優先出資の優先出資者」と、「基準日に有する」とあるのは「同項第一号の一定の日に有する」と、「数」とあるのは「口数」と、同法第二百十五条第三項中「第百八十三条

第二項第二号」とあるのは「優先出資法第十六条第二項第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第二百三十四条第一項（各号を除く。）から第五項まで（一に満たない端数の処理）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、協同組織金融機関の発行する優先出資の分割により一口に満たない端数を生ずる場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「合計数」とあるのは「合計口数」と、「相当する数」とあるのは「相当する口数」と、同条第四項第一号中「数」とあるのは「口数」と、同条第五項中「取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議」とあるのは「理事会を設置する協同組織金融機関においては、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条第一項中「以下この項において同じ。」を削り、同項第一号中「資本」を「資本金」に改め、

同条第四項中「第四条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改め、同条第十二項中「優先出資の種類ごとにその口数」を「優先出資者の有する優先出資の口数（剰余金の配当について優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこととする旨の定めがある場合にあっては、各種類の優先出資の口数）」に改める。

第二十条第二項中「優先出資の種類ごとにその口数」を「優先出資者の有する優先出資の口数又は各種類の優先出資の口数」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（共有者による権利の行使）

第二十一条 優先出資が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該優先出資についての権利を行使する者一人を定め、協同組織金融機関に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該優先出資についての権利を行使することができない。ただし、協同組織金融機関が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

第四章の章名を削る。

第二十二條を次のように改める。

（優先出資者のその他の権利）

第二十二條 優先出資者は、協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、定款その他の事務所に備え置かれた政令で定める書類（以下この項において「定款等」という。）について、次に掲げる請求をすることができ。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該協同組織金融機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって主務省令で定めるものにより提供するこ

との請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

2 優先出資者は、協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、普通出資者の名簿その他の事務所に備え置かれた政令で定める書類（以下この条において「名簿等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 名簿等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 名簿等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 優先出資者は、協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、貸借対照表、損益計算書その他の事務所に備え置かれた政令で定める書類（以下この項において「計算書類等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該協同組織金融機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて協同組織金融機関の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 協同組織金融機関は、第二項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う優先出資者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 優先出資者が当該協同組織金融機関の業務の遂行を妨げ、又は普通出資者及び優先出資者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 優先出資者が当該協同組織金融機関の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 優先出資者が名簿等の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求

を行ったとき。

五 優先出資者が、過去二年以内において、名簿等の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

5 次に掲げる訴えは、農林中央金庫又は連合会等の発行する優先出資の優先出資者も、提起することができる。

一 農林中央金庫又は連合会等における出資一口の金額の減少の無効の訴え

二 農林中央金庫又は連合会等の合併の無効の訴え

三 農林中央金庫又は連合会等の役員等の責任を追及する訴え（農林中央金庫法第四十条の二、中小企業等協同組合法第三十九条、協同組合による金融事業に関する法律第五条の九第三項、信用金庫法第三十九条の四、労働金庫法第四十二条の四、農業協同組合法第四十条の二及び水産業協同組合法第四十四条に規定する役員等の責任を追及する訴えをいう。）

6 六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き優先出資を有する農林中央金庫又は連合会等の優先出資者は、理事が協同組織金融機関の目的の範囲外の行為その他法

令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該協同組織金融機関に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に對し、当該行為をやめることを請求することができる。

第二十二條の次に次の章名を付する。

第四章 優先出資の譲渡等

第二十三條から第二十七條までを次のように改める。

(優先出資の譲渡)

第二十三條 優先出資者は、その有する優先出資を譲渡することができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

3 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関（以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。）の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。ただし、自己優先出資の処分による優先出資の譲渡については、この限りでない。

4 優先出資証券の発行前にした譲渡は、優先出資証券発行協同組織金融機関に対し、その効力を生じない。

5 優先出資証券の占有者は、当該優先出資証券に係る優先出資についての権利を適法に有するものと推定する。

6 優先出資証券の交付を受けた者は、当該優先出資に係る優先出資証券についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(優先出資の譲渡の対抗要件)

第二十四条 優先出資の譲渡は、その優先出資を取得した者の氏名又は名称及び住所を優先出資者名簿に記載し、又は記録しなければ、協同組織金融機関その他の第三者に対抗することができない。

2 優先出資証券発行協同組織金融機関における前項の規定の適用については、同項中「協同組織金融機関その他の第三者」とあるのは、「協同組織金融機関」とする。

(優先出資者名簿等)

第二十五条 協同組織金融機関は、優先出資者名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録

しなければならない。

一 優先出資者の氏名又は名称及び住所

二 前号の優先出資者の有する優先出資の種類及び口数

三 第一号の優先出資者が優先出資を取得した日

四 優先出資証券発行協同組織金融機関である場合には、第二号の優先出資（優先出資証券が発行されているものに限る。）に係る優先出資証券の番号

2 協同組織金融機関は、優先出資者名簿管理人（協同組織金融機関に代わって優先出資者名簿の作成及び備置きその他の優先出資者名簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を置く旨を定款で定め、当該事務を行うことを委託することができる。

（優先出資者名簿についての会社法の準用）

第二十六条 会社法第二百二十二条（株主名簿記載事項を記載した書面の交付等）、第二百二十四条（第五項を除く。）（基準日）、第二百二十五条第一項から第三項まで（株主名簿の備置き及び閲覧等）、第二百三十二条（株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録）及び第二百三十三条（株主の請求によ

る株主名簿記載事項の記載又は記録）の規定は協同組織金融機関の優先出資者名簿について、同法第二百二十六条（株主に対する通知等）及び第百九十六条（第三項を除く。）（株主に対する通知の省略）の規定は優先出資の優先出資者に対する通知等について準用する。この場合において、同法第二百二十二条第一項中「前条第一号」とあるのは「優先出資法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「株式会社の代表取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。）」とあり、及び同条第三項中「株式会社の代表取締役」とあるのは「協同組織金融機関を代表する理事」と、同法第二百二十四条第一項、第二項及び第四項中「基準日株主」とあるのは「基準日優先出資者」と、同項中「株主総会又は種類株主総会」とあるのは「優先出資者総会」と、同法第二百二十五条第一項中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人（優先出資法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。）」と、同条第二項中「株主及び」とあるのは「普通出資者、優先出資者及び」と、同条第三項第一号中「株主又は」とあるのは「普通出資者、優先出資者又は」と、同法第二百三十三条第一項中「株式取得者」とあるのは「優先出資取得者」と、同法第二百二十六条第五項中「第二百九十九条第一項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と読み

替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（優先出資に対する質権の設定）

第二十七条 優先出資者は、その有する優先出資に質権を設定することができる。

2 優先出資証券発行協同組織金融機関の優先出資の質入れは、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

3 会社法第四百十七条から第四百五十条まで（株式の質入れの對抗要件、株主名簿の記載等、株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等、登録株式質権者に対する通知等）、第四百五十一条（各号を除く。）、第四百五十二条第三項、第四百五十三条第三項及び第四百五十四条（株式の質入れの効果）の規定は優先出資を質権の目的とする場合について、同法第九十六条（第三項を除く。）（株主に対する通知の省略）の規定は優先出資の登録優先出資質権者に対する通知について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百九十九条第二項中「株式会社の代表取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。）」とあり、及び同条第三項中「株式会社の代表取締役」とあるのは「協同組織金融機関を代表する理事」と、同法第五百一条中「次に掲げる行為」とあるのは「優先出資の分割、剰余

金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併（合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。）又は優先出資の取得」と、「金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）」とあるのは「金銭」と、同法第百五十四条第一項中「金銭等（金銭に限る。）」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章の章名を削る。

第二十八条を次のように改める。

（自己の優先出資の取得等）

第二十八条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なときその他政令で定めるやむを得ない事情があるとき。

2 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資を消却し、同項第二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

3 協同組織金融機関の子会社は、次に掲げる場合を除くほか、当該協同組織金融機関の優先出資を取得してはならない。

一 合併又は他の会社（外国会社その他の法人を含む。）の事業の全部の譲受けによるとき。

二 子会社の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なとき。

4 前項に規定する「子会社」とは、協同組織金融機関が総株主の議決権（株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第三十三条第三項において同じ。）の過半数を超える議決権を保有する株式会社をいう。この場合において、協同組織金融機関及びその一若しくは二以上の子会社又は当該協同組織金融機関の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社は、当該協同組織金融機関の子会社とみなす。

5 子会社（前項に規定する子会社をいう。以下同じ。）は、第三項各号に掲げる場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社が子会社となったことを知った際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも、同様とする。

第二十八条の次に次の章名を付する。

第五章 優先出資証券

第二十八条の二を削る。

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

（優先出資証券の発行）

第二十九条 協同組織金融機関は、その優先出資（種類優先出資発行協同組織金融機関にあっては、全部の種類）の優先出資）に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めることができる。

2 優先出資証券発行協同組織金融機関は、優先出資を発行した日以後遅滞なく、当該優先出資に係る優先出資証券を発行しなければならない。

（優先出資証券の記載事項）

第三十条 優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、協同組織金融機関を代表する理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 当該優先出資証券に係る優先出資の口数

三 優先出資の額面金額

四 優先出資の内容

第六章の章名を削る。

第三十四条を削る。

第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条第一項中「において、」の下に「その有する」を加え、同条第二項中「協同組織金融機関」を「前項の規定にかかわらず、協同組織金融機関」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「又は他の有限会社の総社員の議決権」及び「又は有限会社」を削り、同条を第三十三条とする。

第三十一条中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第二号中「優先出資引受権」を「優先

出資の割当てを受ける権利」に改め、同条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条及び章名を加える。

(優先出資証券等についての会社法の準用)

第三十一条 会社法第二百十七条(株券不所持の申出)及び第二百十八条(株券を発行する旨の定款の定め)の規定は、優先出資証券発行協同組織金融機関について準用する。この場合において、同法第二百十七条第二項中「数」とあるのは「口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第二編第二章第九節第三款(第二百三十条第四項を除く。)(株券喪失登録)の規定は、優先出資証券喪失登録簿及び優先出資証券喪失登録について準用する。この場合において、これらの規定中「株券喪失登録簿記載事項」とあるのは「優先出資証券喪失登録簿記載事項」と、「株券喪失登録日」とあるのは「優先出資証券喪失登録日」と、「株券喪失登録者」とあるのは「優先出資証券喪失登録者」と、「同法第二百二十一条第一号(株券喪失登録簿)中」第二百十八条第二項又は第二百十九条第三項」とあるのは「優先出資法第十五条第五項において準用する第二百十九条第三項又は優先出資法第三十

一条第一項において準用する第二百十八条第二項」と、「株式の発行又は自己株式の処分」とあるのは「優先出資の発行」と、同法第二百二十二条（株券喪失登録簿に関する事務の委託）中「第二百二十三条の規定の適用については、同条中」とあるのは「優先出資法第二十五条第二項の規定の適用については、同項中」と、同法第二百三十条第三項（株券喪失登録の効力）中「株主総会又は種類株主総会」とあるのは「優先出資者総会」と、同法第二百三十一条第一項（株券喪失登録簿の備置き及び閲覧等）中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人（優先出資法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 優先出資者総会

第三十五条を次のように改める。

（優先出資者総会の招集）

第三十五条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

2 優先出資者総会の招集事由があるにもかかわらず、優先出資者総会が招集されないときは、発行済優

先出資の総口数の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資者は、理事（農林中央金庫又は経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会にあつては、経営管理委員）に対し、優先出資者総会の目的である事項（当該優先出資者が議決権を行使することができる事項に限る。）及び招集の理由を示して、優先出資者総会の招集を請求することができる。

3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした優先出資者は、行政庁の認可を得て、優先出資者総会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内の日を優先出資者総会の日とする優先出資者総会の招集の通知が発せられない場合

4 優先出資者総会を招集するには、理事は、定款の定めるところにより、各優先出資者（当該優先出資者総会において議決権を行使することができるものに限る。）に対してその通知を発しなければならない

い。

第七章の章名を削る。

第三十六条を次のように改める。

(理事等の説明義務)

第三十六条 理事、経営管理委員及び監事は、優先出資者総会において、優先出資者から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が優先出資者総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより優先出資者の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

第五十四条第一項中「役員」を「理事、経営管理委員、監事」に、「名義書換代理人」を「優先出資者名簿管理人」に改め、同項第一号中「商法」を「会社法」に、「に定める」を「の規定による」に、「怠り」を「することを怠ったとき」に、「行った」を「した」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 第六条第一項、第八条第一項、第十五条第二項、第十六条第三項、第四十二条第四項ただし書又は第四十六条第五項の規定により、行政庁又は主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

第五十四条第一項第三号の二を削り、同項第四号を次のように改める。

四 第六条第三項後段の規定による説明又は第十九条第六項若しくは第四十一条第六項の規定による開示をすることを怠ったとき。

第五十四条第一項第五号を削り、同項第六号中「協同組織金融機関」を「協同組織金融機関」に改め、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 優先出資者名簿、優先出資証券喪失登録簿、優先出資者総会の議事録又は第二十六条において準用

する会社法第二百二十二条第一項若しくは第二十七条第三項において準用する同法第四百十九条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第五十四条第一項第七号から第十号までを次のように改める。

七 第三十九条第二項若しくは第三項の規定又は第二十六条において準用する会社法第二百二十五条第一項、第三十一条第二項において準用する同法第二百三十一条第一項、第四十条第二項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項若しくは第四十条第三項において準用する同法第三百十九条第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかったとき。

八 第二十八条第二項の規定に違反して、優先出資の消却の手續又は優先出資若しくは質権の処分を怠ったとき。

九 優先出資の発行の日前に優先出資証券を発行したとき。

十 第二十九条第二項の規定に違反して、遅滞なく優先出資証券を発行しなかったとき。

第五十四条第一項第十一号中「不実」を「虚偽」に、「行った」を「した」に改め、同項第十二号から第十四号までを次のように改める。

十二 第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十五条第四項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条又は第二百二十九条第二項の規定に違反して、優先出資証券喪失登録を抹消しなかったとき。

十三 第三十一条第二項において準用する会社法第二百三十条第一項の規定に違反して、優先出資者名簿に記載し、又は記録したとき。

十四 第六条第三項、第十九条第五項若しくは第八項又は第三十二条の規定に違反して、優先出資者総会を招集しなかったとき。

第五十四条第一項第十五号中「不実の申述をし」を「虚偽の申述を行い」に改め、同項第十六号中「事由がないのに」を「理由がないのに、」に、「行わなかった」を「しなかった」に改め、同項第十七号中「第三十七条第三項から第五項まで」を「第四十二条第三項」に、「積み立てず」を「計上せず」に、「これを使用した」を「同条第四項若しくは第五項の規定に違反して資本準備金の額を減少した」に改め、

同項第十八号中「第四十条の登記」を「第四十五条の登記をすること」に改め、同条第二項中「理事が優先出資の引受けによる権利を譲渡したとき、又は」を削り、「第二十七条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第四項」を「第五項」に、「若しくは」を「、又は」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十三条第一項中「第四十九条、第五十条及び前条」を「第五十七条及び第五十八条」に改め、同条を第六十条とする。

第五十二条を削る。

第五十一条中「第三条第二項の限度又は第四条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十条中「優先出資の」の下に「発行に係る」を加え、同条を第五十八条とする。

第四十九条第一項中「優先出資の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある優先出資申込証、目論見書、優先出資の募集の広告その他優先出資の募集に関する文書を行使した」を「優先出資を引き受ける者の募集をするに当たり、協同組織金融機関の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であって重要な事項について虚偽の記載のあるものを

行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供した」に改め、同条第二項中「文書であつて、重要な事項について不実の記載のあるものを行使した」を「文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供した」に改め、同条を第五十七条とする。

第四十八条中「役員又は」を「理事、経営管理委員若しくは監事又は」に改め、同条第二号中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第五十六条とする。

第七章中第四十七条を第五十五条とし、第四十六条を第五十四条とする。

第四十五条の四中「第四十五条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条を第五十二条とする。
。 第四十五条の三を第五十二条とし、第四十五条の二を第五十一条とし、第四十五条を第五十条とし、第四十二条から第四十四条までを五条ずつ繰り下げる。

第四十一条第一項中「第五条第一項の発行事項（第六条第二項の優先出資引受権）」を「第六条第一項の

募集事項（第八条第一項の優先出資の割当てを受ける権利」に、「優先出資引受権の」を「優先出資の割当てを受ける権利の」に、「発行価額を」を「払込金額を」に改め、同項第二号中「発行価額」を「払込金額」に、「優先出資の消却によって払い戻された額」を「第十五条に規定する優先出資の消却のために自己の優先出資を取得するのと引換えに交付する金銭」に改め、同条第二項中「及び払い戻される額」を「及び当該消却のために自己の優先出資を取得するのと引換えに交付する金銭の額」に改め、同項第二号中「発行価額」を「払込金額」に、「当該消却によって払い戻される額」を「当該消却のために自己の優先出資を取得するのと引換えに交付する金銭の額」に改め、同条第三項中「分割する優先出資の内容及び口数」を「同条第二項各号に掲げる事項」に改め、同項第二号中「発行価額」を「払込金額」に改め、同条第五項中「資本の額」を「資本金の額」に、「議決」を「決議」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十条の見出しを「（登記）」に改め、同条第一項第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第三号中「資本」を「資本金」に改め、同項第四号中「名義書換代理人又は登録機関」を「優先出資者名簿管理人」に、「名称」を「氏名又は名称」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 優先出資証券発行協同組織金融機関であるときは、その旨

第四十条に次の一項を加える。

- 3 この法律に基づく訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、協同組織金融機関の主たる事務所（当該判決に係る事項について従たる事務所に登記がされているときにあっては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。この場合においては、嘱託書に裁判書の謄本を添付しなければならない。

第四十条を第四十五条とする。

第三十九条の見出しを「（優先出資に係る資本金の額の減少）」に改め、同条第一項中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「資本」を「資本金」に改め、同条第三項中「資本」を「資本金の額」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十八条の見出し及び同条第二項中「資本の額」を「資本金の額」に改め、同項第一号中「農林債券」を「農林債」に改め、同項第二号中「債券」を「商工債」に改め、同項第三号中「第五条の六第一号」

を「第五条の十二第一号」に改め、同項第四号中「債券」を「全国連合会債」に改め、同条第三項第三号中「第五条の六」を「第五条の十二」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十七条の見出し中「資本及び」を「資本金及び」に改め、同条第一項中「資本」を「資本金」に、「第三十九条第二項」を「第四十四条第二項」に、「発行価額」を「払込金額」に改め、同条第二項中「発行価額」を「払込金額」に、「資本に組み入れない」を「資本金として計上しない」に改め、同条第三項中「発行価額」を「払込金額」に、「資本に組み入れない」を「資本金として計上しない」に、「積み立てなければ」を「計上しなければ」に改め、同条第四項中「使用してはならない」を「その額を減少してはならない」に改め、同項ただし書中「資本に組み入れる」を「資本金として計上する」に改め、同条を第四十二条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

（役員等の責任）

第四十一条 協同組織金融機関の役員等（理事、経営管理委員、監事及び会計監査人をいう。以下この条において同じ。）がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は優先出資に関する定款の規定に違反したときは、協同組織金融機関に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の行為によって農林中央金庫又は連合会等に損害が生じたときは、次に掲げる農林中央金庫又は連合会等の役員等は、当該行為を行ったものと推定する。

一 農林中央金庫又は連合会等が当該行為をすることを決定した役員等

二 当該行為に関する理事会の承認の決議に賛成した役員等

3 第一項の役員等の責任は、総普通出資者及び総優先出資者の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、農林中央金庫又は連合会等の役員等が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、当該役員等がその在職中に農林中央金庫又は連合会等から職務の執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、根拠法による普通出資者総会の特別の決議及び優先出資者総会の決議によって免除することができる。

一 農林中央金庫又は連合会等を代表する理事 六

二 前号以外の理事又は経営管理委員（信用金庫法第三十九条第四項第二号に規定する会員外理事その他これに準ずるものとして政令に定めるもの（次号において「会員外理事等」という。）を除く。）

四

三 会員外理事等、監事又は会計監査人 二

5 前項に規定する「根拠法による普通出資者総会の特別の決議」とは、農林中央金庫にあっては農林中央金庫法第四十九条第一項、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあっては同法第五十三条、信用金庫及び信用金庫連合会にあっては信用金庫法第四十八条の三、労働金庫及び労働金庫連合会にあっては労働金庫法第五十三条、農業協同組合及び農業協同組合連合会にあっては農業協同組合法第四十六条、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会にあっては水産業協同組合法第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の決議をいう。

6 第四項の場合には、理事（農林中央金庫並びに経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会にあっては、経営管理委員。次項において同じ。）は、第四

項の普通出資者総会及び優先出資者総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 第四項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第四項の責任の免除に関する議案を同項の普通出資者総会及び優先出資者総会に提出するに
は、監事（監事が二人以上ある場合にあっては各監事とし、農林中央金庫にあっては監事会とする。）
の同意を得なければならない。

8 第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会の決議があった場合において、農林中央金庫又は連合会
等が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるとき
は、普通出資者総会及び優先出資者総会の承認を受けなければならない。

9 役員等が協同組織金融機関に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害
を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第三十六条の次に次の四条及び章名を加える。

(議長の権限)

第三十七条 優先出資者総会の議長は、当該優先出資者総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 優先出資者総会の議長は、その命令に従わない者その他当該優先出資者総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(延期又は続行の決議)

第三十八条 優先出資者総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第三十五条第四項の規定は、適用しない。

(議事録)

第三十九条 優先出資者総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 協同組織金融機関は、優先出資者総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 協同組織金融機関は、優先出資者総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に

備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能なための措置として主務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

4 普通出資者又は優先出資者は、協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(優先出資者総会等についての会社法の準用)

第四十条 会社法第三百条から第三百二条まで（招集手続の省略、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定は、優先出資者総会の招集の通知について準用する。この場合において、同法第三百条中「前条」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、「第二百九十八条第一項第三号又は第四

号に掲げる事項」とあるのは「優先出資者総会に出席しない優先出資者が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとする旨」と、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項」とあるのは「優先出資者総会に出席しない優先出資者が書面によって議決権を行使することができることとする旨」と、同項及び同法第三百二条第一項中「第二百九十九条第一項の通知」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項の通知」と、同法第三百一条第二項及び第三百二条第二項から第四項までの規定中「第二百九十九条第三項の承諾」とあるのは「書面による招集通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することについての承諾」と、同法第三百一条並びに第三百二条第一項及び第二項中「株主総会参考書類」とあるのは「優先出資者総会参考書類」と、同条第一項中「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項」とあるのは「優先出資者総会に出席しない優先出資者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとする旨」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第三百十条から第三百十三条まで（議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使、議決権の不統一行使）の規定は、優先出資者による議決権の行使について準用す

る。この場合において、同法第三百十条第四項及び第三百十二条第二項中「第二百九十九条第三項の承諾」とあるのは「書面による招集通知の発出に代えて、電磁的方法によって通知を発することについての承諾」と、同法第三百十三条第二項中「取締役会設置会社においては、前項の株主は」とあるのは「優先出資者は」と、「取締役会設置会社に対して」とあるのは「協同組織金融機関に対して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第三百十九条第一項から第三項まで（株主総会の決議の省略）及び第三百二十条（株主総会への報告の省略）の規定は、優先出資者総会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は、優先出資者総会の決議の不存在若しくは無効

の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事、経営管理委員、監事又は清算人（農林中央金庫法第三十九条第一項（同法第九十五条において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法第三十六条の二（同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法第三十五条の三（同法第六十四条において準用する場合を含む。）、労働金庫法第三十七条（同法第六十八条において準用する場合を含む。）、農業協同組合法第三十九条（同法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）又は水産業協同組合法第四十二条の二（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事、経営管

理委員、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七章 雑則

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百十四条 施行日前に協同組織金融機関が前条の規定による改正前の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下この条において「旧優先出資法」という。）第五条第一項各号に掲げる事項を定めた場合におけるその優先出資の発行については、なお従前の例による。

2 施行日前に協同組織金融機関が優先出資者に優先出資を引き受けることができる権利（以下この条において「優先出資引受権」という。）の付与について旧優先出資法第六条第二項各号に掲げる事項を定めた場合における当該優先出資引受権の付与については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧優先出資法第十五条第五項において準用する旧商法第二百十五条第一項の公告がされた場合におけるその優先出資の消却については、なお従前の例による。ただし、優先出資の消却に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下この

条において「新優先出資法」という。）の定めるところによる。

4 施行日前に優先出資の消却について普通出資者総会の招集の手続が開始された場合におけるその普通出資者総会の議決を要する優先出資の消却についても、前項と同様とする。

5 施行日前に優先出資の分割について旧優先出資法第十六条第一項の議決を経た場合におけるその優先出資の分割については、なお従前の例による。ただし、優先出資の分割に関する登記の登記事項については、新優先出資法の定めるところによる。

6 協同組織金融機関は、新優先出資法第二十二条第一項各号に掲げる請求に応じる場合には、当該請求をした者に対し、定款に記載又は記録がないものであっても、この条の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならない。

7 旧優先出資法の規定による優先出資者名簿は、新優先出資法第二十五条第一項の優先出資者名簿とみなす。

8 この法律の施行の際現に優先出資を発行している協同組織金融機関の定款には、その優先出資（新優先出資法第八条第一項第一号に規定する種類優先出資発行協同組織金融機関にあっては、全部の種類の優先

出資）に係る優先出資証券を発行する旨の定めがあるものとみなす。

9 この法律の施行の際現に協同組織金融機関の定款に優先出資についての名義書換代理人を置く旨の定めがある場合における当該協同組織金融機関の定款には、優先出資者名簿管理人（新優先出資法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。次項において同じ。）を置く旨の定めがあるものとみなす。

10 協同組織金融機関がこの法律の施行の際現に置いている優先出資についての名義書換代理人は、施行日以後は、当該協同組織金融機関が委託した優先出資者名簿管理人とみなす。

11 施行日前にその手続が開始された協同組織金融機関の自己の優先出資の取得については、なお従前の例による。

12 施行日前に非訟事件手続法の規定により申し立てられた優先出資証券を無効とする旨の宣言をするためにする公示催告手続及び当該公示催告手続に係る優先出資証券に関しては、新優先出資法第三十一条第二項において準用する会社法第二編第二章第九節第三款（第二百三十条第四項を除く。）の規定は、適用しない。ただし、当該公示催告手続が除権決定以外の事由により終了したときは、この限りでない。

13 施行日前に優先出資者総会の招集の手續が開始された場合におけるその優先出資者総会の権限及び手續については、なお従前の例による。

14 施行日前に優先出資者総会が旧優先出資法の規定に基づいてした議決は、当該議決があった日に、優先出資者総会が新優先出資法のこれらの規定に相当する規定に基づいてした決議とみなす。

15 協同組織金融機関の理事、経営管理委員、監事又は会計監査人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

16 施行日前に提起された、優先出資の発行の無効の訴え又は優先出資者総会の決議の取消し若しくは不存若しくは無効の確認の訴えについては、なお従前の例による。

17 施行日前に優先出資者が提起した、協同組織金融機関の合併の無効の訴え、普通出資者総会の決議の不存若しくは無効の確認の訴え又は資本減少の無効の訴えについては、なお従前の例による。

18 施行日前に次の各号に掲げる者が当該各号に定める規定に規定する訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

一 普通出資者又は優先出資者 旧優先出資法第十四条において準用する旧商法第二百八十条ノ十一第二

項において準用する旧商法第二百六十七条第一項の規定

二 優先出資者 旧優先出資法第二十一条第二項第三号において準用する旧商法第二百六十七条第一項の規定又は同号において準用する旧商法第二百八十条第一項において準用する旧商法第二百六十七条第一項の規定

19 施行日前に申立て又は裁判があった旧優先出資法の規定による非訟事件の手続については、なお従前の例による。

20 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。

21 旧優先出資法の規定による協同組織金融機関の登記は、新優先出資法のこれらの規定に相当する規定による当該協同組織金融機関の登記とみなす。

22 協同組織金融機関については、施行日に、その主たる事務所の所在地において、優先出資証券発行協同組織金融機関（新優先出資法第二十三条第三項に規定する優先出資証券発行協同組織金融機関をいう。次項において同じ。）である旨の登記がされたものとみなす。

23 登記官は、前項の規定により同項の登記がされたものとみなされた協同組織金融機関について、職権で、その主たる事務所の所在地において、優先出資証券発行協同組織金融機関である旨を登記しなければならない。

24 第一項又は第三項から第五項までの規定によりなお従前の例によることとされる優先出資の発行、消却又は分割に関する登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。

25 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、主務省令で定める。

(保険業法の一部改正)

第二百十五條 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

「第三目 取締

第四目 重要

第五目 委員

第六目 監査

目次中「第十七條」を「第十七條の七」に、「第三十條」を「第三十條の十五」に、

第五款 計算（

第六款 基金の

第七款 定款の

「第三目 社員総会及び総代会以外の

第四目 取締役及び取締役会（第五

第五目 会計参与（第五十三条の十

第六目 監査役及び監査役会（第五

第七目 会計監査人（第五十三条の

第八目 委員会及び執行役（第五十

第九目 役員等の損害賠償責任（第

第五款 相互会社の計算等

第一目 会計の原則（第五十四条）

第二目 計算書類等（第五十四条の

役及び取締役会（第五十一条・第五十二条）
財産委員会（第五十二条の二）
会等設置相互会社（第五十二条の三―第五十二条の六）
役（第五十三条）

第五十四条―第五十九条）

募集及び相互会社の社債発行（第六十条―第六十一条の二）

変更（第六十二条）

└

第三目 基金利息の支払、基金の償

第四目 基金償却積立金及び損失て

第六款 基金の募集（第六十条・第六

第七款 相互会社の社債を引き受ける

第八款 定款の変更（第六十二条）

第九款 事業の譲渡等（第六十二条の

機関の設置等（第五十一条―第五十三条の十二）

十三条の十三―第五十三条の十六）

七）

十三条の十八―第五十三条の二十一）

二十二・第五十三条の二十三）

三条の二十四―第五十三条の三十二）

五十三條の三十三―第五十三條の三十七）

に、「第八款」を「第十款」に、「第六十七条」

二―第五十四条の十）

却及び剰余金の分配（第五十五条―第五十五条の四）

ん補準備金（第五十六条―第五十九条）

十条の二）

者の募集（第六十一条―第六十一条の十）

二）

を「第六十七条の二」に、「第八十四条」を「第八十四条の二」に、「第九十六条」を「第九十六条の十

「第八章 整理、解散、合併、分割及び清算

第一節 整理（第一百五十一条）

六」に、「第一百五十一条」を「第一百五十一条」に、第二節 解散（第一百五十二条―第一百五十八条）

第三節 合併（第百五十九条―第百七十三条）

第三節の二 分割（第百七十三条の二―第百七十三

「第八章 解散、合併、会社分割及び清算

第一節 解散（第百五十二条―第百五十八条）

第二節 合併

第一款 通則（第百五十九条）

第二款 合併契約（第百六十条―第百六十五条）

第三款 合併の手續

第一目 消滅株式会社の手續（第百六十五条の二―第百六十五条の八）

第二目 吸収合併存続株式会社の手續（第百六十五条の九―第百六十五条の十二）

第三目 新設合併設立株式会社の手續（第百六十五条の十四）

第四目 消滅相互会社の手續（第百六十五条の十五―第百六十五条の十八）

第五目 吸収合併存続相互会社の手續（第百六十五条の十九―第百六十五条の二十

条の九）」

を

第六目 新設合併設立相互会社の手続（第百六十五条の二十二）

第七目 株式会社の合併に関する特則（第百六十五条の二十三・第百六十五条の二

第八目 合併後の公告等（第百六十六条）

第四款 合併の効力の発生等（第百六十七条―第百七十三条）

第三節 会社分割（第百七十三条の二―第百七十三条の九）

に、「第百四十九条の四」を「第百四十九条の三」に、「第百七十四条の二」を「第百

一)

十四)

「

七十四条」に改める。

第二条第十一項中「株式会社の総株主又は有限会社の総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができな

い株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改め、同条第十九項中「及び監査役」を「並びに監査役及び監査委員会の委員（以下「監査委員」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

27 この法律において「公告方法」とは、株式会社及び外国会社である外国保険会社等にあつては会社法第二条第三十三号（定義）に規定する公告方法をいい、相互会社及び外国保険会社等（外国会社を除く。以下この項において同じ。）にあつては相互会社及び外国保険会社等が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法という。

第四条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項（定義）に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）及び第五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社（第八条、第二十八条及び第五十二条において「委員会等設置相互会社」と

いう」を「委員会設置会社（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（第十章を除き、以下「委員会」という。）を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ」に改め、同条第三項中「をいう。以下この項において」を「として内閣府令で定めるものをいう。以下」に改め、「（内閣府令で定めるものに限る。）」を削る。

第五条の次に次の一条を加える。

（機関）

第五条の二 保険会社は、株式会社又は相互会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二 監査役会又は委員会

三 会計監査人

第六条の見出し中「資本」を「資本金」に改め、同条第一項を次のように改める。

保険会社の資本金の額又は基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額は、政令で定める額

以上でなければならない。

第八条第一項中「執行役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を、「銀行をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社（以下「委員会等設置会社等」という。）」を「委員会設置会社」に改める。

第八条の二中「委員会等設置会社等」を「委員会設置会社」に改め、同条に次の一項を加える。

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、保険会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

第九条から第十六条までを次のように改める。

（公告方法）

第九条 保険業を営む株式会社（以下この節において「株式会社」という。）は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（株式会社及び外国会社である外国保険会社等にあつては会社法第二条第三十四号（定義

）に規定する電子公告をいい、相互会社及び外国保険会社等（外国会社を除く。）にあっては公告方法のうち、電磁的方法（同号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

2 会社法第九百四十条第一項（第二号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、株式会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（募集株式等の申込み）

第十条 株式会社は、会社法第五十九条第一項（設立時募集株式の申込み）、第二百三条第一項（募集株式の申込み）又は第二百四十二条第一項（募集新株予約権の申込み）の規定による通知をする場合には、それぞれ、同法第五十九条第一項各号、第二百三条第一項各号又は第二百四十二条第一項各号に掲げる事項のほか、第百十三条後段（第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。）の定款の定めがあるときは、その定めを通知しなければならない。

(基準日)

第十一条 株式会社に対する会社法第二百二十四条第二項（基準日）の規定の適用については、同項中「三箇月」とあるのは、「三箇月（定時株主総会において議決権を行使する権利その他内閣府令で定める権利については、四箇月）」とする。

(取締役等の資格等)

第十二条 株式会社に対する会社法第三百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法、この法律」とする。

2 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）
、第三百三十二条第二項（取締役の任期）（同法第三百三十四条第一項（会計参与の任期）において準用する場合を含む。）
、第三百三十六條第二項（監査役の任期）、第三百八十九条第一項（定款の定めによる監査範囲の限定）及び第四百二条第五項ただし書の規定は、株式会社については、適用しない。
（株主総会参考書類及び議決権行使書面等）

第十三条 株式会社に対する会社法第三百一条第一項（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

、第四百三十二条第一項（会計帳簿の作成及び保存）、第四百三十五条第一項及び第二項（計算書類等の作成及び保存）、第四百三十六条第一項及び第二項（計算書類等の監査等）、第四百三十九条（会計監査人設置会社の特則）並びに第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定の適用については、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

（会計帳簿の閲覧等の請求の適用除外等）

第十四条 会社法第四百三十二条（会計帳簿の閲覧等の請求）の規定は、株式会社の会計帳簿又はこれに関する資料については、適用しない。

2 株式会社に対する会社法第四百四十二条第三項（計算書類等の備置き及び閲覧等）の規定の適用については、同項中「及び債権者」とあるのは、「、保険契約者、保険金額を受け取るべき者その他の債権者及び被保険者」とする。

（準備金）

第十五条 会社法第四百四十五条第四項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、剰余金の配

当をする場合には、株式会社は、内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

（資本金等の額の減少に係る書類の備置き及び閲覧等）

第十六条 株式会社は、資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）の決議に係る株主総会（会社法第四百四十七条第三項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第三項（準備金の額の減少）に規定する場合にあっては、取締役会）の会日の二週間前から資本金等の額の減少の効力を生じた日後六月を経過する日まで、資本金等の額の減少に関する議案その他の内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書類又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。ただし、準備金の額のみを減少する場合であって、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。

- 一 定時株主総会において会社法第四百四十八条第一項各号に掲げる事項を定めること。
- 二 会社法第四百四十八条第一項第一号の額が前号の定時株主総会の日（同法第四百三十九条前段（会

計監査人設置会社の特則）に規定する場合にあっては、同法第四百三十六条第三項（計算書類等の監査等）の承認があった日）における欠損の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えないこと。

2 株式会社の株主及び保険契約者その他の債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書類の閲覧の請求

二 前項の書類の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）であって株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会社法第四百五十九条第一項（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）の規定による

定款の定めがある場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「定時株主総会」とあるのは、「定時株主総会又は会社法第四百二十六条第三項の取締役会」とする。

第十六条の二を削る。

第十七条を次のように改める。

(債権者の異議)

第十七条 株式会社が資本金等の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）には、当該株式会社の保険契約者その他の債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。ただし、準備金の額のみを減少する場合であつて、前条第一項各号のいずれにも該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により株式会社の保険契約者その他の債権者が異議を述べることができる場合には、当該株式会社は、次に掲げる事項を官報及び当該株式会社の定款で定めた公告方法により公告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 当該資本金等の額の減少の内容

二 当該株式会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

三 保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保険契約者その他の債権者が前項第三号の期間内に異議を述べなかったときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。

4 保険契約者その他の債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、第一項の株式会社は、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社をいう。以下同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（信託業務の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該資本金等の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 前項の規定は、保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（第二項の規定による公告の時に於いて既に保険事故の発生その他の事由により生じている保険金請求権その他の政令で定める権利（以下この節及び第三節並びに第八章第二節及び第三節において「保険金請求権等」という。）を除く。）については、適用しない。

6 第二項第三号の期間内に異議を述べた保険契約者（同項の規定による公告の時に於いて既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者を除く。以下この項及び次条第四項において同じ。）の数が保険契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、資本金等の額の減少に係る会社法第四百四十七条第一項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第一項（準備金の額の減少）の決議は、効力を有しない。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二編第二章第一節中第十七条の次に次の六条を加える。

(効力の発生)

第十七条の二 次の各号に掲げる額の減少は、当該各号に定める日にその効力を生ずる。ただし、前条の規定による手続が終了していないとき、又は同条第六項の規定により資本金等の額の減少に係る会社法第四百四十七条第一項（資本金の額の減少）若しくは第四百四十八条第一項（準備金の額の減少）の決議が効力を有しないこととなったときは、この限りでない。

一 資本金の額の減少 会社法第四百四十七条第一項第三号の日

二 準備金の額の減少 会社法第四百四十八条第一項第三号の日

2 株式会社は、前項各号に定める日前は、いつでも当該日を変更することができる。

3 株式会社の資本金の額の減少は、第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前条（資本金の額の減少にあっては、同条及び前項）の規定によりされた資本金等の額の減少は、同条第六項の異議を述べた保険契約者及び保険契約者に係る保険契約に係る権利（保険金請求権等を除く。）を有する者についても、その効力を生ずる。

(登記に関する特例)

第十七条の三 株式会社の資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第四十六条(添付書面の通則)に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第十七条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

二 第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 第十七条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の同項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

2 商業登記法第七十条(資本金の額の減少による変更の登記)の規定は、株式会社の資本金の額の減少

による変更の登記については、適用しない。

（資本金等の額の減少に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第十七条の四 株式会社は、資本金等の額の減少がその効力を生じた日から六月間、第十七条に規定する手続の経過その他の資本金等の額の減少に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。

2 株式会社の株主及び保険契約者その他の債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供すること

との請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(適用除外等)

第十七条の五 会社法第四百四十九条（債権者の異議）の規定は、株式会社の資本金等の額の減少について、適用しない。

2 株式会社に対する会社法第七百四十条第一項（債権者の異議手続の特則）の規定の適用については、同項中「又は第八百十条」とあるのは「若しくは第八百十条」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第十七条、第七十条、第六十五条の七（同法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）第六十五条の二十四若しくは第七十三条の四の規定」とする。

(株主に対する剰余金の配当の制限等)

第十七条の六 株式会社は、第百十三条前段（第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額がある場合には、その全額を償却した後でなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 会社法第百三十八条第一号ハ又は第二号ハ（譲渡等承認請求の方法）の請求に応じて行う当該株式会社の株式の買取り

二 会社法第百五十六条第一項（株式の取得に関する事項の決定）の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得（同法第百六十三条（子会社からの株式の取得）に規定する場合又は同法第百六十五条第一項（市場取引等による株式の取得）に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。）

三 会社法第百五十七条第一項（取得価格等の決定）の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得

四 会社法第百七十三条第一項（効力の発生）の規定による当該株式会社の株式の取得（金銭その他の財産を交付しない場合を除く。）

五 会社法第百七十六条第一項（売渡しの請求）の規定による請求に基づく当該株式会社の株式の買取り

六 会社法第百九十七条第三項（株式の競売）の規定による当該株式会社の株式の買取り

七 会社法第二百三十四条第四項（一に満たない端数の処理）の規定による当該株式会社の株式の買取り

八 剰余金の配当

2 会社法第四百六十二条第二項（株主に対する求償権の制限等）の規定は、前項の規定に違反して株式会社が同項各号に掲げる行為をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 株式会社に対する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）の規定の適用については、同号中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

4 株式会社に対する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）の規定の適用については、同号中「法務省令」とあるのは、「保険業法第九十一条第一項の組織変更剰余金額、同法第百六十四条第四項及び第百六十五条第六項において読み替えて準用する同法第九十一条第一項の合併剰余金額その他内閣府令」とする。

（設立の登記に係る登記事項）

第十七条の七 株式会社の設立の登記には、会社法第九百十一条第三項各号（株式会社の設立の登記）に掲げる事項のほか、第百十二条後段（第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の定款の

定めがあるときは、その定めを登記しなければならない。

2 株式会社において前項に規定する事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第二十一条から第三十条までを次のように改める。

(会社法の準用)

第二十一条 会社法第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定は相互会社であると誤認されるおそれのある商号又は名称の使用について、同法第九条（自己の商号の使用を他人に許諾した会社の責任）の規定は相互会社について、同法第一編第三章第一節（会社の使用人）の規定は相互会社の使用人について、同章第二節（第十八条を除く。）（会社の代理商）の規定は相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について、同編第四章（第二十四条を除く。）（事業の譲渡をした場合の競業の禁止等）の規定は相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十条（支配人）中「会社（外国会社を含む。以下この編において同じ。）」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める

。。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第一章（第五百一条から第五百三条まで及び第五百二十三条を除く。）（総則）の規定は相互会社の行う行為について、同編第二章（売買）の規定は相互会社が商人又は相互会社（外国相互会社を含む。）との間で行う売買について、同編第三章（交互計算）の規定は相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同編第五章（第五百四十五条を除く。）（仲立営業）の規定は相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同編第六章（第五百五十八条を除く。）（問屋営業）及び同法第五百九十三条（寄託）の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 この編（前節、第一項、第六十七条の二及び第二百十七条第三項を除く。）及び第五編（第三百二十二条の二を除く。）の規定において会社法の規定を準用する場合には、同法の規定（当該規定において準用する同法の他の規定を含む。）中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（保険業法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（保険業法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替える

ものとする。

4 この節（第一項、第四款第一目及び第二目並びに第六十七条の二を除く。）及び第八章第四節の規定において会社法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定（当該規定において準用する同法の他の規定を含む。）中「株式会社」とあり、及び「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「株主」とあるのは「社員」と、「子会社」とあるのは「実質子会社（保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社をいう。）」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「事業時間」と、「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）」と読み替えるものとする。

（定款）

第二十二條 相互会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記

録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

（定款の記載又は記録事項）

第二十三条 相互会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所の所在地

四 基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額

五 基金の拠出者の権利に関する定め

六 基金の償却の方法

七 剰余金の分配の方法

八 公告方法

九 発起人の氏名又は名称及び住所

2 前項第八号に掲げる公告方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

3 相互会社が前項第二号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号に掲げる方法を定めることができる。

4 会社法第三十条（定款の認証）の規定は、前条第一項の定款の認証について準用する。この場合において、同法第三十条第二項中「第三十三条第七項若しくは第九項又は第三十七条第一項若しくは第二項」とあるのは「保険業法第二十四条第二項において準用する第三十三条第七項又は第九項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条 相互会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第二十二条第一項の定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。

一 相互会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称

二 相互会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称

三 相互会社の負担する設立に関する費用（定款の認証の手数料その他相互会社に損害を与えるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

2 会社法第三十三条（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号及び第五号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、相互会社の定款に前項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときの検査役による当該事項の調査について準用する。この場合において、同法第三十三条第八項中「その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消す」とあるのは「その職を辞する」と、同条第十項第一号中「第二十八条第一号及び第二号」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「第二十八条第一号又は第二号」とあるのは「保険業法第二十四条第一項第一号」と、同項第一号中「同条第一号及び第二号」とあるのは「同号」と、同条第十一項第三号中「第三十八条第一項」とあ

るのは「保険業法第三十条の十第一項」と、「同条第二項第二号」とあるのは「同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条 第二十三条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項のほか、相互会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

(定款の備置き及び閲覧等)

第二十六条 発起人(相互会社の成立後にあつては、当該相互会社)は、定款を発起人が定めた場所(相互会社の成立後にあつては、各事務所)に備え置かなければならない。

2 発起人(相互会社の成立後にあつては、その社員及び債権者)は、発起人が定めた時間(相互会社の成立後にあつては、その事業時間)内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、発起人(相互会社の成立後にあつては、当該相互会社)の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって発起人（相互会社の成立後にあつては、当該相互会社）の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 定款が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとっている相互会社についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

（相互会社の設立時の基金の募集）

第二十七条 発起人は、この款の定めるところにより、相互会社の設立に際して基金の総額を募集しなければならぬ。

（基金の抛出の申込み）

第二十八条 発起人は、前条の募集に応じて基金の抛出の申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名

二 第二十三条第一項各号及び第二十四条第一項各号に掲げる事項

三 基金の抛出に係る銀行等（銀行、信託会社その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの）をいう。以下この編において同じ。）の払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前条の募集に応じて基金の抛出の申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を発起人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 抛出しようとする基金の額

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当

該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 発起人は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5 発起人が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を発起人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
（基金の割当て）

第二十九条 発起人は、申込者の中から基金を拠出すべき者を定め、かつ、その者に割り当てる拠出すべき基金の額を定めなければならない。この場合において、発起人は、当該申込者が拠出すべき基金の額を、前条第二項第二号の額よりも減少することができる。

2 発起人は、前項の規定による定めをした後遅滞なく、申込者に対し、当該申込者が拠出すべき基金の

額を通知しなければならない。

（設立時に募集をする基金の拋出の申込み及び割当てに関する特則）

第三十条 前二条の規定は、設立時に募集をする基金を拋出しようとする者がその総額の拋出を行う契約を締結する場合には、適用しない。

第二編第二章第二節第二款中第三十条の次に次の十四条を加える。

（基金の引受け）

第三十条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める基金の額について設立時に募集をする基金の引受人となる。

一 申込者 発起人の割り当てた拋出すべき基金の額

二 前条の契約により設立時に募集をする基金の総額を引き受けた者 その者が引き受けた基金の額

（基金の払込み）

第三十条の三 設立時に募集をする基金の引受人は、第二十九条第二項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第二十八条第一項第三号に掲げる払込みの取扱いの場所において、それぞれ、設立時に募集をす

る基金の抛出に係る金銭の全額の払込みを行わなければならない。

2 設立時に募集をする基金の引受人のうち前項の払込みをしていないものがある場合には、発起人は、当該払込みをしていない設立時に募集をする基金の引受人に対して、期日を定め、その期日までに当該払込みをしなければならない旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、同項に規定する期日の二週間前までにしなければならない。

4 第一項の規定による払込みをすることにより相互会社の設立時の基金の抛出者となる権利の譲渡は、成立後の相互会社に対抗することができない。

5 第二項の規定による通知を受けた設立時に募集をする基金の引受人は、同項に規定する期日までに払込みをしないときは、当該払込みをすることにより相互会社の設立時の基金の抛出者となる権利を失う。

(払込金の保管証明)

第三十条の四 発起人は、前条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に対し、同項の規定により払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

2 前項の証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること又は前条第一項の規定により払い込まれた金銭の返還に関する制限があることをもって成立後の相互会社に対抗することができない。

(引受けの無効又は取消しの制限等)

第三十条の五 設立時に募集をする基金の引受人は、発起人が定めた時間内は、いつでも、第二十六条第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、発起人の定めた費用を支払わなければならない。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条ただし書（心裡留保）及び第九十四条第一項（虚偽表示）の規定は、設立時に募集をする基金の拋出の申込み及び割当て並びに第三十条の契約に係る意思表示については、適用しない。

3 設立時に募集をする基金の引受人は、相互会社の成立後は、錯誤を理由として設立時に募集をする基金の拋出の無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として設立時に募集をする基金の拋出の取消しをすることができない。

(社員の募集)

第三十条の六 発起人は、この款の定めるところにより、相互会社の設立に際して社員を募集しなければならない。

2 相互会社の設立に必要な社員の数は、百人以上とする。

(入社の申込み)

第三十条の七 発起人は、前条第一項の募集に応じて入社の申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名

二 第二十三条第一項各号及び第二十四条第一項各号に掲げる事項

三 基金の抛出者（基金の引受人を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに当該各抛出者が抛出した金額（抛出すべき額を含む。）

四 設立の時に募集をしようとする社員の数

五 第百十三条後段（第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の定款の定めがあるとき

は、その定め

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前条第一項の募集に応じて入社申込みをする者は、次に掲げる事項を記載して署名した書面を二通作成し、発起人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 相互会社との間で締結しようとする保険契約に係る保険の種類

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第三十条の五第二項の規定は、相互会社の成立前における入社申込みに係る意思表示について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(創立総会)

第三十条の八 発起人は、基金の総額についてその抛出に係る払込みが終了し、かつ、前条第二項の書面

を発起人に交付した者の数が同条第一項第四号に掲げる数に達したとき（次項において「払込等完了時」という。）は、遅滞なく、相互会社の社員になろうとする者の総会（以下この節において「創立総会」という。）を招集しなければならない。

2 発起人は、払込等完了時以後は、必要があると認めるときは、いつでも、創立総会を招集することができる。

3 創立総会は、この節に規定する事項及び相互会社の設立の廃止、創立総会の終結その他相互会社の設立に関する事項に限り、決議をすることができる。

4 社員になろうとする者は、創立総会において、各々一個の議決権を有する。

5 創立総会の決議は、社員になろうとする者の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数により行う。

6 会社法第六十七条（創立総会の招集の決定）、第六十八条（第二項各号を除く。）（創立総会の招集の通知）、第七十条、第七十一条（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第七十三条第四項（創立総会の決議）、第七十四条から第七十六条まで（議決権の代理行使、書面による議決権の行使

、電磁的方法による議決権の行使）、第七十八条から第八十条まで（発起人の説明義務、議長の権限、延期又は続行の決議）及び第八十一条（第四項を除く。）（議事録）の規定は相互会社の創立総会について、同法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第六十七条第二項及び第八百三十一条第一項を除く。）中「設立時株主」とあり、及び同法第六十七条第二項中「設立時株主（創立総会において決議をすることができると事項の全部につき議決権を行使することができない設立時株主を除く。次条から第七十一条までにおいて同じ。）」とあるのは「社員になろうとする者」と、同法第六十八条第一項中「二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設

立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）とあるのは「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合には、前項」とあるのは「前項」と、同条第五項中「第二十七条第五号又は第五十九条第三項第一号」とあるのは「保険業法第三十条の七第二項第一号」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役若しくは清算人（委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人）又は社員になろうとする者、設立時取締役（保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この項において同じ。）若しくは設立時監査役（同条第一項に規定する設立時監査役をいう。以下この項において同じ。）」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時

監査役を含む。」とあるのは「取締役、監査役、清算人、設立時取締役又は設立時監査役」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立に関する事項の報告)

第三十条の九 発起人は、相互会社の設立に関する事項を創立総会に報告しなければならない。

2 発起人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を創立総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 定款に第二十四条第一項各号に掲げる事項(同条第二項において準用する会社法第三十三条第十項各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)の定めがある場合 第二十四条第二項において準用する同法第三十三条第二項の検査役の第二十四条第二項において準用する同法第三十三条第四項の報告の内容

二 第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第十項第三号に掲げる場合 第二十四条第二項において準用する同法第三十三条第十項第三号に規定する証明の内容

(設立時取締役等の選任等)

第三十条の十 設立時取締役（相互会社の設立に際して取締役となる者をいう。以下同じ。）は、設立時会計参与（相互会社の設立に際して会計参与となる者をいう。以下同じ。）は、設立時監査役（相互会社の設立に際して監査役となる者をいう。以下同じ。）又は設立時会計監査人（相互会社の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下同じ。）の選任は、創立総会の決議によって行わなければならない。

2 設立時取締役は、三人以上でなければならない。

3 設立しようとする相互会社が監査役会設置会社（監査役会を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）である場合には、設立時監査役は、三人以上でなければならない。

4 第八条の二第二項、第五十三条の二第一項（第五十三条の五第一項において準用する場合を含む。）第五十三条の四において準用する会社法第三百三十三条第一項若しくは第三項又は第五十三条の七において準用する同法第三百三十七条第一項若しくは第三項の規定により成立後の相互会社の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人となることができない者は、それぞれ設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人となることができない。

5 第一項の規定により選任された設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人

は、相互会社の成立の時までの間、創立総会の決議によって解任することができる。

6 会社法第四十七条（設立時代代表取締役の選定等）の規定は相互会社（委員会設置会社を除く。）の設立時代代表取締役（相互会社の設立に際して代表取締役となる者をいう。以下同じ。）の選定及び解任について、同法第四十八条（設立時委員の選定等）の規定は相互会社（委員会設置会社に限る。）の設立時委員（相互会社の設立に際して委員会委員となる者をいう。以下同じ。）の選定、設立時執行役（相互会社の設立に際して執行役となる者をいう。以下同じ。）の選任及び設立時代代表執行役（相互会社の設立に際して代表執行役となる者をいう。以下同じ。）の選定並びにこれらの者の解職及び解任について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立時取締役等による調査）

第三十条の十一 設立時取締役（設立しようとする相互会社が監査役設置会社（監査役を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役）は、その選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第十項第一号又は第二号に掲げる場合におけ

る現物出資財産等（第二十四条第二項において準用する同法第三十三条第十項第二号に掲げる場合にあっては、同号の有価証券に限る。）について定款に記載され、又は記録された価額が相当であると。

二 第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第十項第三号に規定する証明が相当であると。

三 相互会社の設立に際して募集をする基金の総額の引受けがあること。

四 第三十条の三第一項の規定による払込みが完了していること。

五 社員になろうとする者が百人以上であること。

六 前各号に掲げる事項のほか、相互会社の設立の手續が法令又は定款に違反していないこと。

2 会社法第九十三条第二項及び第三項（設立時取締役等による調査）並びに第九十四条（設立時取締役等が発起人である場合の特則）の規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立時の定款の変更等）

第三十条の十二 発起人は、第二十九条第二項の規定による通知をした以後は、第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第九項の規定にかかわらず、定款の変更をすることができない。

2 第二十三条第四項において準用する会社法第三十条第二項の規定にかかわらず、創立総会においては、その決議によって、定款の変更をすることができる。

3 創立総会において、第二十四条第一項各号に掲げる事項を変更する定款の変更の決議をした場合には、発起人は、当該決議後二週間以内に限り、その職を辞することができる。

(成立の時期)

第三十条の十三 相互会社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 第三十条の七第二項の書面を発起人に交付した者は、相互会社が成立し、かつ、当該相互会社が第三条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録を受けた後、遅滞なく、当該相互会社に保険契約の申込みをしなければならない。

(会社法の準用)

第三十条の十四 会社法第二編第一章第八節（第五十二条第二項第二号を除く。）（発起人等の責任）及び第百三条第二項（発起人の責任等）の規定は、相互会社の発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任について準用する。この場合において、同法第五十二条第二項（出資された財産等の価額が不足する場合の責任）中「（第二十八条第一号の財産を給付した者又は同条第二号の財産の譲渡人を除く。第二号において同じ。）」とあるのは「（保険業法第二十四条第一項第一号の財産の譲渡人を除く。）」と、同項第一号中「第二十八条第一号又は第二号」とあるのは「保険業法第二十四条第一項第一号」と、同条第三項中「第三十三条第十項第三号」とあるのは「保険業法第二十四条第二項において準用する第三十三条第十項第三号」と、同法第百三条第二項中「第五十七条第一項の募集をした場合において、当該募集」とあるのは「保険業法第二十七条又は第三十条の六第一項の募集」と、「前項」とあるのは「第五十二条第二項（第二号を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立の無効の訴え）

第三十条の十五 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る

部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條から第八百三十九條まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七條第一項(第一号イに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は、相互会社の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第一号中「株主等(株主、取締役又は清算人(監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人)をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「社員、取締役、監査役又は清算人(委員会設置会社にあつては社員、取締役、執行役又は清算人)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条第一項中「住所にあててすれば」を「場所又は連絡先にあてて発すれば」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項本文の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみな

す。

第三十二条に次の一項を加える。

- 3 第一項本文及び前項の規定は、第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の通知に際して社員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(社員の名簿)

第三十二条の二 相互会社は、内閣府令で定めるところにより、社員の名簿を作成し、これに社員の名簿に関し必要な事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 相互会社は、社員の名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 3 社員及び債権者は、相互会社の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この

場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 社員の名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 社員の名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 相互会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員又は債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該相互会社の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該相互会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が社員の名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求

を行ったとき。

五 請求者が、過去二年以内において、社員の名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（社員又は総代の権利の行使に関する利益の供与）

第三十三条の二 相互会社は、何人に対しても、社員又は総代の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該相互会社又はその実質子会社（相互会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該相互会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）の計算においてするものに限る。）をしてはならない。

2 会社法第二百二十条第二項から第五項まで（株主の権利の行使に関する利益の供与）の規定は前項の場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの項において準用する同法第二百二十条第三項の利益の返還を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合

において、同法第二百二十条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「保険業法第三十三条の二第一項」と、同条第五項中「総株主」とあるのは「総社員」と、同法第八百四十七条第一項（責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「社員である者」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条第二項を次のように改める。

2 社員が死亡した場合（当該死亡が前項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。）又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の権利及び義務を承継する。

第三十四条に次の二項を加える。

3 前項の一般承継人（相続による一般承継人であって、保険料の払込みの全部又は一部を履行していないものに限る。以下この項において同じ。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、連帯して当該保険料の払込みの履行をする責任を負う。

4 一般承継人（相続による一般承継人に限る。以下この項において同じ。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した社員としての権利を行使する者一人を定めなければ、当該権利を行使することができない。

第三十七条の次に次の二条を加える。

（社員総会の権限）

第三十七条の二 社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

（社員総会の決議）

第三十七条の三 社員総会の決議は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の半数以上が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会は、第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第四十一条第一項において準用する同法第三百十六條第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第五十三條の二十三において準用する同法第

三百九十八条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

第三十八条から第四十一条までを次のように改める。

(社員総会招集請求権)

第三十八条 社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（少額短期保険業者である相互会社のうち政令で定めるもの（以下「特定相互会社」という。））にあつては、政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続いて社員である者は、取締役に対し、社員総会の目的である事項（社員総会において決議をすることができる事項に限る。以下この目において同じ。）及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があった日から八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、

その期間）以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

3 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（提案権）

第三十九条 社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に相当する数の社員又は千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続いて社員である者は、取締役に対し、一定の事項（社員総会において決議をすることができる事項に限る。）を社員総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、社員総会の日から八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては

、その期間）前までにしなければならない。

2 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

3 社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員又は千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続いて社員である者は、取締役に対し、社員総会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、社員総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を通知すること（第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第二項（各号を除く。）又は第三項の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する

場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

（社員総会検査役選任請求権）

第四十条 相互会社又は社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に相当する数の社員若しくは千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、前条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続いて社員である者は、社員総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 会社法第三百六条第三項から第七項まで（株主総会の招集手續等に関する検査役の選任）及び第二百七条（裁判所による株主総会招集等の決定）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第三百六条第三項中「前二項」とあるのは「保険業法第四十条第一項」と、同条第四項及び第

七項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同法第三百七条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第四十一条 会社法第二百九十六条（株主総会の招集）、第二百九十八条（第二項ただし書及び第三項を除く。）（株主総会の招集の決定）、第二百九十九条（第二項各号を除く。）（株主総会の招集の通知））、第二百条から第二百二条まで（招集手続の省略、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第二百十条から第二百十二条まで（議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による

議決権の行使）、第三百十四条から第三百十七条まで（取締役等の説明義務、議長の権限、株主総会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議）、第三百十八条（第五項を除く。）（議事録）、第三百十九条（第四項を除く。）（株主総会の決議の省略）及び第三百二十条（株主総会への報告の省略）の規定は、相互会社の社員総会について準用する。この場合において、これらの規定中「株式会社」とあり、及び「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「株主」とあるのは「社員」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「事業時間」と、同法第二百九十六条第一項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第三項中「次条第四項」とあり、並びに同法第二百九十八条第一項及び第四項中「前条第四項」とあるのは「保険業法第三十八条第二項又は第五十条第二項」と、同条第二項中「（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条から第三百二条までにおいて同じ。）の数」とあるのは「の数」と、同法第二百九十九条第一項中「二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときを除き、公開会社でない株式会社にあっては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間））」とある

のは「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合には、前項」とあるのは「前項」と、同法第三百一条及び第三百二条中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同法第三百十条第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）」とあるのは「社員」と、同法第三百十六條第二項中「第二百九十七條」とあるのは「保險業法第三十八條」と、同法第三百十八條第三項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第三百十九條第一項中「株主（当該事項について議決権を行使することが出来るものに限る。）の全員」とあるのは「社員の全員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七條（弁論等の必要的併合）、第八百三十八條（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る）。

（裁判による登記の嘱託）の規定は、相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人）」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役又は清算人（保険業法第五十三条の十二第一項（同法第八十条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（総代会の権限）

第四十三条の二 総代会は、この法律に規定する事項及び定款に定めた事項に限り、決議をすることができる。

2 この法律の規定により社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の社員総会及び総代会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

第四十四条第二項を次のように改める。

2 総代会は、第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第四十九条第一項において準用する同法第三百十六條第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第五十三条の二十三において準用する同法第三百九十八條第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

第四十四条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（議決権の代理行使）

第四十四条の二 総代は、定款に定めがある場合には、代理人によってその議決権を行使することができる。

る。この場合において、代理人は一人に限るものとし、かつ、当該総代又は代理人は、当該代理権を証する書面を相互会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人となることが出来る者は、総代に限る。

3 会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）（議決権の代理行使）の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第四十四条の二第一項」と、同条第三項、第四項、第六項及び第七項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「保険業法第四十九条第三項において準用する第二百九十九条第三項」と、同条第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十五条から第四十九条までを次のように改める。

（総代会招集請求権）

第四十五条 社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員若しくは三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続いて社員である者又は九名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代は、取締役に対し、総代会の目的である事項（総代会において決議をすることができるとする事項に限る。以下この目において同じ。）及び招集の理由を示して、総代会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員又は総代は、裁判所の許可を得て、総代会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内の日を総代会の日とする総代会の招集の通知が発せられない場合

3 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由

の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（提案権）

第四十六条 社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員若しくは千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十九条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続いて社員である者又は三名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代は、取締役に対し、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、総代会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。

2 総代は、総代会において、総代会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当

該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

3 社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員若しくは千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十九条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続いて社員である者又は三名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代は、取締役に対し、総代会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、総代会の目的である事項につき議案の要領を通知すること（第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第二項（各号を除く。）又は第三項の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）

以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

（総代会検査役選任請求権）

第四十七条 相互会社、社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員若しくは千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十九条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続いて社員である者又は三名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代は、総代会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 会社法第三百六条第三項から第七項まで（株主総会の招集手続等に関する検査役の選任）及び第三百七条（裁判所による株主総会招集等の決定）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第三百六条第三項中「前二項」とあるのは「保険業法第四十七条第一項」と、同条第四項及び第七項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同法第三百七条中「株主総会」とあるのは「総代会

」と、同条第一項第二号中「株主」とあるのは「総代」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総代会における参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第四十八条 取締役（第四十五条第二項の規定により社員又は総代が総代会を招集する場合にあっては、当該社員又は総代。以下この条において同じ。）は、次条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第一項の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、総代に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類を交付しなければならない。

2 取締役は、次条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした総代に

対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による交付に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、総代の請求があったときは、その書類を当該総代に交付しなければならない。

3 取締役は、次条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、次条第一項において読み替えて準用する同法第二百九十九条第一項の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、総代に対し、総代が議決権を行使するための書面（以下この条において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

4 取締役は、次条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした総代に對し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による交付に代えて、その議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、総代の請求があったときは、その議決権行使書面を当該総代に交付しなければならない。

5 取締役は、次条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、次条第一項において準用する同法第二百九十九条第三項の承諾をした総代に対する

同項の電磁的方法による通知に際して、内閣府令で定めるところにより、総代に対し、その議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

6 取締役は、前項に規定する場合において、次条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をしていない総代から総代会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該総代に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(会社法の準用)

第四十九条 会社法第二百九十六条（株主総会の招集）、第二百九十八条（第二項及び第三項を除く。）

（株主総会の招集の決定）、第二百九十九条（第二項各号を除く。）（株主総会の招集の通知）、第三

百条（招集手続の省略）、第三百十一条（書面による議決権の行使）、第三百十二条（電磁的方法による議決権の行使）、第三百十四条から第三百十七条まで（取締役等の説明義務、議長の権限、株主総会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議）及び第三百十八条（第五項を除く。）（議事録）の

規定は、相互会社の総代会について準用する。この場合において、これらの規定中「株式会社」とあり

、及び「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「事業時間」と、これらの規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条並びに第三百十八条第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、同法第二百九十六条第一項中「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、同条第三項中「次条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同法第二百九十九条第一項中「二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））」とあるのは「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合には、前項」とあるのは「前項」と、同法第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百十四条中「株主から」とあるのは「総代から」と、「株主の共同」とあるのは「社員の共同」と、同法第三百十六条第二項中「第二百九十七条」とあるのは「保険業法第四十五条」と、同

法第三百十八條第三項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同條第四項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 会社法第八百三十條（株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一條（株主總會等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五條第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七條（弁論等の必要的併合）、第八百三十八條（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一條第一項中「株主等（当該各号の株主總會等が創立總會又は種類創立總會である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人）」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主總會又は種類株主總會の決議である場合にあつては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用

する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。

）」とあるのは「取締役、監査役又は清算人（保険業法第五十三条の十二第一項（同法第百八十条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条第一項及び第二項を次のように改める。

第四十二条第一項の規定により総代会が設けられている場合においても、社員総数の千分の五（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に相当する数の社員（特定相互会社にあつては、政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き社員である者は、取締役に對し、総代会の廃止又は同条第二項の規定により定款に定めた事項の変更を社員総会の目的として、当該社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集す

ることができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があった日から八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、

その期間）以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

第五十条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二編第二章第二節第四款第三目の目名を次のように改める。

第三目 社員総会及び総代会以外の機関の設置等

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

(機関)

第五十一条 相互会社は、次に掲げる機関を置かなければならない。

一 取締役会

二 監査役又は委員会

2 相互会社は、定款の定めによって、会計参与、監査役会又は会計監査人を置くことができる。

3 保険会社である相互会社及び第二百七十二条の四第一項第一号ロに掲げる相互会社（委員会設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。

4 委員会設置会社は、監査役を置いてはならない。

5 委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

(選任)

第五十二条 役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この目において同じ。）及び会計監査人は、社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この款において同じ。）の決議によって選任する。

2 前項の決議をする場合には、内閣府令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

第二編第二章第二節第四款第四目から第六目までを削る。

第五十二条の次に次の十二条及び六目を加える。

(相互会社と役員等との関係)

第五十三条 相互会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(取締役の資格等)

第五十三条の二 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽

記載等の罪）、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募

集等の罪）、第百九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは

は破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 委員会設置会社の取締役は、当該委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。

3 相互会社においては、取締役は、三人以上でなければならない。

（取締役の任期）

第五十三条の三 取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。）の終結の時までとする

。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 委員会設置会社の取締役についての前項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一年」とする。

3 会社法第三百三十二条第四項（第三号を除く。）（取締役の任期）の規定は、相互会社の取締役の任期について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは「保険業法第五十三条の三第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計参与の資格等）

第五十三条の四 会社法第三百三十三条（会計参与の資格等）及び第三百三十四条（同条第一項において準用する同法第三百三十二条第二項及び第四項第三号を除く。）（会計参与の任期）の規定は、相互会社の会計参与について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監査役の資格等）

第五十三条の五 第五十三条の二第一項の規定は、相互会社の監査役について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 監査役は、相互会社若しくはその実質子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該実質子会社の執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）を兼ねることができない。

3 監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役（相互会社の監査役であって、過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。以下同じ。）でなければならない。

（監査役の任期）

第五十三条の六 監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 会社法第三百三十六条第三項及び第四項（第二号に係る部分に限る。）（監査役の任期）の規定は、相互会社の監査役について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会計監査人の資格等)

第五十三条の七 会社法第三百三十七条(会計監査人の資格等)並びに第三百三十八条第一項及び第二項(会計監査人の任期)の規定は相互会社の会計監査人について、同条第三項の規定は第五十三条の十四第五項に規定する相互会社以外の相互会社の会計監査人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは「保険業法第五十四条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(解任)

第五十三条の八 相互会社の役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、相互会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(監査役等による会計監査人の解任)

第五十三条の九 監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任するこ

とができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定による解任は、監査役が二人以上ある場合には、監査役の全員の同意によって行わなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

4 監査役会設置会社における前三項の規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査役会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査役」と、前項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）」とあるのは「監査役会が選定した監査役」とする。

5 委員会設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査委員」と、第三項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員」とする。

（役員を選任等のための決議の方法）

第五十三条の十 第三十七条の三第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する社員総会の決議は、社員（総代会を設けているときは、総代）の半数以上（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

（会社法の準用）

第五十三条の十一 会社法第三百四十三条（監査役の選任に関する監査役の同意等）の規定は相互会社の監査役の選任について、同法第三百四十四条（会計監査人の選任に関する監査役の同意等）の規定は相互会社の会計監査人の選任について、同法第三百四十五条（会計参与等の選任等についての意見の陳述

）の規定は相互会社の会計参与、監査役又は会計監査人の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十三条第四項中「第三百四十一条」とあるのは「保険業法第五十三条の十」と、同法第三百四十五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「保険業法第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する第二百九十八条第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員等に欠員を生じた場合の措置）

第五十三条の十二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、相互会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

- 4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。
- 5 第五十三条の七において準用する会社法第三百三十七条の規定及び第五十三条の九の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 監査役会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。
- 7 委員会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会」とする。
- 8 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事

件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）及び第九百三十七条第二項（第二号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、第二項及び第三項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四目 取締役及び取締役会

（取締役の権限）

第五十三条の十三 次に掲げる取締役は、相互会社の業務を執行する。

一 代表取締役

二 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によって相互会社の業務を執行する取締役として選定されたもの

2 前項各号に掲げる取締役は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。

（取締役会の権限等）

第五十三条の十四 取締役会は、すべての取締役で組織する。

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

一 相互会社の業務執行の決定

二 取締役の職務の執行の監督

三 代表取締役の選定及び解職

3 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 第六十一条第一号に掲げる事項その他の社債（同条に規定する社債をいう。）を引き受ける者の募

集に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社の業務の

適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

七 第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第五十三条の三十三第一項の責任の免除

5 保険会社である相互会社及び第二百七十二条の四第一項第一号ロに掲げる相互会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。

(会社法の準用)

第五十三条の十五 会社法第二百五十条（代表者の行為についての損害賠償責任）、第二百五十二条（取締役の職務を代行する者の権限）、第三百五十四条から第三百五十七条まで（表見代表取締役、忠実義務、競業及び利益相反取引の制限、取締役の報告義務）、第三百五十八条（第一項第二号を除く。）（業務の執行に関する検査役の選任）、第三百五十九条（裁判所による株主総会招集等の決定）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）、第三百六十一条（取締役の報酬等）及び第三百六十五条第二項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）の規定は相互会社の取締役について、同法第三百四十九条第四項及び第五項（株式会社の代表）並びに第三百五十一条（代表取締役に欠員を生

じた場合の措置）の規定は相互会社の代表取締役について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は相互会社の取締役又は代表取締役について、同法第九百三十七条第一項（第二号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は相互会社の代表取締役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百五十六条第一項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、同法第三百五十八条第一項中「株主は」とあるのは「社員又は総代は」と、同項第一号中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主」とあるのは「社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、保険業法第

三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続いて社員である者（総代会を設けているときは、これらの者又は九名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の総代）」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同法第三百五十九条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取締役会の運営）

第五十三条の十六 会社法第二編第四章第五節第二款（第三百六十七条並びに第三百七十一条第三項及び第五項を除く。）（運営）の規定は相互会社の取締役会の運営について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）

及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において読み替えて準用する同法第三百七十一条第二項又は第四項の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百七十一条第二項（議事録等）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、「株式会社の営業時間内は、いつでも」とあるのは「裁判所の許可を得て」と、同条第六項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と、同法第三百七十二條第二項及び第三項（取締役会への報告の省略）中「第三百六十三条第二項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同条第三項中「第四百十七条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第五項において準用する第四百十七条第四項」と、同法第三百七十三条第一項及び第二項（特別取締役による取締役会の決議）中「第三百六十二条第四項第一号及び第二号」とあるのは「保険業法第五十三条の十四第四項第一号及び第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五目 会計参与

（会計参与の権限等）

第五十三条の十七 会社法第二編第四章第六節(第三百七十八条第一項第二号及び第三項を除く。)(会計参与)の規定は、相互会社の会計参与について準用する。この場合において、同法第三百七十四条第一項(会計参与の権限)中「第四百三十五条第二項」とあるのは「保険業法第五十四条の三第二項」と、「附属明細書、臨時計算書類(第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下この章において同じ。)」とあるのは「附属明細書」と、「第四百四十四条第一項」とあるのは「保険業法第五十四条の十第一項」と、同条第五項中「第三百三十三条第三項第二号又は第三号」とあるのは「保険業法第五十三条の四において準用する第三百三十二条第三項第二号又は第三号」と、同法第三百七十六条第一項(取締役会への出席)中「第四百三十六条第三項、第四百四十一条第三項又は第四百四十四条第五項」とあるのは「保険業法第五十四条の四第三項又は第五十四条の十第五項」と、同条第三項中「第三百六十八条第二項」とあるのは「保険業法第五十三条の十六において準用する第三百六十八条第二項」と、同法第三百七十八条第一項第一号(会計参与による計算書類等の備置き等)中「第三百十九条第一項」とあるのは「保険業法第四十一条第一項において準用する第三百十九条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六目 監査役及び監査役会

(監査役の権限)

第五十三条の十八 監査役は、取締役（会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は相互会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、相互会社の実質子会社に対して事業の報告を求め、又はその実質子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

4 前項の実質子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(監査役会の権限)

第五十三条の十九 監査役会は、すべての監査役で組織する。

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることは

できない。

一 監査報告の作成

二 常勤の監査役の選定及び解職

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

3 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。

4 監査役は、監査役会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監査役会に報告しなければならない。

(会社法の準用)

第五十三条の二十 会社法第二百八十二条から第二百八十八条まで（取締役への報告義務、取締役会への出席義務等、株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、監査役の報酬等、費用等の請求）の規定は、相互会社の監査役について準用する。この場合において、同法第二百八十三条第一項中「第三百七十三条第一項」とあるの

は「保険業法第五十三条の十六において準用する第三百七十三条第一項」と、同条第二項中「第三百六十六条第一項ただし書」とあるのは「保険業法第五十三条の十六において準用する第三百六十六条第一項ただし書」と、同条第四項中「第三百七十三条第二項」とあるのは「保険業法第五十三条の十六において準用する第三百七十三条第二項」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において準用する第三百四十九条第四項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十九条第三項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監査役会の運営）

第五十三条の二十一 会社法第二編第四章第八節第二款（運営）の規定は相互会社の監査役会の運営について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第一

号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において準用する同法第三百九十四条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百九十四条第二項（議事録）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同条第三項中「役員の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるとき」とあるのは「役員の責任を追及するため必要があるとき」と、同条第四項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七目 会計監査人

（会計監査人の権限等）

第五十三条の二十二 会計監査人は、次款の定めるところにより、相互会社の計算書類（第五十四条の三

第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。）及びその附属明細書並びに連結計算書類（第五十四条の十第一項に規定する連結計算書類をいう。）を監査する。この場合において、会計監査人は、内閣府令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿（第五十四条の二第一項に規定する会計帳簿をいう。以下この款において同じ。）又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社（会計監査人を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）の実質子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその実質子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の実質子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第五十三条の七において準用する会社法第三百三十七条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 会計監査人設置会社又はその実質子会社の取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は支配人その他の使用人である者

三 会計監査人設置会社又はその実質子会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 相互会社が委員会設置会社である場合における第二項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」とする。

（会社法の準用）

第五十三条の二十三 会社法第三百九十七条から第三百九十九条まで（監査役に対する報告、定時株主総会における会計監査人の意見の陳述、会計監査人の報酬等の決定に関する監査役との関与）の規定は、相互会社の会計監査人について準用する。この場合において、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六條第一項」とあるのは「保険業法第五十三條の二十二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な

技術的読替えは、政令で定める。

第八目 委員会及び執行役

(委員の選定等)

第五十三条の二十四 各委員会は、委員三人以上で組織する。

2 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

3 各委員会の委員の過半数は、社外取締役（相互会社の取締役であつて、当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役（相互会社の第五十三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。以下同じ。）でなければならない。

4 監査委員は、委員会設置会社若しくはその実質子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は委員会設置会社の実質子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。

(委員の解職等)

第五十三条の二十五 各委員会の委員は、いつでも、取締役会の決議によって解職することができる。

- 2 会社法第四百一条第二項から第四項まで（委員の解職等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）及び第九百三十七条第一項（第二号イに係る部分に限る。）、（裁判による登記の囑託）の規定は、委員会設置会社の委員について準用する。この場合において、同法第四百一条第二項中「前条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(執行役の選任等)

第五十三条の二十六 委員会設置会社には、一人又は二人以上の執行役を置かなければならない。

- 2 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

3 委員会設置会社と執行役との関係は、委任に関する規定に従う。

4 第五十三条の二第一項の規定は、執行役について準用する。

5 執行役は、取締役を兼ねることができる。

6 執行役の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。

7 会社法第四百二条第八項（執行役の選任等）の規定は、相互会社の執行役の任期について準用する。

この場合において、同項中「前項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十六第六項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（執行役の解任等）

第五十三条の二十七 執行役は、いつでも、取締役会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、委員会設置会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 第五十三条の二十五第二項において準用する会社法第四百一条第二項から第四項までの規定並びに同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）及び第九百三十七条第一項（第二号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、執行役が欠けた場合又は定款で定めた執行役の員数が欠けた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（委員会の権限等）

第五十三条の二十八 指名委員会は、社員総会に提出する取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

2 監査委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 執行役等（執行役及び取締役をいい、会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与をいう。以下この目において同じ。）の職務の執行の監査及び監査報告の作成

二 社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の

内容の決定

3 報酬委員会は、第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第一項の規定並びに第五十三条の十七において準用する同法第三百七十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として相互会社から受ける財産上の利益をいう。以下この項において同じ。）の内容を決定する。執行役が委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

4 委員がその職務の執行（当該委員が所属する委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について委員会設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該委員会設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

5 会社法第四百五条から第四百九条まで（監査委員会による調査、取締役会への報告義務、監査委員による執行役等の行為の差止め、委員会設置会社と執行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代表等、報酬委員会による報酬の決定の方法等）の規定は、委員会設置会社の委員会又は委員について準用する。この場合において、同法第四百八条第一項中「第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十二条及び第三百六十四条」とあるのは「保険業法第五十三条の三十二において準用する第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項」と、同条第三項中「第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十二において準用する第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十九条第三項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第五十三条の三十七にお

いて準用する第八百五十条第二項」と、同法第四百九条第二項中「第四百四条第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十八第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 会社法第二編第四章第十節第三款（委員会の運営）の規定は委員会設置会社の委員会の運営について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの項において準用する同法第四百十三条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項（議事録）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同条第四項中「委員の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるとき」とあるのは「委員の責任を追及するため必要があるとき」と、同条第五項中「又はその親会社若しくは子会社」とあるの

は「又はその保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(委員会設置会社の取締役の権限)

第五十三条の二十九 委員会設置会社の取締役は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、委員会設置会社の業務を執行することができない。

(委員会設置会社の取締役会の権限)

第五十三条の三十 委員会設置会社の取締役会は、第五十三条の十四の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他委員会設置会社の業務執行の決定

イ 経営の基本方針

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして内閣府令で定める事項

ハ 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互

の関係に関する事項

二 第五項において準用する会社法第四百十七条第二項の規定による取締役会の招集の請求を受ける

取締役

ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

二 執行役等の職務の執行の監督

2 委員会設置会社の取締役会は、前項第一号イからホまでに掲げる事項を決定しなければならない。

3 委員会設置会社の取締役会は、第一項各号に掲げる職務の執行を取締役に委任することができない。

4 委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、委員会設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定

二 社員総会に提出する議案（取締役、会計参与及び会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定

三 第五十三條の十五において準用する会社法第三百五十六條第一項（第五十三條の三十二において準用する同法第四百十九條第二項前段において準用する場合を含む。）の承認

四 第五十三條の十六において準用する会社法第三百六十六條第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定

五 第五十三條の二十四第二項の規定による委員の選定及び第五十三條の二十五第一項の規定による委員の解職

六 第五十三條の二十六第二項の規定による執行役の選任及び第五十三條の二十七第一項の規定による執行役の解任

七 第五十三條の二十八第五項において準用する会社法第四百八條第一項第一号の規定による委員会設置会社を代表する者の決定

八 第五十三條の三十二において準用する会社法第四百二十條第一項前段の規定による代表執行役の選定及び第五十三條の三十二において準用する同法第四百二十條第二項の規定による代表執行役の解職

九 第五十三條の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十六條第一項の規定による定款の

定めに基づく第五十三条の三十三第一項の責任の免除

十 第五十四条の四第三項及び第五十四条の十第五項の承認

十一 第六十二条の二第一項各号に掲げる行為に係る契約の内容の決定

十二 組織変更計画の内容の決定

十三 合併契約の内容の決定

5 会社法第四百十七条（委員会設置会社の取締役会の運営）の規定は、委員会設置会社の取締役会の運営について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項第一号二」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第一項第一号二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（執行役の権限）

第五十三条の三十一 執行役は、次に掲げる職務を行う。

- 一 前条第四項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた委員会設置会社の業務の執行の決定
- 二 委員会設置会社の業務の執行

(会社法の準用)

第五十三条の三十二 会社法第四百十九条(第二項後段を除く。)(執行役の監査委員に対する報告義務等)、第四百二十一条(表見代表執行役)及び第四百二十二条第一項(株主による執行役の行為の差止め)の規定は委員会設置会社の執行役について、同法第四百二十条(代表執行役)の規定は委員会設置会社の代表執行役について、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は委員会設置会社の執行役又は代表執行役について、同法第九百三十七条第一項(第二号イに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は委員会設置会社の代表執行役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百十九条第二項前段中「第三百五十五条、第三百五十六条及び第三百六十五条第二項」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において準用する第三百五十五条、第三百五十六条及び第三百六十五条第二項」と、同条第三項中「第三百五十

七条」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において準用する第三百五十七条」と、同法第四百二十条第三項中「第三百四十九条第四項及び第五項」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において準用する第三百四十九条第四項及び第五項」と、「第三百五十二条」とあるのは「同法第五十三条の十五において準用する第三百五十二条」と、「第四百一条第二項から第四項まで」とあるのは「保険業法第五十三条の二十五第二項において準用する第四百一条第二項から第四項まで」と、同法第四百二十二条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九目 役員等の損害賠償責任

（役員等の相互会社に対する損害賠償責任）

第五十三条の三十三 取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人（以下この目において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、相互会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 取締役又は執行役が第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十六条第一項（前条において

準用する同法第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して同法第三百五十六条第一項第一号（競業及び利益相反取引の制限）の取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十六条第一項第二号又は第三号（これらの規定を前条において準用する同法第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。）の取引によって相互会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、その任務を怠ったものと推定する。

一 第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十六条第一項（前条において準用する同法第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。）の取締役又は執行役

二 相互会社が当該取引をすることを決定した取締役又は執行役

三 当該取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役（委員会設置会社においては、当該取引が委員会設置会社と取締役との間の取引又は委員会設置会社と取締役との利益が相反する取引である場合に限る。）

（相互会社に対する損害賠償責任の免除）

第五十三条の三十四 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第五十三条の三十五 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 取締役及び執行役 次に掲げる行為

イ 基金の募集若しくは社債（第六十一条に規定する社債をいう。）を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該相互会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ハ 虚偽の登記

ニ 虚偽の公告（第五十四条の七第三項に規定する措置を含む。）

二 会計参与 計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 監査役及び監査委員 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記

録

四 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
（会社法の準用）

第五十三条の三十六 会社法第四百二十五条（第一項第二号、第四項後段及び第五項を除く。）（責任の一部免除）、第四百二十六条（第四項を除く。）（取締役等による免除に関する定款の定め）、第四百二十七条（責任限定契約）、第四百二十八条（取締役が自己のためにした取引に関する特則）及び第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定は、相互会社の役員等の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「第四百二十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十三第二項」と、「第四百二十四条」とあるのは「保険業法第五十三条の三十四」と、同法第四百二十五条第一

項中「決議」とあるのは「保険業法第六十二条第二項に規定する決議」と、同法第四百二十六条第二項中「についての取締役の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する」とあるのは「に関する」と、同条第五項中「総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主」とあるのは「社員総数（第三項の責任を負う役員等である社員の数を除く。）の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員（特定相互会社にあつては、保険業法第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）」と、同法第四百二十七条第五項中「第四百二十五条第四項及び第五項」とあるのは「第四百二十五条第四項前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（相互会社における責任追及等の訴え）

第五十三条の三十七 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は相互会社における責任を追及する訴えについて、同章第三節（第八百五十四条第一項第一号イ及び第二号

並びに第二項から第四項までを除く。）」（株式会社の役員の解任の訴え）及び同法第九百三十七条第一項（第一号又に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は相互会社の役員の解任の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項（責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない单元未満株主を除く。）」とあるのは「社員である者」と、「第四百二十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十三第一項」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第八百五十四条第一項第一号（株式会社の役員の解任の訴え）中「総株主（次に掲げる株主を除く。）」の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を」とあるのは「社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、保険業法第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で」と、「有する株主」とあるのは「社員である者（総代会を設けているときは、これらの者又は九名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代）」と読み替えるものとする

ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二編第二章第二節第五款の款名を次のように改める。

第五款 相互会社の計算等

第二編第二章第二節第五款中第五十四条の前に次の目名を付する。

第一目 会計の原則

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 相互会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

第五十四条の次に次の一目及び目名を加える。

第二目 計算書類等

(会計帳簿の作成及び保存等)

第五十四条の二 相互会社は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 相互会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存

しなければならない。

- 3 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（計算書類等の作成及び保存）

- 第五十四条の三 相互会社は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 相互会社は、内閣府令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理に関する議案その他相互会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

- 4 相互会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第五十四条の四 相互会社(会計監査人設置会社を除く。)においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。

2 会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、内閣府令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)

3 前二項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、取締役会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の社員への提供)

第五十四条の五 取締役は、定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款におい

て同じ。）の招集の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、社員（総代会を設けているときは、総代。以下この款において同じ。）に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告（監査報告又は会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第五十四条の六 取締役は、第五十四条の四第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 取締役は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

4 会計監査人設置会社において、第五十四条の四第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い相互会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして内閣府令で定める要件に該当する場合における前二項の規定の適用については、第二項中「計算書類」とあるのは「剰余金の処分又は損失の

処理に関する議案」と、前項中「事業報告」とあるのは「計算書類（剰余金の処分又は損失の処理に関する議案を除く。）及び事業報告」とする。

（計算書類の公告）

第五十四条の七 相互会社は、内閣府令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（第五十三条の十四第五項に規定する相互会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法である相互会社は、同項に規定する貸借対照表の要旨を公告すること足りる。

3 前項の相互会社は、内閣府令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 証券取引法第二十四条第一項（有価証券報告書）の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出

しなければならない相互会社については、前三項の規定は、適用しない。

（計算書類等の備置き及び閲覧等）

第五十四条の八 相互会社は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監査報告又は会計監査報告を含む。以下この条において「計算書類等」という。）を、定時社員総会の日の二週間前の日（第四十一条第一項において準用する会社法第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 相互会社は、各事業年度に係る計算書類等の写しを、定時社員総会の日の二週間前の日（第四十一条第一項において準用する会社法第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であって、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

3 相互会社の保険契約者、保険金額を受け取るべき者その他の債権者及び被保険者は、相互会社の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求を

するには、当該相互会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって相互会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(計算書類等の提出命令)

第五十四条の九 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(連結計算書類)

第五十四条の十 会計監査人設置会社は、内閣府令で定めるところにより、各事業年度に係る連結計算書類(当該会計監査人設置会社及びその実質子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために

必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を作成することができる。

2 連結計算書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 事業年度の末日において第五十三条の十四第五項に規定する相互会社であつて証券取引法第二十四条第一項（有価証券報告書）の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。

4 連結計算書類は、内閣府令で定めるところにより、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）及び会計監査人の監査を受けなければならない。

5 前項の監査を受けた連結計算書類は、取締役会の承認を受けなければならない。

6 第五十四条の五並びに第五十四条の六第一項及び第三項の規定は、連結計算書類について準用する。

この場合において、同項中「事業報告の内容」とあるのは「連結計算書類の内容及び第五十四条の十第四項の監査の結果」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三目 基金利息の支払、基金の償却及び剰余金の分配

第五十五条第一項中「控除した額」の下に「(第五十五条の三第三項第一号において「利息支払限度額」という。)」を加え、同項第二号中「次条の基金償却積立金の額(第五十七条第二項)を「第五十六条の基金償却積立金の額(第五十九条第二項)に改め、同条第二項中「控除した額」の下に「(第五十五条の三第三項第二号において「償却等限度額」という。)」を加え、同項第二号中「次条」を「第五十六条」に改め、同条の次に次の三条及び目名を加える。

(剰余金の分配)

第五十五条の二 剰余金の分配は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 相互会社は、その定款において第二十三条第一項第七号に掲げる事項として、毎決算期に剰余金の処分を行う場合には、その対象となる金額として内閣府令で定める金額のうち、当該金額に一定の比率を乗じた額以上の額を、社員に対する剰余金の分配をするための準備金として内閣府令で定めるものに積み立てるべき旨を定めなければならない。

3 前項に規定する一定の比率は、内閣府令で定める比率を下回ってはならない。

4 相互会社は、その決算の状況に照らしてやむを得ない事情がある場合には、前二項の規定にかかわらず、定款において、当該決算期における剰余金の処分に限り、第二項の内閣府令で定める金額に前項の内閣府令で定める比率を下回る比率を乗じた額を第二項の内閣府令で定める準備金に積み立てる旨を定めることができる。

5 前項の定款の定めは、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（基金利息の支払等に関する責任）

第五十五条の三 第五十五条第一項の規定に違反して相互会社が基金利息の支払をした場合又は同条第二項の規定に違反して相互会社が基金の償却若しくは剰余金の分配をした場合には、これらの行為（以下この条及び次条において「基金利息の支払等」という。）により金銭の交付を受けた者及び次に掲げる者は、当該相互会社に対し、連帯して、当該金銭の交付を受けた者が交付を受けた金銭の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 基金利息の支払等に関する職務を行った業務執行者（業務執行取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として内閣府令で定める

ものをいう。)

二 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案に係る定時社員総会の決議があつた場合(当該決議によつて定められた議案の内容が第五十五条第一項又は第二項の規定に違反している場合に限る。)における当該定時社員総会に議案を提案した取締役として内閣府令で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の義務を負わない。

3 第一項の規定により同項各号に掲げる者の負う義務は、免除することができない。ただし、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額を限度として当該義務を免除することについて総社員の同意があるときは、この限りでない。

一 基金利息の支払をした場合 利息支払限度額

二 基金の償却又は剰余金の分配をした場合(第五十五条第二項ただし書に規定する場合を除く。)

償却等限度額

(社員に対する求償権の制限等)

第五十五条の四 第五十五条第一項又は第二項の規定に違反して相互会社が基金利息の支払等をした場合において、これらの違反があることにつき善意の社員は、当該社員が交付を受けた金銭について、前条第一項の金銭を支払った同項各号に掲げる者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

第四目 基金償却積立金及び損失てん補準備金

第五十八条及び第五十九条を削る。

第五十七条第二項中「前条」を「第五十七条」に改め、第二編第二章第二節第五款中同条を第五十九条とする。

第五十六条の二第三項中「第六十五条」を「第六十七条」に、「第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社の添付書面の通則）」を「第十九条及び第四十六条」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 次項において読み替えて準用する第十七条第二項の規定による公告をしたことを証する書面
- 二 次項において読み替えて準用する第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を供し、若しくは当該保険契約

者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該基金償却積立金の取崩しをしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 次項において読み替えて準用する第十七条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の同項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

第五十六条の二第四項を次のように改める。

4 第十六条第一項（ただし書を除く。）及び第二項、第十七条（第一項ただし書を除く。）、第十七条の二第四項並びに第十七条の四の規定は、第一項の基金償却積立金の取崩しについて準用する。この場合において、これらの規定中「資本金等の額の減少」とあるのは「基金償却積立金の取崩し」と、第十六条第一項中「株式会社は、資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）の決議に係る株主総会（会社法第四百四十七條第三項（資本金の額の減少）又は第四百四十八條第三項（準備金の額の減少）に規定する場合に

あつては、取締役会）の会日の二週間前から資本金等の額の減少の効力を生じた日後六月を経過する日まで」とあるのは「第五十七条第一項の場合には、相互会社は、同項の決議に係る社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の会日の二週間前から基金償却積立金の取崩しをした日後六月を経過する日まで」と、第十七条第一項中「株式会社が資本金等の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「第五十七条第一項の場合」と、同条第六項中「会社法第四百四十七条第一項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第一項（準備金の額の減少）」とあるのは「第五十七条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条の二に次の一項を加える。

- 6 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）

（裁判による登記の嘱託）の規定は、基金償却積立金の取崩しの無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役若しくは清算人（委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条の二を第五十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（損失てん補準備金）

第五十八条 相互会社は、基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額（定款でこれを上回る額を定めたときは、その額）に達するまでは、毎決算期に剰余金の処分として支出する金額（第五十五条の二第二項の準備金のうち内閣府令で定めるものに積み立てる金額を含む。）の千分の三以上を、損失てん補準備金として積み立てなければならない。

第二編第二章第二節第六款の款名を次のように改める。

第六款 基金の募集

第六十条第一項中「、総代会」の下に「。以下この項において同じ。」を加え、同項に後段として次の

ように加える。

この場合においては、相互会社は、社員総会の決議により、新たに募集をする基金の額を定めなければならない。

第六十条第三項から第五項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

（基金の抛出の申込み）

第六十条の二 相互会社は、前条第一項の募集に応じて基金の抛出の申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 第二十三条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 新たに募集をする基金の額、当該基金の抛出者が有する権利及びその償却の方法

三 払込みの期日

四 基金の抛出に係る銀行等の払込みの取扱いの場所

2 前条第一項の募集に応じて基金の抛出の申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を相互会社へ交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 拋出しようとする基金の額

3 前条第一項の基金の募集による変更の登記の申請書には、第六十七条において準用する商業登記法第十八条及び第四十六条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 基金の拋出の申込み又は次項において準用する第三十条の契約を証する書面

二 次項において準用する第三十条の三第一項の基金の払込みがあつたことを証する書面

4 第二十八条第三項から第六項まで、第二十九条から第三十条の二まで、第三十条の三（第二項及び第三項を除く。）並びに第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前条第一項の基金の募集について準用する。この場合において、これらの規定中「発起人」とあるのは「相互会社」と、第二十八条第三項中「前項」とあるのは「第六十条の二第二項」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第六十条の二第二項各号」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「第二項第一号」とあるのは「第六十条の二第二項第一号」と、第二十九条第一項中「前条第二項第二号」とあるのは「第六十条の二第二項第二号」と、第三十条中「前二条」とあるのは「第六十条の二第一項（第三号を除く。）及

び第二項並びに同条第四項において準用する第二十八条第三項から第六項まで及び前条」と、第三十条の三第一項中「遅滞なく」とあるのは「第六十条の二第一項第三号の期日に」と、「第二十八条第一項第三号」とあるのは「同項第四号」と、同条第五項中「第二項の規定による通知を受けた設立時に募集をする基金の引受人は、同項に規定する」とあるのは「基金の引受人は、第一項の」と、第三十条の五第三項中「相互会社の成立後」とあるのは「第六十条第一項の基金の募集による変更の登記の日から一年を経過した後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第二項(第二号に係る部分に限る。)

(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第二号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条から第八百四十条まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力、新株発行の無効判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第一号口に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は前条第一項の基金の募集の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百

七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条から第八百七十七条まで（非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合）及び第八百七十八条第一項（裁判の効力）の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第二号中「株主等」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条第五項中「第三編第十章」を「第二編第十章」に、「第四編第六章」を「第三編第六章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十四条から第六十七条までを次のように改める。

（設立の登記）

第六十四条 相互会社の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、創立總會終結の日（第二十

条の十二第三項の規定により発起人がその職を辞した場合にあっては、その日）から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第二十三条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項

二 事務所の所在場所

三 取締役の氏名

四 代表取締役の氏名及び住所（第十一号に規定する場合を除く。）

五 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十八条第一項の場所

六 監査役設置会社であるときは、その旨及び監査役の氏名

七 監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨

八 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

九 第五十三條の十二第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

十 第五十三條の十六において準用する会社法第三百七十三條第一項の規定による特別取締役（同項に規定する特別取締役をいう。以下同じ。）による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項

イ 第五十三條の十六において準用する会社法第三百七十三條第一項の規定による特別取締役による議決の定めがある旨

ロ 特別取締役の氏名

ハ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

十一 委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項

イ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

ロ 各委員会の委員及び執行役の氏名

ハ 代表執行役の氏名及び住所

十二 第五十三條の三十六において準用する会社法第四百二十六條第一項の規定による取締役、執行役

、会計参与、監査役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

十三 第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十七条第一項の規定による社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十四 前号の定款の定めが社外取締役に関するものであるときは、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

十五 第十三号の定款の定めが社外監査役に関するものであるときは、監査役のうち社外監査役であるものについて、社外監査役である旨

十六 第五十四条の七第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって内閣府令で定めるもの

十七 第二十三条第一項第八号の規定による公告方法についての定款の定め

十八 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設立の登記）に規定するものの

ロ 第二十三条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

十九 第百十三条後段（第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の定款の定めがあるときは、その定め

3 会社法第九百十五条第一項（変更の登記）、第九百十六条（第一号に係る部分に限る。）（他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二款（第九百三十二条を除く。）（支店の所在地における登記）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）（職務執行停止の仮処分等の登記）の規定は相互会社の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表取締役、委員又は代表執行役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百十五条第一項中「第九百十一条第三項各号又は前三条各号」とあるのは「保険業法第六十四条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立の登記の申請)

第六十五条 前条第一項の登記の申請書には、第六十七条において準用する商業登記法第十八条、第四十六條及び第四十七条第三項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一定款

二 基金の抛出の申込み又は第三十条の契約を証する書面

三 社員になろうとする者の名簿

四 社員を募集したときは、各社員の入社の申込みを証する書面

五 定款に第二十四条第一項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、次に掲げる書面

イ 検査役又は設立時取締役（設立しようとする相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役）の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ロ 第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する有価証券の市場価格を証する書面

ハ 第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第十項第三号に掲げる場合には、同号に規

定する証明を記載した書面及びその附属書類

六 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

七 第三十条の四第一項の金銭の保管に関する証明書

八 設立時取締役による設立時代取締役の選定に関する書面

九 設立しようとする相互会社が委員会設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代代表執行役の選定に関する書面

十 創立総会の議事録

十一 この法律の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代代表取締役（設立しようとする相互会社が委員会設置会社である場合にあっては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

十二 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内

に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ これらの者が法人でないときは、設立時会計参与にあつては第五十三条の四において準用する会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、設立時会計監査人にあつては第五十三条の七において準用する同法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

十三 第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、当該特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面

(登記簿)

第六十六条 登記所に、相互会社登記簿を備える。

(相互会社の登記についての会社法及び商業登記法の準用)

第六十七条 会社法第七編第四章第一節(第九百七条を除く。)(総則)の規定並びに商業登記法第一条の三から第五条まで(登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、

登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、囑託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十一条（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条から第四十六条まで（会社の支配人の登記、添付書面の通則）、第四十七条第一項及び第三項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）並びに第三百三十二条から第四百八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とある

のは「主たる事務所」と、「係る営業所」とあるのは「係る主たる事務所」と、同法第四十六条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同条第三項中「会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十九条第一項又は保険業法第五十三条の十六若しくは第四百八十条の十五において準用する会社法第三百七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「会社法第四百十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第四項」と、同法第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二編第二章第二節第八款中第六十七条の次に次の一条を加える。

（電子公告についての会社法の準用）

第六十七条の二 会社法第九百四十条第一項及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電

子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、相互会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第一項第二号中「第四百四十条第一項」とあるのは「保険業法第五十四条の七第一項」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第九百四十一条中「この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く）」とあるのは「保険業法の規定による公告（同法第五十四条の七第一項の規定による公告を除く）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二編第二章第二節第八款を同節第十款とする。

第六十二条の見出しを削り、同条第一項中「第三項」を「次条」に改め、同条第二項中「前項」を「第三十七条の三第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、前項」に改め、同条第三項を削る。

第二編第二章第二節第七款を同節第八款とし、同款の次に次の一款を加える。

第九款 事業の譲渡等

第六十二条の二 相互会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日の前日までに、社員総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

一 事業の全部の譲渡

二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該相互会社の総資産額として内閣府令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないものを除く。）

三 他の会社（相互会社、外国会社その他の法人を含む。）の事業の全部の譲受け

四 当該相互会社（第二款の規定により設立したものに限る。以下この号において同じ。）の成立後二年以内におけるその成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものの取得。ただし、イに掲げる額の口に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を当該相互会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合を除く。

イ 当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

ロ 当該相互会社の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

2 前項の場合には、前条第二項に定める決議によらなければならない。

第六十一条及び第六十一条の二を削る。

第二編第二章第二節第六款の次に次の一款を加える。

第七款 相互会社の社債を引き受ける者の募集

(募集社債に関する事項の決定)

第六十一条 相互会社は、その発行する社債（この法律の規定により相互会社が行う割当てにより発生する当該相互会社を債務者とする金銭債権であつて次に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。以下この款において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この款において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集社債の総額

二 各募集社債の金額

三 募集社債の利率

四 募集社債の償還の方法及び期限

五 利息支払の方法及び期限

六 社債券を発行するときは、その旨

七 社債権者が第六十一条の五において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

八 社債管理者が社債権者集会の決議によらずに第六十一条の七第四項第二号に掲げる行為をすることができるときは、その旨

九 各募集社債の払込金額（各募集社債と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この款において同じ。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法

十 募集社債と引換えにする金銭の払込みの期日

十一 一定の日までに募集社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十二 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(募集社債の申込み)

第六十一条の二 相互会社は、前条の募集に応じて募集社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 相互会社の名称

二 当該募集に係る前条各号に掲げる事項

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前条の募集に応じて募集社債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を相互会社へ交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集社債の金額及び金額ごとの数

三 相互会社が前条第九号の最低金額を定めたときは、希望する払込金額

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、相互会社の承諾

を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、相互会社が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項（定義）に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集社債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5 相互会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 相互会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該相互会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(募集社債の割当て)

第六十一条の三 相互会社は、申込者の中から募集社債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集社債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、相互会社は、当該申込者に割り当てる募集社債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 相互会社は、第六十一条第十号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集社債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

(募集社債の申込み及び割当てに関する特則)

第六十一条の四 前二条の規定は、募集社債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(会社法の準用)

第六十一条の五 会社法第六百八十条から第六百八十三条まで（募集社債の社債権者、社債原簿、社債原簿記載事項を記載した書面の交付等、社債原簿管理人）、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く）。

）（社債原簿の備置き及び閲覧等）及び第六百八十五条から第七百一条まで（社債権者に対する通知等、共有者による権利の行使、社債券を発行する場合の社債の譲渡、社債の譲渡の對抗要件、権利の推定等、社債権者の請求によらない社債原簿記載事項の記載又は記録、社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録、社債券を発行する場合の社債の質入れ、社債の質入れの對抗要件、質権に関する社債原簿の記載等、質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等、社債券の発行、社債券の記載事項、記名式と無記名式との間の転換、社債券の喪失、利札が欠けている場合における社債の償還、社債の償還請求権等の消滅時効）の規定は、相互会社が社債を発行する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第六百八十条第二号中「前条」とあるのは「保険業法第六十一条の四」と、同法第六百八十一条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号まで」とあるのは「保険業法第六十一条第三号から第八号まで」と、同法第六百八十五条第五項中「第七百二十条第一項」とあるのは「保険業法第六十一条の八第二項において準用する第七百二十条第一項」と、同法第六百九十八条中「第六百七十六条第七号」とあるのは「保険業法第六十一条第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(社債管理者の設置)

第六十一条の六 相互会社は、社債を発行する場合には、社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各社債の金額が一億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(社債管理者の権限等)

第六十一条の七 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、社債権者は、その社債管理者に対し、社債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、社債券を発行する旨の定めがあるときは、社債権者は、社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

4 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第六十一条第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該社債の全部についてするその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）

二 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（第一項の行為を除く。）

5 社債管理者は、前項ただし書の規定により社債権者集会の決議によらずに同項第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

6 前項の規定による公告は、社債を発行した相互会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でしなければならない。

7 社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき第一項の行為又は第四項各号に掲げる行為をする

ために必要があるときは、裁判所の許可を得て、社債を発行した相互会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

8 会社法第七百二条（社債管理者の資格）、第七百四条（社債管理者の義務）、第七百七条から第七百十四条まで（特別代理人の選任、社債管理者等の行為の方式、二以上の社債管理者がある場合の特則、社債管理者の責任、社債管理者の辞任、社債管理者が辞任した場合の責任、社債管理者の解任、社債管理者の事務の承継）、第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第三号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、社債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第七百十条第一項中「この法律」とあるのは「保険業法」と、同法第七百十一条第二項中「第七百二条」とあるのは「保険業法第六十一条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(社債権者集会)

第六十一条の八 社債権者は、社債の種類（第六十一条の五において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。）ごとに社債権者集会を組織する。

2 会社法第四編第三章（第七百十五条及び第七百四十条第三項を除く。）（社債権者集会）、第七編第二章第七節（社債発行会社の弁済等の取消しの訴え）、第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条（原裁判の執行停止）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、相互会社が社債を発行する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第七百三十七条第二項（社債権者集会の決議の執行）中「第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条」とあるのは「保険業法第六十一条の七第一項から第三項までの規定並びに同法第六十一条の七第八項において準用する第七百八

条及び第七百九条」と、同法第七百四十条第二項（債権者の異議手続の特則）中「第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第五十七条第四項において準用する同法第七十条（第一項ただし書を除く。）の規定並びに同法第八十八条及び第六百六十五条の十七（同法第六百六十五条の二十において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（担保付社債信託法等の適用関係）

第六十一条の九 社債は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社法第二十三条号（定義）に規定する社債とみなす。

（短期社債に係る特例）

第六十一条の十 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（次項において「短期社債」という。）については、社債原簿を作成することを要しない。

一 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

二 元本の償還について、社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

四 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。

2 短期社債については、第六十一条の六から第六十一条の八までの規定は、適用しない。

第六十八条第一項及び第二項中「とする」を「となる」に改める。

第六十九条の見出しを「（組織変更計画の承認）」に改め、同条第一項中「組織変更計画書」を「組織変更計画」に改め、同条第二項中「商法第三百四十三条（定款変更の決議の方法）」を「会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）」に改め、同条第三項中「商法第二百三十二条第一項（）」を「会社法第二百九十九条第一項（株主総会の）」に改め、「規定による」を削り、「組織変更計画書」を「組織変更計画」

に改め、同条第四項中「組織変更計画書」を「組織変更計画」に改め、同項第一号中「相互会社」の下に「（以下この款において「組織変更後相互会社」という。）」を加え、同項第三号中「株主」の下に「及び新株予約権者」を加え、同項第五号中「をする時期」を「がその効力を生ずる日（以下この款において「効力発生日」という。）」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 株式会社が第一項の決議をしたときは、当該決議の日から二週間以内に、登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対し、組織変更をする旨を各別に通知しなければならない。

6 会社法第二百十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（株券の提出に関する公告等）、第二百二十条（株券の提出をすることができない場合）並びに第二百九十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）（新株予約権証券の提出に関する公告等）の規定は、組織変更をする株式会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十九条の二及び第七十条を次のように改める。

（組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第六十九条の二 組織変更をする株式会社は、組織変更計画備置開始日から効力発生日までの間、組織変

更計画の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその各営業所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「組織変更計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 前条第一項の株主総会の日の二週間前の日（会社法第三百十九条第一項（株主総会の決議の省略）の場合にあつては、同項の提案があつた日）

二 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、第七十一条において準用する会社法第七百七十七条第三項の規定による通知の日又は第七十一条において準用する同法第七百七十七条第四項の公告の日のいずれか早い日

三 次条第二項の規定による公告の日

3 組織変更をする株式会社の株主及び保険契約者その他の債権者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって組織変更をする株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 組織変更後相互会社は、効力発生日から六月間、組織変更計画の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各事務所に備え置かなければならない。

5 組織変更後相互会社の保険契約者その他の債権者は、組織変更後相互会社に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後相互会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって組織変更後相互会社の定めたものにより

提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(債権者の異議)

第七十条 組織変更をする株式会社の保険契約者その他の債権者は、当該株式会社に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする株式会社は、次に掲げる事項を官報及び当該株式会社の定款で定めた公告方法により公告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 組織変更後相互会社の名称及び住所

三 組織変更をする株式会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 組織変更をする株式会社の保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる

旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保険契約者その他の債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該保険契約者その

他の債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

4 保険契約者その他の債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする株式会社は、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 前項の規定は、保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）については、適用しない。

6 信託業法第四十条第二項（権利義務の承継）の規定は、組織変更について異議を述べた第九十九条第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信託の受益者がある場合について準用する。この場合において、同法第四十条第二項中「合併後の信託会社」とあるのは「組織変更後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者（同項の規定による公告の時ににおいて既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の数が保険契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、第六十九条第一項の承認の決議は、その効力を有しない。

8 前各項の規定によりされた組織変更は、前項の異議を述べた保険契約者及び保険契約者に係る保険契約に係る権利（保険金請求権等を除く。）を有する者についても、その効力を生ずる。

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第八十条を削る。

第七十九条第二項第一号中「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に改め、同条を第八十条とする。

第七十八条第一項中「において、」の下に「組織変更をする」を加え、同条第二項中「相互会社の取締役

役及び監査役」を「組織変更後相互会社の取締役（組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役。次項において同じ。）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 会社法第九十四条（設立時取締役等が發起人である場合の特則）の規定は、組織変更後相互会社の取締役となるべき者の全部又は一部が組織変更をする株式会社の取締役又は執行役である場合における第一項の保険契約者総会又は保険契約者総代会について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項」とあるのは「保険業法第七十八条第一項の募集に係る基金の総額についてその引受け及び払込みがあつたかどうか」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条を第七十九条とする。

第七十七条第一項中「株式会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。

）は、組織変更後の相互会社」を「組織変更をする株式会社は、組織変更後相互会社」に、「第七十五条第三項」を「第七十六条第四項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 組織変更をする株式会社は、前項の募集に応じて基金の抛出の申込みをしようとする者に対し、次に

掲げる事項を通知しなければならない。

一 第二十三条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 新たに募集をする基金の額、当該基金の拠出者が有する権利及びその償却の方法

三 払込みの期日

四 基金の拠出に係る銀行等の払込みの取扱いの場所

3 第二十八条第二項から第六項まで、第二十九条から第三十条の二まで、第三十条の三（第二項及び第三項を除く。）並びに第三十条の五第二項及び第三項の規定は、第一項の募集について準用する。この場合において、これらの規定中「発起人」とあるのは「組織変更をする株式会社」と、「設立時に募集をする基金」とあり、及び「相互会社の設立時の基金」とあるのは「第七十八条第一項の募集に係る基金」と、第二十八条第四項中「第一項各号」とあるのは「第七十八条第二項各号」と、第三十条中「前二条」とあるのは「第七十八条第二項（第三号を除く。）及び同条第三項において準用する第二十八条第二項から第六項まで」と、第三十条の三第四項中「成立後の相互会社」とあるのは「組織変更後相互会社」と、第三十条の五第三項中「相互会社の成立後」とあるのは「組織変更後」と読み替えるものと

するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十七条を第七十八条とする。

第七十六条第一項中「株式会社」を「組織変更をする株式会社」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 組織変更をする株式会社の保険契約者（次項の規定による公告の時に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者を除く。同項及び第五項において同じ。）は、組織変更をする株式会社に対し、第一項の決議について異議を述べることができる。

4 組織変更をする株式会社は、第一項の決議の日から二週間以内に、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 第一項の決議の内容

二 組織変更をする株式会社の保険契約者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

5 前項第二号の期間内に異議を述べた保険契約者の数が保険契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、第一項の決議は、その効力を有しない。

第七十六条に次の一項を加える。

6 第四十四条の二（第三項後段を除く。）及び第七十三条から前条までの規定は、保険契約者総代会について準用する。この場合において、第四十四条の二第三項前段において準用する会社法第二百十条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第四十四条の二第一項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「保険業法第七十四条第三項において準用する第六十八条第三項」と、同条第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）」とあるのは「保険契約者又は社員」と、第七十四条第三項中「第七十四条から第七十六条まで」とあるのは「第七十五条及び第七十六条」と、同項及び同条第四項中「保険契約者」とあるのは「総代」と、同条

第三項において準用する同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「総代、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社において、総代、取締役、執行役又は清算人）」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十六条を第七十七条とする。

第七十五条第一項中「定款」を「組織変更後相互会社の定款」に、「相互会社」を「組織変更後相互会社」に改め、「及び監査役」を削り、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「組織変更をする」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる場合には、保険契約者総会においては、当該各号に定める者を選任しなければならない。

- 一 組織変更後相互会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後相互会社の会計参与となるべき者
- 二 組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合 組織変更後相互会社の監査役となるべき者
- 三 組織変更後相互会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後相互会社の会計監査人となるべき者

第七十五条に次の一項を加える。

6 保険契約者総会は、第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、組織変更後相互会社の定款その他組織変更後相互会社の組織に必要な事項の決定並びに第一項及び第二項に規定する者の選任については、この限りでない。

第七十五条を第七十六条とし、第七十四条を第七十五条とする。

第七十三条第三項及び第四項を次のように改める。

3 会社法第六十七条第一項（創立総会の招集の決定）、第六十八条（第二項各号及び第五項から第七項までを除く。）（創立総会の招集の通知）、第七十条、第七十一条（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第七十四条から第七十六条まで（議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使）、第七十八条から第八十条まで（発起人の説明義務、議長の権限、延期又は続行の決議）、第八十一条第一項から第三項まで（議事録）及び第三百十六条第一項（株主総会に提出された資料等の調査）の規定は保険契約者総会について、同法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は保険契約者総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「発起人」とあるのは「組織変更をする株式会社」と、「設立時株主」とある

のは「保険契約者」と、「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同法第六十八条第二項中「次に掲げる場合には、前項」とあるのは「前項」と、同法第七十四条第六項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「保険契約者、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社にあっては、保険契約者、取締役、執行役又は清算人）」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組織変更をする株式会社が保険契約者に対してする通知又は催告は、当該保険契約者が当該株式会社に通知した通知又は催告を受ける場所又は連絡先にあてて発すれば足りる。

第七十三条に次の二項を加える。

5 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

6 前二項の規定は、第三項において準用する会社法第六十八条第一項の通知に際して保険契約者に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したものとあるのは」「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条を第七十四条とする。

第七十二条中「第七十条第二項において準用する第十七条第二項」を「第七十条第二項第四号」に、「第七十条第二項において準用する第十七条第四項」を「同条第七項」に、「当該会社」を「組織変更をする株式会社」に、「第七十条第二項において準用する商法第百条第一項から第三項まで（債権者の異議）」を「同条」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十一条第一項中「株式会社が、前条第一項の」を「組織変更をする株式会社が、第七十条第二項の規定による」に改め、同条第二項中「第七十六条」を「第七十七条」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十条の次に次の一条を加える。

（新株予約権買取請求等）

第七十一条 会社法第七百七十七条（新株予約権買取請求）、第七百七十八条（新株予約権の価格の決定等）、第八百六十八条第二項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、組織変更をする株式会社が新株予約権を発行している場合について準用する。この場合において、同法第七百七十八条第一項、第二項及び第四項中「組織変更後持分会社」とあるのは「組織変更後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条を削る。

第八十一条第一項中「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に、「第七十条第一項の公告

をした」を「第七十条第二項の規定による公告をした組織変更をする」に改め、同条第二項中「取締役（委員会等設置相互会社にあつては、執行役）は、組織変更の日」を「組織変更後相互会社は、効力発生日」に、「第七十条第一項及び同条第二項において準用する第十七条第二項から第四項まで」を「第七十条」に、「記載した書類」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組織変更後相互会社の保険契約者その他の債権者は、組織変更後相互会社に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後相互会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後相互会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第八十一条を第八十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（組織変更の効力の発生等）

第八十一条 組織変更をする株式会社は、効力発生日に、相互会社となる。

2 組織変更をする株式会社の株式及び新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

3 組織変更をする株式会社の保険契約者は、効力発生日に、組織変更後相互会社に入社するものとする。
。

4 前三項の規定は、第七十条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第八十四条第一項中「主たる事務所の所在地において組織変更の日」を「効力発生日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組織変更の無効の訴えは、効力発生日において組織変更をする株式会社の株主等（株主、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社にあつては、株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）であつた者又は組織変更後相互会社の社員等（社員、取締役、監査役又は清算人（委

員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）
破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかった債権者に限り、提起することができる。

第八十四条に次の二項を加える。

3 組織変更の無効の訴えは、組織変更後相互会社を被告とする。

4 会社法第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條から第八百三十九條まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）及び第九百三十七條第三項（第一号に係る部分に限る）

）（裁判による登記の嘱託）の規定は組織変更の無効の訴えについて、同法第八百四十條（新株発行の無効判決の効力）の規定は第七十八條第一項の基金の募集を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十一條本文（理由の付記）、第八百七十二條（第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三條本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五條から第八百七十七條まで（非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合）及び第八百七十八條第一項（裁判の効力）の規定はこの項において準用する同法第八百四十條第二項の申

立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは「株主又は社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二編第二章第三節第一款中第八十四条を第八十四条の二とする。

第八十三条第一項中「を行ったとき」を「をしたとき」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による相互会社の設立の登記の申請書には、第六十七条において準用する商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 第七十条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

四 株主総会及び保険契約者総会（保険契約者総代会を設けたときは、保険契約者総代会）の議事録

五 第七十条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険

契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 第七十条第七項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の同項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

七 組織変更をする株式会社が株券発行会社であるときは、第六十九条第六項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

八 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、第六十九条第六項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

九 組織変更後相互会社の取締役（組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

十 組織変更後の会計参与又は会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ これらの者が法人でないときは、会計参与にあつては第五十三条の四において準用する会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、会計監査人にあつては第五十三条の七において準用する同法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

十一 基金の募集をしたときは、基金の抛出の申込み又は第七十八条第三項において準用する第三十条の契約を証する書面

十二 基金の募集をしたときは、第七十八条第三項において準用する第三十条の三第一項の基金の払込みがあつたことを証する書面

第八十三条第三項中「第七十一条及び第七十三条」を「第七十六条及び第七十八条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十三条を第八十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(旧株式に関する質権)

第八十三条 会社法第百五十一条（各号を除く。）及び第百五十四条（株式の質入れの効果）の規定は、株式会社が組織変更をした場合に当該組織変更によって株主が受けることのできる金銭について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十五条中「とする」を「となる」に改める。

第八十六条の見出しを「（組織変更計画の承認）」に改め、同条第一項中「組織変更計画書」を「組織変更計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 相互会社は、第一項の決議をする場合には、第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の通知において、組織変更計画の要領を示さなければならない。

第八十六条第四項を次のように改める。

4 相互会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社（以下この款において「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社の取締役の氏名

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする相互会社の社員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項

六 組織変更をする相互会社の社員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更をする相互会社の社員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 組織変更をする相互会社の社員に対する前号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更をする相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し内閣府令で定める事項

十 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項

十一 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項

十二 組織変更がその効力を生ずる日（以下この款において「効力発生日」という。）その他内閣府令

で定める事項

第八十六条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第二項の定款において、組織変更後の株式会社」を「前項第二号の定款で定める事項として、組織変更後株式会社」に、「記載し、又は記録しなければ」を「定めなければ」に改め、同項を同条第五項とする。

第八十六条の二を削る。

第八十七条を次のように改める。

（組織変更に関する書類等の備置き及び閲覧等）

第八十七条 組織変更をする相互会社は、組織変更計画備置開始日から効力発生日までの間、組織変更計画の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「組織変更計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 前条第一項の社員総会の日（第四十一条第一項において準用する会社法第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）

二 次条第二項の規定による公告の日

3 組織変更をする相互会社の保険契約者その他の債権者は、当該相互会社に対して、その事業時間内は、いつでも、次の各号に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該相互会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって組織変更をする相互会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 組織変更後株式会社は、効力発生日から六月間、組織変更計画の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。

5 組織変更後株式会社の株主及び保険契約者その他の債権者は、組織変更後株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって組織変更後株式会社の定めたものにより

提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第九十条を削る。

第八十九条の見出し中「株式」の下に「又は金銭」を加え、同条第一項中「相互会社」を「組織変更をする相互会社」に、「組織変更計画書」を「組織変更計画」に、「組織変更後の株式会社の株式」を「組織変更後株式会社の株式又は金銭」に改め、同条第二項中「株式」の下に「又は金銭」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 会社法第二百三十四条第一項（各号を除く。）及び第二項から第五項まで（一に満たない端数の処理）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前二項の規定により組織変更をする相互会社の社員に株式を割り当てる場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、「株式」の下に「

又は金銭」を加え、同項を同条第四項とし、同条を第九十条とする。

第八十八条第一項中「相互会社」を「組織変更をする相互会社」に、「組織変更の日」を「効力発生日」に、「組織変更計画書」を「組織変更計画」に、「第九十二条の二第一項」を「第九十二条」に改め、同条第二項中「を行う」を「をする」に改め、同条を第八十九条とし、第八十七条の次に次の一条を加える。

(債権者の異議)

第八十八条 組織変更をする相互会社の保険契約者その他の債権者は、当該相互会社に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする相互会社は、次に掲げる事項を官報及び当該相互会社の定款で定めた公告方法により公告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 組織変更後株式会社の商号及び住所

三 組織変更をする相互会社の保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる

旨

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保険契約者その他の債権者が前項第三号の期間内に異議を述べなかったときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

4 保険契約者その他の債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする相互会社は、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 前項の規定は、保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）については、適用しない。

6 信託業法第四十条第二項（権利義務の承継）の規定は、組織変更について異議を述べた第九十九条第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信託の受益者がある場合について準用する。この場合におい

て、同法第四十条第二項中「合併後の信託会社」とあるのは「組織変更後株式会社（保険業法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第二項第三号の期間内に異議を述べた保険契約者（同項の規定による公告の時ににおいて既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の数が保険契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、第八十六条第一項の承認の決議は、その効力を有しない。

8 前各項の規定によりされた組織変更は、前項の異議を述べた保険契約者及び保険契約者に係る保険契約に係る権利（保険金請求権等を除く。）を有する者についても、その効力を生ずる。

9 組織変更をする相互会社が、第二項の規定による公告をした日の翌日以後保険契約を締結しようとするときは、保険契約者になろうとする者に対し、組織変更の手段中である旨を通知しなければならない

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条を削る。

第九十二条の見出しを「（組織変更剰余金額等）」に改め、同条第一項中「を行う」を「をする」に、「第八十六条第二項」を「第八十六条第四項第二号」に、「において」を「で定める事項として」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第八十九条第二項」を「前条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「もののほか」の下に「組織変更の際して資本準備金として計上すべき額」を加え、「組織変更剰余金額に」を「組織変更の際しての計算に」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第九十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（組織変更における株式の発行）

第九十二条 組織変更をする相互会社は、第九十条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する組織変更後株式会社の株式（以下この款において「組織変更時発行株式」という。）の数（種類株式発行会社にあつては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この款において同じ。）

二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この款において同じ。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第九十二条の二から第九十二条の九までを削る。

第九十三条から第九十六条までを次のように改める。

（組織変更時発行株式の申込み等）

第九十三条 組織変更をする相互会社は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 組織変更後株式会社の商品
 - 二 前条各号に掲げる事項
 - 三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を組織変更をする相互会社に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数
 - 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、組織変更をする相互会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
 - 4 組織変更をする相互会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通

知しなければならない。

5 組織変更をする相互会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該相互会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

7 第十条の規定は、組織変更をする相互会社が第一項の規定による通知をする場合について準用する。
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更時発行株式の割当て）

第九十四条 組織変更をする相互会社は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、当該相互会社は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 組織変更をする相互会社は、第九十二条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割

り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

（組織変更時発行株式の引受け）

第九十五条 申込者は、組織変更をする相互会社の割り当てた組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

（出資の履行）

第九十六条 組織変更時発行株式の引受人（第九十二条第三号の財産（以下この款において「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、第九十三条第一項第三号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 組織変更時発行株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第九十二条第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この款

において「出資の履行」という。）をする債務と組織変更をする相互会社に対する債権とを相殺することができない。

4 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社に對抗することができない。

5 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

第二編第二章第三節第二款中第九十六条の次に次の十五条を加える。

（株主となる時期）

第九十六条の二 組織変更時発行株式の引受人は、効力発生日に、出資の履行を行った組織変更時発行株式の株主となる。

（引受けの無効又は取消しの制限）

第九十六条の三 民法第九十三条ただし書（心裡留保）及び第九十四条第一項（虚偽表示）の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

2 組織変更時発行株式の引受人は、効力発生日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（金銭以外の財産の出資）

第九十六条の四 会社法第二百七条（金銭以外の財産の出資）、第二百十二条（第一項第一号を除く。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）（出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号及び第七号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は第九十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの条において準用する同法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。

この場合において、同法第二百七条第十項第一号中「取締役」とあるのは「保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をする相互会社の取締役」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「保険業法第九十六条の二」と、「第二百九条第一項第三号」とあるのは「同法第九十二条第三号」と、同法第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「保険業法第九十二条第三号」と、「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であつて、当該組織変更の効力発生日から引き続いて株式を有する株主）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（組織変更株式交換）

第九十六条の五 組織変更をする相互会社は、組織変更に際して、組織変更株式交換（組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社の株式の全部を他の株式会社（以下この款にお

いて「組織変更株式交換完全親会社」という。）に取得させることをいう。以下この款において同じ。）をすることができる。

2 組織変更株式交換をする場合には、組織変更をする相互会社は、組織変更株式交換完全親会社との間で、組織変更株式交換契約を締結しなければならない。

3 会社法第七百九十一条（第一項第一号及び第三項を除く。）（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）の規定は組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社について、同法第二百九条第二項（各号を除く。）（株主総会の決議）、第三百二十四条第二項（各号を除く。）（種類株主総会の決議）及び第五編第五章第二節第二款第一目（第七百九十五条第四項第一号及び第二号、第七百九十六条第三項第一号、第七百九十九条第一項第一号及び第二号、第八百条並びに第八百一条第一項、第二項、第三項第一号及び第二号並びに第五項を除く。）（株式会社の手続）の規定は組織変更株式交換完全親会社について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事

件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの項において準用する
同法第七百九十八条第二項の規定による申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要
な技術的読替えは、政令で定める。

（社員への組織変更株式交換完全親会社の株式の割当て等）

第九十六条の六 組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社の社員は、第九十条第一項の規定にか
かわらず、組織変更計画の定めるところにより、組織変更株式交換完全親会社が組織変更株式交換に際
して交付する株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 第九十条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第
二項中「前項」とあるのは「第九十六条の六第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第九十
六条の六第一項及び前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第九十六条の六第一項及び前二項
」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第九十二条の規定により株式を発行する組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合には
、当該株式について払込み又は現物出資の給付をした株式の引受人は、組織変更計画の定めるところに

より、組織変更株式交換完全親会社が当該組織変更株式交換に際して交付する株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

（組織変更株式交換に関し組織変更計画等に定めるべき事項）

第九十六条の七 組織変更株式交換をする場合には、組織変更計画及び組織変更株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更をする相互会社及び組織変更株式交換完全親会社の名称及び商号並びに住所
- 二 組織変更株式交換完全親会社が組織変更株式交換に際して組織変更をする相互会社の社員（第九十条二条の規定により発行する株式の引受人を含む。以下この条において同じ。）に対して株式等（株式又は金銭をいう。以下この節において同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が組織変更株式交換完全親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、その額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、組織変更をする相互会社の社員（組織変更株式交換完全親会社を除く。

）に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 組織変更をする相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し内閣府令で定める事項

五 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項

六 組織変更及び組織変更株式交換がその効力を生ずる日

（組織変更株式移転）

第九十六条の八 組織変更をする相互会社は、組織変更に際して、組織変更株式移転（一又は二以上の組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社（次条第一項第九号に規定する場合にあっては、同号の株式会社を含む。）の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）に取得させることをいう。）をすることができる。

2 第九十六条の六の規定は、組織変更株式移転の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組織変更株式交換完全親会社」とあるのは「組織変更株式移転設立完全親会社」と、同条第二項中「第九十六条の六第一項」とあるのは「第九十六条の八第二項において準用する第九十六条の六第一項」と、同条第三項中「組織変更株式交換完全親会社」とあるのは「組織変更株式移転設立完全親会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更株式移転に関し組織変更計画に定めるべき事項等）

第九十六条の九 組織変更株式移転をする場合には、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更株式移転設立完全親会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更株式移転設立完全親会社の定款で定める事項
- 三 組織変更株式移転設立完全親会社の設立に際して取締役となる者の氏名
- 四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項
 - イ 組織変更株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社である場合 組織変更株式移転設立完全親

会社の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 組織変更株式移転設立完全親会社が監査役設置会社である場合 組織変更株式移転設立完全親会社の設立に際して監査役となる者の氏名

ハ 組織変更株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更株式移転設立完全親会社の設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

五 組織変更株式移転設立完全親会社が組織変更株式移転に際して組織変更をする相互会社の社員（第九十二条の規定により発行する株式の引受人を含む。以下この条において同じ。）に対して交付する当該組織変更株式移転設立完全親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

六 組織変更をする相互会社の社員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更株式移転設立完全親会社が組織変更株式移転に際して組織変更をする相互会社の社員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする相互会社の社員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 他の組織変更をする相互会社又は株式会社と共同して組織変更株式移転により組織変更株式移転設立完全親会社を設立するときは、その旨並びに当該株式会社の新株予約権についての会社法第七百七十三条第一項第九号及び第十号（株式移転計画）に掲げる事項

2 会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第三十条、第六節及び第四十九条を除く。）（設立）の規定は、組織変更株式移転設立完全親会社の設立については、適用しない。

3 組織変更株式移転設立完全親会社の定款は、組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社（第一項第九号に規定する場合にあっては、組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社及び同号の株式会社）が作成する。

4 会社法第八百十一条（第一項第一号を除く。）（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）の規定は組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社について、同法第二百十九条第一項

（第八号に係る部分に限る。）第二項及び第三項（株券の提出に関する公告等）、第二百二十条（株券の提出をすることができない場合）、第二百九十三条第一項（第七号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項まで（新株予約権証券の提出に関する公告等）、第三百九条第二項（各号を除く。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）（株主総会の決議）、第三百二十四条第二項（各号を除く。）及び第三項（第二号に係る部分に限る。）（種類株主総会の決議）並びに第五編第五章第三節第一款第一目（第八百三条第一項第一号及び第二号、第八百五条、第八百八条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号、第八百十条第一項第一号及び第二号、第八百十一条第一項第一号及び第三項並びに第八百十二条を除く。）（株式会社の手続）の規定は第一項第九号の株式会社について、同法第八百十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第四項及び第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）の規定は組織変更株式移転設立完全親会社について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更の認可）

第九十六条の十 組織変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があった場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後株式会社がその業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二 組織変更により、保険契約者の有する権利が害されるおそれがないこと。

三 第九十条又は第九十六条の六（第九十六条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による株式又は金銭の割当てが適正に行われていること。

四 前三号に掲げるもののほか、組織変更により、その業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

（組織変更の効力の発生等）

第九十六条の十一 組織変更をする相互会社は、効力発生日（組織変更株式移転をする場合にあつては、組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日）に、株式会社となる。

2 組織変更をする相互会社の社員は、効力発生日に、第八十六条第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 前二項の規定は、第八十八条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合に
は、適用しない。

第九十六条の十二 前条第二項及び第九十六条の二の規定にかかわらず、組織変更をする相互会社が組織
変更株式交換をする場合には、組織変更株式交換完全親会社は、効力発生日に、組織変更後株式会社の
発行済株式（組織変更株式交換完全親会社の有する組織変更後株式会社の株式を除く。）の全部を取得
する。

2 前条第二項及び第九十六条の二の規定にかかわらず、組織変更をする相互会社が組織変更株式交換を
する場合には、組織変更をする相互会社の社員（第九十二条の規定により発行する株式の引受人を含む
。）は、効力発生日に、第九十六条の七第三号に掲げる事項についての定めに従い、同条第二号イの株
式の株主となる。

3 前二項の規定は、第八十八条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合に
は、適用しない。

第九十六条の十三 第九十六条の十一第二項及び第九十六条の二の規定にかかわらず、組織変更をする相

互会社が組織変更株式移転をする場合には、組織変更株式移転設立完全親会社は、その成立の日に、第九十条第一項の規定により社員に割り当てるべき株式（第九十二条の規定により発行する株式及び第九十六条の九第一項第九号の株式会社の発行する株式を含む。）の全部を取得する。

2 第九十六条の十一第二項及び第九十六条の二の規定にかかわらず、組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合には、組織変更をする相互会社の社員（第九十二条の規定により発行する株式の引受人及び第九十六条の九第一項第九号の株式会社の株主を含む。）は、組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日に、第九十六条の九第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 会社法第七百七十四条第四項及び第五項（株式移転の効力の発生等）の規定は、第九十六条の九第一項第九号に規定する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登記）

第九十六条の十四 相互会社が組織変更をしたときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地

においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする相互会社については解散の登記を、組織変更後株式会社については設立の登記をしなければならない。

- 2 商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）（株式交換の登記）の規定は組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について、会社法第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）（株式移転の登記）及び第九百三十条第一項（第四号に係る部分に限る。）（支店の所在地における登記）の規定並びに商業登記法第九十条（株式移転の登記）の規定は組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 第一項の規定による設立の登記の申請書には、第六十七条において準用する商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 組織変更計画書

- 二 定款

- 三 相互会社の社員総会の議事録

四 組織変更後株式会社の取締役（組織変更後株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ これらの者が法人でないときは、会計参与にあっては第五十三条の四において準用する会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、会計監査人にあっては第五十三条の七において準用する同法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

七 第八十八条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

八 第八十八条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受

けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 第八十八条第七項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の同項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

十 第九十二条の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、第九十六条第一項の規定による払込みがあったことを証する書

面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2) 第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券

の市場価格を証する書面

(3) 第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

ニ 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

4 組織変更株式交換完全親会社がする組織変更株式交換による変更の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書類）及び第四十六条（添付書類の通則）並びに第二項において準用する同法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）に定める書類並びに前項各号に掲げる書類のほか、相互会社の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に相互会社の主たる事務所がある場合を除く。）を添付しなければならない。

5 組織変更株式移転による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条並びに第二項において準用する同法第九十条に定める書類並びに第三項各号に掲げる書類のほか、相互会社の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に相互会社の主たる事務所がある場合を除く。）を添付

しなければならない。

6 商業登記法第七十六条及び第七十八条（組織変更の登記）の規定は第一項の場合について、第六十七条において準用する同法第四十六条第三項の規定は第三項第三号、第四項及び前項（第三項第三号に掲げる書面に関する部分に限る。）の場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式会社から相互会社への組織変更の規定の準用）

第九十六条の十五 第八十二条の規定は、相互会社から株式会社への組織変更について準用する。この場合において、同条第一項中「第七十条第二項」とあるのは「第八十八条第二項」と、同条第二項中「第七十条」とあるのは「第八十八条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更の無効の訴え）

第九十六条の十六 組織変更の無効は、効力発生日（組織変更株式移転をした場合にあつては、組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日。次項において同じ。）から六月以内に、訴えをもってのみ主張す

ることができる。

2 組織変更の無効の訴えは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 組織変更株式交換を伴う組織変更の場合 効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であつた者若しくは組織変更株式交換完全親会社の株主等であつた者又は組織変更後株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者若しくは組織変更株式交換完全親会社の株主等若しくは破産管財人

二 組織変更株式移転を伴う組織変更の場合 効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であつた者又は組織変更後株式会社若しくは第九十六条の九第一項第九号の株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者若しくは組織変更株式移転設立完全親会社の株主等若しくは破産管財人

三 前二号に掲げる場合以外の場合 効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であつた者又は組織変更後株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者

3 組織変更の無効の訴えは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を被告とする。

一 前項第一号に掲げる場合 組織変更後株式会社及び組織変更株式交換完全親会社

二 前項第二号に掲げる場合 組織変更後株式会社及び組織変更株式移転設立完全親会社

三 前項第三号に掲げる場合 組織変更後株式会社

4 会社法第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條から第八百三十九條まで（担保提供命

令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七條第三項（第一号に係る部分に限る

。）及び第四項（裁判による登記の嘱託）の規定は組織変更の無効の訴えについて、同法第八百四十條

（新株発行の無効判決の効力）の規定は第九十二條の規定による組織変更時発行株式の発行を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百四十四條（株式交換又は株式移転の無効判決の効力）の規定は組

織変更株式交換又は組織変更株式移転を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百六十八條第一項

（非訟事件の管轄）、第八百七十一條本文（理由の付記）、第八百七十二條（第二号に係る部分に限る

。）（即時抗告）、第八百七十三條本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五條から第八百七十七條ま

で（非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合）及び第八百七十八条第一項（裁判の効力）の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは「株主又は社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 組織変更株式移転設立完全親会社についての会社法第四百七十五条（清算の開始原因）の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合又は保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を伴う組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合」とする。

第九十八条第五項中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債を含む。）」を削り、同条第六項第二号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に

規定する短期債券」を「第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債」に改め、同項第四号中「第六十一条の二第二項」を「第六十一条の十第二項」に改め、同項第八号中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同項第七号イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号二中「ハの」を「ロの」に改め、同号二を同号ハとする。

第九十九条第二項第二号中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同条第六項中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法、会社法」に改め、同条第八項中「特例及び」を「特例、」に改め、「（昭和十八年法律第四十三号）」を削り、同条第九項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第百条の三の次に次の一条を加える。

（無限責任社員等となることの禁止）

第百条の四 保険会社は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

第百六条第一項第三号中「銀行法第二条第一項（定義等）に規定する」及び「（以下「銀行」という。

）」を削り、同項第五号中「（定義）に掲げる」を「に掲げる」に改め、同項第六号中「（定義）」を削

り、同項第七号中「信託業法第二条第二項（定義）に規定する」を削り、同条第四項中「分割」を「会社分割」に改め、同条第八項を削る。

第一百七条第四項第四号中「その分割」を「その吸収分割」に改める。

第一百一十一条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「前項」を「第二項」に、「これら」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、保険会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所において当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、第一項又は第二項に規定する説明書類を、第一項又は第二項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

第一百十二条第一項中「商法第二百八十五条（財産評価に関する特則）（第五十九条第一項において準用

する場合を含む。）の規定にかかわらず」を「内閣府令で定めるところにより」に改める。

第二百二十六条第六号中「第八十六条第七項の組織変更後の株式会社」を「第八十六条第五項の組織変更後株式会社」に改める。

第二百二十七条第一項第二号及び第三号中「分割」を「会社分割」に改め、同項第四号及び第二百三十条第一号中「資本」を「資本金」に改める。

第二百三十三条中「執行役」の下に「、会計参与」を加える。

第二百三十五条第三項中「この場合には」を「この場合においては」に改める。

第二百三十六条第二項中「商法第三百四十三条（定款変更の決議の方法）」を「会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）」に改め、同条第三項中「商法第二百三十二条第一項（）」を「会社法第二百九十九条第一項（株主総会の）」に、「第四十一条及び第四十九条」を「第四十一条第一項及び第四十九条第一項」に改める。

第二百三十六条の二第一項中「委員会等設置会社等」を「委員会設置会社」に改める。

第二百三十七条第四項中「第一項の」の下に「規定による」を加え、「第十七条第二項」を「第十七条第

五項」に改める。

第四百四十条第三項中「公告が」の下に「当該会社の公告方法として定める時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により」を加える。

第四百四十四条第三項中「商法第三百四十三条（定款変更の決議の方法）」を「会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）」に改める。

第四百四十六条第二項中「及び支店又は従たる事務所」を削り、同条第三項中「第七十九条（株式会社の）」を「第四十六条（）」に、「第六十五条」を「第六十七条」に改める。

第四百四十八条第三項中「商法第三十八条第一項」を「会社法第十一条第一項」に、「営業主」を「会社」に、「二規定スル」を「に規定する」に、「営業」を「事業」に、「及財産」を「及び財産」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替は、政令で定める」を加える。

第二編第八章の章名、同章第一節の節名、同章第二節の節名、同章第三節の節名及び同章第三節の二の節名を削る。

第五百五十一条を次のように改める。

第百五十一条 削除

第百五十一条の次に次の章名及び節名を付する。

第八章 解散、合併、会社分割及び清算

第一節 解散

第百五十二条第一項中「商法第四百四条（株式会社の解散の原因）を「会社法第四百七十一条（解散の事由）」に、「同条第一号中「第九十四条第一号、第三号」を「同条中「次に」に、「第九十四条第三号」を「第三号から第六号までに」に改め、同条第二項中「商法第四百四条」を「会社法第四百七十一条」に、「同条第二号」を「同条第三号」に、「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ）を「社員総会（総代会を設けているときは、」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替は、政令で定める」を加え、同条第三項中「商法第四百四条各号」を「会社法第四百七十一条第三号から第六号まで」に改める。

第百五十三条第一項第三号中「第百六十六条第一項」を「第百六十七条第一項」に改める。

第百五十五条中「第六十五条」を「第六十七条」に、「（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会

社の添付書面の通則)」を「及び第四十六条」に、「第六十一条第三項（解散の登記）」を「第七十一条第三項」に改める。

第百五十六条の二の前の見出し中「書類」を「書面」に改め、同条第一項中「取締役（委員会等設置相互会社にあつては、執行役）」を「相互会社」に改め、「次条第一項の」の下に「規定による」を加え、「書類」を「事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 相互会社の社員は、相互会社の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該相互会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて相互会社の定めたものにより提供するこ

との請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第百五十七条第二項中「においては」を「には」に改め、「社員である者は」の下に「、取締役に対し」を加え、「記載した書面を取締役に提出して」を「示して」に、「書類の提出は、同項の」を「請求は、同項の規定による」に改め、同条第三項中「書面の提出」を「規定による請求」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十七条第五項を削る。

第百五十八条中「商法第九十六条」を「会社法第九百二十六条」に、「第六十一条第一項」を「第七十条第一項」に、「商法」とあるのは、「を」「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「に」、「第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第一項において準用する同法」を「第百八十条の四第一項第一号」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 合併

第一款 通則

第百五十九条の見出しを削り、同条第一項中「合併する」を「合併をする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、合併をする相互会社又は株式会社は、合併契約を締結しなければならない。

第百五十九条第二項中「設立される」を「設立する」に改め、同項第一号及び第二号中「合併する」を「合併をする」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の款名を付する。

第二款 合併契約

第百六十条の前の見出しを削り、同条及び第百六十一条を次のように改める。

（相互会社と相互会社との吸収合併契約）

第百六十条 相互会社と相互会社とが吸収合併（相互会社が他の相互会社又は株式会社とする合併であつて、合併により消滅する相互会社又は株式会社の権利義務の全部を合併後存続する相互会社又は株式会社に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する相互会社（以下この節において「吸収合併存続相互会社」という。）及び吸収合併により消滅する相互会社（以下この節において「吸収合併消滅相互会社」という。）の名称及び住所

二 吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付すべき金銭の額を定めたときは、その定め

三 吸収合併消滅相互会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項

四 吸収合併がその効力を生ずる日

五 その他内閣府令で定める事項

（相互会社と相互会社との新設合併契約）

第六百六十一条 相互会社と相互会社とが新設合併（二以上の相互会社又は二以上の相互会社及び株式会社とする合併であつて、合併により消滅する相互会社又は株式会社の権利義務の全部を合併により設立する相互会社又は株式会社に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する相互会社（以下この節において「新設合併消滅相互会社」という。）の名

称及び住所

二 新設合併により設立する相互会社（以下この節において「新設合併設立相互会社」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立相互会社の定款で定める事項

四 新設合併設立相互会社の設立時取締役の氏名

五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設合併設立相互会社が会計参与設置会社である場合 新設合併設立相互会社の設立時会計参与の氏名又は名称

ロ 新設合併設立相互会社が監査役設置会社である場合 新設合併設立相互会社の設立時監査役の氏名

ハ 新設合併設立相互会社が会計監査人設置会社である場合 新設合併設立相互会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

六 新設合併消滅相互会社の社員に対して交付すべき金銭の額を定めたときは、その定め

七 新設合併後における保険契約者の権利に関する事項

八 その他内閣府令で定める事項

第百六十二条に見出しとして「（相互会社が存続するときの株式会社と相互会社との吸収合併契約）」を付し、同条第一項を次のように改める。

株式会社と相互会社とが吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する保険会社等が相互会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併により消滅する株式会社（以下この節において「吸収合併消滅株式会社」という。）及び

吸収合併存続相互会社の商号及び名称並びに住所

二 吸収合併消滅株式会社の株主及び新株予約権者に対する補償の方法

三 吸収合併存続相互会社の準備金に関する事項

四 吸収合併消滅株式会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項

五 吸収合併がその効力を生ずる日

六 その他内閣府令で定める事項

第六十二条第二項中「合併」を「吸収合併」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第三項中「第七十一条第一項」を「第七十二条第一項」に、「第一項の合併により消滅する株式会社」を「第一項第一号の吸収合併消滅株式会社」に、「前条第一項」を「第七十条第二項」に、「第六十六条第一項」を「第六十五条の七第二項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第四項中「第八十二条」を「第八十三条」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条に見出しとして「（相互会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併契約）」を付し、同条第一項を次のように改める。

株式会社と相互会社とが新設合併をする場合において、新設合併により設立する保険会社等が相互会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する株式会社（以下この節において「新設合併消滅株式会社」という。）及び

新設合併消滅相互会社の商号及び名称並びに住所

二 新設合併設立相互会社の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立相互会社の定款で定める事項

四 新設合併設立相互会社の設立時取締役の氏名

五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設合併設立相互会社が会計参与設置会社である場合 新設合併設立相互会社の設立時会計参与の氏名又は名称

ロ 新設合併設立相互会社が監査役設置会社である場合 新設合併設立相互会社の設立時監査役の氏名

ハ 新設合併設立相互会社が会計監査人設置会社である場合 新設合併設立相互会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

六 新設合併消滅株式会社の株主及び新株予約権者に対する補償の方法

七 新設合併消滅相互会社の社員に対して交付すべき金銭の額を定めたときは、その定め

八 新設合併設立相互会社の準備金に関する事項

九 新設合併後における保険契約者の権利に関する事項

十 その他内閣府令で定める事項

第百六十三条第二項中「合併の」を「新設合併の」に、「当該合併により消滅する株式会社」を「新設合併消滅株式会社」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「吸収合併」とあるのは「新設合併」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十三条第三項中「第八十二条」を「第八十三条」に、「合併」を「新設合併」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十四条及び第百六十五条を次のように改める。

（株式会社が存続するときの株式会社と相互会社との吸収合併契約）

第百六十四条 株式会社と相互会社とが吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する保険会社等が

株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する株式会社（以下この節において「吸収合併存続株式会社」という。）及び吸収合併消滅相互会社の商号及び名称並びに住所

二 吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して吸収合併消滅相互会社の社員に対して株式等（株式又は金銭をいう。以下この節において同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅相互会社の社員（吸収合併存続株式会社を除く。）に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し内閣府令で定める事項

- 五 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項
- 六 吸収合併消滅相互会社の基金の抛出者に対して交付すべき金銭の額を定めたときは、その定め
- 七 吸収合併消滅相互会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項
- 八 合併剰余金額に関する事項
- 九 吸収合併がその効力を生ずる日
- 十 その他内閣府令で定める事項
- 2 第八十九条第一項本文及び第二項の規定は、前項の吸収合併の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組織変更をする相互会社」とあるのは「吸収合併消滅相互会社」と、「効力発生日」とあるのは「第百六十四条第一項第九号の日」と、「組織変更計画」とあるのは「同項の吸収合併契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 第九十条の規定は第一項の吸収合併について、第百六十二条第三項の規定は吸収合併消滅相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第一項中「組織変更をする相互会社の社員は、組織変更計画」とあるのは「吸収合併消滅相互会社の社員は、第百六十四条第一項の吸収合併契約」

と、「組織変更後株式会社」とあるのは「吸収合併存続株式会社」と、第百六十二条第三項中「第百六十五条の七第二項」とあるのは「第百六十五条の十七第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第九十一条の規定は、吸収合併存続株式会社について準用する。この場合において、同条中「組織変更剰余金額」とあるのは「合併剰余金額」と、同条第一項中「第八十六条第四項第二号の定款で定める事項として、」とあるのは「定款で」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「第百六十四条第三項において準用する前条第二項」と、同条第三項中「組織変更」とあるのは「第百六十四条第一項の吸収合併」と、「その他組織変更」とあるのは「その他当該吸収合併」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併契約）

第百六十五条 株式会社と相互会社とが新設合併をする場合において、新設合併により設立する保険会社等が株式会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅会社（新設合併消滅株式会社及び新設合併消滅相互会社をいう。以下この節において

同じ。)の商号及び名称並びに住所

二 新設合併により設立する株式会社(以下この節において「新設合併設立株式会社」という。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社の定款で定める事項

四 新設合併設立株式会社の設立に際して取締役となる者の氏名

五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 新設合併設立株式会社が監査役設置会社である場合 新設合併設立株式会社の設立に際して監査役となる者の氏名

ハ 新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設合併設立株式会社の設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

六 新設合併設立株式会社が新設合併に際して新設合併消滅株式会社の株主に対して交付するその株式

に代わる当該新設合併設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

七 新設合併設立株式会社が新設合併に際して新設合併消滅相互会社の社員に対して交付する当該新設合併設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

八 新設合併設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

九 新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社及び新設合併消滅相互会社を除く。）又は新設合併消滅相互会社の社員（新設合併消滅株式会社及び新設合併消滅相互会社を除く。）に対する第

六号又は第七号の株式の割当てに関する事項

十 新設合併消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し内閣府令で定める事項

十一 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項

十二 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社が新設合併に

際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社が当該新株予約権付社債についての社債（会社法第二条第二十三号（定義）に規定する社債をいう。ロにおいて同じ。）に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ イの新設合併消滅株式会社の新株予約権以外の当該新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

十三 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

十四 新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅相互会社の基金の拋出者若しくは社員に対して交

付すべき金額を定めたときは、その定め

十五 新設合併後における保険契約者の権利に関する事項

十六 合併剰余金額に関する事項

十七 その他内閣府令で定める事項

2 前項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅会社は、新設合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第六号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第六号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社、新設合併消滅相互会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有

する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

4 第八十九条第一項本文及び第二項の規定は、第一項の新設合併の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組織変更をする相互会社」とあるのは「新設合併消滅相互会社」と、「効力発生日」とあるのは「新設合併設立株式会社の成立の日」と、「組織変更計画」とあるのは「第百六十五条第一項の新設合併契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第九十条の規定は第一項の新設合併について、第百六十二条第三項の規定は新設合併消滅相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第一項中「組織変更をする相互会社の社員は、組織変更計画」とあるのは「新設合併消滅相互会社の社員は、第百六十五条第一項の新設合併契約」と、「組織変更後株式会社」とあるのは「新設合併設立株式会社」と、第百六十二条第三項中「第百六十五条の七第二項」とあるのは「第百六十五条の十七第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第九十一条の規定は、新設合併設立株式会社について準用する。この場合において、同条中「組織変

更剰余金額」とあるのは「合併剰余金額」と、同条第一項中「第八十六条第四項第二号」とあるのは「第百六十五条第一項第三号」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「第百六十五条第五項において準用する前条第二項」と、同条第三項中「組織変更」とあるのは「第百六十五条第一項の新設合併」と、「その他組織変更」とあるのは「その他当該新設合併」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十五条の二を削る。

第百六十五条の次に次の款名、七目及び目名を加える。

第三款 合併の手続

第一目 消滅株式会社の手続

（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百六十五条の二 消滅株式会社（吸収合併消滅株式会社及び新設合併消滅株式会社をいう。以下この節において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか早い日から合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）までの間、合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は

記録した書面又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。

一 次条第一項の株主総会又は同条第五項の種類株主総会の日の二週間前の日

二 第六十五条の四第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第六十五条の七第二項の規定による公告の日

2 消滅株式会社の株主及び保険契約者その他の債権者は、消滅株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該消滅株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって消滅株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併契約の承認)

第百六十五条の三 消滅株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、合併契約の承認を受けなければならない。

2 消滅株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）の規定による決議によらなければならない。

3 消滅株式会社は、第一項の規定による決議をする場合には、会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の通知において、合併契約の要領を示さなければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、消滅株式会社が公開会社（会社法第二条第五号（定義）に規定する公開会社をいう。以下この節において同じ。）である場合において、消滅株式会社の株主に対して交付する株式等の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の決議は、同法第三百九条第三項に定める決議によらなければならない。ただし、当該消滅株式会社が種類株式発行会社である場合は、この限りでない。

5 新設合併消滅株式会社が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社の株主に対して交付する新設合併設立株式会社の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は

、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

6 新設合併消滅株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第三百二十四条第三項（種類株主総会の決議）の規定による決議によらなければならない。

（株主等に対する通知等）

第百六十五条の四 消滅株式会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主及び登録株式質権者並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対し、合併をする旨並びに吸収合併存続相互会社又は合併により設立する保険業を営む株式会社若しくは相互会社（以下この節において「新設合併設立会社」という。）の商号又は名称及び住所を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

3 会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（株券の提出に関する公告等）、第二百二十条（株券の提出をすることができない場合）並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）（新株予約権証券の提出に関する公告等）の規定は、消滅株式会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式買取請求権）

第百六十五条の五 次に掲げる株主は、消滅株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 合併契約を承認するための株主総会（種類株主総会を含む。以下この号において同じ。）に先立って当該合併に反対する旨を当該消滅株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）、第七百八十六条（株式の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る

。(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る)。(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新株予約権買取請求)

第百六十五条の六 消滅株式会社の新株予約権者は、消滅株式会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 会社法第七百八十七条第五項から第七項まで(新株予約権買取請求)、第七百八十八条(新株予約権の価格の決定等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第四号に係る部分に限る)。(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る)。(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第六百六十五条の七 消滅株式会社の保険契約者その他の債権者は、消滅株式会社に対し、合併について異議を述べることができる。

2 消滅株式会社は、次に掲げる事項を官報及び当該消滅株式会社の定款で定めた公告方法により公告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 吸収合併存続相互会社又は他の新設合併消滅会社（新設合併消滅株式会社及び新設合併消滅相互会社をいう。第六百六十五条の十七第二項において同じ。）及び新設合併設立会社の商号又は名称及び住所

三 消滅株式会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 消滅株式会社の保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保険契約者その他の債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該保険契約者その

他の債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

- 4 第七十条第四項から第九項までの規定は、第一項の規定による債権者の異議について準用する。この場合において、同条第四項及び第七項中「第二項第四号」とあるのは「第百六十五条の七第二項第四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併の効力発生日の変更）

第百六十五条の八 吸収合併消滅株式会社は、吸収合併存続相互会社との合意により、効力発生日を変更することができる。

- 2 前項の場合には、吸収合併消滅株式会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

- 3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。

第二目 吸収合併存続株式会社の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百六十五条の九 吸収合併存続株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によってその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日

二 第百六十五条の十二において準用する第百六十五条の四第一項の規定による通知の日又は第百六十五条の十二において準用する第百六十五条の四第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第百六十五条の十二において準用する第百六十五条の七第二項の規定による公告の日

2 吸収合併存続株式会社の株主及び保険契約者その他の債権者は、吸収合併存続株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約の承認等)

第百六十五条の十 吸収合併存続株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併存続株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）の規定による決議によらなければならない。

3 吸収合併存続株式会社は、第一項の規定による決議をする場合には、会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の通知において、吸収合併契約の要領を示さなければならない。

4 承継する吸収合併消滅相互会社の資産に吸収合併存続株式会社の株式が含まれる場合には、取締役は、第一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

5 吸収合併存続会社が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅相互会社の社員に交付する株式等が吸収合併存続株式会社の株式である場合には、吸収合併は、第六十四条第一項第二号イの種類株式（譲渡制限株式であつて、会社法第九十九条第四項（募集事項の決定）の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

6 吸収合併存続株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第二百二十四条第三項（種類株主総会の決議）の規定による決議によらなければならない。

（吸収合併契約の承認を要しない場合等）

第六十五条の十一 前条第一項から第四項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を吸収合併存続株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、公開会社でない種類株式発行会社において同条第五項

本文に規定する場合は、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付する吸収合併存続株式会社の株式の数に一株当たり純資産額（会社法第百四十一条第二項（株式会社による買取りの通知）に規定する一株当たり純資産額をいう。）を乗じて得た額

ロ 吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付する金銭の額

二 吸収合併存続株式会社の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

2 前項本文に規定する場合において、内閣府令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条において準用する第百六十五条の四第一項の規定による通知又は次条において準用する第百六十五条の四第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

（準用規定）

第百六十五条の十二 第百六十五条の四、第百六十五条の五及び第百六十五条の七の規定は、吸収合併存続株式会社について準用する。この場合において、第百六十五条の四第一項中「及び住所」とあるのは「住所及び第百六十五条の十第四項に規定する場合にあっては同項の株式に関する事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百六十五条の十三 吸収合併存続株式会社は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社が承継した吸収合併消滅相互会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続株式会社は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続株式会社の株主及び保険契約者その他の債権者は、吸収合併存続株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第三目 新設合併設立株式会社の手続

第百六十五条の十四 会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。）（設立）の規定は、新設合併設立株式会社の設立については、適用しない。

2 新設合併設立株式会社の定款は、新設合併消滅会社が作成する。

3 前条の規定は、新設合併設立株式会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四目 消滅相互会社の手続

（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百六十五条の十五 消滅相互会社（吸収合併消滅相互会社及び新設合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各事務所に備え置かなければならない。

一 次条第一項の社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この款において同じ。）の日の二週間前の日

二 第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日

2 消滅相互会社の保険契約者その他の債権者は、消滅相互会社に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該消滅相互会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて消滅相互会社の定めたものにより提供する
ることの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併契約の承認)

第百六十五条の十六 消滅相互会社は、効力発生日の前日までに、社員総会の決議によって、合併契約の承認を受けなければならない。

2 消滅相互会社が前項の規定による決議をする場合には、第六十二条第二項の規定による決議によらなければならない。

(債権者の異議)

第百六十五条の十七 消滅相互会社の保険契約者その他の債権者は、消滅相互会社に対し、合併について異議を述べることができる。

2 消滅相互会社は、次に掲げる事項を官報及び当該消滅相互会社の定款で定めた公告方法により公告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 吸収合併存続会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併存続株式会社をいう。以下この節において同じ。）又は他の新設合併消滅会社及び新設合併設立会社の商号又は名称及び住所

三 消滅相互会社の保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

四 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保険契約者その他の債権者が前項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

4 第八十八条第四項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定による債権者の異議について準用する。この場合において、同条第四項及び第七項中「第二項第三号」とあるのは「第百六十五条の十七第二項第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併等の効力発生日の変更）

第百六十五条の十八 吸収合併消滅相互会社は、吸収合併存続会社との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、吸収合併消滅相互会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。

第五目 吸収合併存続相互会社の手続

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百六十五条の十九 吸収合併存続相互会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各事務所に備え置かなければならない。

一 次条において準用する第百六十五条の十六第一項の社員総会の日の一週間前の日

二 次条において準用する第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日

2 吸収合併存続相互会社の保険契約者その他の債権者は、吸収合併存続相互会社に対して、その事業時

間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続相互会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続相互会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(準用規定)

第百六十五条の二十 第百六十五条の十六及び第百六十五条の十七の規定は、吸収合併存続相互会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百六十五条の二十一 吸収合併存続相互会社は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続相互会社が承継した吸収合併消滅相互会社又は吸収合併消滅株式会社の権利義務その他の吸収合併に関

する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続相互会社は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を各事務所に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続相互会社の保険契約者その他の債権者は、吸収合併存続相互会社に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続相互会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続相互会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六目 新設合併設立相互会社の手続

- 第百六十五条の二十二 第二章第二節第二款（第二十三条（第一項第九号及び第四項を除く。）、第二十五条、第二十六条、第三十条の十第二項から第四項まで及び第六項並びに第三十条の十三第一項を除く。）の規定は、新設合併設立相互会社の設立については、適用しない。
- 2 新設合併設立相互会社の定款は、新設合併消滅相互会社が作成する。
- 3 前条の規定は、新設合併設立相互会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七目 株式会社の場合に関する特則

（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等に関する特則）

第百六十五条の二十三 保険業を営む株式会社が会社法第七百四十八条（合併契約の締結）の合併をする場合（合併後存続する会社又は合併により設立する会社が保険業を営む株式会社である場合に限る。）における同法第七百八十二条第一項、第七百九十四条第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）及び第八百三条第一項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは「事項及び内閣府令で定める事項」と、「その本店

」とあるのは「各営業所」とする。

（債権者の異議に関する特則）

第六百六十五条の二十四 会社法第七百四十八条（合併契約の締結）の合併（合併後存続する会社又は合併により設立する会社が保険業を営む株式会社である場合に限る。）をする保険業を営む株式会社（以下この節において「会社法合併会社」という。）の保険契約者その他の債権者は、会社法合併会社に対し、合併について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、会社法合併会社は、次に掲げる事項を官報及び当該会社法合併会社の定款で定めた公告方法により公告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併をする会社及び合併後存続する会社又は合併により設立する会社の商号及び住所

三 前号に規定する会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 会社法合併会社の保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保険契約者その他の債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

4 保険契約者その他の債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、会社法合併会社は、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 前項の規定は、保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）については、適用しない。

6 信託業法第四十条第二項（権利義務の承継）の規定は、合併について異議を述べた第九十九条第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信託の受益者がある場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者（同項の規定による公告の時ににおいて既に保険金請

求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。

）に係る保険契約者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の数が保険契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、合併の承認の決議は、効力を有しない。

8 前各項の規定によりされた合併は、前項の異議を述べた保険契約者及び保険契約者に係る保険契約に係る権利（保険金請求権等を除く。）を有する者についても、その効力を生ずる。

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 会社法第七百八十九条、第七百九十九条及び第八百十条（債権者の異議）の規定は、会社法合併会社については、適用しない。

第八目 合併後の公告等

第百六十六条の見出し及び同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「設立される」を「設立する」に、「第一項の」を「第百六十五条の七第二項（第百六十五条の十二において準用する場合を含む）

（）、第百六十五条の十七第二項（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は前条第二項の規定による」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「設立される」を「設立する」に改め、「の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」を削り、「第一項及び第二項において準用する第七十条第二項から第四項まで」を「第百六十五条の七（第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十七（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は前条」に、「記載した書類」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の株主及び保険契約者その他の債権者は、その営業時間内又は事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の

請求

第百六十六条第六項を削り、同条の次に次の款名を付する。

第四款 合併の効力の発生等

第百六十七条第一項を次のように改める。

保険会社等の合併（保険会社等が合併後存続する場合又は保険会社等を合併により設立する場合に限る。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第百六十七条第二項第三号中「設立される」を「設立する」に改める。

第百六十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（合併の効力の発生等）」を付し、同条を次のように改める。

第百六十九条 吸収合併存続相互会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社（吸収合併消滅相互会社又は

吸収合併消滅株式会社をいう。以下この節において同じ。）の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

3 吸収合併消滅株式会社の株式及び新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

4 吸収合併消滅会社の保険契約者は、効力発生日に、吸収合併存続相互会社に入社する。ただし、吸収合併存続相互会社の定款で当該保険契約者の保険契約と同種の保険契約に係る保険契約者が社員とされていない場合は、この限りでない。

5 前各項の規定は、第百六十五条の七若しくは第百六十五条の十七（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第百六十九条の次に次の四条を加える。

第百六十九条の二 新設合併設立相互会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継する。

2 新設合併消滅会社の保険契約者は、新設合併設立相互会社の成立の日に、新設合併設立相互会社に入社する。ただし、新設合併設立相互会社の定款で当該保険契約者の保険契約と同種の保険契約に係る保険契約者が社員とされていない場合は、この限りでない。

3 新設合併消滅株式会社の株式及び新株予約権は、新設合併設立相互会社の成立の日に、消滅する。

第百六十九条の三 吸収合併存続株式会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

3 第百六十四条第一項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合には、吸収合併消滅相互会社の社員は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号イの株式の株主となる。

4 前三項の規定は、第百六十五条の十二において準用する第百六十五条の七若しくは第百六十五条の十七の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第百六十九条の四 新設合併設立株式会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継する

。 2 新設合併消滅会社の株主又は社員は、新設合併設立株式会社の成立の日に、第百六十五条第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号又は第七号の株式の株主となる。

3 新設合併消滅株式会社の新株予約権は、新設合併設立株式会社の成立の日に、消滅する。

4 第百六十五条第一項第十二号イに規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者は、新設合併設立株式会社の成立の日に、同項第十三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第十二号イの新設合併設立株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。

(合併の登記)

第百六十九条の五 相互会社又は株式会社が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、吸収合併消滅会社については解散の登記をし、吸収合併存続会社については変更の登記をしなければならない。

2 二以上の相互会社又は株式会社が新設合併をする場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、新設合併消滅会社

については解散の登記をし、新設合併設立会社については設立の登記をしなければならない。

一 新設合併消滅会社が株式会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第六百六十五条の三第一項の株主総会の決議の日

ロ 新設合併をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日

ハ 第六百六十五条の四第一項の規定による通知又は同条第二項の公告をした日から二十日を経過した

日

ニ 第六百六十五条の七の規定による手続が終了した日

ホ 新設合併消滅会社が合意により定めた日

二 新設合併消滅会社が相互会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第六百六十五条の十六第一項の社員総会の決議の日

ロ 第六百六十五条の十七の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併消滅会社が合意により定めた日

三 新設合併消滅会社が株式会社及び相互会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

3 前二項に規定する場合には、当該相互会社又は株式会社は、これらの規定に規定する日から三週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第一項に規定する変更の登記は、会社法第九百三十条第二項各号（支店の所在地における登記）（第六十四条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第一百七十条の見出しを「（合併の登記の申請等）」に改め、同条第一項中「第百六十六条第一項」を「第百五十九条第一項及び第百六十五条の二十三」に、「第七十九条（株式会社の）」を「第四十六条（」、「第六十五条」を「第六十七条」に、「第九十条（合併）」を「第八十条（吸収合併）」に、「第七十三条第二項」を「第三項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第百六十五条の七第二項（第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十七第二項（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は第百六十五条の二十四第二項の規定による公告をしたことを証する書面

二 消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社にあつては、第百六十五条の七第二項第四号（第百六十五

条の十二において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が第百六十五条の七第四項（第百六十五条の十二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する第七十条第七項（第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下この号において単に「第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下この号において同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の第百六十五条の七第四項において準用する第七十条第七項の内閣府令で定める金額が第百六十五条の七第四項において準用する第七十条第七項の金額の総額の五分の一（第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面

第百七十条第一項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 消滅相互会社又は吸収合併存続相互会社にあっては、第百六十五条の十七第二項第三号（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が第百六十五条の十七第四項（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）にお

いて準用する第八十八条第七項（第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下この号において単に「第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下この号において同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の第百六十五条の十七第四項において準用する第八十八条第七項の内閣府令で定める金額が第百六十五条の十七第四項において準用する第八十八条第七項の金額の総額の五分の一（第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面

四 会社法合併会社にあつては、第百六十五条の二十四第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者の数が同条第七項（第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下この号において単に「第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下この号において同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の第百六十五条の二十四第七項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一（第二百五十五条第二項の規

定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面

第七百七十条第二項中「第百六十六条第一項」を「第百五十九条第一項及び第百六十五条の二十三」に、

「第七十九条」を「第四十六条」に、「第六十五条」を「第六十七条」に、「第九十一条（合併）」を「第八十一条（新設合併）」に、「第七十三条第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 商業登記法第七十九条から第八十三条まで（合併の登記）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七百七十一条第一項中「第百六十六条第一項」を「第百六十七条第一項」に、「設立される」を「設立する」に改める。

第七百七十二条の前の見出しを削り、同条及び第七百七十三条を次のように改める。

（合併の無効の訴え）

第七百七十二条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条

から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併の無効判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項（裁判による登記の嘱託）の規定は、第五百九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「社員等」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役若しくは清算人（委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七百七十三条 削除

第七百七十三條の次に次の節名を付する。

第三節 会社分割

第七百七十三條の二第一項中「会社」を「保険株式会社」に、「分割により」を「その会社分割（以下この節において「分割」という。）によりその」に、「第七百七十三條の四第一項」を「第七百七十三條の四第二項」に改め、同條第二項中「会社は、分割計画書又は分割契約書（以下「分割計画書等」を「保険株式会社は、新設分割計画又は吸収分割契約（以下「分割計画等」に改める。

第七百七十三條の三及び第七百七十三條の四を次のように改める。

（分割に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第七百七十三條の三 分割の当事者である保険株式会社についての会社法第七百八十二條第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）、第七百九十四條第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）及び第八百三十三條第一項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは「事項及び内閣府令で定める事項」と、「その本店」とあるのは「各営業所」とする。

(債権者の異議)

第七十三条の四 保険株式会社が分割の当事者となる場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める保険株式会社に対し、分割について異議を述べることができる。

一 保険株式会社である吸収分割会社（吸収分割をする株式会社又は合同会社をいう。以下この条において同じ。）の保険契約者その他の債権者（会社法第七百八十九条第一項第二号（債権者の異議）に定める債権者であるものに限る。） 当該吸収分割会社

二 保険株式会社である吸収分割承継会社（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割会社から承継する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。以下同じ。）の保険契約者その他の債権者 当該吸収分割承継会社

三 保険株式会社である新設分割会社（新設分割をする株式会社又は合同会社をいう。以下この条において同じ。）の保険契約者その他の債権者（会社法第八百十条第一項第二号（債権者の異議）に定める債権者であるものに限る。） 当該新設分割会社

2 前項の場合には、同項各号に定める保険株式会社（以下この条において「分割当事会社」という。）

は、次に掲げる事項を官報及び当該分割当事会社が定款で定めた公告方法により公告し、かつ、知れて
いる債権者（会社法第七百八十九条第三項又は第八百十条第三項の債権者に限る。）には、各別にこれ
を催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 分割をする旨

二 次のイ又はロに掲げる分割の区分に応じ、当該イ又はロに定める会社の商号及び住所

イ 吸収分割 吸収分割会社及び吸収分割承継会社

ロ 新設分割 新設分割会社及び新設分割により設立する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会
社

三 前号イ又はロに定める株式会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 分割当事会社の保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保険契約者その他の債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該保険契約者その
他の債権者は、当該分割について承認をしたものとみなす。

4 保険契約者その他の債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、分割当事会社は、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該分割をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 前項の規定は、保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）については、適用しない。

6 第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者（同項の規定による公告の時に既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。

）に係る保険契約者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の数が保険契約者（第一項の規定により異議を述べることができるものに限る。）の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者（同項の規定により異議を述べることができるものに限る。）の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、分割は、その効力を有しない。

7 前各項の規定によりされた分割は、前項の異議を述べた保険契約者及び保険契約者に係る保険契約に係る権利（保険金請求権等を除く。）を有する者についても、その効力を生ずる。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 会社法第七百八十九条、第七百九十九条（債権者の異議）及び第八百十条の規定は、第一項各号に定める保険株式会社については、適用しない。

10 第一項に規定する場合における会社法第七百五十九条第二項及び第三項（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十一条第二項及び第三項（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十四条第二項及び第三項（株式会社を設立する新設分割の効力の発生等）並びに第七百六十六条第二項及び第三項（持分会社を設立する新設分割の効力の発生等）の規定の適用については、同法第七百五十九条第二項、第七百六十一条第二項、第七百六十四条第二項及び第七百六十六条第二項中「の規定により異議」とあるのは「又は保険業法第七十三條の四第二項の規定により異議」と、」の各別の催告」とあるのは「」又は保険業法第七十三條の四第二項の各別の催告」と、同法第七百五十九条第二項及び第七百六十一条第二項中「第七百八十九条第二項の各別の

催告」とあるのは「第七百八十九条第二項又は保険業法第七十三条の四第二項の各別の催告」と、同法第七百六十四条第二項及び第七百六十六条第二項中「第八百十条第二項の各別の催告」とあるのは「第八百十条第二項又は保険業法第七十三条の四第二項の各別の催告」と、同法第七百五十九条第三項及び第七百六十一条第三項中「第七百八十九条第一項第二号」とあるのは「第七百八十九条第一項第二号又は保険業法第七十三条の四第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第七百八十九条第二項又は同法第七百七十三条の四第二項」と、同法第七百六十四条第三項及び第七百六十六条第三項中「第八百十条第一項第二号」とあるのは「第八百十条第一項第二号又は保険業法第七十三条の四第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第八百十条第二項又は同法第七百七十三条の四第二項」とする。

11 会社法第七百五十九条第二項及び第三項、第七百六十一条第二項及び第三項、第七百六十四条第二項及び第三項並びに第七百六十六条第二項及び第三項の規定は、保険契約に係る権利を有する者、第九十九条第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信託の受益者その他の政令で定める債権者については、適用しない。

第七百七十三条の五、第七百七十三条の六の見出し並びに同条第一項及び第二項第三号中「会社」を「保険

株式会社」に改める。

第百七十三条の七第一項中「会社」を「保険株式会社」に改め、同条第二項中「会社」を「保険株式会社」に、「分割計画書等」を「分割計画等」に改め、同条第三項中「会社」を「保険株式会社」に、「分割計画書等」を「分割計画等」に改め、「公告が」の下に「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により」を加え、同条第四項を削る。

第百七十三条の八第一項中「第七十九条（株式会社の添付書面の通則）及び第八十九条の七第一項（新設分割による設立の登記）」に定める」を「第四十六条（添付書面の通則）、第八十六条（第八号を除く。

）（会社分割の登記）及び第百九条第二項（第三号中同法第八十六条第八号に掲げる書面に係る部分を除き、同法第百十六条第一項及び第百二十五条において準用する場合を含む。）（会社分割の登記）に規定する」に改め、同項第一号中「第百七十三条の四第一項」を「第百七十三条の四第二項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第百七十三条の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁

済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該分割をしても当該
保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

第七十三條の八第一項に次の一号を加える。

三 第七十三條の四第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の同項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

第七十三條の八第二項を次のように改める。

2 吸収分割承継会社である株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、商業登記法第十八條、第十九條、第四十六條、第八十五條（保険株式会社に係る同條第三号又は第八号に掲げる書面に係る部分を除く。）（会社分割の登記）、第九十三條（添付書面の通則）（同法第一百一十條及び第一百十八條において準用する場合を含む。）及び第九十九條第一項（第二号中同法第八十五條第八号に掲げる書面に係る部分を除き、同法第一百十六條第一項及び第二百二十五條において準用する場合を含む。）に規定する書類のほか、前項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第七十三條の九の見出し及び同條第一項中「会社」を「保險株式會社」に改める。

第七十四條第一項を次のように改める。

内閣總理大臣は、保險會社等が第五百十二條第一項の規定により読み替えて適用する會社法第四百七十一條第六号（解散の事由）（第五百十二條第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由によつて解散したものであるときは利害關係人若しくは法務大臣の請求により又は職権で、第八十條の四第一項又は同法第四百七十八條第一項（清算人の就任）の規定により清算人となる者が不在とき、及び保險會社等が第八十條第二号又は同法第四百七十五條第二号（清算の開始原因）に掲げる場合に該当することとなつたものであるときは利害關係人の請求により又は職権で、清算人を選任する。

第七十四條第九項中「第六項」を「第九項」に、「清算に係る保險會社等（以下この節において「清算保險會社等」という。）」を「清算保險會社等」に改め、「及び支店又は従たる事務所」を削り、同項を同條第十二項とし、同條第八項中「第八十三條第二項又は商業登記法第九十二條において準用する同法第六十二條第二項及び第六十三條第二項（清算人の登記）」を「商業登記法第七十三條第一項及び第三項（清算人の登記）並びに第七十四條第一項（清算人に関する変更の登記）（第八十三條第二項におい

て準用する場合を含む。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七百七十四条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「商法第四百二十六条」を「会社法第四百七十九条」に、「裁判所」を「前条第二項から第四項までの規定により裁判所」に、「ガ選任シタル者ヲ除ク」を「ガ選任した者を除く。」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項第一号中「事由」の下に「（第百八十条第二号又は会社法第四百七十五条第二号に掲げる場合に該当することとなった清算保険会社等にあつては、その旨）」を加え、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 内閣総理大臣は、第一項、第四項又は第九項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人中から清算に係る株式会社又は相互会社（以下この節において「清算保険会社等」という。）を代表する清算人（以下この節において「代表清算人」という。）を定めることができる。

第七百七十四条第四項を削り、同条第三項中「商法第四百七十七条第一項（第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）」を「第百八十条の四第一項又は会社法第四百七十八条第一項」に改め、同項を同

条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第八条の二第二項の規定は、保険業を営む株式会社の清算人について準用する。

6 保険業を営む株式会社に対する会社法第四百七十八条第六項において準用する同法第三百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法、この法律」とする。

第四百七十四条第二項中「商法第四百三十条第一項（株式会社の清算）において準用する同法第二百二十二条（裁判所による清算人の選任）、同法第四百二十八条第三項において準用する同法第三百三十八条後段（設立無効の場合の裁判所による清算人の選任）及び同法第四百十七條第二項（清算人がいない場合の清算人の選任）」を「会社法第四百七十八条第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険業を営む株式会社に対する会社法第四百七十七條第四項（株主総会以外の機関の設置）の規定の適用については、同項中「大会社」とあるのは、「保険会社若しくは保険業法第二百七十二條の四第一項第一号口に掲げる株式会社」とする。

第七百七十五条第一項中「第三項又は第六項」を「第四項又は第九項」に改める。

第七百七十六条の見出しを「（決算書類等の提出）」に改め、同条中「商法第四百十九条第一項（会社財産調査報告義務）、第四百二十条第七項（計算書類の作成と監査）又は第四百二十七条第一項（清算の終了）（これらの規定を）」を「会社法第四百九十二条第三項（財産目録等の作成等）若しくは第四百九十七条第二項（貸借対照表等の定時株主総会への提出等）（これらの規定を第百八十条の十七において準用する場合を含む。）又は第五百七条第三項（清算事務の終了等）（「に」、「掲げる」を「規定する」に改める。）

第七百七十七条第一項中「商法第四百四条第一号（株式会社の解散の原因）（第百五十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由のうち同法第九十四条第六号（解散を命ずる裁判）に掲げる事由若しくは同法第四百四条第二号」を「会社法第四百七十一条第三号若しくは第六号（解散の事由）」に改める。

第七百七十八条中「商法第四百二十三条（債権申出期間内の弁済）」を「会社法第五百条（債務の弁済の制限）」に改める。

第百八十条を次のように改める。

(相互会社の清算の開始原因)

第百八十条 相互会社は、次に掲げる場合には、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合（第百五十二条第二項において準用する会社法第四百七十一条第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

第百八十条の次に次の十六条を加える。

(清算相互会社の能力)

第百八十条の二 前条の規定により清算をする相互会社（以下この節において「清算相互会社」という。）

は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

(清算相互会社の社員総会及び総代会以外の機関)

第百八十条の三 清算相互会社は、一人又は二人以上の清算人及び監査役を置かなければならない。

2 清算相互会社は、定款の定めによって、清算人会又は監査役会を置くことができる。

3 監査役会を置く旨の定款の定めがある清算相互会社は、清算人会を置かなければならない。

4 第百八十条各号に掲げる場合に該当することとなった時において委員会設置会社であった清算相互会社においては、監査委員が監査役となる。

5 第五十一条の規定は、清算相互会社については、適用しない。

(清算人の就任)

第百八十条の四 次に掲げる者は、清算相互会社の清算人となる。

一 取締役（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款で定める者

三 社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議によって選任された者

2 第百八十条各号に掲げる場合に該当することとなった時において委員会設置会社であった清算相互会社における前項第一号及び第五十三条の五第三項の規定の適用については、前項第一号中「取締役」と

あるのは「監査委員以外の取締役」と、同条第三項中「社外監査役（相互会社の監査役であって、過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。以下同じ。）」とあるのは「過去に当該監査役会設置会社又はその実質子会社の取締役（社外取締役を除く。）」、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人となったことがないもの」とする。

3 第八条の二第二項、第五十三条及び第五十三条の二第一項の規定は清算相互会社の清算人について、同条第三項の規定は清算人会設置相互会社（清算人会を置く清算相互会社をいう。以下この節において同じ。）における清算人について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（清算人の解任）

第百八十条の五 清算相互会社の清算人（第百七十四条第一項、第四項及び第九項の規定により内閣総理大臣が選任した者を除く。）は、いつでも、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議に

よって解任することができる。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）であつて六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き社員である者（総代会を設けているときは、これらの者又は九名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の総代）の申立てにより、前項の清算人を解任することができる。

3 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項の規定による申立てについて、同法第九百三十七条第一項（第二号ハ及び第三号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は前項の規定による第一項の清算人の解任の裁判について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第五十三条の十二第一項から第三項までの規定並びに会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項（第二号ロに係る部分に限る。）の規定は、第一項の清算人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監査役の任期）

第八百八十条の六 第五十三条の六の規定は、清算相互会社の監査役については、適用しない。

（清算人の職務）

第八百八十条の七 清算相互会社の清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

（業務の執行）

第百八十条の八 清算人は、清算相互会社（清算人会設置相互会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算相互会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。

一 支配人の選任及び解任

二 従たる事務所の設置、移転及び廃止

三 第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項

四 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算相互会社の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

4 会社法第三百五十三条から第三百五十七条まで（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、表見代表取締役、忠実義務、競業及び利益相反取引の制限、取締役の報告義務）、第三百六十条第一

項（株主による取締役の行為の差止め）及び第三百六十一条（取締役の報酬等）の規定は、清算人（同条の規定については、第七十四条第一項、第四項又は第九項の規定により内閣総理大臣が選任したものを除く。）について準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第八十条の九第五項において準用する第三百四十九条第四項」と、同法第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算相互会社の代表）

第八十条の九 清算人は、清算相互会社を代表する。ただし、他に代表清算人その他清算相互会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算相互会社を代表する。

3 清算相互会社（清算人会設置相互会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく清算人（第七十四条第一項、第四項又は第九項の規定により内閣総理大臣が選任した者を除く。以下この項において同じ

。の互選又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議によって、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第百八十条の四第一項第一号の規定により取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めていたときは、当該代表取締役が代表清算人となる。

5 会社法第三百四十九条第四項及び第五項（株式会社の代表）並びに第三百五十一条（代表取締役に欠員を生じた場合の措置）の規定は清算相互会社の代表清算人について、同法第三百五十二条（取締役の職務を代行する者の権限）の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）に規定する仮処分命令により選任された清算相互会社の清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は清算相互会社の清算人又は代表清算人につ

いて、同法第九百三十七条第一項（第二号口に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は清算相互会社の一時代表清算人の職務を行うべき者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算相互会社についての破産手続の開始）

第百八十条の十 清算相互会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 清算人は、清算相互会社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算相互会社が既に債権者に支払ったものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

（清算人の清算相互会社に対する損害賠償責任）

第百八十条の十一 清算人は、その任務を怠ったときは、清算相互会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が第百八十条の八第四項において準用する会社法第三百五十六条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第百八十条の八第四項において準用する会社法第三百五十六条第一項第二号又は第三号の取引によって清算相互会社に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠ったものと推定する。

一 第百八十条の八第四項において準用する会社法第三百五十六条第一項の清算人

二 清算相互会社が当該取引をすることを決定した清算人

三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

4 第五十三条の三十四及び会社法第四百二十八条第一項（取締役が自己のためにした取引に関する特則）の規定は、清算相互会社の清算人の第一項の責任について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百五十六条第一項第二号（第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第百八十条の八第四項において準用する第三百五十六条第一項第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

第百八十条の十二 清算相互会社の清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の清算人が、次に掲げる行為をしたときも、同項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 社債（第六十一条に規定する社債をいう。）を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならぬ重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該清算相互会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

二 第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項に規定する財産目録等並びに第百八十条の十七において準用する同法第四百九十四条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 虚偽の登記

四 虚偽の公告

(清算人及び監査役の連帯責任)

第百八十条の十三 清算人又は監査役が清算相互会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人又は監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第五十三条の三十六において準用する会社法第四百三十条の規定は、適用しない。

(清算人会の権限等)

第百八十条の十四 清算相互会社の清算人会は、すべての清算人で組織する。

2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。

一 清算人会設置相互会社の業務執行の決定

二 清算人の職務の執行の監督

三 代表清算人の選定及び解職

3 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第百八十条の九第四項の規定により代表清算人となった者を解職することができる。

5 第百七十四条第七項の規定により内閣総理大臣が清算相互会社の代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。

6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 第六十一条第一号に掲げる事項その他の社債（同条に規定する社債をいう。）を引き受ける者の募集に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

六 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算相互会社の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

7 次に掲げる清算人は、清算人会設置相互会社の業務を執行する。

一 清算相互会社の代表清算人

二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によって清算人会設置相互会社の業務を執行する清算人として選定されたもの

8 前項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。

9 会社法第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）及び第三百六十五条（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）の規定は、清算人会設置相互会社について準用する。この場合において、同法第三百六十四条中「第三百五十三条」とあるのは「保険業法第百八十条の八第四項において準用する第三百五十三条」と、同法第三百六十五条第一項中「第三百五十六条」とあるのは「保険業法第百八十条の八第四項において準用する第三百五十六条」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項各号」とあるのは「保険業法第百八十条の八第四項において準用する第三百五十六条第一項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算人会の運営)

第百八十条の十五 会社法第二編第四章第五節第二款(第三百六十七条、第三百七十一条第三項及び第五項、第三百七十二條第三項並びに第三百七十三條を除く。)(運営)の規定は清算人会設置相互会社の清算会の運営について、同法第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九條(疎明)、第八百七十條(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六條(最高裁判所規則)の規定はこの条において準用する同法第三百七十一條第二項又は第四項の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項(議事録等)中「株主」とあるのは「社員(総代会を設けているときは、総代)」と、「株式会社」の営業時間内は、いつでも」とあるのは「裁判所の許可を得て」と、同条第六項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三條の二第一項に規定する実質子会社」と、同法第三百七十二條第二項(取締役会への報告の省略)中「第三百六十三條第二項」とあるのは「保険業法第百八十条の十四第八項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読

替えは、政令で定める。

（取締役等に関する規定の適用）

第百八十条の十六 清算相互会社については、第二章第二節第三款、同節第四款第一目及び第二目、第五十三條の五第二項、第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十三條第一項及び第二項、第五十三條の十一において準用する同法第三百四十五條第四項において準用する同條第三項、第五十三條の十五において準用する同法第三百五十九條、同款第六目並びに第六十二條の二の規定中取締役、代表取締役、取締役会又は相互会社に関する規定は、それぞれ清算人、代表清算人、清算人会又は清算人会設置相互会社に関する規定として清算人、代表清算人、清算人会又は清算人会設置相互会社に適用があるものとする。

（財産目録等）

第百八十條の十七 会社法第二編第九章第一節第三款（第四百九十六條第三項並びに第四百九十七條第一項第三号を除く。）（財産目録等）の規定は、清算相互会社について準用する。この場合において、同法第四百九十二條第一項（財産目録等の作成等）中「第四百八十九條第七項各号」とあるのは「保険業

法第百八十条の十四第七項各号」と、「第四百七十五条各号」とあるのは「同法第百八十条各号」と、同法第四百九十四条第一項（貸借対照表等の作成及び保存）中「第四百七十五条各号」とあるのは「保険業法第百八十条各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百八十一条第一項中「解散した相互会社」を「清算相互会社」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（債務の弁済等）

第百八十一条の二 会社法第二編第九章第一節第四款（債務の弁済等）、第八百六十八条第二項（非訟事件の管轄）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、清算相互会社について準用する。この場合において、同法第四百九十九条第一項（債権者に対する公告等）中「第四百七十五条各号」とあるのは「保険業法第百八十条各号」と、同法第五百条第二項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百八十二条第一項中「解散した相互会社」を「清算相互会社」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「相互会社」を「清算相互会社」に改める。

第百八十三条及び第百八十四条を次のように改める。

（清算事務の終了等）

第百八十三条 会社法第五百七条（清算事務の終了等）、第五百八条（帳簿資料の保存）、第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定は、清算相互会社について準用する。この場合において、同法第五百八條第一項中「第四百八十九条第七項各号」とあるのは「保険業法第百八十条の十四第七項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第九百二十八条（第二項を除く。）（清算人の登記）、第九百二十九条（第一号に係る部分に限る。）（清算終了の登記）及び第九百三十二条本文（支店における変更の登記等）並びに商業登記法第七十三条から第七十五条まで（清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算終了の登記）の規定

は、相互会社の清算に関する登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（相互会社の特別清算に関する会社法の準用）

第百八十四条 会社法第二編第九章第二節（第五百二十二条第三項及び第五百四十一条を除く。）（特別清算）、第七編第二章第四節（特別清算に関する訴え）、同編第三章第一節（第八百六十八条第二項から第五項まで及び第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）（総則）及び第三節（第八百七十九条、第八百八十条並びに第八百九十八条第一項第二号及び第五項を除く。）（特別清算の手続に関する特則）並びに第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、清算相互会社について準用する。この場合において、同法第五百二十二条第一項（調査命令）中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主若しくは発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合

にあつては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主」とあるのは「社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に相当する数の社員若しくは三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、保険業法第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続いて社員である者」と、同法第五百三十二条第二項（監督委員の報酬等）中「債権又は清算株式会社の株式」とあるのは「債権」と、同法第五百三十六条第三項（事業の譲渡の制限等）中「第七章（第四百六十七条第一項第五号を除く。）」とあるのは「保険業法第六十二条の二」と、同法第五百六十二条（清算人の調査結果等の債権者集会に対する報告）中「第四百九十二条第一項」とあるのは「保険業法第一百八十条の十七において準用する第四百九十二条第一項」と読み替えるものとす
るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十条第九項中「第百二十九条第一項」の下に「（振替社債等の供託）」を加える。

第百九十二条第一項を次のように改める。

外国保険会社等（会社法第二条第二号（定義）に規定する外国会社を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

第百九十二条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「住所」の下に「その他の場所」を加え、「第四十条」を「第二十二条」に、「第四百七十九条第三項」を「会社法第九百三十三条第二項」に改め、「営業所の」を削り、「次条」を「第二百十五条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 外国保険会社等は、その日本における代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

第百九十三条を次のように改める。

（外国相互会社）

第百九十三条 外国相互会社は、日本において取引を継続してしようとするときは、日本における代表者

を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。

2 会社法第八百十八条（登記前の継続取引の禁止等）及び第八百十九条（貸借対照表に相当するものの公告）の規定は、外国相互会社について準用する。この場合において、同条第一項中「外国会社の登記をした外国会社（日本における同種の会社又は最も類似する会社が株式会社であるものに限る。）」とあるのは「外国相互会社の登記をした外国相互会社」と、「第四百三十八条第二項」とあるのは「保険業法第五十四条の六第二項」と、同条第二項中「第九百三十九条第一項第一号又は第二号」とあるのは「保険業法第二百十七条第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十五条中「事業報告書」を「事業報告」に改める。

第百九十六条第一項中「定款又は」を「定款若しくは」に改め、「名簿」の下に「又はこれらの電磁的記録」を加え、同条第二項中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「代表者は」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、同項第三号中「事業報告書」を「事業報告」に改め、

同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 前項の書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

5 外国保険会社等の保険契約者、保険金額を受け取るべき者その他の債権者及び被保険者は、外国保険会社等の業務を行うべき時間内は、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該外国保険会社等の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項から第三項までの書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項から第三項までの書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて外国保険会社等の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第百九十八条の見出しを「（会社法等の準用）」に改め、同条第一項を次のように改める。

会社法第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定は外国相互会社であると誤認されるお

それのある商号又は名称の使用について、同法第九条（自己の商号の使用を他人に許諾した会社の責任）の規定は外国相互会社の名称について、同法第一編第三章第一節（会社の使用人）の規定は外国相互会社の使用人について、同章第二節（第十八条を除く。）（会社の代理商）の規定は外国相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について、同編第四章（第二十四条を除く。）（事業の譲渡をした場合の競業の禁止等）の規定は外国相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について、第五十四条、第五十四条の二並びに第五十四条の三第一項及び第四項の規定は外国相互会社の帳簿その他の資料について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十八条第二項中「第五百四条から第五百二十二条まで（商行為）」を「第二編第一章（第五百一条から第五百三条まで及び第五百二十二条を除く。）（総則）」に、「同法第五百二十四条から第五百二十八条まで」を「同編第二章」に、「同法第五百二十九条から第五百三十四条まで」を「同編第三章」に、「同法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五百四十六条から第五百五十条まで」を「同編第五章（第五百四十五条を除く。）」に、「同法第五百五十一条から第五百五十七条まで」を「同編第六章（第五百五

十八条を除く。」に改める。

第百九十九条中「第三項及び第四項」を「及び第三項から第六項まで」に改め、「第百十一条第一項中「事業年度ごとに、業務」とあるのは「日本における事業年度ごとに、日本における業務」と、」の下に「同項及び同条第四項中」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に、「商法第二百八十五条（財産評価に関する特則）（第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず」を「内閣府令で定めるところにより」に改める。

第二百九条第三号中「資本」を「資本金」に改め、同条第五号中「分割」を「会社分割」に改める。

第二百十一条中「及び支店又は従たる事務所」を削り、「及び第七十九条（株式会社の添付書面の通則

）（これらの規定を第六十五条）を「及び第四十六条（添付書面の通則）（これらの規定を第六十七条）に、「二規定スル」を「に規定する」に、「二於ケル業務及財産ノ管理ノ委託ヲ為シタル」を「における業務及び財産の管理の委託をした」に、「二於テ準用スル」を「において準用する」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第二百十二条第四項を次のように改める。

4 第百七十八条の規定により読み替えて適用する会社法第五百条（債務の弁済の制限）の規定並びに同法第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第二編第九章第一節第二款（清算株式会社の機関）、第四百九十二条（財産目録等の作成等）、同節第四款（第五百条を除く。）（債務の弁済等）、第五百八条（帳簿資料の保存）、同章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く。）（特別清算）、第七編第三章第一節（総則）及び第三節（特別清算の手續に関する特則）並びに第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国保険会社等の財産についての清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百十二条第五項を削り、同条第六項中「第四項において準用する商法第四百三十一条から第四百五十六条」を「前項において準用する会社法第二編第九章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く。）、第七編第三章第一節及び第三節並びに第九百三十八条第一項から第五項」に、「第百七十五条中「前条第一項、第三項又は第六項」とあるのは「第二百十二条第二項」と、「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と、第百七十九条第一項中「清算保険会社等」とあるのは「清

算に係る外国保険会社等」を「第百七十五条中「前条第一項、第四項又は第九項」とあるのは「第二百十二条第二項」と、「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と、第百七十九条第一項中「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「商法第四百八十三条ノ三（外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議）」を「会社法第八百二十条（日本に住所を有する日本における代表者の退任）」に改め、同項を同条第六項とする。

第二百十三条を次のように改める。

（会社法の準用）

第二百十三条 会社法第八百二十二条第一項から第三項まで（日本にある外国会社の財産についての清算）、第七編第一章第二節（外国会社の取引継続禁止又は営業所閉鎖の命令）、同編第三章第一節（総則）、第四節（外国会社の清算の手續に関する特則）及び第五節（会社の解散命令等の手續に関する特則）、第九百三十七条第二項（裁判による登記の嘱託）並びに第九百三十八条第六項（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、外国相互会社が日本国内に従たる事務所その他の事務所を設けた場

合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百十五条から第二百十七条までを次のように改める。

（会社法の準用）

第二百十五条 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）（総則）並びに第九百三十二条（第一

項第一号及び第二項第七号を除く。）（外国会社の登記）、第九百三十四条第二項（日本における代表

者の選任の登記等）、第九百三十五条第二項（日本における代表者の住所の移転の登記等）及び第九百

三十六条第二項（日本における営業所の設置の登記等）の規定は、外国相互会社の登記について準用す

る。この場合において、同法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）中「この法律」とあるのは「

保険業法及びこの法律」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第二百十六条 商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記

官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防

止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電

磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記（第十七条第一項、第二項及び第四項（登記申請の方式）、第十八条から第十九条の二まで（申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録）、第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）、第二十一条から第二十三条の二まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認）、第二十四条（第一号及び第十二号を除く。）（申請の却下）、第二十五条から第二十七条まで（提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条、第四十五条（会社の支配人の登記）、第五十一条、第五十二条（本店移転の登記）、第二百二十八条（申請人）、第二百二十九条（外国会社の登記）、第三百十条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第三百二十二条から第三百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、外国相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「

同項」と、同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「日本国内の事務所」と、同法第二百二十九条第一項中「会社法第九百三十三条第一項の規定による外国会社」とあるのは「外国相互会社の事務所の設置」と、同条第三項中「日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所」とあるのは「日本国内に事務所」と、同法第三百三十条第三項中「前二項の登記の」とあるのは「第一項の登記の」と、「既に前二項」とあるのは「既に同項」と、「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国保険会社等の公告方法）

第二百十七条 外国保険会社等（外国会社及び外国相互会社に限る。次項及び第三項において同じ。）の公告方法は、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

2 外国保険会社等が前項第二号に掲げる方法を公告方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に

よる公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号に掲げる方法を定めることができる。

3 会社法第九百四十条第一項（第一号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国保険会社等が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第一項第二号中「第四百四十条第一項」とあるのは「保険業法第百九十三条第二項において準用する第八百十九条第一項」と、「定時株主総会」とあるのは「手続」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第九百四十一条中「この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く）」とあるのは「保険業法の規定による公告（同法第百九十三条第二項において準用する第八百十九条第一項の規定による公告を除く）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 外国保険会社等（外国会社及び外国相互会社を除く。）の公告方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法とする。

第二百二十四条第三項を次のように改める。

3 引受社員の日本における業務に係る保険契約者、保険金額を受け取るべき者その他の債権者及び被保険者は、総代理店に対して、その業務を行うべき時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該総代理店の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって総代理店の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第二百三十五条第四項を次のように改める。

- 4 第七百七十八条の規定により読み替えて適用する会社法第五百条（債務の弁済の制限）の規定並びに同法第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第二編第九章第一節第二款（清算株式会社の機関）、第四百九十二条（財産目録等の作成等）、同節第四款（第五百条を除く。）（債務の弁済等）、第五百八条（帳簿資料の保存）、同章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く。）（特別清算）、第七編第三章第一節（総則）及び第三節（特別清算の手続に関する特則）並びに第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による免許特定法人及び引受社員の財産についての清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十五条第五項を削り、同条第六項中「第四項において準用する商法第四百三十一条から第四百五十六条」を「前項において準用する会社法第二編第九章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く。）、第七編第三章第一節及び第三節並びに第九百三十八条第一項から第五項」に、「第三項又は第六項」を「第四項又は第九項」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、

政令で定める」を加え、同項を同条第五項とする。

第二百四十条第一項第三号中「第三項及び第四項」を「及び第三項から第六項まで」に改め、「第百十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、「の下に「同項及び同条第四項中」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「同条第四項」を「同条第五項」に、「外国保険会社等の債権者」を「外国保険会社等の保険契約者」に、「引受社員の債権者」を「引受社員の保険契約者」に、「外国保険会社等のその業務」を「外国保険会社等の業務」に、「総代理店のその業務」を「総代理店の業務」に改める。

第二百四十条の五第二項中「商法第三百四十三条（定款変更の決議の方法）に定める」を「会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）の」に、「に定める決議に」を「の決議に」に改め、同条第三項中「商法第二百三十二条第一項（会社法第二百九十九条第一項（株主総会の」に、「第四十一条及び第四十九条」を「第四十一条第一項及び第四十九条第一項」に改める。

第二百四十条の六第一項から第三項までを次のように改める。

株式会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともにする会社法第二百九条第二項第

四号、第五号、第九号、第十一号若しくは第十二号（株主総会の決議）若しくは第三百二十四条第二項第一号若しくは第四号（種類株主総会の決議）に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議若しくは第六十九条第二項、第三百三十六条第二項、第四百四十四条第三項、第六百六十五条の三第二項若しくは第六百六十五条の十第二項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 株式会社である保険会社における前条第一項の決議とともにする会社法第三百九条第三項各号若しくは第三百二十四条第三項各号に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議又は同法第三百二十三条（種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合）の規定若しくは第六百六十五条の三第四項若しくは第六項若しくは第六百六十五条の十第六項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3 相互会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともにする第五十七条第二項、第六十条第二項、第六十二条第二項、第六十二条の二第二項、第八十六条第二項、第三百三十六条第二項、第百

四十四条第三項、第百五十六条又は第百六十五条の十六第二項（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員（総代会を設けているときは、総代）の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

第二百四十条の七第一項中「の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」を削り、「第二百四十条の十三第一項の」の下に「規定による」を加え、「を示す書類」を削り、「定める書類」を「定める事項」に改め、「を含む。」の下に「を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」を加え、同条第二項中「その営業時間又は事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は保険会社の定める費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる」を「当該保険会社に対して、その営業時間内又は事業時間内は、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該保険会社の定めた費用を支払わなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該保険会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第二百四十条の八第四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第二百四十条の九第一項中「執行役」の下に「、会計参与」を、「監査役」の下に「、会計監査人」を加える。

第二百四十二条第一項後段を次のように改める。

会社法第八百二十八条第一項及び第二項（会社の組織に関する行為の無効の訴え）（第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第七十二条において準用する場合を含む。）並びに第八百三十一条第一項（株主総会等の決議の取消しの訴え）（第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに第八十四条の二第二項及び第九十六条の十六第二項の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

第二百四十四条第一項中「及び支店又は従たる事務所の所在地」を削る。

第二百四十七条の二第二項中「執行役」の下に「、会計参与」を、「監査役」の下に「、会計監査人」を加える。

第二百四十七条の四第一項中「若しくは監査役」を「、会計参与、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第二百四十九条を削る。

第二百四十九条の二第二項から第三項までを次のように改める。

株式会社である被管理会社（外国保険会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）における会社法第三百九条第二項第四号、第五号、第九号、第十一号若しくは第十二号（株主総会の決議）若しくは第三百二十四条第二項第一号若しくは第四号（種類株主総会の決議）に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議又は第六十九条第二項、第三百三十六条第二項、第四百四十四条第三項、第六百六十五条の三第二項若しくは第六百六十五条の十第二項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 株式会社である被管理会社における会社法第三百九条第三項各号若しくは第三百二十四条第三項各号

に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議又は同法第二百二十三条（種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合）の規定若しくは第百六十五条の三第四項若しくは第六項若しくは第百六十五条の十第六項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であって出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3 相互会社である被管理会社における第五十七条第二項、第六十条第二項、第六十二条第二項、第六十条の二第二項、第八十六条第二項、第百三十六條第二項、第百四十四條第三項、第百五十六條又は第百六十五条の十六第二項（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員（総代会を設けているときは、総代）の議決権の四分の三以上当たる多数をもって、仮にすることができる。

第二百四十九条の二を第二百四十九条とする。

第二百四十九条の三第一項中「商法第二百四十五条（営業の譲渡及び譲受け）、第三百七十五条（資本の減少）及び第四百五条（解散の決議）」を「会社法第四百四十七条第一項（資本金の額の減少）、第四百六十七条第一項第一号及び第二号（事業譲渡等の承認等）並びに第四百七十一条第三号（解散の事由）」

の規定」に改め、同項第一号中「営業」を「事業」に改め、同項第二号中「資本」を「資本金の額」に改め、同条第二項中「第四十一条及び第四十九条において準用する商法第二百四十五条（営業の譲渡及び譲受け）並びに第三百三十六条及び」を「第六十二条の二第一項第一号及び第二号、第三百三十六条並びに」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 保険管理人は、会社法第三百三十九条第一項（解任）、第三百四十七条第一項（種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）若しくは第四百三条第一項（執行役の解任等）の規定又は第五十三条の八第一項若しくは第五十三条の二十七第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任することができる。

4 前項の規定により被管理会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の員数を欠くこととなるときは、保険管理人は、会社法第三百二十九条第一項（選任）、第三百四十七条第一項若しくは第四百二条第二項（執行役の選任等）の規定又は第五十二条第一項若しくは第五十三条の二十六第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理会社の取締役、執行役、会計参与

、監査役又は会計監査人を選任することができる。

第二百四十九条の三第五項中「又は監査役」を「、会計参与、監査役又は会計監査人」に改め、同条第六項中「について株主総会等」の下に「、種類株主総会又は取締役会」を加え、「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に、「資本の減少の」を「資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）の」に改め、「係る株主総会」の下に「（会社法第四百四十七条第三項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第三項（準備金の額の減少）に規定する場合にあつては、取締役会）」を加え、「資本の減少に係る第二百四十九条の三第一項」を「資本金又は準備金の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）に係る第二百四十九条の二第一項」に、「第二百四十九条の二第一項」に、「第二百四十九条の三第一項又は」を「第二百四十九条の二第一項又は」に、「第二百四十九条の三第八項」を「第二百四十九条の二第八項」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二条から第四条まで（管轄裁判所、優先管轄及び移送、管轄裁判所の指定）、第十五条（検察官の陳述及び立会い）、第十六条（検察官への通知義務）、

第十八条第一項及び第二項（裁判の発効）並びに第二十条（抗告）の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

第二百四十九条の三を第二百四十九条の二とする。

第二百四十九条の四を第二百四十九条の三とする。

第二百五十一条第二項中「第一項の公告」を「第一項の規定による公告」に改める。

第二百五十四条第一項中「合併契約書」を「合併契約」に改め、同条第三項中「商法第四百八条第一項（合併契約書の承認）（第百七十三条第一項）を「会社法第七百八十三条第一項（吸収合併契約等の承認等）」、第七百九十五条第一項（吸収合併契約等の承認等）若しくは第八百四条第一項（新設合併契約等の承認）又は第百六十五条の三第一項、第百六十五条の十第一項若しくは第百六十五条の十六第一項（第百六十五条の二十）に、「含む合併契約書」を「含む合併契約」に改める。

第二百五十五条第一項中「第百六十六条第一項の」を「第百六十五条の七第二項（第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十七第二項（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は第百六十五条の二十四第二項の規定による」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第一項の合併をする場合における第百六十五条の七第四項（第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）において準用する第七十条第七項、第百六十五条の十七第四項（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）において準用する第八十八条第七項又は第百六十五条の二十四第七項の規定の適用については、これらの規定中「同項の規定による公告の時ににおいて既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）」とあるのは「第百五十四条第二項において準用する第百五十条第三項に規定する特定契約」と、「五分の一」とあるのは「十分の一」と、「保険金請求権等」とあるのは「第百五十四条第二項において準用する第百五十条第三項に規定する特定契約に係る保険金請求権その他の政令で定める権利」とする。

第百五十五条の二第一項中「契約条件変更書」を「契約条件変更計画」に、「記載しなければ」を「定めなければ」に改める。

第百五十五条の三第一項中「の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」を削り、「次条第一項の」の下に「規定による」を加え、「契約条件変更書その他の内閣府令・財務省令で定める書類」

を「契約条件変更計画の内容その他の内閣府令・財務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「契約条件変更書」を「契約条件変更計画」に、「変更会社の営業時間又は事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は変更会社の定める費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる」を「変更会社に対して、その営業時間又は事業時間内は、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該変更会社の定めた費用を支払わなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・財務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって当該変更会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第二百五十五条の四第一項中「契約条件変更書」を「契約条件変更計画」に改める。

第二百六十四条第二項中「登記しなければならない」を「登記すべき」に改める。

第二百六十五条の十八中「この場合には」を「この場合においては」に改める。

第二百六十五条の十九第一項中「以下」の下に「この章において」を加える。

第二百六十五条の二十一中「機構の役員」の下に「（第二百六十五条の十三第一項の役員をいう。以下同じ。）」を加える。

第二百六十五条の二十八第一項第八号中「（平成八年法律第九十五号）」を削る。

第二百七十条の三の五の見出しを「（会社法第四百六十七条の不適用）」に改め、同条中「商法第二百四十六条（事後設立）」を「会社法第四百六十七条第一項第五号（事業譲渡等の承認等）」に改める。

第二百七十条の四第九項中「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第二百七十条の六第二項第一号中「第九十七条、」を「第九条第一項（第一号に係る部分に限る。）、

第九十七条、」に改め、「第二百七十四条の二」を削り、「委員会等設置会社等」を「委員会設置会社

」に改め、同条第三項中「（昭和三十年法律第九十七号）」を削る。

第二百七十一条第一項中「、整理手続」を削る。

第二百七十一条の十第二項並びに第二百七十一条の十八第二項及び第三項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第二百七十一条の十九第二項中「株式会社」の下に「であつて次に掲げる機関を置くもの」を加え、同項に次の各号を加える。

一 取締役会

二 監査役会又は委員会

三 会計監査人

第二百七十一条の十九の次に次の一条を加える。

（保険持株会社の取締役等の適格性等）

第二百七十一条の十九の二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、保険持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

2 会社法第三百三十一条第二項ただし書（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資

格等)において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(取締役の任期)(同法第三百三十四条第一項(会計参与の任期)において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項(監査役の任期)及び第四百二条第五項ただし書(執行役の選任等)の規定は、保険持株会社については、適用しない。

3 保険持株会社は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

第二百七十一条の二十二第二項及び第三項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第二百七十一条の二十三(見出しを含む。)及び第二百七十一条の二十四第一項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第二百七十一条の二十五第一項中「営業年度」を「事業年度」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「同項に規定する書類」を「第一項の説明書類」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の説明書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 第一項の説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、保険持株会社の子会社である保険会

社の本店及び支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

第二百七十一条の二十六の見出し中「営業報告書等」を「事業報告等」に改め、同条中「商法第二百八十一条第一項（計算書類の作成）又は商法特例法第二十一条の二十六第一項（計算書類の作成等）」を「会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成）」に、「営業報告書」を「事業報告」に改める。

第二百七十一条の第三十一項中「執行役」の下に「会計参与」を加える。

第二百七十一条の三十一の見出し中「分割又は営業」を「会社分割又は事業」に改め、同条第二項中「分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改め、同条第三項中「営業」を「事業」に改める。

第二百七十一条の三十二第二項第三号及び第四号中「分割又は営業」を「会社分割又は事業」に改め、同項第六号中「資本」を「資本金」に改める。

第二百七十二條の二第二項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「委員会等設置会社等

」を「委員会設置会社」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

第二百七十二条の四第一項第一号を次のように改める。

一 株式会社又は相互会社（次に掲げる区分に応じ、次に定めるものに限る。）でない者

イ 資本金の額又は基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。次号において同じ。）の総額が政令で定める額に満たない株式会社又は相互会社（以下この項において「株式会社等」という。） 取締役会及び監査役又は委員会を置くもの

ロ イに掲げる株式会社等以外の株式会社等 取締役会及び監査役会又は委員会並びに会計監査人を置くもの

第二百七十二条の四第一項第二号中「資本」を「資本金」に、「株式会社又は相互会社（以下この項において「株式会社等」という。）」を「株式会社等」に改め、同項第十号中「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

第二百七十二条の十第一項中「委員会等設置会社等」を「委員会設置会社」に改める。

第二百七十二条の十三第二項中「第百条の二及び第百条の三」を「第百条の二から第百条の四まで」に、「同条」を「第百条の三」に改める。

第二百七十二条の十四第二項中「分割」を「会社分割」に改め、同条第三項を削る。

第二百七十二条の十六第二項中「資本の額又は基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額が第二百七十二条の四第一項第一号に規定する政令で定める額以上の会社」を「第二百七十二条の四第一項第一号に掲げる株式会社等」に改める。

第二百七十二条の十七中「第三項及び第四項」を「及び第三項から第六項まで」に改める。

第二百七十二条の二十一第一項第二号中「分割」を「会社分割」に改め、同項第三号中「資本」を「資本金」に改める。

第二百七十二条の二十六第二項中「執行役」の下に「会計参与」を加える。

第二百七十二条の三十一第二項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第二百七十二条の三十二第一項第三号中「資本」を「資本金」に改める。

第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ(3)中「第十二条第一項において読み替えて適用する商法第二百五十四条ノ二各号（取締役の欠格事由）に掲げる者」を「会社法第三百三十一条第一項第二号（取締役の資格等）若しくは第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者」に改め、同項第二号ハ(1)及び(2)中「第十二条第一項において読み替えて適用する商法第二百五十四条ノ二各号に掲げる者」を「会社法第三百三十一条第一項第二号若しくは第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者」に改める。

第二百七十二条の三十五第二項及び第三項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第二百七十二条の三十六第一項第三号中「資本」を「資本金」に改め、同項第四号中「委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改める。

第二百七十二条の三十七第二項中「株式会社」の下に「であつて次に掲げる機関を置くもの」を加え、同項に次の各号を加える。

一 取締役会

二 監査役会又は委員会

三 会計監査人

第二百七十二条の三十七の次に次の一条を加える。

（少額短期保険持株会社の取締役等の適格性等）

第二百七十二条の三十七の二 会社法第三百三十一条第二項ただし書（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（取締役の任期）（同法第三百三十四条第一項（会計参与の任期）において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項（監査役の任期）及び第四百二条第五項ただし書（執行役の選任等）の規定は、少額短期保険持株会社については、適用しない。

2 少額短期保険持株会社は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

第二百七十二条の三十九第二項及び第三項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第二百七十二条の四十第一項中「営業年度」を「事業年度」に、「第二百七十一条の二十五第一項及び第二項」を「第二百七十一条の二十五第一項から第四項まで」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、

「営業報告書」を「事業報告」に改める。

第二百七十二条の四十二第二項第六号中「資本」を「資本金」に改める。

第二百七十三条第一項中「第二百七十四条の二において同じ。」を削り、同項第四号及び同条第二項中「分割」を「会社分割」に改める。

第二百七十四条の二を削る。

第二百七十五条第一項第二号中「及び監査役」を「並びに監査役及び監査委員」に改める。

第二百十一条第一項中「第二百三十五条第六項」を「第二百三十五条第五項」に改める。

第二百十七条第一号中「を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類」を「若しくは電磁的記録を提出せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしてこれらの書類若しくは電磁的記録」に改め、同条第一号の二中「」又は「を」若しくは「に、」「又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した」を「若しくは第百十一条第四項（第百九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）若しくは

第二百七十一条の二十五第三項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第百十一条第三項（第百九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）若しくは第二百七十一条の二十五第二項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）

に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「第二百十二条第六項」を「第二百十二条第五項」に、「第二百三十五条第六項」を「第二百三十五条第五項」に改め、同条第七号中「執行役」の下に「会計参与」を加える。

第三百十八条の二中「執行役」の下に「会計参与」を、「監査役」の下に「会計監査人」を加える。

第三百二十一条第一項第三号中「前三条」を「第三百十八条の二から前条まで」に改める。

第三百二十二条に見出しとして「（取締役等の特別背任罪）」を付し、同条第一項及び第二項を次のように改める。

次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は保険会社等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該保険会社等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 保険会社等の保険管理人又は保険計理人

二 相互会社の発起人

三 相互会社の設立時取締役又は設立時監査役

四 相互会社の取締役、執行役、会計参与又は監査役

五 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された相互会社の取締役、執行役又は監査役の職務を代行する者

六 第五十三条の十二第二項、第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十一条第二項、第五十三条の二十五第二項において準用する同法第四百一条第三項（第五十三条の二十七第三項において

準用する場合を含む。）又は第五十三条の三十二において準用する同法第四百二十条第三項において準用する同法第四百一条第三項の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役の職務を行うべき者

七 相互会社の支配人

八 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた相互会社の使用人

九 検査役（相互会社に係るものに限る。）

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算相互会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算相互会社に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算相互会社の清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算相互会社の清算人の職務を代行する者

三 第百八十条の五第四項において準用する第五十三条の十二第二項の規定又は第百八十条の九第五項において準用する会社法第三百五十一条第二項の規定により選任された清算相互会社の一時清算人又

は代表清算人の職務を行うべき者

四 清算相互会社の清算人代理

五 清算相互会社の監督委員

六 清算相互会社の調査委員

第三百二十三条に見出しとして「(代表社債権者等の特別背任罪)」を付し、同条第一項中「又は外国相互会社」を削り、「社債権者集会の代表者又はその決議を執行する者」を「代表社債権者又は決議執行者(第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。)」に改める。

第三百二十四条に見出しとして「(会社財産を危うくする罪)」を付し、同条第一項第一号中「商法第二百八十条ノ二第一項第三号」を「会社法第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」に改め、「株主総会」の下に「若しくは種類株主総会」を加え、「申立て」を「申述」に改め、同項第三号中「利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配」を「剰余金の配当」に改め、同条第二項中「、発起人、取締役、執行役、監査役、第二十七条第三項若しくは第五十二条の三第

二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者、第五十一条第二項若しくは第五十三条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項（第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の職務代行者、支配人その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は検査役」を「第三百二十二条第一項第二号から第九号までに掲げる者又は第三十条の十一第二項若しくは第七十九条第三項において準用する会社法第九十四条第一項の規定により選任された者」に改め、同項第一号中「第二十二条第三項各号」を「第二十四条第一項各号」に、「申立て」を「申述」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「に組織変更する」を「となる組織変更をする」に、「前項に規定する者若しくは検査役」を「相互会社の保険管理人、第三百二十二条第一項第四号から第六号まで若しくは第九号に掲げる者」に、「執行役若しくは監査役」を「会計参与、監査役若しくは執行役」に、「現物出資」を「金銭以外の財産」に、「第九十二条の二第一項第四号」を「第九十二条第三号」に、「申立て」を「申述」に、「ときも、前項と同様とする」を「ときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五

項中「に組織変更する」を「となる組織変更をする」に、「執行役、商法第百八十八条第四項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役若しくは執行役の職務代行者、同法第二百五十八条第二項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の職務代行者」を「会計参与、監査役、執行役、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された株式会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の職務を代行する者、会社法第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（同法第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者」に、「執行役若しくは監査役」を「会計参与、監査役若しくは執行役」に、「申立て」を「申述」に、「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三百二十五条に見出しとして「（虚偽文書行使等の罪）」を付し、同条第一項中「第三百二十二条第一項に規定する者、外国相互会社の日本における代表者若しくは外国保険会社等若しくは免許特定法人の引受社員の保険管理人又は基金若しくは相互会社若しくは外国相互会社の社債」を「第三百二十二条第一

項第一号から第八号までに掲げる者又は基金若しくは相互会社の社債（第六十一条に規定する社債をいう。）を引き受ける者」に、「又は社債の募集に当たり、株式申込証、基金抛出申込証、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙、目論見書、株式、基金、新株予約権若しくは社債の」を「、社債（第六十一条に規定する社債及び会社法第二条第二十三号に規定する社債をいう。以下この項において同じ。）又は新株予約権付社債を引き受ける者の募集をするに当たり、保険会社等の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該」に、「その他株式、基金、新株予約権若しくは社債の」を「その他の当該」に、「不実」を「虚偽」に改め、同条第二項中「又は外国相互会社の社債」を「の社債（第六十一条に規定する社債をいう。）」に、「不実」を「虚偽」に改め、同条第三項中「に組織変更する」を「となる組織変更をする」に、「取締役、執行役、監査役、第二十七条第三項若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者、第五十一条第二項若しくは第五十三条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項（第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の職務代行者又は支配人その他営業に關す

るある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人」を「又は第三百二十二条第一項第四号から第八号までに掲げる者」に、「第九十二条の二第一項」を「第九十二条」に、「の募集に当たり、株式申込証の用紙、目論見書、株式の」を「を引き受ける者の募集をするに当たり、組織変更後の株式会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該」に、「その他株式の」を「その他の当該」に、「不实」を「虚偽」に改め、同条第四項中「に組織変更する」を「となる組織変更をする」に、「執行役、監査役、商法第百八十八条第四項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第二百五十八条第二項（同法第二百八十条第一項及び商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の職務代行者」を「会計参与、監査役、執行役、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された株式会社の取締役、監査役若しくは執行役の職務を代行する者、会社法第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（同法第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者」に、「第七十七条第一項」を「第七十八条第一項」に改め、「基金抛出申込証の用紙」を削り、「不

実」を「虚偽」に改める。

第三百二十六条に見出しとして「（預合いの罪）」を付し、同条第一項中「第三百二十二条第一項に規定する者」を「第三百二十二条第一項第一号から第八号までに掲げる者」に改め、同条第二項中「に組織変更する」を「となる組織変更をする」に、「第九十二条の二第一項」を「第九十二条」に改め、同条第三項中「に組織変更する」を「となる組織変更をする」に、「第七十七条第三項」を「第七十八条第三項」に、「第二十三条第三項」を「第三十条の三第一項」に改める。

第三百二十七条に見出しとして「（株式の超過発行の罪）」を付し、同条中「発行する」の下に「ことができる」を加える。

第三百二十八条に見出しとして「（取締役等の贈収賄罪）」を付し、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三百二十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二 第三百二十三条に規定する者

三 相互会社の会計監査人又は第五十三条の十二第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

四 保険会社の保険調査人

第三百二十八条第三項を削る。

第三百二十九条及び第三百三十条を次のように改める。

(社員等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第三百二十九条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 相互会社の社員総会、総代会、創立総会、社債権者集会若しくは債権者集会、株式会社が第六十八条第一項の組織変更をする場合の保険契約者総会若しくは保険契約者総代会又は外国相互会社の債権者集会における発言又は議決権の行使

二 第三十八条第一項若しくは第二項、第三十九条、第四十条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条、第四十七条第一項、第五十条第一項若しくは第二項、第五十三条の十五において準

用する会社法第三百五十八条第一項（第二号を除く。）若しくは第三百六十条第一項、第五十三条の三十二において準用する同法第四百二十二条第一項、第五十三条の三十六において準用する同法第四百二十六条第五項、第百八十条の五第二項若しくは第百八十条の八第四項において準用する同法第三百六十条第一項に規定する社員若しくは総代の権利の行使、第百八十四条において準用する同法第五百十一条第一項若しくは第五百二十二条第一項に規定する社員若しくは債権者の権利の行使又は第百八十四条において準用する同法第五百四十七条第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

三 社員総数の千分の五、千分の三若しくは千分の一以上に相当する数若しくは三千名若しくは千名以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第五十条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）、九名若しくは三名以上の総代又は相互会社における社債（第十一条に規定する社債をいう。以下この号において同じ。）の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる社債を有する社債権者の権利の行使

四 この法律又はこの法律において準用する会社法に規定する訴えの提起（相互会社の社員又は債権者がするものに限る。）

五 この法律において準用する会社法第八百四十九条第一項の規定による社員の訴訟参加

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

(没収及び追徴)

第三百三十条 第三百二十八条第一項又は前条第一項の場合において、犯人の収受した利益は、没収する

。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三百三十一条に見出しとして「(株主等の権利の行使に関する利益供与の罪)」を付し、同条第一項中「相互会社の取締役、執行役、監査役、第二十七条第三項若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者、第五十一条第二項若しくは第五十三条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項(第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)」の職務代行者若しくは支配人その他の使用人(第三項及び第四項において「保険管理人等」という。)」を「第三百二十二条第一項第四号から第七号までに掲げる者若しくはその他の相互会社の使用人」に改め、「に關し、」の下に「当該」を加え、「商法第二百十一条ノ二(保険会社等

が相互会社であるときは、第五十一条第二項において準用する同法第二百六十条ノ四第七項）に規定する子会社」を「会社法第二条第三号に規定する子会社（保険会社等が相互会社であるときは、その実質子会社）」に改め、同条第二項中「第三者に」の下に「これを」を加え、同条第三項中「保険管理人等」を「同項に規定する者」に改め、同条第四項中「その実行につき保険管理人等」を「その実行について第一項に規定する者」に、「があったときは」を「をしたときは」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三百三十一条の次に次の一条を加える。

（国外犯）

第三百三十一条の二 第三百二十二条から第三百二十四条まで、第三百二十六条、第三百二十七条、第三百二十八条第一項、第三百二十九条第一項及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第三百二十八条第二項、第三百二十九条第二項及び前条第二項から第四項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

第三百三十二条に見出しとして「（法人における罰則の適用）」を付し、同条中「第三百三十条第一項又は前条第一項」を「第三百二十九条第一項又は第三百三十一条第一項」に改め、「これらの規定」の下に「並びに第三百二十二条第三項及び第三百二十三条第二項の規定」を、「支配人に」の下に「対してそれぞれ」を加える。

第三百三十二条の次に次の二条を加える。

（虚偽届出等の罪）

第三百三十二条の二 第六十七条の二又は第二百十七条第三項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第三百三十二条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第三百三十三条の前に見出しとして「(過料に処すべき行為)」を付し、同条第一項各号列記以外の部分中「取締役、執行役、監査役、検査役」を「設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」に、「商法第三百九十一条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。）」の整理委員、同法第三百九十七条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。）」の監督員、同法第三百九十八条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。）」の管理人、同法第四百四十四条第一項(第百八十四条において準用する場合を含む。）」の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七条第三項、同法第百八十八条第四項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」において準用する商法第六十七条二の職務代行者、同法第四百三十条第一項(第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）」において準用する同法第二百三十三条第三項において準用する同法第六十七条二の職務代行者、同法第二百五十八

条第二項（第五十一条第二項、第五十三条第二項並びに同法第二百八十条第一項及び第四百三十条第二項（第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号（第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の職務代行者」を「会社法第五百二十五条第一項（第百八十四条において準用する場合を含む。）の清算人代理、同法第五百二十七条第一項（第百八十四条において準用する場合を含む。）の監督委員、同法第五百三十三条（第百八十四条において準用する場合を含む。）の調査委員、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役、監査役若しくは清算人の職務を代行する者、第三百二十二条第一項第六号若しくは会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、第三百二十二条第二項第三号若しくは同法第九百六十条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百二十八条第一項第三号若しくは同法第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者」に、「第五十四号及び第五十九号」を「第六十五号及び第七十一号」に改め、「その取締役、執

行役」及び「含む。」の取締役、執行役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、「、管理人」を削り、同項第一号中「執行役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同項第二号を削り、同項第一号の二中「第百九十二条第三項」を「第百九十二条第五項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第三号から第六号までを次のように改める。

三 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による登記を怠ったとき。

四 この法律若しくはこの法律において準用する会社法の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

五 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による開示をすることを怠ったとき。

六 この法律又はこの法律において読み替えて準用する会社法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

第三百三十三条第一項中第六号の二を削り、第七号から第十五号までを次のように改める。

七 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 この法律又はこの法律において準用する会社法に規定する事項について、官庁、社員総会、総代会、創立総会、保険契約者総会、保険契約者総代会、社債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

九 定款、社員総会、総代会、創立総会、取締役会、重要財産委員会、委員会、監査役会、保険契約者総会、保険契約者総代会、社債権者集会若しくは債権者集会の議事録、社員の名簿、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、第五十四条の三第二項若しくは第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告、社債原簿、財産目録、事務報告又は第六十一条の五において準用する同法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項、第百六十五条の二第一項、第百六十五条の九第一項、第百六十五条の十三第一項、第百六十五条の十五第一項、第百六十五条の十九第一項若しくは第百六十五条の二十一第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又

は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。

十一 正当な理由がないのに、社員総会、総代会、創立総会、保険契約者総会又は保険契約者総代会において、社員になろうとする者、社員、総代又は保険契約者の求めた事項について説明をしなかったとき。

十二 第十五条、第五十六条から第五十九条まで、第九十一条第三項、第一百十二条第二項（第九十九条において準用する場合を含む。）又は第一百十五条（第九十九条及び第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金若しくは積立金を計上せず、若しくは積み立てず、又はこれらを取り崩したとき。

十三 第十七条第二項若しくは第四項（これらの規定を第五十七条第四項において準用する場合を含む。）
。）、第七十条第二項若しくは第四項（第六十五条の七第四項（第六十五条の十二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十七条第四項、第八十八条第二項若しく

は第四項（第百六十五條の十七第四項（第百六十五條の二十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百三十七條第一項から第三項まで（これらの規定を第二百十條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五條の七第二項（第百六十五條の十二において準用する場合を含む。）、第百六十五條の十七第二項（第百六十五條の二十において準用する場合を含む。）、第百六十五條の二十四第二項若しくは第四項、第百七十三條の四第二項若しくは第四項、第二百四十條の十二第二項から第三項まで、第二百五十一條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百五十五條第一項又は第二百五十五條の四第一項から第三項までの規定に違反して、資本金若しくは準備金の額の減少若しくは基金償却積立金の取崩し、組織変更、保険契約者総代会の設置、保険契約の移転、合併、会社分割、第二百四十條の二第一項に規定する契約条件の変更又は第二百五十條第一項に規定する契約条件の変更をしたとき。

十四 第二十八條第二項（第七十八條第三項において準用する場合を含む。）、第六十條の二第二項若しくは第九十三條第二項の規定に違反して、書面を交付せず、又は当該書面若しくは第二十八條第三

項（第六十条の二第四項及び第七十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第九十三条第三項の電磁的方法において作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十五 第三十九条第一項又は第四十六条第一項の規定による請求があった場合において、その請求に係る事項を社員総会又は総代会の目的としなかったとき。

第三百三十三条第一項中第十五号の二及び第十五号の三を削り、第十六号から第十八号までを次のように改める。

十六 第四十条第二項若しくは第四十七条第二項において準用する会社法第三百七条第一項第一号の規定若しくは第五十三条の十五において準用する同法第三百五十九条第一項第一号の規定による裁判所の命令又は第四十一条第一項若しくは第四十九条第一項において準用する同法第二百九十六条第一項の規定に違反して、社員総会又は総代会を招集しなかったとき。

十七 第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条若しくは第三百二条の規定、第四十八条の規定又は第五十四条の五（第五十四条の十第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して

、社員総会又は総代会の招集の通知に際し、書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により情報を提供しなかったとき。

十八 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなった場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠ったとき。

第三百三十三条第一項中第十八号の二及び第十八号の三を削り、第十九号から第二十六号までを次のように改める。

十九 第五十三条の五第三項の規定に違反して、社外監査役を監査役の半数以上に選任しなかったとき

。

二十 第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十三条第二項又は第三百四十四条第二項の規定による請求があった場合において、その請求に係る事項を社員総会若しくは総代会の目的とせず、又はその請求に係る議案を社員総会若しくは総代会に提出しなかったとき。

二十一 第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十五条第二項（第五十三条の三十二におい

て準用する同法第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定又は第百八十条の第十四第九項において準用する同法第三百六十五条第二項の規定に違反して、取締役会若しくは清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十二 第五十三条の十九第三項の規定に違反して、常勤の監査役を選定しなかったとき。

二十三 社債（第六十一条に規定する社債をいう。）の発行の日前に社債券を発行したとき。

二十四 第六十一条の五において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく社債券を発行しなかったとき。

二十五 社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二十六 第六十一条の六の規定に違反して社債（第六十一条に規定する社債をいう。）を発行し、又は第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十四条第一項の規定に違反して事務を承継する社債管理者を定めなかったとき。

第三百三十三条第一項中第二十六号の二から第二十六号の五までを削り、第二十七号から第四十八号までを次のように改める。

二十七 第六十七条の二又は第二百七十七条第三項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかったとき。

二十八 第六十九条、第七十八条又は第八十六条の規定に違反して組織変更をしたとき。

二十九 第九十八条第二項若しくは第九十九条第四項前段若しくは第五項（これらの規定を第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して認可を受けないでこれらの規定に規定する業務を行ったとき、又は第二百七十二条の十一第二項ただし書の規定に違反して承認を受けないで同項ただし書に規定する業務を行ったとき。

三十 第九十九条第四項後段（第九十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。

）の規定に違反して、認可を受けないで同項後段に規定する業務の内容又は方法を変更したとき。

三十一 第一百条（第九十九条において準用する場合を含む。）、第二百七十一条の二十一第一項、第二百七十二条の十一第二項又は第二百七十二条の三十八第一項の規定に違反して他の業務を行ったとき。

三十二 第一百条の四（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二百七十一条

の十九の二第三項又は第二百七十二条の三十七の二第二項の規定に違反して、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となったとき。

三十三 第百六条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第百七条第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき又は第二百七十二条の十四第一項の規定に違反して同項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社以外の会社を子会社としたとき。

三十四 第百六条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象保険会社等を子会社としたとき、若しくは同条第六項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する子会社対象保険会社等に限る。）に該当する子会社としたとき、又は第二百七十二条の十四第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで同項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社を子会社としたとき。

三十五 第百七条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

三十六 第百七条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

三十七 第百十六条又は第百十七条（これらの規定を第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して、責任準備金又は支払備金を積み立てなかったとき。

三十八 第百十八条第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたとき。

三十九 第百二十条第一項（第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保険計理人の選任手続をせず、若しくは第百二十条第二項（第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件に該当する者でない者を保険計理人に選任し、又は第百二十条第三項（第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による届出をしなかったとき。

四十 第百二十二条（第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）、第百九十条第四項、第二百二十三条第四項、第二百四十二条第三項、第二百五十八条第一項若しくは第二百七十二条の五第四項の規定による命令又は第百三十二条第一項、第二百四条第一項、第二百三十条

第二項、第二百四十条の三、第二百四十一条第一項若しくは第二百七十二条の二十五第二項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

四十一 第二百二十三条第一項（第二百七条において準用する場合を含む。）又は第二百二十五条第一項の規定による認可を受けないで、これらの規定に規定する書類に定めた事項の変更をしたとき。

四十二 第二百二十三条第二項（第二百七条において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十五条第二項の規定による届出をせず、又は第二百二十五条第一項（第二百七条及び第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間（第二百二十五条第二項又は第三項（これらの規定を第二百七条及び第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあっては、当該短縮又は延長後の期間）内に第二百二十三条第一項（第二百七条において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十五条第二項の内閣府令で定める事項を変更したとき。

四十三 第二百二十五条第四項（第二百七条及び第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）

又は第二百七十二条の二十四第四項の規定による変更又は届出の撤回の命令に違反したとき。

四十四 第二百二十七条第一項、第二百九条、第二百十八条第一項、第二百三十四条、第二百三十九条、

第二百七十一条の三十二第二項若しくは第二項、第二百七十二条の二十一第一項又は第二百七十二条の四十二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四十五 第二百三十一条、第二百三条、第二百二十九条又は第二百七十二条の二十四第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四十六 第二百三十六条（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の移転の手續をしたとき。

四十七 第二百三十八条（第二百十条第一項、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の締結をしたとき。

四十八 第二百七十六条の規定に違反して、書類若しくは書面若しくは電磁的記録を提出せず、又は当該書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録

せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をして、これらを提出したとき。

第三百三十三条第一項中第六十三号を第七十五号とし、第五十七号から第六十二号までを十二号ずつ繰り下げ、第五十六号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八 第二百七十一条の十四（第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十一条の十五、第二百七十一条の十六第二項（第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。）又は第二百七十一条の二十九（第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

第三百三十三条第一項中第五十五号を第六十六号とし、第五十二号から第五十四号までを十一号ずつ繰り下げ、第五十一号を削り、第五十号を第六十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

六十一 第二百四十二条第二項の規定により内閣総理大臣が選任した保険管理人に事務の引渡しをしな
いとき。

第三百三十三条第一項中第四十九号の三を第六十号とし、第四十九号の二を第五十九号とし、第四十九号を第五十八号とし、第四十八号の次に次の九号を加える。

四十九 第百八十条の十第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠り、又は第百八十四条において準用する会社法第五百十一条第二項の規定に違反して、特別清算開始の申立てをすることを怠ったとき。

五十 第百八十一条の規定に違反して財産を処分したとき。

五十一 清算の結了を遅延させる目的をもって、第百八十一条の二において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

五十二 第百八十一条の二において準用する会社法第五百条第一項の規定又は第百八十四条において準用する同法第五百三十七条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

五十三 第百八十一条の二において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、清算相互会社の財産を分配したとき。

五十四 第百八十四条において準用する会社法第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の規定に違反したとき。

五十五 第百八十四条において準用する会社法第五百四十条第一項若しくは第二項又は第五百四十二条

の規定による保全処分に違反したとき。

五十六 第百九十七条の規定に違反して、同条に規定する合計額に相当する資産を日本において保有しないとき。

五十七 第二百十三条において準用する会社法第八百二十七条第一項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

。 第三百三十三條第二項中「商法第四百九十八條第一項各号」を「会社法第九百七十六條各号」に改める。

第三百三十三條の次に次の一條を加える。

第三百三十三條の二 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六十七條の二又は第二百十七條第三項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第六十七條の二又は第二百十七條第三項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第三百三十四条各号列記以外の部分を次のように改める。

保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役若しくは清算人、第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、会社法第五百二十七条第一項（第百八十四条において準用する場合を含む。）の規定により選任された清算株式会社若しくは清算相互会社の監督委員、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された株式会社若しくは相互会社の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を代行する者、同条に規定する仮処分命令により選任された清算株式会社若しくは清算相互会社の清算人若しくは代表清算人の職務を代行する者、会社法第三百四十六条第二項（同法第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時役員の職務を行うべき者若しくは一時清算人の職務を行うべき者、同法第四百一条第三項（同法第四百三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時委員の職務を行うべき者若しくは一時執行役の職務を行うべき者、第五十条の十二第二項（第百八十条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時役員の職務を行うべき者若しくは一時清算人の職務を行うべき者、第五十三条の二十五第二項（第五

十三条の二十七第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第四百一条第三項の規定により選任された一時委員の職務を行うべき者若しくは一時執行役の職務を行うべき者若しくは支配人又は保険金信託業務を行う外国生命保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百十一条において準用する第四百十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

第三百三十七条の三中「二十万円」を「百万円」に改める。

第三百三十八条を次のように改める。

第三百三十八条 第二十一条において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して、相互会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第二百十六条 施行日前に旧商法第六十七条の認証を受けた定款に係る保険業を営む旧株式会社（以下この条において「旧保険株式会社」という。）の設立については、なお従前の例による。ただし、設立の登記の登記事項については、前条の規定による改正後の保険業法（以下この条において「新保険業法」とい

う。）及び会社法の定めるところによる。

2 施行日前に旧保険株式会社において株式又は新株予約権の発行の決議があった場合におけるその株式又は新株予約権の発行の手続については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧保険株式会社において旧商法第二百八十条ノ二第二項第五号に掲げる事項の決議があった場合における当該決議に基づき付与する新株の引受権については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧保険株式会社が有する自己の株式の処分の決議があった場合における当該株式の処分の手続については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧保険株式会社において募集の決議があった新株予約権付社債の発行の手続については、なお従前の例による。

6 第百条の規定によりなお従前の例によることとされる旧保険株式会社における剰余金の配当又は第百一条の規定によりなお従前の例によることとされる旧保険株式会社における旧商法第二百九十三条ノ五第二項の決議による金銭の分配における利益準備金の積立てについては、なお従前の例による。

7 施行日前に旧保険株式会社の株主総会の招集の手続が開始された場合におけるその株主総会の決議を要

する資本又は資本準備金若しくは利益準備金の減少については、なお従前の例による。ただし、資本の減少に関する登記の登記事項については、会社法の定めるところによる。

8 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第百十三条前段（旧保険業法第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。）の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額がある旧保険株式会社に対する新保険業法第十七條の六の規定の適用については、同条第一項中「八 剰余金の配当」とあるのは、「八 剰余金の配当、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第 号。以下この号において「会社法整備法」という。）第百條の規定によりなお従前の例によることとされる剰余金の配当、会社法整備法第百一條の規定によりなお従前の例によることとされる旧商法第二百九十三條ノ五第一項の決議による金銭の分配、会社法整備法第八十一條の規定によりなお従前の例によることとされる自己の株式の取得又は会社法整備法第八十三條の規定によりなお従前の例によることとされる株式の消却」とする。

9 施行日前に旧保険業法第二十二條第四項において準用する旧商法第百六十七條の認証を受けた定款に係る相互会社の設立については、なお従前の例による。ただし、設立の登記の登記事項については、新保険

業法の定めるところによる。

10 相互会社は、新保険業法第二十六条第二項各号に掲げる請求に応じる場合には、当該請求をした者に対し、定款に記載又は記録がないものであっても、この条の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならない。

11 施行日前に社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この条において同じ。）の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

12 施行日前に旧保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する旧商法第二百四十五条第一項（第二号を除く。）の決議をするための社員総会の招集の手続が開始された場合における同項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。

13 新保険業法第五十三条の二第一項（新保険業法第五十三条の五第一項、第五十三条の二十六第四項及び第一百八十条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同

章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

- 14 新保険業法第五十三条の二第一項第三号（新保険業法第五十三条の五第一項、第五十三条の二十六第四項及び第百八十条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に相互会社の取締役、監査役、執行役又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の相互会社の取締役、監査役、執行役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

- 15 この法律の施行の際現に旧保険業法の取締役、監査役又は清算人である者の任期については、なお従前の例による。

- 16 相互会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

- 17 相互会社がこの法律の施行の際現に旧保険業法第五十二条の二第二項に規定する大会社（以下この項に

において「旧大会社」という。）若しくは同項に規定するみなし大会社（以下この項において「旧みなし大会社」をいう。）である場合で旧委員会等設置相互会社（旧保険業法第五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社をいう。以下この条において同じ。）でないとき、又は第九項の規定により従前の例により施行日以後に設立された相互会社が旧保険業法の適用があるとするならば旧大会社若しくは旧みなし大会社に該当する場合で旧委員会等設置相互会社でないときにおける相互会社の定款には、監査役会及び会計監査人を置く旨の定款の定めがあるものとみなす。

18 この法律の施行の際現に旧保険業法第五十二条の二に規定する重要財産委員会を置いている場合における相互会社においては、当該重要財産委員会を組織する取締役を新保険業法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十三条第一項に規定する特別取締役を選定した新保険業法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十三条第一項の規定による取締役会の定めがあるものとみなす。

19 相互会社がこの法律の施行の際現に旧委員会等設置相互会社である場合又は第九項の規定により従前の例により施行日以後に設立された相互会社が旧委員会等設置相互会社である場合における相互会社の定款には、取締役会、委員会及び会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなす。

20 施行日前に社員総会の招集の手續が開始された場合におけるその社員総会の決議を要する基金償却積立金の取崩しについては、なお従前の例による。ただし、基金償却積立金の取崩しに関する登記の登記事項については、新保険業法の定めるところによる。

21 施行日前に到来した最終の決算期（以下この条において「直前決算期」という。）に係る旧保険業法第五十九条において準用する旧商法第二百八十一条第一項各号に掲げるもの及びこれらの附属明細書の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

22 直前決算期に係る旧保険業法第五十九条において準用する旧商法特例法第十九条の二第一項に規定する連結計算書類の作成、承認、監査及び同条第四項の規定による報告の方法については、なお従前の例による。

23 施行日前に相互会社において基金の募集の決議があつた場合におけるその基金の募集の手續については、なお従前の例による。

24 この法律の施行の際現に旧保険業法の規定により相互会社が定めている社債管理会社は、新保険業法の規定により相互会社が定めた社債管理者とみなす。ただし、新保険業法第六十一条の八第二項において準

用する会社法第七百四十条第二項の規定は適用せず、その社債権者に対する損害賠償責任については、なお従前の例による。

25 この法律の施行の際現に存する社債については、新保険業法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十一条第一号の規定（新保険業法第六十一条第六号及び第七号に掲げる事項に係る部分に限る。）は、適用しない。

26 この法律の施行の際現に存する社債に係る債券の記載事項及び記名社債の譲渡については、なお従前の例による。

27 施行日前に募集の決議があつた社債の発行の手続については、なお従前の例による。

28 施行日前に招集の手続が開始された社債権者集会については、なお従前の例による。

29 この法律の施行の際現に相互会社であるもの又は第九項の規定により従前の例により施行日以後に設立された相互会社であるものの定款に社債についての名義書換代理人を置く旨の定めがある場合における相互会社の定款には、社債原簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなす。

30 相互会社がこの法律の施行の際現に置いている社債についての名義書換代理人は、施行日以後は、相互

会社が委託した社債原簿管理人とみなす。

31 この法律の施行の際現に係属している相互会社の整理に関する事件については、なお従前の例による。

32 施行日前に生じた旧保険業法第百五十二条第二項において準用する旧商法第四百四条各号に掲げる事由により相互会社が解散した場合における相互会社の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新保険業法の定めるところによる。

33 施行日前に組織変更計画書、合併契約書、分割契約書又は分割計画書が作成された組織変更、旧保険業法第九十二条の五第一項の株式交換、旧保険業法第九十二条の八第一項の株式移転、合併、吸収分割又は新設分割については、なお従前の例による。ただし、組織変更、旧保険業法第九十二条の五第一項の株式交換、旧保険業法第九十二条の八第一項の株式移転、合併、吸収分割及び新設分割に関する登記の登記事項については、新保険業法及び会社法の定めるところによる。

34 施行日前に旧保険業法第二百十三条第一項において準用する旧商法第四百八十四条第一項の規定による命令があった場合又は旧保険業法第二百十三条第一項において準用する旧商法第四百八十五条第三項に規定する場合に該当した場合における同条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によ

る日本にある外国相互会社の財産についての清算については、なお従前の例による。

35 施行日前に提起された、相互会社の創立総会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、社員総会若しくは総代会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効確認の訴え、基金償却積立金の取崩しの無効の訴え、基金の募集の無効の訴え、組織変更の無効の訴え、解散の訴え、合併の無効の訴え又は設立の無効の訴えについては、なお従前の例による。

36 施行日前に提起された旧保険株式会社組織変更の無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。

37 施行日前に社員が次に掲げる規定に規定する訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

一 旧保険業法第三十条において準用する旧商法第百九十六条において準用する旧商法第二百六十七条第一項

二 旧保険業法第五十一条第二項において準用する旧商法第二百六十七条第二項

三 旧保険業法第五十二条の三第二項において準用する旧商法特例法第二十一条の二十五第二項において

準用する旧商法第二百六十七条第一項

四 旧保険業法第五十三条第二項において準用する旧商法第二百六十七条第一項

五 旧保険業法第五十九条第一項において準用する旧商法第二百九十五条第四項において準用する旧商法第二百六十七条第一項

38 施行日前に提起された相互会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における相互会社の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新保険業法の定めるところによる。

39 施行日前に申立て又は裁判があった旧保険業法の規定による非訟事件（相互会社の整理に関する事件及び清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。

40 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。

41 この法律の施行の際現に係属している保険会社等の整理に関する事件に係る手續については、新保険業法第二百七十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

42 相互会社（旧委員会等設置相互会社である旨の登記がある場合を除く。）については、施行日に、その主たる事務所の所在地において、監査役設置会社である旨の登記がされたものとみなす。

43 相互会社についてこの法律の施行の際現に旧保険業法第二十七条第二項第三号の二に掲げる事項の登記がある場合には、相互会社は、新保険業法第六十四条第二項第十号、第十一号又は第十三号に規定する場合のいずれにも該当しないときも、当該登記に係る取締役の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

44 施行日前に相互会社がその従たる事務所の所在地でした支配人の選任の登記は、その登記をした日に、相互会社がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

45 相互会社は、次の各号に掲げる場合には、施行日から六箇月以内に、その主たる事務所の所在地において、当該各号に定める事項の登記をしなければならない。

一 監査役会設置会社である場合 監査役会設置会社である旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨

二 会計監査人設置会社である場合 会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称

46 相互会社は、前項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項の登記をしなければならない。

47 第四十五項の登記をするまでに同項に規定する事項に変更が生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

48 相互会社の代表取締役、代表執行役又は清算人は、前三項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

49 この法律の施行の際現に存する外国相互会社は、施行日から六箇月以内に、新保険業法第二百十五条において準用する会社法第九百三十三条第二項第五号及び第六号に掲げる事項の登記をしなければならない。

50 外国相互会社は、前項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項の登記をしなければならない。

51 第四十九項の登記をするまでに同項に規定する事項に変更が生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

- 52 外国相互会社の日本における代表者は、前三項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。
- 53 新保険業法において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧保険業法において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 54 施行日前にした旧保険業法において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新保険業法において準用する新商業登記法のこれらの規定に相当する規定によってしたものみなす。
- 55 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 56 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 57 施行日前にされた商号の仮登記（第五十五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における商号の仮登記を含む。）についての旧保険業法第六十五条において準用する旧商業登記法第三十六条の

規定による登記の申請、旧保険業法第六十五条において準用する旧商業登記法第三十七条第一項の規定による商号の仮登記の抹消の申請、旧保険業法第六十五条において準用する旧商業登記法第四十条の規定による商号の仮登記の抹消並びに旧保険業法第六十五条において準用する旧商業登記法第四十一条の規定による供託金の取戻し及び国庫への帰属については、なお従前の例による。

58 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における支配人の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

59 この法律の施行の際現に存する旧保険業法第六十五条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第二項の規定による指定は、新保険業法第六十七条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

60 第九項の規定によりなお従前の例によることとされる相互会社の設立の登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。

61 登記官は、相互会社について、職権で、その主たる事務所の所在地において、監査役設置会社である旨の登記（当該相互会社について旧委員会等設置相互会社である旨の登記がある場合を除く。）をしなければ

ばならない。

62 第七項、第十一項、第二十項、第二十三項、第三十二項、第三十三項又は第三十八項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧保険株式会社の資本の減少、相互会社の基金償却積立金の取崩し、基金の募集若しくは清算又は相互会社若しくは旧保険株式会社の組織変更、旧保険業法第九十二条の五第一項の株式交換、旧保険業法第九十二条の八第一項の株式移転、合併、吸収分割若しくは新設分割に関する登記その他の登記の申請その他の登記に関する手続については、なお従前の例による。

63 第十七項の規定により相互会社の定款に監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなされた場合における監査役会設置会社である旨及び会計監査人設置会社である旨の登記（設立の登記を含む）

）の申請書には、同項に規定する場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

64 第五十三項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による保険業法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

65 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、内閣府令で定める。